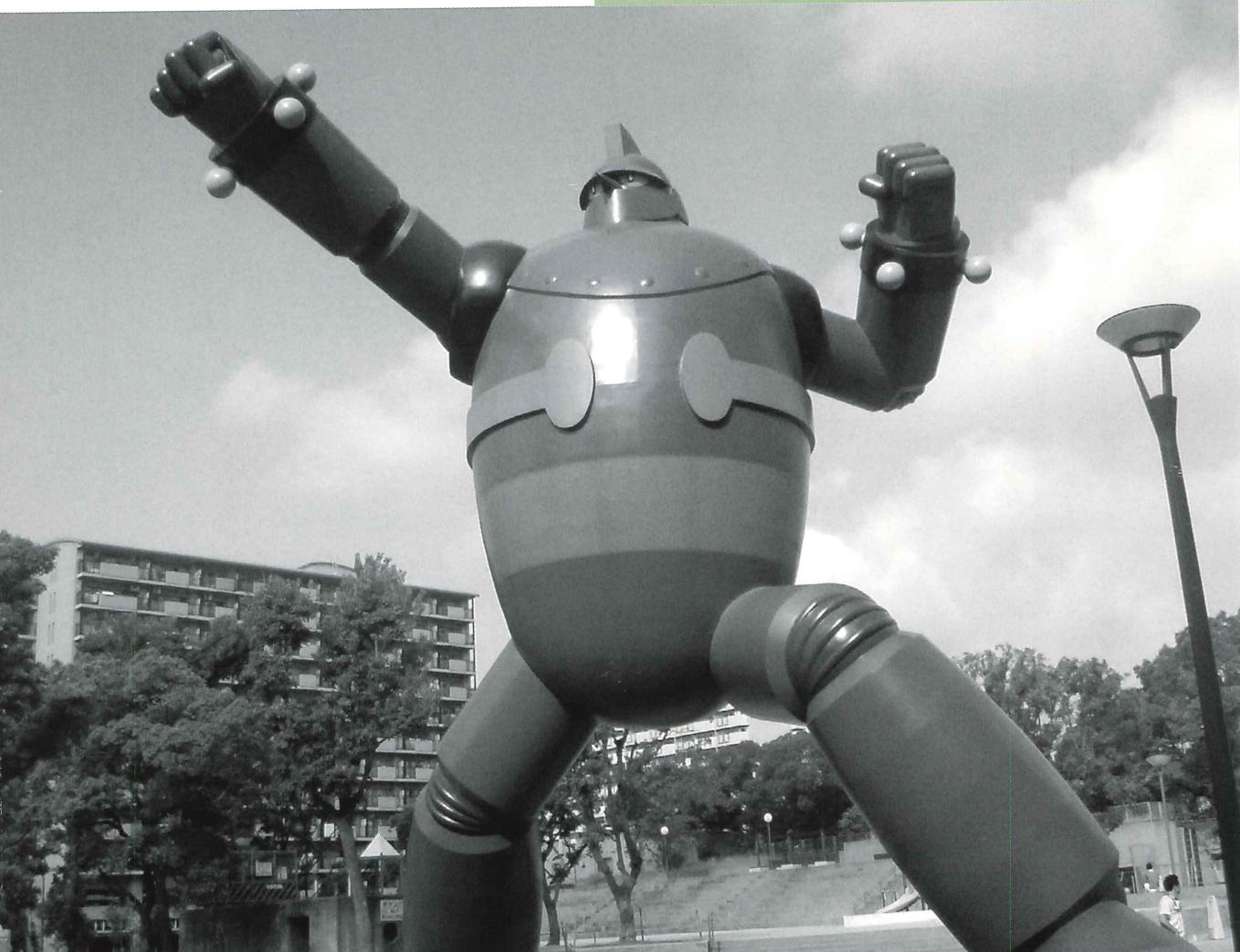


働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2010.12 No.124

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



雇用再生と神戸の震災復興

労働組合運動の新たな発展のために

原爆投下65年／改憲手続法／公益法人改革

日本の米づくり／同一価値労働同一賃金／エクアドル

今春は東京・専修大学で連続企画!!

1月30日(日) 13:00–17:00 春季集会プレ企画

「未来社会を展望する」合評会

会場 専修大学神田キャンパス7号館784教室

報告者：松井暁（専修大学）、大谷禎之介（法政大名誉教授）、小松善雄（東東農業大学）、富沢賢治（聖学院大学）、有井行夫（駒澤大学）、高田好章（基礎研究所員）、大西広（京都大学）

3月19–20日春季研究集会

会場 専修大学神田キャンパス7号館

第1日目

●並行セッション (10:30 –) 募集中

●共通セッション 人間発達論の諸課題

報告 福島利夫（専修大学）、山本広太郎（大阪経済法科大学）、中谷武雄（京都橘大学）、佐中忠司（比治山大学）、北野正一（兵庫県立大学）、新村聰（岡山大学）ほか

第2日目

●共通セッション 労働組合運動強化の課題

コーディネーター 大西広（京都大学）・米田貢（中央大学）

報告 兵頭淳史（専修大学）、五十嵐仁（法政大学）

長谷川美貴（常盤大学）、後藤康夫（福島大学）

コメント 藤田実（桜美林大学）

その他 全労連、生協労連、全大教に交渉中

※表紙写真：2010年度の研究大会が開かれた神戸・長田にそびえ立つ鉄人28号像（笠井弘子氏撮影）

経済科学通信

Letters of Economic Science

第124号（2010年12月）

NEWSを読み解く

「原爆投下」65周年、明らかになってきた米国側の投下意図	藤岡 悼	2
憲法改正手続法の施行一付帶決議はどうなったのか—	中村 浩爾	5
公益法人改革の動向	藤岡 純一	9
危機に立つ日本の米づくり どうする食料・農業・農村	佐保 庚生	14
「同一価値労働」の認定に関する京都市女性協会嘱託職員賃金差別事件判決報告	中村 和雄	18
「エクアドル社会主義」管見		
—韓国・日本をモデルとする産業政策重視の「社会主義」—	大西 広	23

SPECIAL EDITION

特集 雇用再生のために企業に求められること

なぜ企業の雇用責任を問えるのか？	北野 正一	28
企業の社会的責任をめぐる議論	大島 和夫	34
労働者保護と個人請負型就業者—貧困・半失業からディーセント・ワークへ—	高野 剛	40
資本蓄積と企業間格差	佐藤 真人	46

SPECIAL EDITION

特集 神戸の震災復興政策を問う

安保体制のなかの非核「神戸方式」	梶本 修史	52
阪神・淡路大震災の復興を問う—市民生活の貧困化と市民経済の衰退—	池田 清	57
大震災15年と復興の備え—「災害復興制度」の確立は急務—	出口 俊一	63

投稿論文

損保産業における「私的時間」の実証分析と「労働時間概念」	松浦 章	68
------------------------------	------	----

SPECIAL EDITION

特集 労働組合運動の新たな発展のために

はじめに	中村 浩爾	77
ローカルユニオンと非正規労働者の組織化		
—新しい労働運動と労働組合改革の方向—	寺間 誠治	78
「オルグ派遣」の可能性と「要求の統一化」の意義	中嶽 聰	87
両報告へのコメント	中村 浩爾	94
第33回研究大会 並行セッション報告		96



古典を読み解く（2）

ヘーゲル『論理学講義1831年』について	牧野 広義	105
----------------------	-------	-----

学界動向

経済理論学会第58回大会観戦記	井貝 浩	111
経済教育学会第26回全国大会：「厳しい状況のもとで経済をどう学ぶか」	中谷 武雄	112

書評

基礎経済科学研究所編『未来社会を展望する—甦るマルクスー』／重田澄男著『再論 資本主義の発見—マルクスと宇野弘蔵—』／和田幸子著『再生可能エネルギー“先進国”インド』／阪本将英著『環境問題のニュースが面白いほどわかる本』		114
--	--	-----

勤労・実践を捉えかえす学び（18）

森嶋文庫紹介		123
--------	--	-----

誌面批評

「鹿児島から現代の貧困と環境を問う」—『経済科学通信』No.123を読んで—	阪本将英	126
--	------	-----

「原爆投下」65周年、明らかに なってきた米国側の投下意図

FUJIOKA Atsushi

藤岡 悠

I 16回目を迎えた 「原爆学習の旅」

広島・長崎への原爆投下から65年の歳月がたちました。1995年以来、毎年8月になるとアメリカン大学のピータ・カズニック教授と組んで、日米カナダの学生たちとともに、京都・広島・長崎を巡る「原爆学習の旅」をおこなってきました。この旅は正式の授業科目であり、学習成果にはアメリカン大学は3単位、立命館大学は2単位を与えています。私が率いる立命館大学関係の学生は毎回、20名程度の参加です。第16回目となった今年は、8月1日から10日の旅程で、総勢48名（米国の学生17名、カナダの学生2名、イタリーの学生1名、中国の学生3名、日本の学生16名、先輩の学生リーダー4名、教職員5名）の参加で、成功させることができました。

「原爆学習の旅」を創始したのは、当時アメリカン大学を卒業したばかりの被爆2世の直野章子さん（現在は九州大学准教授）でしたが、1996年以降になると、被爆者でアメリカン大学の卒業生でもある近藤絢子さんが、2006年以降になるとカナダ側から乗松聰子さん（ピースフィロソフィー・センター代表）が講師陣に加わっています。近藤絢子さんは、「原爆乙女」25名の渡米治療運動リーダーの谷本清牧師の長女で、1946年に出版され、世界に衝撃を与えたジョン・ハーシーの記念碑的ルポ『ヒロシマ』に登場する最年少の被爆者という経歴の方です。

旅のなかで毎年ホットな討論テーマとなるのが、①なぜ米国は日本に原爆を投下したのか、②原爆投下の責任は誰が負うべきなのか、という論点です。「日本の降伏を早め、百万人もの米軍兵士の命を救うために、米軍はやむなく原爆を投下した。

そのおかげで結果的に数百万の日本人の命も救われたのだ」というのが米国政府の公式見解ですが、この公式見解を問い合わせなおすことにもつながります。

最初の頃は日本の権力者が侵略戦争を始めた責任や、敗戦受け入れをためらったために原爆投下を招いてしまったという日本側の「招爆責任」を明確にすることが先決だという意見が、日本の参加者の間では強かったように思います。「原爆投下を命令したトルーマン大統領に、日本の学生は、なぜこれほど甘いのか」とカズニック教授が憤っていたことを思い出します。

たしかに岩松繁俊さんなどが強調されてきた日本支配層の「招爆責任」の追及は必要ですが（岩松繁俊『戦争責任と核廃絶』三一書房、1998年），この「過ち」につけこむかたちで、米国の支配層の行った原爆投下という「蛮行」も、不必要で許しがたい「戦争犯罪」というべきであるとか、トルーマンたちの犯した犯罪行為も不間に付さず、米国側の謝罪と補償を求めるべきだといった意見を述べる参加者が増える傾向にあります。

なぜこのような傾向が強まってきたのか。戦争を早く終わらせるために、米国は原爆を投下したのではない、むしろ逆に2つのタイプの原爆を投下するまでは日本に降伏を許さなかったというのがコトの真相ではないか、という点を解明する研究書が最近数多く出版されてきたからです。ソ連への威嚇と新型戦争の効果の「人体実験」をするために、米国は戦争の終結を故意に引き延ばしたのではないか、というわけです。これに加えて、広島市立大学の田中利幸さんたちが2006-2007年にかけて開催した「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」（レノックス・ハインズ裁判長）なども、波紋を呼びおこしました。以下、最近の研究動向を紹介しつつ、私の見解を述べてみたいと思います。

Ⅱ ポツダム宣言原案の12条末尾の一節がなぜ削除されたのか

大日本帝国に降伏を勧告したポツダム宣言の原案第12条には、「連合国占領軍は、我々の諸目的が達成され、平和的傾向を持ち、日本国民を代表する性格が備えた責任ある政府が、疑問の余地なく確立され次第、日本から撤収されることになる」という文章の後に、「そうした政府が、二度と侵略を企図することがないと世界が完全に納得するならば、これには現在の皇統のもとでの立憲君主制も含むものとする」という一文が入っていました。日本の降伏を早めようと、H. スティムソン陸軍長官らが書き加えた苦心の文章だったのですが、会議直前になって、ジェームズ・バーンズ国務長官らの強引な介入をうけて削除されます。

それはなぜか。「天皇制の存続保証」を示唆する一文が残っていると、日本政府はポツダム宣言を受諾する「恐れ」があると心配されたためです。当時の価格で20数億ドルもの巨費を投じて秘密に開発してきた原爆が使われずに、戦争が終わってしまうとなるか。議会筋や納税者から「無駄遣いだ」という猛烈な反発が出てくるだろうし、原子兵器を軸にした「新型戦争」システムを開発しようと構想していた幼年期の「軍産複合体」にとっても大打撃です。原爆投下前に日本の降伏を許容するという選択肢は、はじめからなかったといってよい。

日本政府を「ポツダム宣言を黙殺（拒否）する」状態に追い込んだ方が原爆投下やむなしという世論を強め、投下を正当化することができる。そのために先の一文が削除されたわけです。

じっさい、ポツダム会談開会の3日前の7月14日の時点で、すでに「・・・米軍首脳が原爆投下の命令書を担当責任者に手渡して」いました。「この命令書には、日本政府が今後ポツダム宣言を受諾した場合、原爆投下を取りやめるといった“条件付き”の指示が、一切書き込まれていなかった」

ことも明らかになっています（仲 晃『黙殺——ポツダム宣言の真実と日本の運命（上）』日本放送出版協会、2000年、60頁）。

こうして7月28日には、日本政府をして「ポツダム宣言を黙殺する」という談話を出さざるをえない状況に追い込みます。連合国側の通信社は、「黙殺する」という日本語を「拒否する」というニュアンスをもつ“REJECT”という英文に置き換えて配信しました。このような舞台装置を作ったうえで、「ポツダム宣言を『拒否』した日本にたいして懲罰を加える」と称して、構造の違う2発の原爆を民衆の密集する地域の上空で爆発させた。新型戦争の「人体実験」を行なうとともに、対日侵攻準備中のソ連に対しては、米軍の軍事力の強大さを示威したわけです。

Ⅲ ポツダム宣言の拘束を超えて、「天皇制の存続保証」の密約を伝える

2種類の原爆を爆発させた直後に、日本の降伏を「遅くする」方向から「早める」方向へと、米国の対日戦略が劇的に転換します。「天皇制の維持」保証をアメとして、ソ連参戦＝「日本赤化」の恐怖をムチとして使い、日本を降伏に追い込んでいく「アメとムチの組み合わせ」作戦が浮上することになります。

米国による原爆投下の動きを察知していたソ連は、ポツダム会談時に約束していた対日開戦予定期（8月15日）を6日繰り上げ、長崎への原爆投下11時間前の8月9日午前0時（日本時間）を期して、中国東北部への侵攻を開始しました。米国の支配層にとってみると、ソ連軍が中国東北部から朝鮮半島を占領する前に日本を降伏させることが緊急課題となつた。そのため「天皇制の存続保証」というアメのカードを切ったわけです。

ソ連参戦という事態をうけて、日本政府は8月10日、「天皇の国家統治の大権を変更するとの要求を包含し居らざることの了解の下に」ポツダム宣言を受諾するという方針を通告します。それに

NEWSを読み解く

たいして米国政府は、バーンズ国務長官の指示のもと「日本国政府の最終的形態は、『ポツダム宣言』に従い、日本国民の自由に表明された意志によって決定される」という回答を8月11日付けで送ります（ガード・アルペロビッツ『原爆投下決断の内幕 上』1995年、ほるぷ出版、23章・606頁）。この回答は、ポツダム宣言の条文の引用という形をとりながら、「もし日本国民の多数が望むならば、連合国は天皇制の存続を容認する」と「深読み」できるように巧妙につくられていました。

ただしポツダム宣言の文言に拘束されていますから、バーンズ回答には天皇制の存続を確実に保証する言質までは与えられないという限界があった。この限界を乗り越えるためにバーンズらが編み出したのは、「本音」をマスコミにリークし、報道させるという便法だったようです。8月11日付けの『ニューヨーク・タイムズ』は一面トップに「日本が降伏を申し出た。米国は天皇を存続させるだろう」と報じ、翌8月12日付けの同紙はもっと確定的に「連合国は占領軍司令長官の意向によって、ヒロヒトを存続させることを決定した」と報道しました。12日付けの段階では、事実上ポツダム宣言12条のスティムソン原案の線に立ち戻り、「天皇制は確実に残すから、安心して降伏せよ」と呼びかけるに至ったわけです。小田実さんは、こう述べています。「翌12日付けの『ニューヨーク・タイムズ』には、もっと驚くべきことに、前日のmay（であろう）がなくなって、ヒロヒトを残すことを決めたと書いてある。…これは（中立国の）イススを通じて、天皇の耳、日本政府の耳に入っていたはずです」と（小田実・上田耕一郎『戦争と戦後60年』『経済』05年10月号、87頁）。

対日プロパガンダ放送を担当した海軍情報局のエリス・ザカリアスや、中立国イススの日本大使館にたいする情報工作を担当したアレン・ダレスもまた、独自のルートを使って「天皇制の存続」を保証する秘密メッセージを日本の支配層に送っていました（有馬哲夫『アレン・ダレス——原爆・天皇制・終戦をめぐる暗闘』2009年、講談社）。

8月14日午前に畠俊六ら3人の元帥を見た

際、「皇室の安泰は敵側からの確約があり、それについて心配ない」と昭和天皇が述べたとされていますが、その背景には上のような事実があったのです（有馬哲夫『昭和史を動かしたアメリカ情報機関』平凡社新書、2009年、149頁）。

IV ガンジーの慧眼をどう引き継ぐか

1946年7月7日付の『ハリジャン』紙に、インド独立運動指導者のM・K・ガンジーは、「原子爆弾アメリカと日本」という論説を寄せました。彼はこう書いています。「日本が下劣な野心を貫こうとして行った犯罪を私が弁護しようとしていると早合点しないでください。違いは程度の差にすぎません。日本の強欲のほうがいっそう下劣であったとしても、日本の特定地域の男、女、子供たちを、情け容赦もなく殺してしまうという下劣なことをやってよい権利はだれにも与えられていません。原子爆弾は、連合国の大勝利をもたらしたにすぎません。ここしばらく、日本の魂は破壊されてしまっているでしょう。爆弾の投げられた国の魂にどのようなことが起こるか、本当にわかるには時間が短すぎます」と。

1年余り後に、「爆弾の投げられた国の魂」は憲法9条を生み落としました。産婆役になったのは、若き日に外交官として1928年のパリ不戦条約交渉に参加した経験をもつ日本の幣原喜重郎首相であり、幣原のリーダーシップに支持を与えた占領軍最高司令官のダグラス・マッカーサー将軍でした。

長崎県原爆被災者協議会事務局長の山田拓民さんは、「原爆学習の旅」に参加した世界の学生を前にして、毎年こう説かれます。「原爆投下という戦争犯罪を行ったことを米国政府は謝罪し、反省してほしい。ただし私たちは、米国に補償金を請求しようとは思わない。そうではなく核兵器廃絶の先頭にたつことを要求したい」と。

（ふじおか あつし 所員 立命館大学）

憲法改正手続法の施行 —付帯決議はどうなったのか—

NAKAMURA Koji
中村 浩爾

I はじめに

憲法改正手続法が2010年5月14日から施行された。日弁連は、2009年11月18日に「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」を提出し、施行直前の2010年4月14日には「憲法改正手続法の施行延期を求める会長声明」を発表している。見直しを求めている事項は次の通りである。

①投票方式及び発議方式 ②公務員・教育者に対する運動規制 ③組織的多数人買収・利害誘導罪の設置 ④国民に対する情報提供 ⑤発議後国民投票までの期間 ⑥最低投票率と「過半数」 ⑦国民投票無効訴訟 ⑧国会法の改正部分¹⁾

問題の所在が明らかであるにもかかわらず、多くの国民はそれに関心を持たず、マスコミもほとんど取り上げることもなく、施行自体が他のニュースの陰に隠れて、深く潜行している。改憲を可能とする状況の秘かな出現である。政権交代により、明文改憲は当面は遠のいたと思われているからかもしれない。しかし、改憲勢力にとって有利な状況になれば、いずれ、改憲問題が政治の表面に出ることは必然である。改憲の真の狙いが9条2項の廃止にあることを知っている者、また、憲法の改正よりは現行憲法の完全実施を望む者、にとっては懸念すべき状況である。将来に備えて、この法律の問題点、そして、なすべきことを明らかにしておきたい。

この法律は、制定過程において「国民投票法」と呼ばれたことがあり、制定後もそのように呼ばれることがあるが、正式の名称は「日本国憲法の改正手続に関する法律」であり、内容の点から言っても、一般的な意味での国民投票法と呼ぶのは適切ではない²⁾。この呼び方は、住民投票と混同させるなど、誤解を招きやすい。本稿において、

「国民投票法」と呼びず、「憲法改正手続法」または「改憲手続法」という略称を使う理由である。

II 成立の経緯—付帯決議と附則

この法律は、2007年5月14日に成立し、施行まで3年の期間が置かれた。自民党・公明党（当時の与党）案と民主党（当時の野党）案との対立点の擦り合わせという手法で成立したものである。与党側が、改憲案作りにおける民主党との将来の協同を配慮したため、民主党案との「対決点」に沿って18項目もの付帯決議が参議院で付された。しかも、法律そのものにも12条の附則が付されている。施行まで3年の期間がおかれたのは、付帯決議や附則の数の多さとその内容の重大性の故であり、いかに改憲勢力が改憲のための法律作りを急いだか、また、この法律が未完成品であるかを物語っている。そして、成立の経緯からして、政権交代によって、「対立点」を挟む与野党の位置が逆転したため、付帯決議を実行させる圧力が低下していると見なければならない。

(1) 付帯決議

付帯決議は次の18項目（順不同）である。

①憲法調査会報告書課題の憲法審査会における継続調査 ②憲法審査会の定足数・議決要件の明定と少数会派配慮 ③憲法審査会における国民の意見の反映 ④合同審査会での各院の意思尊重 ⑤発議における内容関連性の判断基準の明確化 ⑥国民投票の対象・範囲、意義・必要性の検討 ⑦期日に関する両院の不一致の調整 ⑧発議公示と期日告示の同時実施 ⑨関連法令の成年年齢の検討 ⑩最低投票率制度の検討 ⑪在外投票の機会保障 ⑫広報協議会の運営の客觀性、正確性、

NEWSを読み解く

中立性、公正性の確保 ⑬サイトなどの周知手段の工夫 ⑭公務員・教員の地位利用規制の基準明確化 ⑮放送の有料広告規制の検討 ⑯罰則の構成要件の明確化 ⑰罰則適用における公選法の規制との峻別、萎縮効果の配慮 ⑱結果告示の際の白票数の明示

(2) 附則

全12条の内、読み替えなどの技術的なものを除いて、内容的に重要なものを挙げれば、次の通りである。

①成年年齢：「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができる」となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」（第3条第1項）。

②公務員の政治的行為の制限：「国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」（第11条）。

③改正問題についての国民投票制度に関する検討：「国は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」（第12条）。

(3) 施行は妥当であったか

付帯決議の中の、成年年齢、最低投票率、有料広告規制については、「本法施行までに」検討なし法制上の措置を完了するようにと明記されている。

附則の多くは、いわば読み替えなど技術的なものであるが、ここに挙げた三つは、付帯決議でも言われているものであり、成年年齢と公務員の政治的行為の制限に関しては、「法律が施行されるまでの間に」、そして、国民投票制度に関する検討に関しては「施行後速やかに」検討し必要な措置を講ずるように、と明記している点に注意しなければならない。

政権交代によって改憲勢力が後退し、「対立点」をめぐる力関係も変化したという要因があったとしても、このように、付帯決議や附則で「施行までに」と明記されている項目についてさえ、何の検討もされないまま施行されたのは、この法律の妥当性を決定的に失わせたと言える。法律としての資格を欠いていると言っても過言ではないであろう。悪法も法なり、という法実証主義の立場に立ったとしても、この法律を法律と認めることは出来ないはずである。日弁連の言うように、施行までに改正すべきであったであろうし、それができなかつた以上、施行を延期すべきであったと思われる。

III 改憲手続法の評価

では、手続法の内容はどうであろうか。まず、憲法96条は「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定している。

このような特別多数の規定は、政府与党を上回る安定した多数派の間での安定した合意を発議要件として期待していると言える。そして、国民投票が追認的性質をもつことを考えれば、発議にあたっての反対意見についての情報が十分提供されることが、国民が正しい判断をするために必要とされているということも確かである。

このような観点から発議段階と国民投票段階を見てみることにする（主として参考文献〔1〕の三

輪論文による)。

(1) 発議段階

これらは、手続法第151条にもとづいて国会法改正によって規定されたものである。

①内容において関連する事項に区分した発議：「前条の憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。」(国会法68条の3) この規定により、一応、個別投票方式が採られ、内容的関連性のない、いわゆる「抱き合せ投票」はあり得ないこととなったが、内容的に関連性があるかないかの判断基準の明確化は難しい。

②両院の憲法審査会の合同審査会(国会法102条の8)および憲法改正原案についての両院協議会(国会法86条の2)：前者は改正原案の起草段階、後者は原案の最終議決段階に関するものであり、いずれも、各議院の対等の自立的決定権を侵害する規定であり、違憲の疑いがある。

③憲法改正原案の発案・修正からの少数会派の排除：憲法改正原案の発案・修正を衆議院においては、議員100人以上、参議院においては議員50人以上についてのみ認める(国会法68条の2、68条の4)。これは、通常の法律案の発案の際の条件(衆議院20人以上、参議院10人以上)よりも重いが、制約を課すのは妥当だというのが学説では支配的である。しかし、憲法改正案に対する賛否の意見が同等に示される必要があり、反対意見の情報提示に十分な配慮が求められるという観点からすれば、過重な制限だということになる。ただし、どれぐらいが適当な数かはなお検討を要する。

(2) 国民投票段階

①広報協議会(改憲手続法11条～19条)：この機関は、改正案の「要旨」の作成、「参考となるべき事項に関する分かりやすい説明」や賛否双方の意見を付した「公報」原稿の作成、賛否双方の「政党等」による無料の放送・新聞広告の実施を任務とする。この機関は、改正案を発議した国会に設けられ、その構成は議席比率を基本としている

が、賛成側に有利な仕組みであり、国民が賛否両論に関する情報を十分に与えられ、熟慮する保障が与えられているとは言えない。たとえば、中央選挙管理委員会のもとに特別の組織を設けるなどの工夫が必要である。また、仮に、協議会が国会内に設けられるとしても、構成比率は賛否同数でなければならない。

②国民投票運動における討論の保障とメディア規制

この法律は、「国民投票運動」とは「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為」と曖昧に定義し、一方では、市民による投書・投稿、ビラ配布、街頭宣伝などの国民投票運動に広範な規制をかけられるようにし(改憲手続法101条1項)，他方では、公報の配布は投票日の10日前まで(同18条)としているのに対して、有料の広告放送は期日前14日までできるとし(同105条)，国民が公的な仕方で知ることのできる情報を制限する一方で、有料でのマス・メディア利用には大きな自由を与えていた。

国民投票においては、自由な討論を通じて、国民としての判断が求められる。しかし、現実には、マス・メディア利用における資金力の差により、討論過程に歪みが生じるのが必然である。にもかかわらず、このように、この法律は、それを是正するのではなく、改憲賛成派に有利な、そして、資金力のある者に有利なものである。

③運動期間

60日～180日、つまり、最短では60日、となっている(同2条)が、憲法改正の重大性を考慮すれば、改正案を周知し、それをめぐって国民の間で討論し、判断に至る期間としては短かすぎる。改憲を発議する側は、十分な準備をもって臨むのに対して、国民の側はそうではない上に、②で述べた、国民投票運動における広汎な規制やメディア利用における資金力の差を考えると、期間の短かさは改憲派に圧倒的に有利に作用するであろう。

(3) 全体として

このように、まず、この法律は、付帯決議や附

則で求められた措置をとっていないが故に法律としての資格を欠いている。しかも、付帯決議や附則が実行されたとしても、資格は生じない。なぜなら、付帯決議そのものが、言葉だけで、中味を伴わないものが多いからである。たとえば、(4) 合同審査会での各院の意思尊重、(5) 発議における内容関連性の判断基準の明確化、(12) 広報協議会の運営の客観性、正確性、中立性、公正性の確保、(7) 期日に関する両院の不一致の調整、など。理由の一部は前述した。

また、内容そのものも、上に述べたように、改憲派に有利な構造を持っており、憲法96条の解釈、そして憲法の精神からして、欠陥を持ったものだからである。資金力の差を野放しにする点で、新自由主義的な法律であると批判される所以である。

IV 何をなすべきか？

改正手続法を早く作るべきであると主張した改憲論者は、しばしば「立法不作為」を問題にした。しかし、もともと、「立法不作為」は存在せず、「立法不作為」は今の状態にこそあてはまる言葉である。後で欠陥を補うことを条件に、欠陥のある法律を作つておきながら、その実行をサボるとは、「立法不作為」という理由が、ただの口実に過ぎなかったことを自ら告白しているに等しい。

付帯決議や附則によって要求されていることを検討し、必要な措置を講ずることは、いわば、改憲派にとっては義務である。曖昧に決めて恣意的に運用する、ということは許されない。他方、護憲派にとっては権利であり、改正を望むわけではないから、急ぐ必要がないとも言える。しかし、放置しておけば、改憲可能な状況が生じた時には、空文句の部分は無視されて、必要最小限の措置が講じられて、改正手続きが強行されるであろう。そして、それは9条2項【戦力不保持、交戦権の放

棄】の廃止、すなわち、戦争する国への道である。それ故に、明文改憲の可能性の少ない間に、この法律の欠陥を指摘し、無効性を主張しておかなければならない。一端、改憲状況が生じてしまえば、この法律をめぐるすべての議論が政治化し、改正原案をめぐる力関係が貫徹することになる、つまり、法律の有効・無効をめぐる法的な議論はもはや成立し得ないであろう。今こそ、法律の成立の経緯を踏まえて、改正や廃止を提起し、少なくとも不備な点は正しておくことが必要である³⁾。

注

- 1) ⑤と⑦のみ、日弁連の主張を部分的に紹介すれば、次の通りである。⑤国民投票までの期間は、最低でも1年間は必要である。⑦国民投票無効訴訟の提起期間の30日は短期に過ぎる。管轄裁判所も東京高等裁判所に限定されているが、少なくとも全国の各高等裁判所を管轄裁判所とすべきである。
- 2) 憲法の改正についてのみ国会議員が発案し、国会が発議できるのであって、任意の事項について提起できるわけでもなければ、住民投票のように、住民の側から提起できるわけでもない。
- 3) 脱稿後、校正中の11月16日に、自民、民主、公明、国民新、みんな、たちあがれ日本の各党の改憲派議員らでつくる新憲法制定議員同盟（会長・中曾根康弘元首相）が、国会内で会合を開き、憲法審査会規定の議決に向けて動き出していると報じられた。このような動きこそが、私が最も危惧したことである。

参考文献

- [1] 三輪隆／浦田一郎／清水雅彦「改憲手続法の憲法問題—手続法の制定を受けて」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法—自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして』、法律時報増刊号、日本評論社、2008年4月。
- [2] 井口秀作／浦田一郎／只野雅人／三輪隆編『いまなぜ憲法改正国民投票法なのか』蒼天社出版、2006年。
- [3] 渡辺久丸『九条「改正」と国民投票』文理閣、2006年。

(なかむら こうじ 所員 元大阪経済法科大学)

公益法人改革の動向

FUJIOKA Junichi
藤岡 純一

I はじめに

天下りの受け皿や高額報酬・退職金など、公益法人の問題が取り上げられている。野球賭博で力士が不祥事をおこした日本相撲協会も公益法人の一つである。日本漢字能力検定協会は公益法人では認められない多額の利益を計上していた。公益法人の会員が政治団体に入会させられ、会費の一部が特定の政党や政治家に献金として流れていることもある。

公益法人は、国民の公益を増進するための非営利組織である。しかし、設立に際しての公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が主務大臣の許可によって多数設立され、行政の委託、補助金、天下りの受け皿等になってきた。100年以上も前の民法に根拠を持ち、縦割りで各省庁により自由裁量で設立・認定・監督が行われてきた。官僚制の肥大化と私的利害の追求が公益の名の下に進められてきた。

これに対して、現在、公益法人の改革が進行中である。公益の認定を法定化し、省庁の自由裁量を廃止する改革である。新制度は2008年12月に施行されたが、施行日から5年間は「移行期間」とされ、その間に旧公益法人は必要な手続きを行い、新制度に移行することになる。その移行期間中に、旧公益法人は特例民法法人として存続できる。

本レビューでは、まず、1990年代後半から進められつつあった公益法人改革の経緯について概説し、次いで、2008年改革の特徴と問題点を指摘する。

II 2008年改革までの経緯

公益法人とは、1896（明治29）年に制定された

民法34条の規定に基づいて設立される財団法人か社団法人で、次のような要件を満たすものであつた。① 公益に関する事業を行うこと、② 営利を目的としないこと、③ 主務官庁の許可を得ること。

公益法人（現：特例民法法人）には、社団法人と財団法人の2つの類型がある。社団法人とは、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。財団法人とは、一定の目的の下に拠出され結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。社団法人と財団法人との根本的な差異は、構成要素としての社員の有無である。

公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、事実上、国の各省庁と都道府県が有していた。

2009年12月1日現在の所管別特例民法法人数の内訳は、表1の通りである。都道府県所管が国所管の約3倍になっている。国所管で多いのは、文部科学省、国土交通省、厚生労働省である。都道府県所管では、大阪府、北海道、東京都である。法人数は、1998年の26,380をピークに減少してきた。事業種類別には、「生活一般」（家庭生活、保健・衛生・医療、体育・レクリエーションなど）が

表1 所管別法人数

	社 団	財 団	合 計
国所管	3,572	2,921	6,493
都道府県所管	8,821	8,668	17,489
合計	12,308	11,548	23,856

1) 特例民法法人の数

出所) 内閣府編「平成22年度特例民法法人白書」

54.4%を占める。次に、「教育・学術・文化」が42.1%, 「産業」26.8%, 「政治・行政」11.6%であった。

公益法人の設立許可及び指導監督について、公益法人の運営に係わる問題や公益法人と行政との関係に係わる問題などが指摘される中、統一的な基準が作成されたのが1996年であった。同年『『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について』が閣議決定された。また、翌年、公益法人の「内部留保」「株式保有」「情報公開」に関する具体的基準が定められた。

III 1996年の指導監督基準

1996年に決定され、その後一部改正された指導監督基準の主なものと、特別民法法人の現況とを、特例民法法人白書（平成22年度版）を参考にして考察する。

（1）所管庁出身理事数

【基準】理事現在数に占める所管官庁出身理事の割合を3分の1以下とする。

2009年12月1日現在（以下同じ）、所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人は、国所管法人10、都道府県所管法人444であった。表2は、公務員出身理事のいる法人数と理事数を示している。2万人を超える公務員出身理事がいることは驚嘆に値する。役員以外にも、国家公務員出身の職員が多数在籍している。

（2）同一親族・企業関係者理事

【基準】同一親族、特定企業関係者が理事現在数に占める割合をそれぞれ3分の1以下、同一業界関係者が理事現在数に占める割合を2分の1以下とする。

同一親族理事数が3分の1を超える法人数は、国所管法人が19、都道府県所管法人が166であった。また、同一特定企業関係者理事数が3分の1を超える法人数は、国所管法人68、都道府県所管法人169であった。さらに、同一業界関係者理事数が2分の1を超える法人数は、国所管法人が200、都道府

表2 公務員出身理事のいる法人数と理事数

所管官庁	法人数	理事数
内閣府	63	232
警察庁	42	162
金融庁	63	119
消費者庁	11	30
総務省	170	452
法務省	64	201
外務省	128	397
財務省	239	447
文部科学省	626	1,372
厚生労働省	555	1,198
農林水産省	315	866
経済産業省	437	1,191
国土交通省	731	2,068
環境省	63	255
防衛省	21	119
国所管合計	3,177	7,926
都道府県所管合計	4,926	12,807
総計	8,076	20,733

出所）表1と同じ。

県所管法人が3,126であった。

（3）有給常勤役員の平均年間報酬額

【基準】役員の報酬は、法人の資産・収支状況、民間給与水準と比べ不适当に高額に過ぎないものとする。

役員の報酬が2000万円を超えていた法人は0.3%，1600万円以上2000万円未満1.2%，1200万円以上1600万円未満3.3%，800万円以上1200万円未満6.4%であった。

（4）公益事業費割合・管理費割合

【基準】公益事業の規模を可能な限り総支出額の2分の1以上とする。また、管理費の割合を可能な限り総支出額の2分の1以下にすること。

公益法人本来の事業費が総支出額の2分の1未満であった法人数は13,379法人で実に56.1%に達した。また、管理費が総支出額の2分の1以上の法人は、1,877法人、7.9%であった。

（5）指導監督基準上の収益事業費

【基準】収益事業の支出規模を可能な限り総支出額の2分の1以下とする。

収益事業費が総支出額の2分の1超の法人は778法人、3.3%であった。

(6) 内部留保

【基準】内部留保については、公益事業の適正かつ継続的な実施に必要な程度とする。

望ましいとされる内部留保水準は、固定資産取得費の30%程度となっているが、100%を超える法人が19.0%，30%超100%未満が22.9%であった。

(1) から(6)まで、主な基準を述べたが、これらの基準を満たさない法人が非常に多い。

これらの他に、申し合わせとして、(1)立ち入り検査を3年に1回実施すること、(2)インターネットによる公益法人のディスクロージャーの推進、(3)休眠法人の整理などがある。

IV 公益法人と行政との かかわり

(1) 行政委託型法人

特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託や推薦を受けている公益法人（特例民法法人）を行政委託型法人としている。

国所管の行政委託型法人の数は合計で405、都道府県が所管する行政委託型法人は1,160であった。行政委託型法人の7割が検査検定・試験などの業務を行う法人である。

行政委託型法人に対して、2002年に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づき、委託等に係る事務・事業の廃止や登録機関への移行、存続している行政委託型法人に関して、行政及び公益法人の双方における検査の委託等に関する透明化・合理化ルールの設定が行われた。これらのルールの中に、中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと等）が含まれる。

(2) 公益（特例民法）法人に対する補助金・委託費等

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、

補給金等）の交付を受けている特例民法法人は476法人あり、国所管の法人の7.3%，補助金等の交付総額は3,301億円であった。また、各府省から委託費の交付を受けている法人は、604法人あり、国所管の法人の9.3%，これらの法人に対する交付額は、823億円であった。また、国または独立行政法人から10億円以上の支出を受けている国所管の特例民法法人は、136法人であった。

これらの補助金等と交付金を受け取る法人に対する規制措置は、①第三者分配型補助金等（国から交付された補助金・委託費等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの）及び補助金依存型公益法人（国から交付された補助金・委託費等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人）の見直しを行つとともに、「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたものについて、定期的な検証を行うこと、②引き続き国から補助金・委託費等を受ける公益法人については、ホームページに掲載するなど透明化・合理化ルールを適用することであった。

(3) 退職公務員の役員就任等

2002年に、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」という申し合わせが行われ、公益法人に対する指導等が行われてきた。

①退職公務員の役員就任について適切な情報公開に努める。②国から補助金・委託金等の交付を受けていたり、国から検査等の事務・事業の委託等を受けている公益法人について、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公表する。③各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（第三者分配型補助金を有する公益法人および補助金依存型公益法人）に対し、常勤の役員の報酬・退職金について、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不适当に高額に過ぎないよう指導すること、および、役員の在任年齢について適切な規程を整備することであった。

国と特に密接な関係を持つ公益法人96社のうち、有給常勤役員の平均年間報酬額が1600万円以上2000万円未満の法人が9社、1200万円以上1600万円未満の法人が33社あった。

V 2008年改革

これまで述べてきたように、1990年代後半から、公益法人に対する規制措置が行われてきた。2008年4月に施行された新制度は、これらの改革を踏まえつつ、民法34条を廃止するなど抜本的な改革であるといえる。2007年6月2日に公益法人制度関連三法が公布され、2008年12月に施行された。

改革の柱は、法人格の取得と公益認定の分離、準則主義による法人の設立、主務官庁制の廃止、民間有識者からなる合議制機関による公益認定、公益認定要件の実定化、中間法人の統合、既存の公益法人の移行・解散などである。

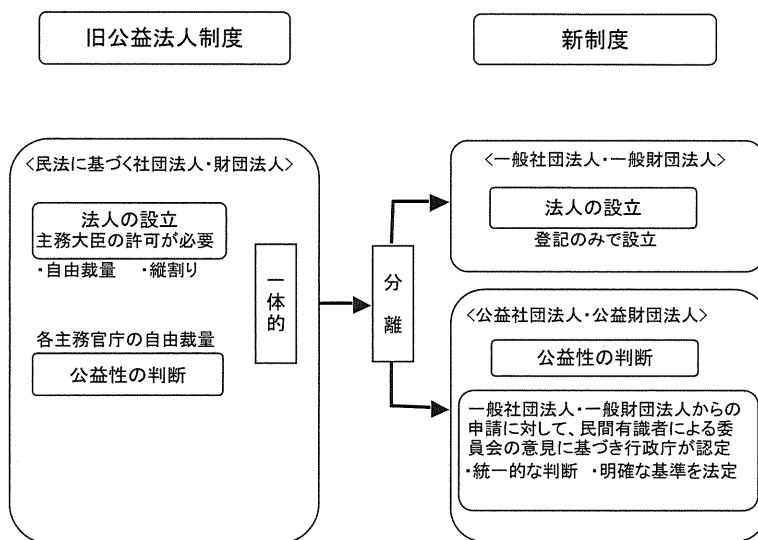
重要なことは、何よりも、法人の設立と公益性の判断を分離したことである。これまで公益社団・財団法人は各主務官庁によって、その設立と公益性を一体的に判断した上でなされていたが、改革によって、準則主義により登記のみで設立できる一般社団・財団法人と、民間有識者の委員会に基づき行政庁が認定する公益社団・財団法人が分離された。三法施行の日から5年間の移行期間に、現行の社団・財団法人は、一般社団・財団法

人へ移行するか、公益社団・財団法人への移行の申請を行う。移行期間中に移行しない法人は、移行期間満了の日に解散したと見なされる。

剩余金の分配を目的としない社団および財団は、登記することにより一般社団法人・一般財団法人として法人格を取得することができる。一般社団・財団法人のうち、公益目的事業を行いうことを主たる目的としている法人は、申請により、公益社団・財団法人の認定を受けることができる。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他公益に関するに関する表（公益認定法第2条別表）に掲げる事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであると規定されている。

認定基準は全部で18項目あるが、主な基準は、①公益目的事業を行うことを主たる目的としていること、②公益目的事業に関わる収入がその実施に要する適正費用を超えることはないこと、③公益目的事業費率が2分の1以上の見込みであること、④遊休財産額が一定額を超えない見込みであること、⑤同一親族等が理事または監事の3分の1以下であること、⑥理事、監事及び評議員に対する報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を

図1 公益法人制度改革の概要



出所) 行政改革推進本部事務局「公益法人制度改革の概要」等

考慮して、不当に高額なものとならない支給基準を定めていること、⑦認定取り消しの場合公益目的で取得した財産の残額を類似の事業を目的とする他の法人に贈与する旨を定款で定めているか、等である。主な欠格事項として、①暴力団員等が支配している法人、②滞納処分終了後3年を経過していない法人、③認定取り消し後5年を経過していない法人等である。

認定後の遵守義務として主なものは、①公益目的事業比率2分の1以上、②遊休財産額が一定以上を超えない、③寄附金等の財産を公益目的事業に使用・処分、④理事等の報酬等の支給基準を公表、⑤財産目録等の備置き・閲覧・行政庁への提出、等がある。公益認定委員会（国）または合議制の機関（都道府県）が報告徴収や立入検査を行う。

VI 公益法人の税制

新しく認定された公益法人は、収益事業から生じた所得についてのみ課税される。税率は30%であるが、所得金額年800万円までは22%になる。一般社団・財団法人のうち、非営利性が徹底しているか共益的活動が目的の「非営利型法人」も税法上、同様の課税が行われる。その他の一般社団・財団法人は法人税法の普通法人として扱われる。公益法人の収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄附金とみなされて、損金算入される。

公益法人に対しては、道府県民税及び市町村民税が原則として課税されるが、収益事業を行わない法人であれば、法人住民税は課税されないから、均等割だけが課税される。

所得税法の特定公益増進法人に対する寄附は、個人の場合は寄附金控除、法人の場合は一定の範囲内で損金算入の措置を受けることができる。公益法人はすべてこの特定公益増進法人に該当する。ただし、地方税については、寄附を行う個人および法人に対する税の優遇は、地方税の寄附金控除の条例を制定している自治体のみで行われている。

VII おわりに

2009年9月に民主党政権が誕生し、公益法人向け支出についての見直しや、事業仕分けで公益法人の制度や組織の問題点の指摘が行われた。今後、さらに国家公務員の再就職の見直し、公益法人への補助金の削減、公益法人の整理合理化等が進められようとしている。

2008年の改革は、法人の設立と公益の認定を分離したところに意義を見出すことができる。これとともに、法人の設立と公益性の判断を主務官庁や都道府県の自由裁量に任せることではなく、法人設立の要件が確定され、公益性を判断する基準が法定された。これらによって、天下りや高額の報酬、国と密接な関係をもつ公益法人に対して、規制が加えられることになる。新しい公益法人は、その公益性が問われ、透明性が求められる。

今後検討されるべき課題がある。第1に、公益法人認定法には、1996年基準の中の理事の選任に関する基準のうち抜け落ちている基準がある。それは、所管する官庁の出身者の理事現在数に占める割合を3分の1以下にする、および、同一業界関係者が理事現在数に占める割合を2分の1以下にするという基準である。後者については「他の同一の団体の理事または使用人」という類似の基準があるが、それがどのような団体を指すのかあいまいである。理事の選任は、公益性を担保するうえで大変重要である。

第2に、行政委託型法人、公益法人に対する補助金・委託費、そして退職公務員の役員等への就任など、公益法人と行政との関わりについての規定は新法の基準にない。実際には、国等が発注する事業に一般競争入札を徹底すること、補助金等に公募制を導入すること、そして役員報酬・役員数の削減など、各府省の点検が行われている。

第3に、公益法人の発展のためには、公益法人と「非営利型法人」に対する寄附は、所得税・法人税だけでなく個人住民税・法人住民税においても基本的に所得控除・損金算入の対象とすべきで

ある。

最後に述べておかなければならぬことは、広義の公益法人には、公益社団・財団法人だけでなくNPO法人、社会福祉法人なども含まれるが、広義の公益法人が共同で、民間の非営利活動を発展させることが求められる。そのために、公益社

団・財団法人とNPO法人を含む全国組織（2009年9月にJACEVOが結成された）、そして各関係者が対等な立場でプロセスに参加し意見を述べ合うマルチ・ステークホルダー・プロセスが必要であると考える。

（ふじおか じゅんいち 所員 関西福祉大学）

危機に立つ日本の米づくり どうする食料・農業・農村

SAHO Tuguo
佐保 庚生

I はじめに

いま皆さんの食べているお米の値段はいくらぐらいでしょうか。農水省の食料品モニター調査（08年）結果でみると、米購入の中心価格は白米（精米）10kg3250円です。この値段の米と米生産者の手取り価格の関係をはじめにみておきます。10kg3250円ですと1kgでは325円、1kgは約7合ですから1合の値段は47円、1合でお茶碗2杯とすればご飯1杯の値段は約24円です。ほかの食べ物と比べてどうでしょう、高いと思われるでしょうか。

この10kg3250円のお米は税引きで3095円です。玄米60kgは糠などで10%目減りしますから精米にしますと54kgになります。原料玄米の原価は3095円×5.4で1万6713円となります。これから精米にする費用や配達費、卸販売管理費、小売りマージン、集荷関係経費など最低限でみて流通関係費が6097円かかります。差し引き1万616円が生産者の手取り価格になります。農水省の米生産費調査結果（09年産）では、60kg当たりの生産費は1万6733円となっていますから、この値段では稻作農家は60kgにつき6117円の赤字となります。

今年の新米の価格はこの値段より安いお米の出回りが多くなり、稻作農家は下がり続ける生産者米価と異常気象の影響で、収量減や高温障害などによる品質低下で減収となり来年以降の米づくり

に大きな不安を募らせています。

II 1万円米価、新米価格が大暴落

09年産米の取引価格は、08年産の持ち越しが多くたぶついたため、7月を除き連続して下がり続け8月の相場は崩壊の様相で最安値60kg（1俵）当たり1万4106円（流通経費、包装代込み）と、この一年で1063円の下落となりました。

10年産新米のJA買入価格・概算金（仮渡し金）は60kg当たり1万円を割り込む銘柄もあるなど、09年産に比べ60kg当たり1000～4000円引き下げられました。9月11日現在、概算金の平均は60kg（1俵）当たり9688円と1万円を割り込み、昨年比2287円（19%減）と記録的な下落になっています。

7月末から始まった10年産米の販売は、09年産より1500～2000円下げでスタートしました。概算金を根拠に相場が形成され、概算金+2000円がJA米の下限と想定されJA米以外はさらに300～500円下の展開です。需給と価格が野放しのもので、全農は「全国統一販売で価格維持」の方針から「弾力的販売」方針へ変更、米業者（中小卸・小売り）は売買が大変で、さらなる下落の不安からいっせいに買いを控え、産地側は売りに走り取引提示価格の下げなど米価下落を加速させる気配で、まさに価格暴落の悪循環の中に入った感じとなっ

ています。

さらに、09年産米30～40万㌧の持ち越し在庫が想定され、米はだぶつき、政府による緊急買い入れがされなければコメ販売環境はきわめて厳しく、稲作農家にとっては概算金が最終的な手取り収入となる事態です。大消費地では大手量販店は5kg 1580円、10kg 2980円で新米を売り出し、周辺のスーパーもこれに対抗するなど一気に10年産米価は大暴落、量販店の新米価格は10kg 3000円以下が当たり前になっています。

早生銘柄の稻刈りの真最中の9月10日、炎天下、農水省前に全国から農民がムシロ旗を掲げてかけつけ、「米をつくってメシが食えない、過剰米を直ちに買入れよ」など米価暴落対策を求める怒りの行動」が繰りひろげられました。

政府・農水省は、農民連や全中・JAなどが強く求めた「米価下落対策を行え、過剰米40万㌧を直ちに買入れよ」などの要求に対し、戸別所得補償をするから「米価維持のための米買入れはしない」とこれを拒否し続けています。

米60kgが1万円では稲作農家は到底やっていけません。農水省の米生産費調査（09年）では60kg当たり1万6733円ですから60kg当たり6497円のマイナスとなり、10%当たりでは収量が全国平均の526kg（8.7俵）とすれば5万8577円のマイナスとなるのです。

農水省の「水田作経営農家の動向（05年）でみると、水田作では農業所得が500万円を超えるのは10～15%の層であり、別の同省資料「担い手層の所得の推移（3歳以上）」でみると、97年の60kg当たり7234円から07年では4253円の所得となっています。農家の手取り収入は23.2%の減少ですが経営費を差し引いた所得は、10年間で41.2%減と激減しています。08年から09年にかけての米価下落はこれに拍車をかけてきています。

III 米価下落と民主党農政

民主党政権のもとですすめられている米戸別所得補償モデル事業は、「米の生産数量目標に即して

生産する」（生産調整に参加する）農家が対象で、作付面積から10%が控除され、家族労働費を2割もカットし標準的な生産費は1万3703円とし、これと過去3年間の標準的な販売価格60kg当たり1万1978円の差額を全国一律で10%当たり1万5000円交付する、10年産米の販売価格が標準的な販売価格以下に下がればその差額を助成するというものです。生産費1万3703円を補償する、つまり1万3703円のコストで米をつくれと言うのと同じです。農水省の米生産費調査（09年）60kg当たり1万6733円より標準的な生産費1万3703円は3030円も低いのです。

標準的な販売価格は60kg当たり1万1978円ですから、10年産米が1万円であれば1978円が助成される計算となります。予算措置は価格変動用に1391億円（60kg 1200円相当）しか措置されていません。さらに、農水省の米生産費調査結果でみると60kg当たり3030円のマイナスですから、10%当たりでは収量が526kg（8.7俵・全国平均）とすれば2万6361円ものマイナスとなるのです。

米産地の1つ秋田県は、米価下落と収量・品質低下のため「10年産米の生産額は09年より161億円減り870億円」となり「地域経済への影響が大きい」との試算を発表しました。米戸別所得補償モデル事業の交付金の試算では「10年産の減収を11億4000万円補えない」としています。日本農業新聞（10月7日付け）によれば、「米価下落で東北地方では「収入前年割れ」「戸別補償で支えきれない」可能性があると試算、「政府による米価の安定対策を求める声が一層高まりそうだ」と報じています。

日本農業法学会が9月25日開いたシンポジウム「日本における直接支払制度」（札幌市）で、安藤光義東大准教授は、戸別所得補償制度は「標準的な生産費を補償する代わりに米価下落を放置する政策だ。米価下落のスピードが速すぎると離農などで手放される水田も増え、担い手が受け止めきれず、水田農業の縮小再編という結果になってしまう」（日本農業新聞10月5日付）と語っています。

NEWS を読み解く

問題の国産米の過剰40万トンは、国民の消費量のわずか18日分です。それで需給が引き締まり、下落にストップがかかるれば戸別所得補償の財政も膨らまずにすむことになります。

政権が変わりましたが、政府・農水省は国内の米づくりは生産調整（減反）をする一方で、だぶつき解消のための「米価下落対策」としての緊急買い入れは拒否し続け、米は国内需給で必要ないのにミニマム・アクセス米を「義務」として、海外から77万トン（年間）におよぶ輸入を続けています。

米需給と価格に国が責任を持たず「市場原理」に委ねられ、このまま歯止めなき下落が続くとすれば来年以降の米づくりはどうなるのか、日本の農業の柱とも言うべき稻作農業は存亡の危機に立ち至ってしまうのではないかと危惧するものです。米需給がだぶついているもとで、「過剰米40万トンの国による買い入れ（備蓄・市場からの隔離）など、価格下落対策はまさにいま待ったなしの課題となっていると言えます。

07年から08年にかけて、世界では食料品価格が高騰、20カ国を超える国が食料・穀物の輸出を規制・禁止し、食料不足や価格の高騰で抗議・暴動が起きた国は20カ国に及びました。トウモロコシや大豆、小麦の需給が逼迫し価格が上がってきたため、「米で代わりを」との動きから、米在庫は逼迫している状態ではありませんでしたが4倍近く高騰しました。食料需給事情だけでなくそこに投機資金の流入などがあったと言われています。

異常気象が「常態化」してきていると言われるなかで、工業製品とは異なりその生産が自然・天候などに大きく左右される食料生産です、いつそんな事態が再現しても不思議ではありません。日本でも93年産米が冷夏・大凶作で、米備蓄はわずか数日分という状況のため94年にかけて緊急輸入、米バニック・「米騒動」も起きました。17年前のことです。お米は国民の主食です、十分な備蓄と持続可能な水田稻作農業経営を確保するために国の責任が問われていると言えます。

IV 民主党農政をどうみるか

民主党政権のもとで来年度からの本格実施に向けて始まった戸別所得補償モデル対策は、先に上げた「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」が今年度の中心です。いま、11年度にむけての検討が行われていますが、二つの事業についてどうみるか、1つはこれまでの自民党農政の市場原理一辺倒の農政からの転換や「生産調整」（減反）強制の見直しなど一定の修正（農民の要求の反映）をもたらす側面があること。2つには、日米FTA推進にみられるように新自由主義・輸入自由化推進に大きく踏み出そうとしていること。3つには、それが農水予算を削減してすすめられていることなどがあげられます。

米戸別所得補償モデル事業は、マニフェストでは「販売価格と生産費の差額を基本とする『戸別所得補償制度』」としていましたが、その生産費は家族労働費を2割カットしたこと、自作地地代・自己資本利子を含む全参入生産費を使っていないこと、補償の上限である標準的な生産費60^{kg}1万3703円という水準は北海道ブロックを除いてカバーできない低い水準であり、地形・自然条件など地域により生産費が異なるのに全国一律・定額助成としているなどの問題があります。

水田利活用自給力向上事業では、生産調整不参加でも米粉・飼料用米などへの10%当たり8万円の助成など農民の要求を一定反映したものもありますが、自給率の低い麦、大豆や京都の黒豆などこれまで産地づくりをすすめてきた地域特産物の助成が大幅に削減（その後激変緩和措置）されたこと、助成条件などの問題が出ています。（以下略）

次に、民主党政権は多くの農業者からも指摘・懸念されているWTO（世界貿易機関）農業交渉、EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）の推進など、全面的輸入自由化への道を積極的にすすめようとしている問題です。

農産物を完全に自由化（急浮上したTPPは関税ゼロに）したらどうなるかについて、農水省の試算

(10年10月) があります。食料（カロリーベース）自給率は40%→13%に、国内農林水産物4兆5000億円減少、就業機会の喪失約350万人が失業、米90%減、小麦99%減、牛乳・乳製品56%など、日本農業・食料自給は壊滅的打撃を受けることが想定されています。

新しい食料・農業・農村基本計画では食料自給率50%引き上げをうちだしましたが、この計画の検討に関わった鈴木宣弘東大教授は、「日豪のFTAだけでも、40%の自給率が30%まで下がり、日本、EUが続くとなると、WTOベースで自由化したのと変わらなくなり、自給率は12%に向けて下がるとの試算もある」（「日本のコメを考える『生産者と消費者のきずなをつなぐために』」消費者情報2010.1 No.408）と語っています。

WTO体制・食料貿易でもうけるのは多国籍企業だけあり、「WTO自由貿易体制の下では高関税の減はもはや避けて通れない」国際的な流れではありません。国連人権委員会の09年3月の「食糧に対する権利」についての勧告や、WTO農業交渉がいまだ決着の方向を見いだせないことが物語っているように、いま世界に広がってきている「もう一つの流れ」、食料を市場・自由貿易原理任せにするのをやめ、いかなる時でもいかなる国の人々も食料を確保する権利をもつという「食料主権」にとづく食料・農業政策の確立、貿易ルールを求める方向に農政の基本を転換すべき時でしょう。

日本農業新聞の読者意識調査結果（10月6日付け）によると、民主党農政について「評価する」は19.3%にとどまり、「当初は評価していたが今は評価できない」が37.4%にのぼっています。農政運営で懸念する事項では「米をはじめとする農産物の価格下落」69.9%、「戸別所得補償制度の財源確保」46.2%，次いで「現場の声が政策決定に反映されにくい政策決定システム」「戸別所得補償以外の農業予算の縮減」「担い手育成が進まない」経済連携協定（EPA）の推進による農産物への影響」などです。農業・農村の振興に向けての課題では「農業所得の増大に向けた施策の推進」が58.9%，担い手の育成・確保を支援する施策の拡充」

49.8%，「戸別所得補償制度の拡充と財源の確保」34.9%，世界貿易機関（WTO）農業交渉、EPA、自由貿易協定（FTA）における農業の重要性に配慮した交渉姿勢の堅持」31.2%となっています。

これらの結果は、同新聞が昨年秋と今年1月に、集落営農組織・農業生産法人の代表や稻作農家を対象に行ったアンケート結果では、民主党農政に対する評価・期待がほぼ半々であったことからみても、今の実態から当然の現場の厳しい見方が強まっていることが伺えます。

V 高齢化、後継者・担い手不足、農村の過疎化・荒廃など深刻な事態を直視しよう

日本の農業は、高齢化、後継者・担い手不足、農村の過疎化・荒廃は一層すすみ深刻となっています。

農水省が9月7日発表した2010年農林業センサス（速報値）によると、農業就業人口は260万人で05年の前回調査に比べ75万人、22.4%減少しています。1985年以降5年毎でみると最大の減少率となっています。1985年には543万にいた農業就業人口は、25年間で半分以下に減ったことになります。高齢化や経営が破綻し農業を続けられなくなった人が増加し、新たに就農する人の数を上回っていることを示しています。農業就業者の平均年齢は、05年の63.2歳から65.8歳に上がり65歳を超えるました。

農業で年間50万円以上の販売収入を得ている販売農家は、16.9%減り163万1千戸と大きく減りました。耕作放棄地（耕作したくても、作ってもらいたくても耕作できない農地）は05年に比べ1万ヶ所拡大し40万ヶ所、それは九州の経営耕地面積に匹敵するまでになっています。

また、国交省が07年8月に公表した「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」によると、「一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本

単位」を集落と言うそうですが、66273集落のうちいずれ消滅の可能性のある集落は2642集落(4.2%)、10年以内に消滅の可能性がある集落は423集落となり、中山間地帯がそのほとんどを占めています。

このような実態を生み出したのは、農業者やそこに暮らしてきた人々だけの責任でしょうか、知恵と努力が足りなかったからと言えるでしょうか。こうした現況も注視し都市に暮らす私たちも共有し、どうしていくべきか共に考える課題ではないかと思います。

VI 日本の米は誰が作り続けるのか

戦後の農業を支え、中核となってきた昭和一ヶタ生まれの世代は80代に突入、現役で頑張っておられる方々も今後一気に退いて行くことが目に見えています。

いったい誰が日本の米を作り続けるのでしょうか

か。それは間近に迫っている問題となっています。農業の再生は農業者や農村に住む人たちだけの問題ではありません。

「カネさえ払えば欲しい食料がいつでも買える時代ではなくなった」と言われる世界の食料事情です。人が生きていくために1日たりとも欠くことのできない食料、これを生産し人々の暮らしや文化を育み、みどり豊かな自然・人の住む環境を保全し1億人を超える人口を支えてきた日本の農業。その再生はこの国に暮らす人々皆が向き合うべき課題であり、国を挙げての緊急の課題となっているのではないでしょうか。

価格所得補償だけで農山村に人が住み暮らしていけるような状況ではなく、国家安全保障、国土環境、景観、地域社会の維持、文化・教育等に及ぶ多面的な「農の価値」、生産物の価格に反映されない農業の持つ生産以外の価値にも目を向けて食料・農業・農村の再生に向けた政策の確立が、国家戦略としてなされることを求めてやみません。

(さほ つぐお 食・農大阪府民会議顧問)

「同一価値労働」の認定に関する京都市女性協会嘱託職員賃金差別事件判決報告

NAKAMURA Kazuo

中村 和雄

I はじめに—わが国の「同一価値労働同一賃金原則」の法整備状況

(1) わが国においては、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との賃金をはじめとする待遇の格差が著しいのであり、その是正をはかる実効的制度の確立が必要である。

同じ仕事（同じ価値の仕事）をしているのであれば同じ賃金（価値に応じた賃金）を受けることができるとしてすることは、労働における本来のあるべき姿である。1951年に制定された I L O 100号条

約（「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一賃金に関する条約」2条1項は「各加盟国は、賃金率を決定するため行われている方法に適した手段によって、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一賃金の原則のすべての労働者への適用を促進し、及び前記の方法と両立する限り確保しなければならない。」と規定し、同一価値労働同一賃金原則を規定している。同条2項は、国内法令、法令に基づく賃金決定制度、労使協定、あるいはこれらの手段の組み合わせのいずれかによってこの原則を適用することを規定し、さらに3条1項は、職務を客観的に評価する措置が、条約の実施に役立つ場合には、その措置をとるべきこ

とを規定している。100号条約はILOの基本7条約のひとつであり、批准国も1999年6月現在で139カ国に及んでいる。

(2) わが国は1967年に本条約を批准したが、男性と女性、正規と非正規の賃金格差が先進諸国の中でもきわめて大きく、さらに拡大傾向にあることから、条約勧告適用専門委員会がたびたび日本政府に説明を求めている。さらに2007年6月には総会委員会が日本政府に対して、国内法の整備を含む本条約の積極的促進のための政策を要請している。

同一価値労働同一賃金原則は、日本が1979年に批准した国連人権委員会社会権規約7条にも「公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値労働についての同一賃金」として定められている。

派遣やパートなど正社員と雇用形態の異なる労働に従事する者が急増し、こうした雇用形態の労働者の賃金が正規雇用労働者の賃金と比較して著しく低い状況を是正していくためには、早急に同一価値労働同一賃金原則確立のための国内法の整備が必要である。

わが国においては、労働基準法3条に「国籍、信条又は社会的身分を理由とする賃金その他の差別的取り扱いを禁止する規定が置かれ、同法4条に女性であることを理由とする賃金差別の禁止が規定されている。しかし、これまでわが国の裁判所において、これらの規定は同一価値労働同一賃金原則を規定したものとは解釈されていない。

(3) 最近になって、こうした労働条件の格差是正を目指す立法がなされた。短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート労働法）の改正が2007年10月から施行となり、2008年3月からは新たに制定された労働契約法が施行されている。

改正パート労働法8条は「事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度が当該事務所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者であって、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもののうち、当該事業所における

慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれる者（「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取り扱いをしてはならない」と規定した。一方、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」に該当しない短時間労働者については、通常の労働者との均衡を考慮して、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金を決定するように努めるものとすることが規定された（同法9条）。すなわち、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」については同一価値労働同一賃金原則を貫く規定が置かれたものの、そこまでの事情が認められないパートタイマーについては努力義務規定が置かれたに過ぎない。同法の「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」に該当する者はパートタイム労働者全体のごくごく一部でしかなく、ほとんどのパートタイム労働者は、今回のパート法改正によっても適正な保護が与えられるものではない。

ところで、同一価値労働同一賃金原則の確立には、職務または労働を、技能、努力、責任、あるいは労働条件といった客観的要素に基づいて比較することが不可欠である。職務評価の客観的要素をどのように決定するか、決定された要素に基づく比較をどのように行うかが重要であるが、多くの国では分析的な職務評価方法が採用されている。カナダのオンタリオ州ペイ・エクイティ法に基づく職務評価プロセスはおおいに参考になる。職場の職務評価委員会の設置、性に中立的な職務評価制度による職務の価値の比較、職務対職務比較法による賃金の比較と調整、ペイ・エクイティ・プランの作成と職場内への掲示などである。

Ⅱ 京都市女性協会嘱託職員 賃金差別事件判決報告

(1) はじめに

本事件は、財団法人京都市女性協会（以下、「Y」という）に嘱託職員として採用され相談係に配属され主として相談業務に従事してきたXが、Yにおける一般職員との著しい賃金格差が不当であるとして、Yに対し差額賃金および慰謝料の請求を求めた事件である。

Xの請求の法的構成は不法行為にもとづく損害賠償請求であるが、違法性の根拠として、憲法13条および14条、労働基準法3条および4条、同一（価値）労働同一賃金原則ならびに民法90条違反を主張している。本事件は、パート法が改正される前の事案であるが、裁判において、改正パート法の8条および9条の規範が改正前においても「公序」として定立しており、Xに対する処遇が同規範に反し不法行為を構成すると言えるかが争点となった。

一審（京都地判平20.7.9）は、原告の請求を棄却したが、本件賃金格差が同一（価値）労働同一賃金原則または公序等に反して不法行為になるかについて独自の判断枠組みを示した。控訴審である大阪高裁もまた、一定の判断枠組みを示した（大阪高判平21.7.16）。今後のわが国における同一価値労働同一賃金原則確立に向けて、検討対象とすべき判決であるので本稿で紹介する。

(2) 事案の概要（高裁判決の認定事実による）

① 当事者

Yは、女性の自立と広範な社会参加を支援する事業を幅広く展開し、男女がともに自立し、参画し、および創造する都市としての京都の実現に寄与することを事業目的として、平成5年に京都市によって設立された財団法人であり、平成6年4月から京都市の委託を受け、京都市女性総合センター（平成18年度から「京都市男女共同参画センター」に名称変更）（通称「ウイングス京都」）の開

館・運営を行なっており、平成18年度からは京都市から同センターの指定管理者に指定されている。

Xは、平成6年2月1日、被控訴人に嘱託職員として採用され、平成12年3月末日、いったん退職した。Xは、平成16年4月1日、Yに再度嘱託職員（週35時間契約）として雇用され、平成17年および平成18年の各4月にそれぞれ嘱託職員としての雇用契約を更新し、平成19年3月末日に退職した（以下、「本件雇用期間」という）。

② Yの運営体制

Yの平成17年度から平成19年度までの運営体制は、理事長、専務理事、事務局長という系列のもとに、総務課と事業企画課が設置される2課体制であった。総務課には庶務係および総合窓口係が設けられ、事業企画課には平成17年度には事業相談係および調査研究係が、平成18年度および平成19年度は事業調査係および相談係が、それぞれ設置されていた。Yの平成18年6月1日現在における職員数は21名であり、その内訳は、プロパー職員と呼ばれる一般職員11名（うち1名は事務局長）、嘱託職員7名、非常勤職員1名、アルバイト2名であった。事務局長を除く一般職員の男女構成比は、10名のうち女性8名、男性2名であった。本件雇用期間中にYの相談係には、一般職員である係長が事業企画課長と兼任で配置されていた他には一般職員が配置されたことはなかった。

③ Yの給与規定など

一般職員の給料については、京都市職員の給料表に準じて作成された給料表が適用され、各人の級および号給の区分にもとづいて支給される。新たに採用する一般職員で、採用前の前歴のある者の級および号給の決定は経験年数換算表によって決定される。一般職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月を下回らない期間を勤務したときは1号給上位の号給に昇級させるのが原則である。

本件雇用期間当時、週35時間契約の嘱託職員の給与は月額14万2000円、週40時間契約の嘱託職員の給与は月額16万2000円であった。時間給あたりの金額はほぼ同一額である。

④ Xの業務内容

Xは、本件雇用期間中、相談係に配属された。当時の相談担当者は、3名であったがいずれも嘱託職員であった。相談業務は、Y内に設けられた相談室における一般または専門相談の電話や面接による対応とその記録・統計処理が業務の中心であり、その他専門相談の対応、京都市からの受託業務である苦情処理受付、DV被害者支援に関する人材育成事業の企画運営、グループ相談会の企画運営などである。

III 高裁判決の判断枠組み

高裁判決は、「労働者の賃金は、単純に、労働により生み出された成果や付加価値、拘束時間によって決定されるものではなく、多種多様な考慮要素を斟酌して決せられていたものであり、労働者側もまた労働の成果や付加価値、拘束時間のみによって賃金が決定されるものではない上記のシステムを受容し、支持してきた面があることは否定できない。このような年功序列的な長期雇用制度の下では、正規雇用労働者は、年功によって賃金の上昇が期待できるが、勤続年数、経験に応じた責任や、転勤、配転、残業等の負担が伴うことになる。ところが、長時間雇用制度の枠外にある非正規雇用労働者については、一般的にいえば短期的な需要によって求められるものであり、職務内容が限定的で責任も軽く、また、時間的な拘束も弱い場合が多い反面、賃金も固定的であるのが通常であると考えられる。そして、このような雇用形態の差異にもとづく賃金決定を、全面的に規制する実定法はなく、違法であるわけではない。」と展開する。そして、短時間労働者法の改正については、「『通常の労働者と同視すべき短時間労働者』については同一（価値）労働同一賃金の原則を具体的に規定したものの（8条）、それ以外の非正規雇用労働者については努力義務がおかれたにすぎない。」とし、「労働契約法においても、同一（価値）労働同一賃金の原則を正面から義務付けるような規定は置かれていない。」とした。

以上の論述の結果、判決は「同一（価値）労働同一賃金の原則については、本件の雇用期間の当時はもとより、現在においても一般的な法規範としてこれを認めるべき根拠はなく、またこれに基づくところの公序があると考えることもできない。」と結論づけた。

一方、判決は、改正短時間労働者法の1条、8条、9条および労働契約法3条2項を指摘し、「以上の法律関係とその背景を総合すると、上記各法規のみならず、憲法14条および労基法の基底には、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間における賃金が、同一（価値）労働であるにも関わらず、均衡を著しく欠くほどの低額である場合には、改善が図られなければならないとの理念があると考えられる。」とし、「非正規雇用労働者が提供する労働が、正規雇用労働者との比較において同一（価値）労働であることが認められるにも関わらず、当該事業所における慣行や就業の実体を考慮しても許容できないほど著しい賃金格差が生じている場合には、均衡の理念にもとづく公序違反として不法行為が成立する余地がある。」とした。

なお、判決は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との労働が、同一（価値）労働であるとまではいえない場合については、短時間労働者法9条が努力義務規定であることを根拠として、「契約自由の原則を排除して、賃金に格差があれば、ただちに賃上げを認めることができる権利については、実定法上の根拠を認めがたい」とした。

IV 本件の認定

判決は、「Xの職掌が相談業務及びこれに関連する業務に限定され、比較対照すべき一般職員が見当たらないうえに、年齢などの採用条件が一般職員とは異なっており、また、採用後も職務上の拘束が弱く、負担も一般職員より軽い扱いであったことなどの差違があったと認められ、これらの点を総合すると、Xの労働が一般職員の労働と比較して、同一または同一価値であるとは認めることができない。」とした。

V 高裁判決の特徴と問題点

(1) 本判決の意義

本件は、嘱託職員であるXが一般職員（=正規職員）と「同一（価値）の仕事」をしていたにもかかわらず、きわめて低廉な賃金に据え置かれていたことによる差別の是正を求めた裁判である。丸子警報器事件（長野地上田支判平8・3・15労働判例690号32頁）などと共に事件であるが、本事件においては、職務が同一である比較対象すべき正規社員がただちに存在しないのである。また、本判決は、パート法改正後に、改正パート法8条、9条等と公序規範との関連についての判断枠組みを示した判決として意味がある。

ところで、高裁判決は、非正規雇用労働者について「一般的にいえば短期的な需要によって求められるものであり、職務内容が限定的で責任も軽く、また時間的な拘束も弱い場合が多い反面、賃金も固定的であるのが通常である」と判示する。しかし、このような認識は、従来、政府や財界が非正規雇用労働者の雇用意図や実態を粉飾するために流布・宣伝してきた「とらえ方」であって、裁判官が日本の雇用の実態をまったく理解していないことを露呈するものにはかならない。非正規雇用の現状を正しく踏まえたうえでの判断枠組みの再構築が必要である。

高裁判決の特徴は、均衡の理念について民法90条の公序として認め、公序違反として不法行為が成立する要件について一定の枠組みを定立したことである。本件地裁判決も同様の判断枠組みを定立していたが、高裁判決において、より整理されたものとなっている。

(2) 本判決の問題点

ところで高裁判決の第1の問題点は、この「非正規雇用労働者が提供する労働が、正規雇用労働者との比較において同一（価値）労働であることが認められるにも関わらず、当該事業所における慣行や就業の実体を考慮しても許容できないほど

著しい賃金格差が生じている場合」の要件の主張立証責任の分配についてである。

高裁判決が指摘する「当該事業所における慣行や就業の実態を考慮しても許容できない」との要件は、「賃金格差を合理化する当該事業場における慣行や就業の実態」を使用者が立証すべき要件とすべきである。非正規雇用労働者側がこの要件を立証することは事実上困難であり、差別を許す不合理な結果を許してしまう結果となる。合理性を基礎づける事実の主張立証責任は合理性を主張する側の主張立証責任とすべきことは、主張立証責任の公平な分配の観点からの当然の帰結である。労働者側は「同一（価値）労働であること」と「著しい格差の存在」の主張立証で足りるとすべきであり、著しい格差の合理性を基礎づける事実を使用者側が主張立証すべきとするのが公平である。

高裁判決の第2の問題点は、何をもって「同一（価値）労働であること」が証明されたと考えるかである。高裁判決は、比較対象正規雇用労働者が同一職務に存在しないとし、「同一（価値）労働であること」の立証がないとした。しかし、このような解釈態度は、非正規雇用労働者を正規雇用労働に代替して濫用している悪質な使用者を免罪する不当なものである。すなわち、本来正規雇用労働者が従事していた事業場の業務をすべて非正規雇用労働者に担当させることにより、差別は存在しないとの結論を導くからである。こうした結論はきわめて不合理である。同一（価値）労働であることの比較対象は同一職務に厳格に限定して考える必要はない。

筆者が弁護団の一員であった京ガス事件（京都地判平3.9.20）においては、原告である事務職女性社員と比較対象である同期入社同年齢の監督職男性社員との職務価値の評価を詳細に行なった森ます美教授の鑑定意見書が採用され、職務の「同一価値」の立証に成功した（森ます美『日本の性差別賃金』有斐閣、2005年、255頁以下参照）。本事件においても、Xの担当職務と一般職員の担当職務の価値の評価についての立証を試み、Xの上司もXの担当職務の価値の高さを認めているので

あり、「同一価値」であることを十分に立証できたと考えているが、判決は認めていない。

ところで、本件では、Yにおいては嘱託職員すべてが一律の低賃金に処遇されていた。たしかに、Xが担当していた相談業務においては比較対象一般職員は存在しないが、嘱託職員のうち複数名は同一職場に一般職員が存在し、嘱託職員は一般職員とまったく同一の職務を担当していたのである。また、複数の嘱託職員は、一般職員と同じように配転も経験している。こうした嘱託職員もXと同じように一律に同一額の低賃金とされてきたのである。高裁において、Xは、こうしたYにおける嘱託職員全体に対する一律の構造的な差別の事実やXと同一待遇である他の嘱託職員の一般職員との「同一労働」を立証することによって、Xの一般職員との「同一（価値）労働」の立証をしてきたのであるが、高裁判決は、こうした立証の方法

を否定したのである。比較対象職員がない場合に「同一（価値）労働」を厳格に立証することはきわめて困難である。

(3) 最後に

本事件については、最高裁によって理由が付されずに上告棄却・上告不受理とされ、高裁判決が確定した。残念ながら、本判決内容は今後同一価値労働同一賃金をわが国で確立していくためにはきわめて不十分なものである。今後、同一価値労働同一賃金原則を立法的に確立していくことともに、「同一価値労働」の認定のあり方について十分な立法的、解釈論的検討がなされていくことを期待したい。

(なかむら かずお 所員

弁護士 [市民共同法律事務所])

「エクアドル社会主義」管見 —韓国・日本をモデルとする産業政策重視の「社会主义」—

OHNISHI Hiroshi

大西 広

I はじめに

九月下旬にペルーとエクアドルを訪問した。ペルーでは、クスコの近くにあるアバンカイという地の国立大学で講演と研究交流を行ない、エクアドルでは当地の二人の指導的な経済学者と交流し、多くの研究資料をいただいた。両国で出会ったこれらいすれの学者もマルクス経済学者である。これは、私自身がマルクス経済学であるからではなく、ラテンアメリカではマルクス経済学が主流の地位を占めている、かつエクアドルは社会主義政権が成立しているからである。

しかし、このエクアドルでの交流（9月23日-26日）の直後、9月30日に「クーデター」が起きたことには正直驚いた。今回の私のエクアドル訪問

は全面的な調査ではなく、主に二人の学者と交流するところにあったから、聞けた情報、体験したこととは限られている。ので、そこでは一切「クーデター」の前触れのようなものは感じなかったからである。閉鎖された空港も4日前には普通に機能していた。

したがって、少なくとも言えることは、この「クーデター」に先だって世の中が騒然としたり、混乱しているというようなことはなかったことである。実はこのエクアドルの直前に訪問したペルーでは2日間のゼネストに遭い、相当な目にあつたが、エクアドルは平穏で安心していたところであった。なので、この「クーデター」が深刻な社会矛盾を反映している、ということはできない。

伝えられているところ、今回の対立点は公務員のボーナスにある。国会が腐敗の原因となってい

るとされるボーナスを廃止し、月々の給与に振り替える新法を可決したことに一部の警官が反発してストライキを決行。さらにキト市内の警察署などを占拠、説得に当ろうとした大統領を監禁したり催涙弾を発射して怪我をさせたものである。給与総額は増えるものの、それを警官たちは誤解したのか、それとも支給額が恣意的になるボーナスで利益を得ていた一部の者たちがその権益確保のために襲撃したのか判断できないが、ひとつ気になるのは、Eva Golineger女史が“Postcards from the Revolution”というタイトルで公開しているホームページである（<http://www.chavezcode.com/>）。彼女はアメリカの世界的な陰謀工作問題についての専門家で、何と現在の駐エクアドル・アメリカ大使は直前にモルドバやニカラグアでも工作活動に従事しており、ここエクアドルでも公然とエクアドル警察や軍と結びついていることを認めていた。Eva Golineger女史によると、密通者には金銭授受もしていたという。私は一般的にはこうした謀略で社会の理解をしたくないという側に立っているが、沖縄知事選を目前に黄海・東シナ海で事件が頻発すると、「アメリカはやはり…」と思ってしまう。クーデターに明確な社会的根拠があるのならば別であるが、そうでなければこうした陰謀説も説得力を持つてしまう。

II 新自由主義でもケインズ主義でもなく

したがって、ここでは、エクアドルに深刻な社会矛盾が存在するということではなく、昨年4月に55%の得票率でコレア大統領は再選されているから基本的には本来安定した政権と言える。クーデターの際にも軍は直ちに大統領を救出し、町には数万人の大統領支持デモが現れた。なので、コレア大統領が推進していること、その社会体制の特徴をまずは解説しなければならない。そして、それは「エクアドル社会主義とは何か」という問題となる。

もちろん、「エクアドル社会主義」とは言って

も、「社会主义」との言葉が意味する内容は旧ソ連や東欧、毛沢東時代の中国とはまったく異なり、そこがなお興味深い。ラテンアメリカでは、「新自由主義」は日本やアメリカよりずっと早くに権威を失墜し、それに代わるものとして「社会主义」を掲げること自体がポジティブなイメージで捉えられている。私に言わせれば、過去の「社会主义」もそれが本当の「社会主义」であるかどうかは別として、とにかくそう自称することが政治基盤の安定化に寄与した。鄧小平も同じである。ともかく、ここでは「社会主义」が権威を持っている。

しかし、ここでの「社会主义」も、それを経済理論的な意味でそう呼べるかどうかは怪しい。実際のところは、韓国（そして日本）をモデルとした産業政策重視の開発政策で、これを通常は「社会主义」とは呼ばない。ただし、確かに新自由主義でもケインズ主義でもない経済開発政策ではある。国家が産業に直接さまざまに関与するという意味では過去の「社会主义」にも似たものとイメージされているものと思われる。ただ、それにしても、日本を学んだ韓国がモデルとされているということは、日本もモデルとされていることを意味し、それが「社会主义」とイメージされていることは興味深い。最近は中国も含め、日中韓三国の工業的発展が注目されていることの反映であると思われる。

III 産業生産性省のリーダーシップ

実際、この政策を主に担うのは「産業生産性省」と名づけられた省で、日本の通産省を思い出す。そして、そこでは工場製品の輸入代替を行ない、その後輸出を推進することが狙われている。今はまだ食品・飲料・靴といった小規模企業による生産が中心であるが、である。

その具体的な政策は次の10項目とされている。

- 1) 雇用の促進
- 2) 持続的な生産性と付加価値生産の促進
- 3) 環境への配慮

- 4) パートナーシップや優れた経営手法、企業グループ (economic conglomerates) の形成などの促進
- 5) 国内生産の復活強化のための公的部門の獲得
- 6) 技術革新と企業家精神の刺激
- 7) 特に中小企業と職人の生産性改善とともに市場アクセスと信用供与
- 8) 現存する産業の再編成による新しい輸出部門の形成
- 9) 国内生産を刺激する国内的対外的な貿易政策を強化し、公正な競争条件を形成すること
- 10) 国内外からの投資の促進

5) の中には銀行部門の国有化が含まれているものと思われるが、何らかの「国有化」は今やアメリカや日本でもなされていることで行き過ぎがない限り問題はないだろう。

また、新しい輸出産業の形成が重視されているのには、対外収支上の石油収入への依存の高さがある。約50%が石油収入で占められているが、その石油価格低下のもとで新しい産業が求められている。現在のところ、銅や金やウラニウムといった石油以外の地下資源に依存しているが、やはり工業部門を強化したいという意志がよく表されている。これらは同じく石油収入に依存するベネズエラと対照的であり、非常に好感を持つ。

ということはこういうことである。ベネズエラの輸出の石油依存度は85%に達するほどに高いものの、「産業政策」といえるものを無理に捜しても農業や軽工業の「協同組合」促進策しかない。し



キト北方小農地区の農村風景

かも、これらは実は「産業政策」というよりも、チャバス政権が政治的に多数派を獲得するために考え出した政治色の非常に強いものとなっている。これらは以前に大西（2008）やOhnishi（2008）で論じた。この意味で、私の「ラテンアメリカ社会主義」のイメージは当初非常に悪かったが、今回は非常に良いイメージとなった。「ラテンアメリカ社会主義」は一括して論じることはできない。

IV 評価基準としての為替政策

ベネズエラとの違いでもうひとつ大きなことはその「為替政策」である。ベネズエラではさすがに今年の年初には通貨の切り下げが行なわれたが、永らく通貨高政策が採られていて、これは「石油依存」からの脱却（少なくとも一次産品依存からの脱却）を一切考えない「反産業的」な政策であった。というのは、ただ掘って売るだけの石油産業に依存するのであれば通貨は高い方がよい、なぜなら同じドル基準の石油代金で、自国通貨単位の物をより多く買い取れるからである。こうした国際間の交換比率は「交易条件」と呼ばれているが、それを重視すればするほど、通貨は高くなつてよって国際的な産業競争力は落ちる。したがつて、ベネズエラの場合は、「交易条件」の為に国際競争力を犠牲にしたこと、つまり「反産業的」な政策が採られていたのである。

しかし、エクアドルは違う。上述のように産業育成が明確に重要な柱とされているだけでなく、為替レートも非常に低いものとなっている。これは実は意図的なものというより、2000年から自身の紙幣発行を停止し、米ドルを公式通貨としてしまっているからである。コインこそ自分で作っているが、このため何と為替政策が存在せず、現在のドル安の結果、エクアドルの物価も非常に安くなっている。たとえばキト市内のタクシーの初乗り運賃は0.8ドル、A4コピー1枚2セント（大学構内）、90キロの公共交通運賃2ドル、田舎のゲストハウス一泊8ドル（朝食なし）といった具合であった。

したがって、エクアドル経済はこの意味でも非

常に産業促進的=「産業的」となっている。通貨政策放棄の意図せざる帰結ではあっても、結果としてそのような体質となっていることが重要である。ベネズエラとは正反対である。

V 社会政策と政治のあり方

ただし、やはり「エクアドル社会主義」を論ずる際に言及が必要なのは、教育や福祉、医療といった基礎的支出の確保に熱心であり、その結果として「大きな政府」への志向性があることである。たとえば、これらのための税収確保の目的で所得税の累進的な増税が行なわれ、以前は非課税世帯が50%いたものを20%にまで減らしたという。これは30%の中所得者も納税することとなったという意味で政治的によくやったものだと感心するが、ともかく累進的なので高所得者の負担強化の方がずっと大きかったということになる。増税とはこのようになされねばならない。

しかし、それ以上に重要なのは、こうした政策を安定して行なえている（ラファエル・コレア大統領は昨年再選）根拠としての産業重視の姿勢であろう。キトのシモン・ボリバール大学でお会いしたパブロ・アンドラーデ教授はマルクス主義者らしく「これは一部資本家との政治同盟である」と評価されたが、これは非常に重要である。なぜなら、まだまだ資本主義が必要とされている時に資本家を抑圧することは生産力発展に寄与しない。



ちゃんとバス専用レーンのあるキト市内の道路

抑圧するのではなく、支援することが求められている時にマルクス主義者が彼らをサポートすることは当然である。ついでに言うと、これは中国で共産党が資本家=資本蓄積を強力に推進していることと同じである。ただし、当然労働者への配慮も伴って、はあるが…。

このように考えると、政治的性格もまたベネズエラと対照的であることがわかる。ベネズエラでは人口の約6割を占める貧困層の支援のみに政権は依拠し、それへの政策と協同組合/地域住民評議会の設置など資本家階級を無視したような政治的志向性が採られている。この意味でも両国の違いを指摘しておきたい。

VI 農業改革と土地所有

最後に、土地問題についても重要な政策が行なわれていることを知った。というのは、土地所有は25ヘクタールを上限とすることとなり、それ以上の所有が禁止されようとしているということである。不十分ではあっても韓国でも戦後は土地改革が行なわれ、それが産業発展のひとつの基盤となっているから、その韓国や日本の産業発展を見習おうとすると、どうしても重要な課題となってくるのがこの問題である。パブロ・アンドラーデ教授の話によると、ラティフンディオといった形の大規模土地所有はすでに過去に廃止されているものの、ここ20年間に逆の傾向=再度の土地集中化の傾向があったとのことである。これにはトラクターや地形学、化学肥料といった新種の農法の採用の影響があるという。そして、その結果、何とバナナ、アフリカ・パイン、ヤシ、大豆、牧草、トウモロコシだけでなく、米もまたプランテーション形式の大規模化が進んでいると言われた。私は前述の論文でベネズエラでも土地改革が非常に重要と述べてきたので基本的にはこの見解に賛成であり、是非見てみたいと思ったが時間的に許されなかった。

しかし、実はそのイメージは作ることができた。隣国のペルーでも、アンデス山中（「シェラ地方」

と呼ばれる）では小農を多数見れたが、海岸部に行くといきなり果樹園やトウモロコシ畑などのプランテーションが現れる。ので、基本はこれと同じく作物の相違があって、その作物毎に経営形態が異なっているものと思われる所以である。

この問題は理論的にも非常に興味深い。というのは、異なる作物を（異なる農法で）耕作する場合に所有（ないし耕作）する土地面積が異なっていることは当然のことであり、これはたとえば工業の業種毎に資本装備率（資本集約度）が異なっているのと同じである。そして、もしそうすれば、たとえば日本人が耕作する水田の1ヘクタールと、トウモロコシ生産の1ヘクタールと同じに見てはならない。この意味で、山間部と海岸部の農業と一緒にして「農民の土地所有の格差がこれこれ…」と論じることは許されないだろう。その意味で、一括して25ヘクタールを土地所有の上限としたエ

クアドルの農業政策に、もう少し細かな配慮が必要であったのかも知れない。

私はベネズエラでふたつの農場を訪問し、かつキューバでも大規模な農場を管見したことがあるが、それでもまだよく実態が分からぬ。かんなたの地の研究は簡単ではない。

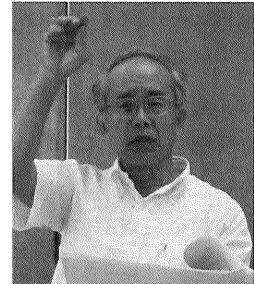
参考文献

- Ministry of Industriy and Productivity (2008), *Politica Industrial del Ecuador*.
大西広（2008）「チャベスと毛沢東 東アジア型発展とチャベスのベネズエラとの距離について」『経済科学通信』第116号。
Ohnishi, H. (2008), "A Democratic Revolution in Venezuela —under the socialists' leadership", *proceedings of the 3rd Forum of the World Association for Political Economy*, Tunighua University, China.

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

なぜ企業の雇用責任を 問えるのか？

雇用保障（長期雇用）を企業責任として問う理由は以下である。これは労働者の第一の要求事項であり、その能力形成や尊厳の欲求を保障する。第二に、これが付加価値創造型企業経営を可能とする。第三に、雇用保障と賃上げ・労働条件改善が低失業・設備高稼働と高い創造性という日本経済の高い機能性を齎せる。



KITANO Masakazu
北野 正一

I 市場経済における企業の 理解が肝要である

共通テーマ「雇用再生のために企業に求められること」における松浦報告は、全損保労組の運動方針として、保険業・保険会社の社会的役割を果たす、そのために労働条件や雇用形態等の改善を要求する、また経営側のリストラや合併等の経営方針を批判する、との筋立てを説明された。これは、資本主義の企業は専制と搾取が支配する、そこから身を守るために防衛・抵抗し、その改革・廃絶のために労働者、国民が連帯し政治権力奪取をめざす、とする「階級的労働組合」運動とは性格を異にする。同様に、分科会「ソ連型社会の崩壊を巡って」においてコメンター芦田文夫氏は計画経済の失敗の教訓として次のように言う。生産力が極発展した超長期を除いて、「市場経済は企業や個人の自立性と効率性を保障する観点から普遍的である」。従って、主要な問題は、企業レベルでは個人の「形式的」自由を実質化できる自立した企業構造の在り方、マクロ経済レベルでは市場経済の構造に対する政府の制度化の在り方となる。

筆者はこれらに完全に同意し、以下、この観点から企業構造の在り方、雇用責任について、論点例示的に述べる。

例1. 森岡孝二、「企業性悪説からの企業批判でなく、資本主義の中でいかに企業を変えるが重要」(2010年8月発行「基礎研ニュース」、荒木、「企業の社会的責任」)。資本主義制度の基礎を資本家による生産手段の分散的私有と無産者の賃労働におき、その拡大再生産を搾取、不況・恐慌、疎外を生みつつ生産力を高め、この蓄積型が矛盾を拡げやがて行き詰まる、これを止揚できる生産手段の共有を基礎とする制度へ転換するとするMarx理解に立つと、次となる。資本主義企業の性悪説に立った批判となり、資本主義の中での改革はそれが革命（所有変革）の主体形成に役立つ限りを基準とするのが「変革の立場」となる。だが、この立場は、「市場経済の自律主体としての企業」が「革命」後も存在する以上、成立しない。例えば、株式会社形態は残りうるが、とすれば森岡氏の言うその利用も経営の実態暴露や批判の場だけでなく、例えばESOPなど従業員持株等による民主化が課題になる。だが何よりも、労働運動の方針見直しが要請される。例えば、良い合理化・悪い合

理化論、教師聖職論（民間労働者は社会的貢献を考えなくて良い）。企業別組合から欧米流産別へ志向する路線、労働者が勤勉、協力的に働き能力向上に努めるのは経営側のイデオロギーに洗脳されたからだ、虚偽意識からの脱却だとする認識…。

例2. 大西広、「能力に応じて働く原理を実現するため」（大会報告集より）。Marxは、資本主義的蓄積においては労働者の熟練は不斷に機械により無用化されて「機械の单なる付属物」となり、産業予備軍と競争させられて搾取される貧困化法則をいう。だが労働者は失業し諸職種を経験する中で、また情報革新によって一般的な労働能力を形成し、革新を体化した機械の導入が止まってゼロ成長となると、共産主義を担う主体となれる、と一般化する。

だが、日本企業においては、最大の革新導入期だった高成長期に長期雇用が定着し、労働者は40年に及ぶ雇用期間に10年において一度生起する革新を導入・消化し、その日常的改善に励み、新技術に適応し創造する能力を身に付けた生産力の主導的な担い手となった。年功序列、企業別組合、そして整理解雇の4条件等はこの下で制度化された。無論、これらの反面として長時間労働、社畜化といわれる価値観の強要、公的福祉の貧困等も伴ったが。成長率の低下期にもこれが維持されたが、停滞期に入り金融危機、企業の国際展開に直面した95年に転換が経営側から宣言され、非正規導入等の再編が進行中であるが、実態は暗中模索の試行過程と言える。芦田のいう自立企業内での労働者の権利の拡張を改革の一指標とし、その基礎にある能力発展を重視する視点からは、雇用を保障し、企業特殊性を含む労働能力を引上げ、労働・生産・経営の諸決定権への介入を拡げてゆくべし、となる。形成される能力は「一般的能力」では無くて、より専門化した能力であり、要請されるのはその職場企業内での協調能力（team-work）、一般的能力としては職場・経営の運営能力だ、となる。

これはMarxが指摘し、また資本の專制へ対抗

するとして形成された労働組合や工場法等の政治面からの制度化による企業の労働編成や労働市場の在り方とは基本的に異なる独自の市場経済・社会のタイプと言える。欧米型を範として日本を欧米型へ移行すべき遅れた特殊型と見て、国際化で転換を余儀なくされるとする観点からの労働運動や労働法制の方針、そして又、欧米型福祉国家や教育・訓練制度への志向から決別すべき、と考える。

例3. 竹中平蔵、「オランダ型雇用 + 整理解雇4条件を緩和せよ」。竹中の主張は、日本の長期雇用が企業経営の荷物になり、構造転換を妨げ、経済停滞を招く。労働者の職種・企業選択の自由を妨げる、同一労働・同一賃金という一物一価の市場原則を阻害する、という。これは米国の職種・職能毎に資格化・商品化された労働市場と、短期雇用と監視により統制し統合する労働編成を特徴とするTaylor主義的な企業と労働市場をモデルとして、この転換を迫っているのである。不況下で労働運動の抵抗もなく竹中案が進むと、労働者にとって双方の欠点が重なった最悪の結果を招こう。

例4. 新自由主義もKeynes政策も崩れた今、改革の焦点は企業となる。そこで、市場における企業の理解が重要だ。新自由主義は信用恐慌と不況長期化で破綻したが、その労働市場論は個別規格労働の市場調整メカの作動であり、労組の経営内外の活動自体が市場の競争メカを崩して失業や貧困を齎すというものである。Keynes主義は労働市場での自由な賃金による完全雇用の成立を否定し、政府の有効需要政策を主張するが、たとえば金融緩和によりゼロ金利となっても投資が増えず失業を解消できない、財政支出の依存が国債累積と信用危機を招くため有効性を喪失させた。そこで政府にできるのはカネのかからない構造政策だとして小泉など新自由主義的競争政策が出たが、これも格差拡大や金融危機等で破綻した。こうして現在、必要で可能な路線、政策は、金を持ち、金を生みだす企業の改革となる。現在迫られている経済改革の目標としては、現500兆経済を内需主導

で600兆円規模に引き上げ、ここで安定させることであり、そのための企業改革が柱となる。

Ⅱ 企業を分析する視点

(1) 視点—アプローチ

①企業の所有論からの接近。Marxの経済構造論は生産手段の所有論が基礎であるが、芦田説にいう市場と企業の自主性が普遍的であれば、生産手段の所有とはまず第一に企業において問題となり、所有とは決定の束であるから、企業の決定構造が問われる。これは「コーポレートガバナンス」と言われるが、経営学においては、株主が経営者をどう制御するか、株主・労働者・顧客等の利害関係者と仲裁役の経営者の関係はどうか、どうあるべきかと一般的に問う議論が大半だ。だが多数者の分業組織である企業においては、経営の主要な決定事項の在り方を、決定、実行、統制という組織の基本機能の在り方の編成においては捉えない。これは企業の縦の構造と呼べるが、多くの経営書はこれを問わず、横の各部門の編成と各部門の機能的な在り方を問う。労働者、労組による縦の構造改革とその企業内・外への効果の認識が大事だ。

②企業における生産、付加価値の分配、投資のメカニズム（仕組みと、その下での活動に伴う動態、その成果の機能的評価）を一体的に、動態的に押える。各部門の方針に関心を集中する経営書にはこうした企業分析は稀である。

③生産における労働者そして部門間の分業と協業のメカニズムを押える。特に、計画経済で問題とされ、日本企業の優位とされる労働者の自主・自発的労働の組織化（これは努力問題と呼ばれる）、そして職場、部門間等における協力の在り方を押える（これは協業における労働者間、又経営との信頼の問題を含んでいる）。

(2) 上の視点からの検討例

①戦後成長期の日本の経営における労働組合の態度。労働運動は経営側の支援もあってユニオンシ

ヨップ型企業別組合が優位を占めた。1955年、高成長が本格化する中で55年政治体制と春闘、米価闘争が始まった。労組は次の運動方針を探った：雇用確保のために競争力を付ける、生産で協力し（勤勉）、利益はまず投資して企業を強化させて雇用を確保させ、その上で成果をボーナス、base-upとして還元させる。低成長に移り、不況で利益が減ると、雇用確保のために賃上げを自肅し、経営強化の投資を優先した。その結果、欧米でのスタグフレーションは早期に収束し、80年代には工業大国となった。バブル崩壊後のゼロ成長下において、国内生産が増えない下で大多数の雇用を確保するために高齢層等の一部のリストラや短期雇用も容認するに至る。大企業の利潤は高く、連合は春闘において消費不況を脱却するために大幅賃上げを叫ぶようになったが、個別企業レベルでの交渉においては不況に押されて賃上げを抑え込まれ、利潤は海外投資と金融資産蓄積に向かられ、中核部分の雇用確保には海外生産による国内解雇もやむなし、となった。

②1995年、「新しい日本の経営」策定時の経済同友会での経営者の論争。オリックス宮内：「企業とは株主にどれだけ報いるかだ。雇用や国のある方まで経営者が考える必要はない。これまで企業が社会に責任を負いすぎた。我々は効率よく富を作ることに徹すればいい」。元経団連会長今井啓：「それはあなた、國賊だ。我々はそんな気持ちでやってきたんじゃない、苦労していない経営者に何がわかるか」。日産自動車副社長（当時）塙儀一：「終身雇用を改めるなら経営者が責任をとって辞めた後だ」。ウシオ電機会長牛尾治朗：「人口構成が逆ピラミッド型の高齢社会で終身雇用・年功序列は持たない」。日本IBM会長の椎名武雄：「終身雇用が会社人間を作ってきた面もある。行き過ぎた会社中心社会を改める機会だ」。富士ゼロックス会長小林陽太郎の後日談：「効率や株主配当は重要。場合によっては雇用にも手をつけなければいけないのは分かる。だが1にも2にも株主という意見にはちょっとついていけなかった」。富士ゼロッ

クスは95年、成果主義賃金制度を最初に導入する。雇用を維持するためには、経営者は人権費予算増減の裁量権を持つ必要があるという。だが実際には正規労働者的人件費縮小を目的にしたものだった。報告書を書いた日経連賃金部長・小柳勝次郎は言う、「雇用の柔軟化、流動化は人を中心の経営を守る手段として出てきた。これが派遣社員などを増やす低コスト経営の口実としてつまみ食いされた気がする」(2007年5月27日付、朝日)。

日本企業では社訓を立て齊唱する所が多い。例えば、三方良しの経営、雇用第一、浮利を追わず、商売は牛のよだれ、細う長う…。これは創業者等の経験的信念であって、科学的に根拠付けられてはいない。今井・宮内を始めとする上の論争はこの典型だ。今井は各国と比較して日本の労働者の高い士気と忠誠心・組織貢献が長所だ、これは雇用保障が基礎になっているから、これを維持せよ、と主張するに過ぎない。宮内は国際展開に直面する中でアメリカ型の流動雇用形態を模倣するに過ぎない。成果主義賃金も混乱のうちに撤回された。結局、現経営者層の短期的利益至上への転換と無能を思い知らされた。この混迷の中で労組側からメカニズムを踏まえた科学の方針を提起できるならば、何よりもまず雇用不安を懸念する労働者層の同意・合意を形成できる。すると、企業従業員出身の雇われ経営者層の経営政策を転換させることは容易だろう。況や、経営者の認識は企業行動の国民経済への影響にまで及ばない。例えば、主要大企業が一斉賃上げに踏み切り、現価格で需要に応じるならば、仕事と雇用は確実に増加でき、企業利益はほとんど変化しない、という認識である。他方で1969年、新日鉄合併に際して近経学者が反対を表明したが、企業の事情を知らない学者の空言と一蹴され、その後は御用学者の跳梁が目立つのみとなった。

③経営の神様、Druckerの名言。ドラッカーはそもそも1930年代の大恐慌の脱出策として経営革命を構想し、企業改革の合成が経済停滞を脱し、経済発展を齎す、と主張した(1954年、現代の経

営)。米の株主主導の経営を批判し、日本の経営を評価し、長期雇用、労働者や部門の自主性重視と目標管理等を提倡し大きな影響を与えた。1980年代には「ポスト資本主義社会」において知識社会を予測し、非営利組織NPOの時代を提起した。名言の例を挙げ、含意を示す。

「経済は非経済的な目的のための手段にすぎない」。→経済活動に関わる福祉、環境、健康などへの社会課題が変化しており、これへ経営が対処すべき、という。

「利益は企業存続の条件であって、目的ではない」。→企業目的は生産活動を通じた社会貢献だ、貢献用の投資のために利潤が必要だ、と述べる。では、現在日本の大企業は輸出に励み円高を招き、国内投資を抑え、利潤は内部留保として積み上がっている。ゼロ成長で投資は更新で間に合えば、利潤はそれに貢献する労働者、関連企業、そして税として還元すべき、となる。

「株主至上主義によって産業が機能する社会を構築できるか?」。→経営者革命を説いたが、続いて労働者革命を示唆する。

「公的機関は悩み多き存在」。→政府・計画の失敗の組織上の原因を解明し、公共、あるいは共同のあるべき組織構造を示唆する。

「現代社会における知識は学際的たらざるを得ない」、「全体を見て本質を把握せよ、知覚的認識だ」、「教条的理論に捕われる経済学者達」。→近経、マル経、双方について主張している。

「環境問題は人類全体の問題だと共通認識無しに効果は無い」。→経営者の説得、あるいは理解派への首のすげ替えが課題だ。1960年代の日本の工業公害は、エネルギー高と政府の政策転換によって一挙に解決した。現場技術者・労働者は経営方針として課題が指示されれば、これを解決できる能力と意欲を示した。

「会社オンリーで終わらせない第二の人生の準備を」。→サラリーマンの労働生活スタイルの見直し、LOHASが企業改革、労働運動の方針としても問われている。

④各國企業の特徴比較。現在、韓中の追い上げによって懸念されており、また労組の力量と要求強化が生み出すと危惧される日本の企業や経済の国際競争力であるが、その基礎は企業の特徴にある。

日本の成長志向の経営者主権型：長期雇用を基盤とし、投資とそのための内部留保を優先し、配当を抑止し、労働者は従業員として会員制（メンバーシップ）型とし、雇用保障・ボーナス・年功型賃金と賃上げ・昇進等で忠勤を確保した。だが、ゼロ成長で国内新投資の止った現段階において、日本の経営の骨格をどう取捨選択・換骨奪胎して、持続可能な企業形態、更には労働者主権型の路に乗せるのか、これが問われる。

米国の株主主権型：能力主義で流動的な経営層を株主が雇用する、労働者は資格型能力の短期雇用であり、市場賃金を支払うのみ。利潤は企業に留保されず株主へ配当され、株主が株式市場を通じて投資に回す。この方式が米製造業の弱体化、海外逃避を招き、米経済再建の展望を失わせている。

中国の国営企業：行政身分を持つ経営者は同じ国営銀行から投資資金を最大限借り入れて企業を拡張し、従業員福利基金（内部留保）の最大化を目指す。銀行はほぼ国営で政府の経済政策の柱となっており、利潤率基準に立たず、国営企業に融資を集中する。労働者は1年から3年、7年までの有期雇用となり、テーラー主義的労働編成を範としており、労働者の努力や協調の組織化に成功していない。

スウェーデンの国民経済を主導する労組の方針：労働者の組織率が91.1%と労働者のほぼ全員が参加している。戦後、積極的労働市場政策を方針として確立し、国民経済の高付加価値化を推進しつつ強い交渉力による高い賃金水準と労働分配率とを実現し、このもとで大きな福祉を支える高い税・社会保険負担を制度設計した。欧米では戦後の高度成長と低失業が続き、70年代には激しい労働攻勢が生じて不況の中で賃上げが主導するインフレ状態である stagflation が続いた。これは利潤を圧縮し労働分配率を高めたが、1981~2年の新

自由主義の金融引き締めによる高失業率によって収束したが、その後は低成長・高失業が続いた。だが、労組は国民経済との整合性に配慮して賃上げやストを自制して高い成長と低い失業の持続を実現させた。このスウェーデンの労働運動の国民経済と整合する方針樹立を教訓として、日本の労働運動も現段階の日本経済と整合性を持つ運動方針を立てることが求められる（これについては、2008年危機とマルクス経済学（近時刊行予定）を見られたい）。

⑤銀行資産の証券化の評価：決定、実行、統制の関係の失敗例。米の住宅バブルの原因となった銀行の住宅貸付資産の証券化で示そう。証券化のスローガンはリスクを広く薄く分散させる、だった。銀行の企業貸付けでなく、個人への住宅貸付けの証券化で問題が生じた。企業貸付けなら個人はリスク商品に手を出さないが、住宅では可能と見た、見せたのである。貸付とは、貸手が借手の返済能力を見極めて決定し、その完済を統制する。だが、銀行が貸付債権を小口に分散させて販売すると、個々の小口は貸借関係における統制を果たせない、回収代行機関も果たさない、すなわち統制機能を喪失する。各種リスク証券の組合せ商品とはこのリスクを見えなくさせる詐術と言える。これに成功すると、銀行は返済能力の疑わしい貸付を決定して証券化するのが利益となる。こうして貸借関係における決定と統制の機能を喪失し、バブルが引き起こされた。従って、こうした証券化を禁止すべき、となる。

⑥現二番底局面における円の独歩高について（2010年9月民主党代表選で菅政権成立時）。ギリシャに発した欧州国債信用危機で日本国債の信用危機が言われて参議院選挙で菅民主党が消費税を打ち上げた途端、今度は米国不況懸念から円が独歩高となり、長期国債金利は1%を割るに至った。今後も不況、国債信用不安、円高の襲来に悩まされ続ける。問題の主原因は輸出主導の大企業と、雇用劣化と消費減退、不況対策としての公共投資

等にある。とすると、現在の問題の原因であり余裕資金過多にある輸出系大企業への増税、雇用労働条件の改善や賃上げ、関連企業の競争を通じた締めつけ関係のは正などの政策や労組の取組みが不可避になる。すると、それらの経営分析やメカニズムの理解、政策や労組の方針転換の企業への影響、経済への影響の科学的理説が不可欠となる。

⑦日本経済のゼロ成長と構造変化の下での日本企業の在り方。日本の企業群は一方で国際展開をする大企業、不振の内需依存の企業、海外からの輸入と競合する企業とに、経営の在り方や方針の異なる類型に区分される。だが、いずれにおいても、能力の形成、高い努力と協調性の確保、それを保障する長期雇用、労働条件や分配のあるべき仕組みは共通している。現状における「企業は人」の内実の理解とその発揮の路線が要請される。

Ⅲ 今、企業の雇用責任を主張する理由

①雇用保障は労働者の厚生の主要事項であり、そしてこれが又、労働者の強い要求である労働能力

の形成を可能にし、自尊心を確立する。更に又、職場、企業における労働・分配における権限と量を拡げる条件となる（無論、その他の条件と適切な路線を持つ労働運動が必要だが）。

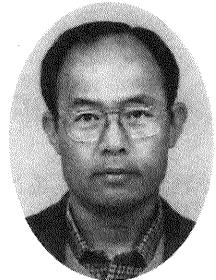
②雇用保障は企業の高い成果を生みだす条件である。経営環境の変化へ適応し、創造性を發揮して高い付加価値生産を保つためには、設備投資でなく、労働者の高い努力と協力、能力向上を実現できる長期雇用、成果を貢献者に還元する仕組みを維持・展開させる必要がある。大企業を中心に利潤は十二分に高く、他方で国内投資は僅かであり、正規化、時短・賃上げ、政府の借金返済等へ還元できる。先発定常化国である日本では、設備でなくて労働への投資、すなわち労働への還元策が労働のやりがいを充し、これが高付加価値化の源泉となる段階に至入っており、この主体的労働が雇用保障も可能とし、この好循環構造を成立させる。

③マクロ経済面では、短期的には利潤を抑えた賃金増が間接波及を含めた売上増、雇用と消費増となる（600兆円規模で定常・安定の経済へ）。長期的には高付加価値創造能力を確保して構造的諸課題を解決する基盤となる（関連文献として兵庫労働総研、2005-2009年版の労働生活白書がある）。

（きたの まさかず 所員 兵庫県立大学）

企業の社会的責任をめぐる議論

企業の社会的責任という概念は、学問的な用語としては曖昧なものである。それが、さかんに用いられる理由として、大きく2つのものが考えられる。ひとつは、企業が社会的な問題を発生させて責任を追及される場合に、「うちの企業は社会的に貢献しており、社会的な責任を果たしている」と自己弁護するためである。もう一つは、各ステークホールダーが企業に対して法的責任を追及できない場合に、次善の策として社会的責任を取り上げるということがある。



OSHIMA Kazuo
大島 和夫

I はじめに

企業の社会的責任（CSR）に対する関心が高まっている。2010年6月19日に、北京でCSRをテーマにした大規模な会議が開催された。中国外商投資企業協会などが主催し、外資系約60社を含む国内外の企業150社あまりが参加した。日中経済協会の清川佑二理事長は基調講演で、日中の企業がCSRについて共通の価値観を生み出せば、両国関係がさらに発展すると述べた。中国企業連合会の李明星副理事長は、中国が経済発展の成果を皆で享受する社会をつくる上で、企業の社会的責任は重要であると強調した¹⁾。

CSRに対する関心はもはや先進国だけでなく新興国や途上国の中にもひろがっている。しかし、CSRに対する評価は国や経済主体によって大きく異なる。中国の場合には、激化する労働争議への解決策を見いだす手がかりなることが期待されており、清川理事長は、CSRの普及が労使紛争を話し合いで解決する環境作りにつながると述べた。しかしそうなるだろうか。

II 企業の社会的責任をめぐる議論

(1) 竹内昭夫の分析

竹内昭夫の1983年の分析からみてみよう。彼は「基本法学7企業」に「企業と社会」という論文を掲載し、その第6章で「企業の社会的責任」を扱った。竹内によれば、すでに1983年当時でもCSRについての文献は数えきれないほど存在し、CSRの内容についても千差万別の理解が存在していた。

発端はアメリカであり、1930年代の始めに行われたバーリーとドットの論争にまでさかのぼるという。その後、長年にわたり多くの議論が積み重ねられてきたにもかかわらず、アメリカでもCSRの概念はスponジのようなもので、その文脈と語る者に応じて日本と同じように伸縮自在である。竹内は、CSR概念の特色は、この多義性、弾力性にあるとする²⁾。

最大の問題は、「社会的責任」という概念が曖昧なことである。これは法的責任ではない。竹内によれば、アメリカで言われる社会的責任の内容は、企業の慈善、教育、文化等のための寄付または貢

献である。また当該企業の性格がきわめて多様であることも曖昧さに拍車をかける。製造業の工場で問題となる社会的責任は、グーグルやヤフーで問題となる社会的責任とは全く異なっている。以上のことから、竹内は、CSRに関して、予め客観的・一元的な社会規範を抽出して固定しておくことは不可能であると断定する。

それでもCSRの議論が根強く繰り返される背景には、大規模な人員整理、公害や投機、企業犯罪などが明るみに出るたびに、財界や大企業にとって「企業は単に営利を目的とするだけでなく、公共的な役割も担っている」と主張することにメリットがあるからである。この場合に引き合いに出される公共的役割とは、生活に必要な消費財の提供、雇用の提供、利潤の分配、地域経済への貢献、そして国家財政への貢献などである。

しかし、このような企業の公共性の強調は、実は経営者の責任をあいまいにする危険を生み出す。竹内は次のように述べている。企業の社会的責任の名の下に社会が企業に求めるところが非常に多岐に渡るため、その取捨・選択を経営者の裁量に委ねざるを得ない。その結果、経営者の裁量権はかえって拡大する³⁾。

これと同じ指摘は、コーポレート・ガバナンスの分析でも指摘されている。コーポレート・ガバナンスにおいて、株主利益を重視する考え方とステークホルダーの利益を重視する考え方が対立しているが、CSRの議論は後者の考え方と結びつく。

(2) ミルグラムとロバーツの見解

ミルグラムとロバーツは「組織の経済学」の中で、「所有と財産権」を取り上げ、企業においてその利益が考慮されるべき主体について次のように述べる。

公開企業は、株主－所有者の利益追求のみを図って運営されてはならないという意見が、2つの異なるグループから出されている。この同盟の一方の側には、納入業者や事業所所在地の自治体による支援を受けた企業の経営者と従業員があり、

他方の側には、利潤追求を社会的に不適切ないしは不道徳だと信じる多様な学識者や活動家がいる。両グループともに、株主を、傍観的な不在地主的存在であって、企業そのものへの思い入れなどなく、短期的な金儲けに限定された利己的な関心以外は何も持ち合せない人々だと決めつけるくらいがある。会社は、株主の利益を優先する代わりに、社会的目標を追求するか、あるいはステークホルダーの立場にある人々、組織のために真に働くいる人々の利益を目標とすべきとする。

このような立場に反対するのは、自由市場を信奉する経済学者ならびに、投資銀行や証券業界と手を携えた個人ならびに機関投資家による、もう1つの奇妙な同盟である。この同盟によれば、企業価値最大化は経済効率上昇をもたらす。それ以外の目標追求を掲げる保身第一の経営者、利己的な従業員、競争を嫌うサプライヤー、そして無能な政府たちは、単に市場の規律から逃れて、所有者の資源を所有者ではない自分たちのために利用しようとしているだけである。経営者に、自らに託された企業の価値最大化以外の目標を設けさせるならば、自己利益のみが追求されるというモラル・ハザードを招く。

このような現状分析を踏まえて、ミルグラムとロバーツは次のように言う。コースの定理が成立する場合には、企業が株主利益を目標とすることに文句を言う筋合いはない⁴⁾。しかし、現実の世界ではそうはうまくいかない。

実際には、企業内で決定される事項は、市場を通じた適切な仲介が不可能な形で多数の人々に影響を及ぼしている。社会的費用などがその代表である。企業にその行為に伴う費用と便益の全体を認識させるような安心してまかせられる交渉メカニズムが存在していない場合には、企業の行為が全体として効率性増大に役立っているとは考え難い。

すなわち、情報の欠落・格差が交渉の成立を阻む。そうなると、権利の初期分配が資源の効率的利用に対して大きく影響する。それゆえ、権利の帰属と行使に対して法が規制を加えることによっ

て効率性と公正が適切に追求される。

このような状況下では、社会的責任を果たす行動の方がより効率的となろう。しかし、結果はその予想通りになるだろうか。社会的効率性が増進するだろうか。ミルグラムとロバーツは4つの疑問をあげる。第1は、経営者に社会的効率性の増進を可能にする情報が与えられているか。第2は、この行動がもたらす他者への費用と便益を計ることができると。第3は、経営者が自己利益を追求していないことを誰がモニターするのか。そして第4は、モニターしようとする情報とインセンティブを誰が持っているのかである⁵⁾。

(3) 青木昌彦の見解

青木は各国のコーポレート・ガバナンスを比較し、コーポレート・ガバナンスのアプローチには、伝統的に2つの対立的な視点が存在するとする。株主価値の視点とステークホールダー社会的視点である。

法人企業の投資家や経営者の行動は、他のステークホールダーに対して外部経済をもたらす可能性がある⁶⁾。この考え方からすると、経営者が各ステークホールダーが満足するような形で経営すべきということになり、最近、強く主張されるようになった、企業の社会的責任（CSR）につながっていく⁷⁾。

この2つの視点の差異は実際にはそれほど本質的ではないとの意見もある。企業が利潤を実現できず株主の利益に反して行動すれば存続することはできないし、そうなればステークホールダーの利益も損なわれる。従って、どちらの視点に立っても経営者の行動に対する規制に関しては似たような法的・契約的な工夫をおこなうことになるとする。

ステークホールダー社会的視点に対しても、次のふたつの批判があることに注意する必要がある。ひとつは、経営者を多様なステークホールダーの利益に従わせるための明確なルールは、現時点では提案されていないというものであり、もうひとつは、ステークホールダー社会的視点が、事実上投

資家の利益から独立した経営者の利益を体裁良く弁護する形で用いられてきたというものである⁸⁾。

なお、青木は、ゲーム論的アプローチを用いて、コーポレート・ガバナンスの制度を、プレイヤー間の戦略的相互作用を統治する自己拘束的なメカニズムとみなす。すなわち、コーポレート・ガバナンス・メカニズムとは、会社組織ドメインにおける、ステークホールダー（投資家、労働者、そして経営者）の状態依存的な行動選択を規定する実効性をもつルールの集合である。このメカニズムの核心は、望ましくない非常事態が生じた場合に、他の主体が選択する戦略的反応に関して経営者がいだく予想に求められる。ゆえに、複数のコーポレート・ガバナンス・メカニズムが存在しうる⁹⁾。

(4) アンデルセンの見解

アンデルセンは、現代は経済や社会において根本的な再編が進行中であるとし、その変化を理解するうえで、福祉国家レジームの類型こそ有益な出発点になるとする。そのレジームは3つで、北欧型の普遍主義レジーム、ドイツやフランスのコーポラティズム型レジーム、そしてアメリカや日本などの残余主義レジームである。これらのレジームは、それぞれの国がたどってきた歴史的な経路や制度の補完性によって規定されており、どれが優れていると単純には判断できない。この比較の中で、アンゼルセンはアメリカ型レジームとCSRの風潮について、その関連性を指摘した。

ポスト工業化社会における雇用の問題は、「製造業からサービス業へ」という流れと「サービス部門の労働の高価格化」という流れの2つが共通理解であった¹⁰⁾。これを体現しているのがアメリカとされた。

福祉国家のあり方という観点からすると、アメリカの市場原理が方向付けた軌道は、明らかに福祉国家とそぐわないようにみえた。アメリカ型軌道の特殊性の多くは、福祉国家の残余主義と直接的に結びついており、ヨーロッパ型とは異なるとされた。

しかし、アメリカ型の発展の背後には一般に言われているものとはかなり異なった実体がある。1960年から1984年にかけてアメリカで生み出されたすべての雇用の中で「娯楽」サービスはわずか16%を占めるのに対し、事業・製造業は23%を占め、社会・教育サービスは30%を占めている。職種でみると「ジャンク・ジョブ」は雇用増全体のうちわずか12%を占めるのに過ぎないのでに対し、専門・技術職は24%を占めている。多くの社会サービスも、特に教育は公共セクターによって促進されてきた。1960年代後半まで、公共セクターの社会福祉雇用はスウェーデンよりもアメリカの方が大きかった。

民間セクターにおいては、社会サービスや製造サービスにおいて、膨大な、質の高い仕事が新たに生まれた。アメリカ型システムにおいては、「民間」市場という場において、民間と公共のユニークな相互作用が重要となっている。

管理やビジネスサービスについて言うと、ヨーロッパにおいて福祉－国家複合体の一部を構成するものが、アメリカにおいては企業そのものの中に吸収されているという仮説が成り立つ。これが、フリンジ・ベネフィット管理や人事管理に影響を与えていている。

アメリカ型福祉国家の2つの特質がこの種の企業管理主義を推進している。第1に、公共セクターによる適切な給付やサービスに欠けているということは、それらが賃金交渉の対象となることを意味する。第2に、企業は直接賃金として支給する代わりにフリンジ・ベネフィットを支給するようになると、最終的には相当な法定外の間接賃金コストを負担する。

この結果、ヨーロッパでは福祉国家のスタッフとなる人々の多くが、アメリカにおいては、マネージャーであったり、ビジネスサービスに従事することになる。例えばアメリカでは100万人以上の人々が人材派遣業に雇われている¹¹⁾。つまりヨーロッパでは行政サービスまたは保険事業にあたるもの、アメリカでは企業内のサービスまたは契約によって担われている。同様の論理は、医療、

教育、その他殆どの民間部門の社会サービス雇用にあてはまる。租税構造は、直接的な助成金と相まって、大規模なサービスシステムを生みだし、雇用を拡大している¹²⁾。

アメリカ型の福祉国家は、女性や黒人の雇用を顕著に改善した。アメリカ型の制度では、平等な機会や雇用の保障といった高貴な理想を市場が支持するように奨励される。そこから、アファーマティブ・アクション（affirmative action）や機会均等法が生まれてきた。たしかに機会均等型のアプローチは、政府と契約のある会社や組織にしか適用されない。しかし、その他の会社も市民に対するイメージ作りやCSRの風潮の中で、このような理想と無縁ではない。

III 企業の雇用責任

(1) 社会的責任論の核心は雇用責任ではないか

アンデルセンは、ポスト工業化社会の潜在的コンフリクト構造の分析において、ドイツでは「インサイダー・アウトサイダー」現象こそ最も拡大しそうなコンフリクトであると分析した。福祉国家の受益者を養うために労働者は重税を負担しなければならないが、一方でアウトサイダーは仕事に参入しようと思っても簡単には参入できない。雇用が資産の性質を帯びるようになったと指摘した¹³⁾。

雇用の保障は、ポスト工業化社会においても重要なである。グローバル経済の中で、日本の企業もメガコンペティション（大競争）に巻き込まれている。産業構造の変化やIT革命の中で、労働力の需要と供給のミスマッチが発生し、その結果、労働者がある分野から他の分野へ、あるいはある職種から他の職種へ移動することは長期的には避けられない。そのミスマッチを企業内あるいは系列内での移動によって吸収できない場合には、企業や系列を超えた移動が必要となる。それをどのような手段で、どのようなテンポで進めるのか¹⁴⁾。

労働者の待遇は「人間としての尊厳」を損なわ

ないように配慮されなければならない。その当然の配慮が不十分であるように思われる。第1に、これまでの日本において社会的に合意されていた長期雇用の約束が使用者によって一方的に破棄されている。第2に、正規雇用の労働者の比率を低下させて、非正規労働者の比率を増加させた。第3に、一方的な労働条件の切り下げが目立つ。これらのこと、「労働力の流動化」とか「雇用形態の多様化」の名の下に進められてきた。

長期雇用に弊害があるとしても、それが短期間に一方的に廃止されれば、それまで存在していた会社一家意識が失われ、使用者側に付く労働者とそうでない労働者の間に大きな溝が発生する。企業が戦略的労務管理を行う必要があるとしても、非正規労働者の増加は労働者の間に不当な格差を持ち込むことになり、能力主義や成果主義の導入と相まって、労働者の中に分散化の意識を持ち込むことになる。労働者の連帯は困難になる。このことは、使用者側に付く労働者についてもあてはまり、企業自体がもはや労働者の忠誠心をあてにできなくなる。

日本の企業が、そこまでしなければ、メガコンペティションに生き残れないのであればしかたがないが、2008年の中頃までの日本の大企業は空前の利益をあげていたし、現在でも膨大な内部留保を蓄えている。2010年7月の日経新聞によると、金融を除く日本の2010年3月期決算の2408社を対象に日経新聞が集計した結果として、有利子負債より手元資金の方が多い実質無借金企業は、全体の47%で過去最高となった¹⁵⁾。

企業がこのような内部留保を蓄積する一方で、賃金コストを削減するために非正規雇用を拡大するというのは、反社会的なことではないだろうか。5000万人を超える日本の給与生活者が、連帯して企業に抗議できれば、正規雇用の減少をふせぐことができたかもしれない。しかし、現実には労働組合に加入する労働者が減っている上に、企業に対して雇用責任を厳しく追及する組合も多くなかった。むしろ、多くの組合は非正規雇用の問題を正面から取り上げていなかつたように思われる¹⁶⁾。

雇用形態の多様化や年功制の見直し自体を否定することは難しいが、2000年以降のような早急で一方的な変更には大きな問題があった¹⁷⁾。

日本の企業にとって、第1の社会的責任は、産業構造の激変が雇用等に与える影響から労働者を守ることではないか。雇用の流動化が避けられないとしても、研修などによって労働力の質を高める配慮が可能である。なによりもディーセント・ワーク（人間の尊厳を保てる労働）への配慮が必要である。使用者も生身の人間・使用者側に立つ労働者である。この使用者と被用者という人間同士の間で、このような当然の配慮が失われたら、企業そのものがきわめて非人間的な組織となり、社会的責任の言葉も空虚にひびくだけになってしまう。日本の現状がもとめる企業の社会的責任は、まさに雇用責任である。

(2) なぜ社会的責任が問題か

製品の安全性や環境保全は現代では法的責任である。労働基準の遵守や有価証券報告書への正直な記載も法的責任であり、社会的責任ではない。しかし、一方では日本において、「建前としての法的責任をまじめに受け取らない風潮」がまん延している。これを直ちに遵法精神にあふれた社会に変革することは容易ではない。2004年以降に噴出した会社の虚偽記載事件や横行するサービス残業を見れば、まずコンプライアンスが必要であろう。しかし、世界的に見れば「創造的破壊」あるいは「悪魔のひき臼」¹⁸⁾の過程がグローバルに拡大する中で、先進国も途上国も、むき出しの競争の中に放り出された貧民や労働者が増え続けている。彼等を救済するためには、既存の国民国家の法制度ではもはや限界ではないかという意識が、多くの人々の間において共有されるようになってきた。

さらに、日本の法制度が、雇用形態の多様化の名の下に早急で一方的な労働者の転籍や解雇を容認するのをみると、労働法の遵守を求める同時に、企業の社会的責任も追及する必要があるようと思われる。それは単なる倫理的なものにとどまるのではなく、社会的な強制を伴うルールとして

明確にできるように思われる。それゆえに労働者の側から企業の社会的責任を求めていくことが必要であるように思う。しかし、政府は2008年10月以降、労働者の救済よりも、危機に陥った企業に対する様々な危機対応策の方に力を入れている。

注

- 1) 日経新聞2010.6.21
- 2) 『基本法学7企業』岩波書店、1983年、24頁。
- 3) 前掲書28頁。
- 4) コースの定理とは、取引費用が生じない世界では、権利の初期分配がいかなる形であれ、当事者の自由な交渉によって、資源の最適利用が達成されるとする理論。
- 5) ポール・ミルグロム、ジョン・ロバーツ『組織の経済学』NTT出版、1997年、352頁以下。
- 6) 企業の操業によって周辺地域に公害が発生したときに、その公害によって発生した被害の解決のための費用を企業が負担しない場合に、その費用を社会的コストと呼び、そのような状態が生じることを外部不経済と言う。このように、経済主体が費用を負担しない経済現象を外部経済と言う。
- 7) ステークホールダー社会的視点とは、株式会社の取締役は、株主に対してだけでなく、従業員、顧客、とりわけ地域社会のような、株式会社を構成する他の主体に対しても受託者たるべきとするものである。これは、会社が利益をあげているのは、従業員や資金提供者ひいては様々な便益を提供している地域社会の協働があるおかげだという考え方による。この立場からすれば、会社があげた利益をどのように分配すればよいのかを明確にするルールが必要になる。しかし、現在の会社法の中には、そのようなルールが明示されていない。従って、現実にステークホールダーに対して利益が分配されているのであれば、それは暗黙の契約によって行われていることになる。
- 8) 青木昌彦『比較制度分析に向けて』NTT出版、2001年、303頁以下参照。
- 9) 前掲書305頁。
- 10) G.エスピニン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房、2001年、205頁。
- 11) アンデルセンが述べているのは、この本が出版された1990年当時の状況である。
- 12) 私の見るところ租税構造や国民負担率などは日本もアメリカと近い。
- 13) アンデルセン前掲書239頁以下。
- 14) 西谷敏『規制が支える自己決定』法律文化社、2004年、19頁。西谷は、このことを指摘したうえで、労働条件の変更は一方的に急激に行われるべきではなく、可能な限り労働者が決定に参加できる制度的枠組みを作ることが必要であると主張する。
- 15) 日経新聞2010年7月5日夕刊。
- 16) この問題は「同一労働同一賃金」という問題につながる。
- 17) 詳しくは西谷・前掲書24頁以下参照。
- 18) カール・ポラニーが『大転換』の中で用いた言葉で、いかなる企業・労働力も資本主義の過酷な競争から逃れられないこと。

(おおしま かずお 京都府立大学)

労働者保護と個人請負型就業者

—貧困・半失業からディーセント・ワークへ—

近年、委任・請負契約で働く個人請負型就業者が増加しているが、大企業に経済的に従属していて、自営とは名ばかりの「名目的自営業者」であり、そのほとんどが貧困・半失業状態に陥っている。本稿では、ディーセント・ワークの視点から個人請負型就業者の労働保護法の必要性について検討する。



TAKANO Tsuyoshi
高野 剛

I 就業形態の多様化

近年、委任・請負契約で働く個人請負型就業者が増加している。個人請負型就業者には、傭車運転手や保険外交員、ガス・電力会社の検針員の他に、大工の一人親方や在宅ワークなどがある。最近では、ゴルフキャディやエステティシャンなども個人請負型就業者と言われている¹⁾。このような個人請負型就業者は、雇用契約ではないため、労働者（worker）であっても、被用者（employee）ではない。個人請負型就業者がどれくらいいるのかについて、公式な統計が未整備であるため明らかでないが、山田久[2007]は、国勢調査をもとに2000年に約63万人いたが、2005年に約110万人へ急増したとしている²⁾。

もともと個人請負型就業者は、インフォーマルセクターで非常に多く見られる働き方であった³⁾。特に、雇われずに働くという点で履歴書がいらない働き方であり、在日コリアンや被差別部落出身者などのマイノリティがこういった就労形態で働いている人が多いと言われてきた。この点について、見田宗介[1979]によると、「たとえば在日朝鮮人の多くは、雇用者として勤務することに挫折し、

あるいは当初から見切りをつけて、自営業者になっていく。…（中略－引用者）…これは、けっして在日朝鮮人だけの問題ではない。内職する既婚婦人たち（官庁統計では内職は『自営業主』となっている！），職を失った老人や中年者たち、被差別部落の出身者たち、何かのことで『躓いた』履歴を持つ多くの人たち、彼らが日本の都市の『自営業主』の分厚い層を形成している。そしてふたたび、このような『自営業主』になることさえできなかつた人びとが、『履歴書の要らない労働者』となる。資本はそのような流動する労働力を絶対に必要とする。そして彼らは必然に転職をくりかえすけれど、彼らと『履歴書の要る職業』とのあいだには、目に見えない鉄条網があつて、めったに乗り越えることはできない」⁴⁾と述べられている。あるいは、個人請負型就業者の中には、企業で雇用労働者であった中高年者が、賃金カーブが下がり始めたため、企業を退職して独立開業したケースも見受けられる。

このような個人請負型就業者は、金澤誠一[2003]によると、大企業に経済的に従属していて、自営とは名ばかりの「名目的自営業者」であり、そのほとんどが貧困・半失業状態に陥っていると指摘している⁵⁾。

そもそも発注元の企業が個人請負型就業者を活用するメリットには、どのようなものがあるのであろうか。考えられるメリットとして、①社会保険料の事業主負担がいらない。②最低賃金法が適用されないため、最低賃金より安く仕事を発注できる。③労働基準法上の事業主の災害補償責任から逃れられる。④仕事の繁閑に対応できる。⑤人材育成の必要がないといった点をあげることができる。しかしながら、デメリットとしては、①優秀な人材を企業内部で継続的に囲い込むことができない。②仕事の成果物の質が確保できないといった点がある。一方、労働者側にとってのメリットとデメリットにはどのようなものがあるのであろうか。メリットとしては、①仕事の時間帯が自由に決められる。②自宅など家事・育児をしながら働くという点があるが、これらは労働条件によってデメリットにもなる可能性がある。デメリットには、①最低賃金法が適用されないため報酬が安い。②賃金債権ではなく一般債権となるため、発注元が倒産しても先取り優先権がない。③被用者保険に加入できないため、国民年金や国民健康保険に加入したり、労災保険に特別加入したりすることになるが、事業主負担がなく、全額自己負担である。④個人請負型就業者が、発注元の企業と団体交渉するのが難しい。団結して組合を結成しても労働組合法で認められないといけない。⑤発注元の企業からの仕事によって生活を維持しているため、不利な契約条件でも引き受けざるを得ず、発注元の企業の経営状態によって、契約の打ち切りや契約条件の切り下げがある。さらには、契約書を文書で交付してもらえないかったり、仕事のやり直しや弁償をさせられることもある。⑥納期やノルマに縛られて長時間労働であるにも関わらず低収入といった点があげられる⁶⁾。

また、個人請負型就業者の増加の要因を分析した周燕飛[2006]によると、主要因は「生産変動への対応」や「外部の専門人材の活用」ではなく、「コスト削減」が主要因であると分析しており、近年の就業形態の多様化が専門技術の高度化によるものではなく、コスト削減を目的とした非正規労

働者化であると主張している⁷⁾。すなわち、近年の個人請負型就業者の増加は、社会保険料の負担や労災補償責任など使用者が本来果たすべき責任を回避している結果であると捉えることができるであろう。

II ILO第198号勧告

(1) 経緯

個人請負型就業者に対する国際労働基準として、2006年6月15日に、ILO（国際労働機関）の第95回総会で「雇用関係に関する勧告」（第198号勧告）が採択されている。ただし、勧告は加盟国に対して国際労働基準のガイドラインとなるものであって、条約のように批准する必要はなく拘束力もない。

かつてILOでは、個人請負型就業者に対する国際労働基準として、「コントラクト・レイバー条約案」が1997年の第85回総会と1998年の第86回総会で審議されたが、コントラクト・レイバーの定義で労使間の合意が得られなかったため、4年以内に再検討するということで不採択となった。その後、2003年に開催された第91回総会で「雇用関係に関する決議」が採択されている。「雇用関係に関する決議」では、①偽装された雇用関係（Disguised Employment Relationship）、②あいまいな雇用関係（Ambiguous Employment Relationship）、③三角雇用関係（Triangular Employment Relationship）について定義付けがされている。①偽装された雇用関係とは、実質的に雇用関係があるにも関わらず、社会保険や労働基準法や最低賃金法などの適用を避けるために、意図的に、形式上は個人請負型就業者として扱う場合である。②あいまいな雇用関係とは、意図的に偽装しているわけではないが、雇用労働者と自営業者の区別が明確でなく、発注者から指揮監督を受けて働いていたり、発注者から受け取る報酬に経済的に依存している場合である。③三角雇用

関係とは、発注元の企業と労働者の間に仲介者が存在している場合であり、個人請負型就業者ではなく派遣労働などのことである。また、「雇用関係に関する決議」の第25条では、「ILOは、本問題への国際的な文書の採択を視野にいれるべきである。委員会では、勧告が適切であると考えている。当該勧告は、偽装された雇用関係および雇用関係にある人が国レベルで与えられるはずの保護を得られるようなメカニズムの必要性に焦点を当てたものであるべきである。…（中略－引用者）…勧告は、純粹な商業的および独立的な契約に入るべきではない。…（中略－引用者）…ILO理事会は、この議題を将来のILO総会の議題に加えるよう要請される。三角雇用関係の問題は解決されなかつた」⁸⁾と明記されており、偽装された雇用関係についての勧告を採択すべきであるとしている。

これを受け、2006年の第95回総会では第198号勧告が、賛成329票、反対94票、棄権40票で採択されている。

（2）内容

第198号勧告は、個人請負型就業者に対する労働者保護についての勧告であるが、第1章から第4章まで構成されている。第1章の「雇用関係にある労働者保護の国内政策」⁹⁾は、第1条から第8条まであり、雇用関係にある労働者保護の国内政策を策定する場合の基本的な考え方や、国内政策に含むべき内容について規定している。第2章の「雇用関係存在の決定」¹⁰⁾は、第9条から第18条まであり、雇用関係存在の決定に関する措置の内容について規定している。第3章の「監視と実施」¹¹⁾は、第19条から第22条まであり、雇用関係をめぐる労働市場等の把握とそれに関する政策を立案する枠組みについて規定している。第4章の「最終段階」¹²⁾は、第23条であり、第198号勧告と第188号勧告（民間職業仲介事業所勧告）と第181号条約（民間職業仲介事業所条約）との関係について規定している。

第198号勧告で偽装された雇用関係について書かれてあるのは、第4条（b）項である。第4条

（b）項によると、「偽装雇用関係は、使用者が使用者以外のある個人を、彼又は彼女の真正な法的地位を隠すような方法で扱う場合に発生すること、及び契約の取り決めが、労働者からその者が当然受けるべき保護を奪う効果を持つような状況が発生する場合があることに留意して、例えば真正な法的地位を隠すような他の契約の取り決め形態の使用を含む可能性があるその他の関係の下での偽装雇用関係と闘うための措置」¹³⁾と規定されており、「偽装雇用関係と闘うための措置」と明記している。

しかしながら、第198号勧告の第11条と第12条と第13条に使用者側は反対したため、審議過程に使用者側は参加しなかった。第198号勧告の第11条では、様々な雇用関係の存在を決定する指標について、一つ以上の指標に合致すれば雇用関係があると法律上推定すると規定している。次に、第12条では、雇用関係の存在を確立するための条件（従属や依存）を定めることと規定している。さらに、第13条では、雇用関係の存在に特定の指標を定めることと規定している。

2003年の第91回総会で採択された「雇用関係に関する決議」では、①偽装された雇用関係、②あいまいな雇用関係、③三角雇用関係が想定されていたが、第198号勧告では、これらの概念の定義付けをしていないため、第198号勧告の適用対象となるかどうか、労働者側と使用者側で見解が対立している。このうち、偽装された雇用関係については、第198号勧告の適用対象であることは、第4条（b）項に「偽装雇用関係と闘うための措置」¹⁴⁾と明記されていることから労使の意見は一致している。しかしながら、あいまいな雇用関係と三角雇用関係について、使用者側は、第198号勧告の適用対象ではないと主張している。労働者側によると、第198号勧告の前文で、「関係当事者それぞれの権利と義務が明確ではない状況」¹⁵⁾と明記されていることと、第6条（a）項で「雇用関係に明確さが欠けており」¹⁶⁾と明記されていることから、あいまいな雇用関係も適用対象であり、さらに第4条（c）項で「当事者が複数である」¹⁷⁾

場合についても明記されており、三角雇用関係も適用対象であると主張している。

派遣労働などの三角雇用関係について十分な審議がされていないことから、第198号勧告の適用対象ではないが、偽装された雇用関係とあいまいな雇用関係などの個人請負型就業者は適用対象に含めて考えることができるであろう。

III 日本の動向

それでは、個人請負型就業者の労働保護法について、日本国内の動向はどうなっているのであるか。

まず、経済法であるが、1956年に独占禁止法の特別法として制定された下請法（下請代金支払遅延防止法）がある。下請法は物品の製造及び修理の委託を適用対象としていたが、2003年の改正で情報成果物の作成委託と役務提供委託も適用対象となっている。下請法では、下請代金の支払遅延の防止や書類の作成・保存義務があるが、報酬の最低金額の規制や労働時間規制や契約の打ち切りなどについての規制がない。

個人請負型就業者に対する労働保護法としては、労働基準法が適用できるかどうかということが問題となるが、この点については、1985年に旧労働省が設置した労働基準法研究会の報告書で、判断基準が示されている¹⁸⁾。報告書では、契約の形式によらず実質的な「使用従属性」を総合的に判断するとなっており、「使用従属性」の判断基準として「指揮監督性」と「報酬の労務対償性」をあげ、これらの判断要素として、「指揮監督性」については、①仕事の依頼や業務従事の指示に対する諾否の自由があるかどうか、②業務遂行上の指揮監督があるかどうか、③勤務場所や勤務時間の拘束性があるかどうか、④労務提供の代替性があるかどうかなどがあり、さらに労働者性の判断を補強する要素として、⑤機械・材料の負担関係、⑥報酬の額、⑦専属性があるかどうかなどをあげられている。

また、労災保険は、原則として労働基準法が適用される雇用労働者を保護することを目的としているが、雇用労働者以外の者でも、その就労の実態から見て保護する必要があるため、1965年より特別加入制度を創設している。特別加入制度では、①中小企業主等、②大工の一人親方等、③家内労働者が加入できるようになっているが、個人で加入できないため団体を結成する必要がある。そのため、個人請負型就業者の団体がない場合は労災保険に加入することができず、加入できたとしても保険料は全額自己負担である。

さらに、個人請負型就業者であっても、家内労働者には家内労働法が適用されている。家内労働法は、家内労働者を雇用労働者でも自営業者でもない中間的な形態と捉えて適用対象にしている。ただし、家内労働法は適用対象を物品の製造加工作業に限定している。家内労働法の第2条第2項によると、「物品の製造、加工等若しくは販売又は、これらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、付属品または原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう」¹⁹⁾と規定している。このため、家内労働法が適用される個人請負型就業者は限定されており、情報サービス業の在宅ワークへ適用対象を拡大する必要があるという意見がある²⁰⁾。実際、旧西ドイツでは、1974年に家内労働法を改正し、テープ起こしやデータ入力などの在宅ワークも適用対象となっている。1990年3月には、旧労働省の通達で文章入力の在宅ワークに限り家内労働法が適用拡大されることになったが、その場合も委託者からフロッピーディスク等の外部記憶媒体の提供や売り渡しがあり、その外部記憶媒体に入力した文章を保存して納品した場合に限り適用拡大されることになった²¹⁾。

しかしながら、家内労働法は労働基準法と比べ

ると見劣りする点があり、努力義務規定が多かったり、適切な紛争処理制度が整備されていないといった問題点がある。そのため、向田正巳[2006]は、個人請負型就業者に対する労働保護法として、労務サービス契約法の制定を提言しているが、労務サービス契約法の具体的な内容については検討されていない²²⁾。

2005年9月に、厚生労働省の「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」が発表した最終報告書でも、「労働基準法上の労働者として必要とされる使用従属性ではなくとも、請負契約、委任契約等に基づき役務を提供してその対價として報酬を得ており、特定の者に経済的に従属している者については、相手方との間に情報の質及び量の格差や交渉力の格差が存在することから、労働契約法制の対象とし、一定の保護を図ることが考えられる」²³⁾と記されており、個人請負型就業者の労働保護法が必要であると指摘している。

IV ディーセント・ワーク

2010年4月に、厚生労働省の「個人請負型就業者に関する研究会」が発表した報告書によると、「個人請負型就業者についても労働者と同様に企業との間に立場から生じる交渉力の差等が想定される場合があり、何らかの保護措置を設けることが適当な場合もあると考えられる。また、労働者性があると考えられる個人請負型就業者に関しては、労働者として保護されることが適当である」²⁴⁾と記されている。報告書では、今後の政策的対応の方向性が5つ示されている²⁵⁾。それは、①求人情報の利用者が不利益を被らないように、求人情報掲載ガイドラインの作成。②企業が個人請負型就業者を活用する場合の守るべきガイドラインの作成。③業務委託・請負という働き方の周知・啓発を行政が行う。④労働者性の判断基準が分かりにくいため、判断しやすいように検討し直す。⑤トラブル時の相談窓口について行政が情報発信するとなっている。これは、報告書の作成に先立って

行われた実態調査により、実際にしている仕事と求人情報に書かれていた内容が違うという意見や、仕事のやり直しや弁償をさせられたり、報酬が一方的に切り下げられて困っているという実態が浮き彫りになったため提案されている。しかしながら、この5つの提案も法規制というところまでは踏み込んでおらず、あくまでガイドラインの作成にとどまっている。ガイドラインの作成という点では、個人請負型就業者の中でも在宅ワークに関しては、2000年に「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」が作成されている。このガイドラインでは、契約条件の文書明示・保存や契約条件の適正化などの基準が示されているが、法的な拘束力がないため、トラブルが後を絶たず、2010年にはガイドラインが改正されたが、目立った効果をあげていない。

こういった個人請負型就業者の労働者保護に向けて、1999年のILO第87回総会では、「ディーセント・ワーク（Decent Work）」が21世紀の目標に掲げられている²⁶⁾。ディーセント・ワークとは、日本語に直訳すると「まともな仕事」や「価値のある仕事」となるが、「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されることが多い。ディーセント・ワークとは、権利が保障され、十分な収入を得ることができ、適切な社会的保護のある生産的な仕事と捉えられている。つまり、①人権を尊重する仕事であり、発言する権利や主体的に社会に参加する権利があること。②子どもを産み育てられる収入や老後の生活が保障されていること。③労働時間、賃金、休日などの他に、結社の自由、団体交渉権、最低賃金制、雇用差別の禁止などがあること²⁷⁾。④キャリア形成ができる、使い捨てにせず、長期的な展望が持てる仕事という意味である。ディーセント・ワークは世界共通の絶対的な基準があるわけではなく、先進工業国や発展途上国など国によって、その基準は違うものとなっている。また、同じ国であっても、経済状況によってディーセント・ワークは変化するようになっている。

さらに、2007年のILO第96回総会で採択された「持続可能な企業の振興に関する決議」（第6議

題) では、「持続可能な企業は、成長、富の創出、雇用、そしてディーセント・ワークの主要な源である」²⁸⁾と明記されており、ディーセント・ワークを企業の社会的責任の一つとして捉えている。つまり、ディーセント・ワークとは、賃金や労働条件などの働き方だけを目標としているのではなく、労働と社会保障の連携や男女平等、そして企業の社会的責任も含んでいるのである。

しかも、ディーセント・ワークは、10年前に提唱された過去の目標ではない。2008年9月のリーマン・ショック以降の経済危機により、非正規労働者が労働契約の打ち切りで仕事を失うケースが増加しているが、2008年のILO第97回総会の事務局長報告(「ディーセント・ワークの実現に向けた取り組み」)では、ディーセント・ワークが2010年から2015年の戦略的課題に位置づけられている²⁹⁾。まさに今、実現しなければならないのである。

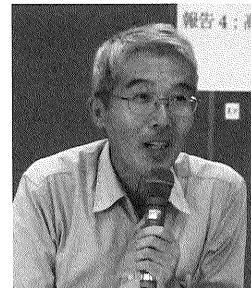
注

- 1) 厚生労働省『個人請負型就業者に関する研究会報告書』2010年4月28日、13頁。
- 2) 山田久「個人業務請負の実態と将来的可能性」『日本労働研究雑誌』No.566、2007年。
- 3) ILO『ディーセント・ワークとインフォーマル経済』2003年。
- 4) 見田宗介『現代社会の社会意識』弘文堂、1979年、39-40頁。
- 5) 金澤誠一「今日の失業の性格と『名目的自営業層』」『商学論纂』第44巻第3号、2003年。ここで言う「名目的自営業者」は、相対的過剰人口の一形態(停滞的過剰人口)として捉えている。
- 6) マルクス,K.によると、請負契約の下での出来高払いは、「労働の質は、この場合には、製品そのものによって規制されているのであって、出来高価格が完全に支払われるためには、その製品は、平均的な品質をもっていなければならない」(946頁)。また、「資本家たちに、労働の強度をはかるまったく確かな尺度を与える」(947頁)。そのため、「労働の質と強度が労賃の形態そのものによって規制されているので、この労賃の形態は大部分の労務監督を不用とする」(947頁)。つまり、「賃銀減額および資本主義的ごまかしのきわめて実り豊かな源泉」(947頁)であり、「資本主義的生産様式にもっとも適応した労賃形態である」(952頁)。マルクス,K.(社会科学研究所監訳)
- 7) 周燕飛「個人請負の活用動機と労働実態」『季刊労働法』第215号、2006年。
- 8) 国際労働問題シンポジウム「雇用関係の範囲(労働者性)」『大原社会問題研究所雑誌』No.545、2004年、41頁。
- 9) 国際労働問題シンポジウム「雇用関係と労働者保護」『大原社会問題研究所雑誌』No.581、2007年、43頁。
- 10) 同上論文、44頁。
- 11) 同上論文、45頁。
- 12) 同上論文、45頁。
- 13) 同上論文、43頁。
- 14) 同上論文、43頁。
- 15) 同上論文、42頁。
- 16) 同上論文、43頁。
- 17) 同上論文、43頁。
- 18) 労働省労働基準局編『労働基準法の問題点と対策の方向』日本労働協会、52-70頁。
- 19) 岡部実夫『家内労働法の解説』労務行政研究所、1972年、143-144頁。
- 20) 高野剛「私の視点:在宅ワーカー長時間・低収入法整備急げ」『朝日新聞』2010年1月7日朝刊、15面。
- 21) 1990年3月31日付け基発第184号、婦発第57号。
- 22) 向田正巳「労務サービス契約法について」『季刊労働法』第215号、2006年。
- 23) 厚生労働省『今後の労働契約法制の在り方に関する研究会報告書』2005年9月15日、15頁。
- 24) 厚生労働省『個人請負型就業者に関する研究会報告書』2010年4月28日、25頁。
- 25) 2010年3月4日に開催された第6回個人請負型就業者に関する研究会の議事録によると、報告書案の検討過程で奥田香子委員は佐藤博樹委員に対して、労働者性の判断基準の見直しを報告書に盛り込むのは無理だという発言を数回している。例えば、「労働者が請負を選べばそれでいいというものでもないので、労働者の選択とか意思というのが、判断基準との関係で出てくるというのは、表現としてはまずいと思います」という発言がある。
- 26) ILO『ディーセント・ワーカー働く価値のある仕事の実現をめざして』2000年。
- 27) ディーセント・ワークには男女平等も含まれており、特に発展途上国のインフォーマルセクターで働く女性労働者に対して、ディーセント・ワークは重要である。
- 28) 国際労働問題シンポジウム「持続可能な企業の振興」『大原社会問題研究所雑誌』第593号、2008年、48頁。
- 29) ILO『ディーセント・ワーカー今後の戦略的課題』2009年。

(たかの つよし 所員 広島国際大学)

資本蓄積と企業間格差¹⁾

資本蓄積が急速に進むとき、企業間格差は拡大するか、縮小するか。これを戦後日本について観察する。企業間格差は、経済学において伝統的な利潤率とは区別される資本利益率で測る。その結果、多少の条件付で両者に経済的意味のある相関関係が確かめられる。



SATO Masato
佐藤 真人

I はじめに

本稿は、戦後日本の資本主義的発展に伴う企業間格差の推移についての実証面からの第一次的接近である。企業間格差は、近年よく言及される社会の「格差」の一部分である。

およそ資本主義的発展は、いつでもどこでも関係者間の利害衝突を伴うことは、古くから認識されている（代表例「資本制的蓄積の歴史的傾向」（マルクス『資本論』第Ⅰ巻第24章第7節））。本稿の問題意識は、その延長線上にある。即ち資本蓄積が急速に進む時期には、企業間格差は拡大するか、逆に縮小するか（逆は逆）²⁾。と言っても企業間格差も、また多面的である。本稿では、資本利益率の格差に注目する。

本稿の構成は、次のとおりである。Ⅱ節では、近年の事業所数の動向を観察し、本稿の導入とする。利用するデータは、「平成18年事業所・企業統計調査」³⁾である。本論のⅢ節では、資本利益率の資本金規模間格差を観察し、資本蓄積との関係を分析する。利用するデータは、「法人企業統計（各年度）」⁴⁾である。Ⅳ節では、観察の結果を評価する。

II 事業所数、及び従業者数

まず導入として、1996－2006年の事業所数の推移を見よう。次の三点に注目する。

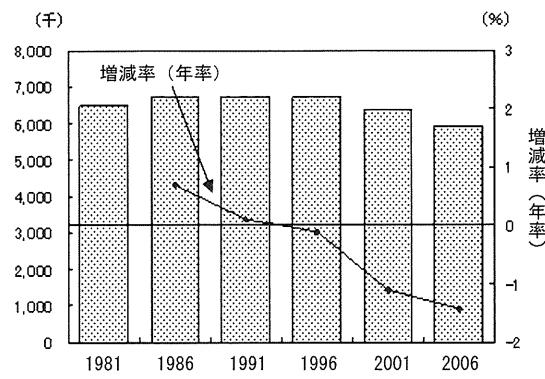
- (1) 事業所数は、1996年以降、実数で減少している。企業数も同様である（図Ⅱ－1）。
- (2) 経営組織別に見ると、「民営」のうち「個人経営」、及び「法人」の事業所数は、共に減少しているが、前者の減少が大幅で、2006年初めて後者が前者を上回った（図Ⅱ－2）。
- (3) 従業者規模別に見ると、事業所数は50人以上の規模で増加している（図Ⅱ－3）。

事業所数、及び企業数が実数で減少しているのは、現在の長期不況の厳しさの経済全体としての表れであるが、その中で(2)、(3)のような内部構成の変化が起っていることに注目したい。この経済的意味の要点は、不況の負荷は一様に掛かっているのではない。「小さいところ」に、より重く掛かっているということである。

もちろん産業による違いは重要である。例えば、ほとんどすべての産業で事業所数、及び従業者数共に減少している中、「医療、福祉」が事業所数、及び従業者数共に、実数でも例外的に大幅に増加

図 II-1 事業所数、及び企業数の推移

(1) 事業所数の推移



(2) 企業数の推移

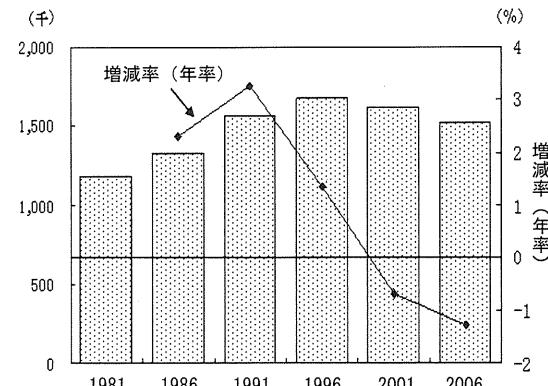


図 II-2 経営組織別事業所数の推移（民営、2001-2006年）

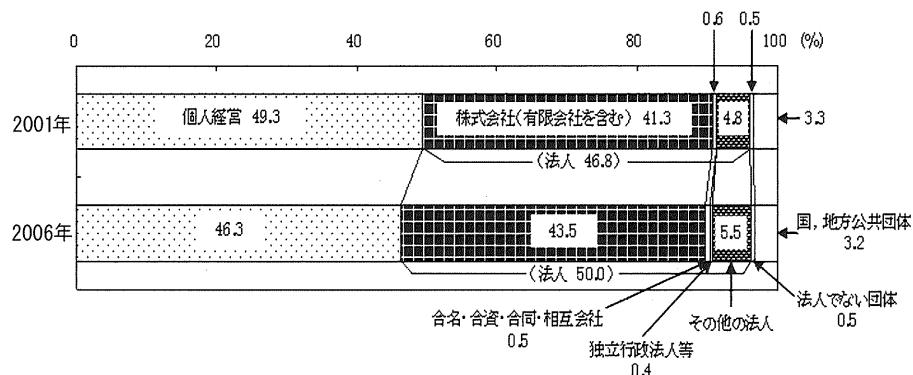
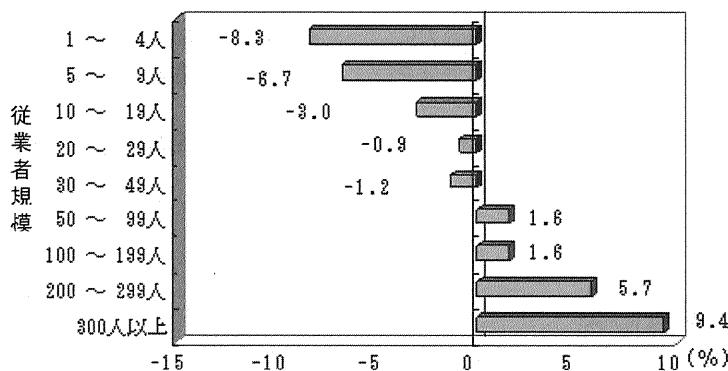


図 II-3 従業者規模別事業所数（民営、2001-2006年）



している⁵⁾。また、これも古典的な「都市と農村」という観点から見た、地域的な相違も重要である。これらは既に述べた理由で、別の機会に譲る。事業所、企業と共に、いやそれ以上に重要な従業者

数、及びその従業形態、性による内部構成についても同様である。

III 資本利益率

事業所数、及び企業数の推移と共に起こっている、企業間格差を観察しよう。と言っても、もちろん企業間格差にも多くの側面がある。本稿では、伝統的な利潤率と区別される資本利益率に集中する⁶⁾。利潤（あるいは利益、収益、等々）は、企業存在の集中的表現と考えるからである。企業は、利潤に始まり利潤に終わる。

(1) 資本利益率の定義

さて資本利益率（=利益／資本）には、目的に応じ使い分けるべきいくつかのタイプが企業経営分析によって用意されている。代表的なものとしては、分子の利益として営業利益、経常利益、税引き前（及び後）当期純利益を当てるものがあり、分母の資本としては、資産、自己資本などが使われる。本稿では分子の利益について、最も基礎的な営業利益に注目するが、税引き前当期純利益にも言及する。さらに内部留保の重要性を考慮して、いずれの場合も内部留保を加える。

内部留保の範囲自身が論議の対象であるが⁷⁾、第一次接近として、おそらく最広義の

(1) 内部留保 = 引当金増減額 + 資本準備金増減額
+ 利益剰余金増減額 + 減価償却費とする。減価償却費は、その累計額のうち過大に評価された部分を除くべきであるが、ここではそ

の評価の問題性のため、全額を算入する。

資本利益率の分母としては、まず資産に注目するが、自己資本（=資産 - 負債）の場合にも触れる。従って本稿で扱う資本利益率は、まず

(2) 営業利益総資本利益率 = (営業利益 + 内部留保) / 資産 (期首、期末平均)

である（以後、営業利益率と略称。%表示）。ここで分子は、もちろんフローであるが、分母のストック変数である資産は、これも第一次接近であるが、当該年度の期首値と期末値の平均である。

結局、資本利益率としては営業利益率(2)の他に、(2)において分子の営業利益を税引き前当期純利益に置き換えた場合（当期純利益率と略称）、あるいは同じく(2)において、分母の資産を自己資本に置き換えた場合（自己資本営業利益率と略称）を扱う。

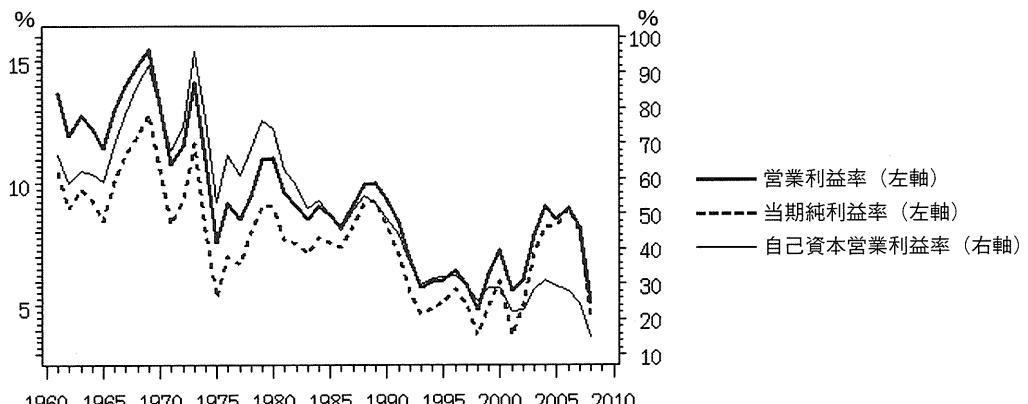
(2) 資本利益率格差の推移

a 資本利益率（全産業、全規模）の推移

実際に資本利益率の推移を観察するとして、とりあえず全産業（以下同様、注記省略）、全規模の資本利益率（営業利益率、当期純利益率、自己資本営業利益率、いずれも内部留保算入）を概観し、もう一步踏み込む手懸りを探ろう（図III-1）。

三つの資本利益率のうち、前二者と後者（自己資本営業利益率）の水準の違いは非常に大きいが、変動の形態はよく似ている。具体的には、1) 全期間での低下傾向、2) 1975年、及び1990年代後半

図III-1 資本利益率の推移（全規模、全産業）



を谷とする大きな波動、3) 数年周期の波動（理論的には、景気循環に対応）である。4) 自己資本営業利益率（細実線、右軸）の、他の資本利益率に比しての特別の水準の高さをもたらすものは、定義（2）より資産と自己資本の違いである。4)については後に、再度言及する。

b 資本利益率格差（大規模－小規模）の推移⁸⁾

次に資本利益率の資本金規模による格差（大規模－小規模）を、観察しよう（図II-2）。

三つの資本利益率格差については、それらの水準の場合と同様、全期間での上昇傾向、1970年代前半、及び1990年代前半を谷とする大きな波動は共通しているが、相互の違いも大きい。特に自己資本営業利益率（細実線、右軸）と、他の二つの資本利益率の違いは大きい。具体的には、

- (1) 自己資本利益率格差の幅（絶対値）は、非常に大きい。
- (2) 自己資本利益率格差の符号は、ほとんどの年度で負である。

この原因について、次節で少し詳しく見よう。

(3) 自己資本比率の推移

自己資本利益率の他の資本利益率に比しての高さ（図II-1）、その格差（大規模－小規模）の小ささ（格差の幅、絶対値の大きさ、図III-2）の原因は、定義（2）より分母の自己資本である。この点を確かめておこう。営業利益率は、

$$(4) \text{ 営業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{内部留保}}{\text{自己資本}} \times \frac{\text{自己資本}}{\text{資産}}$$

$$= \text{自己資本営業利益率} \times \text{自己資本率}$$

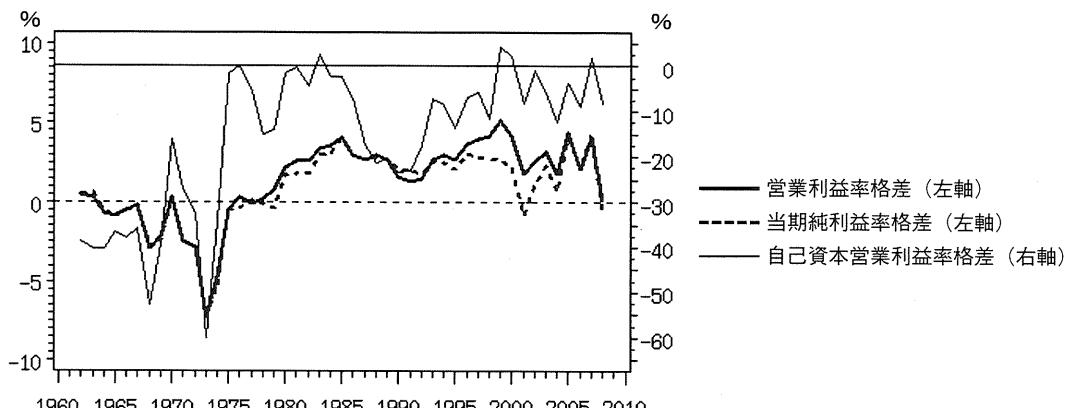
であるから、大規模企業の自己資本率は小規模企業に比し高い（営業利益率から見ると、非常に低い自己資本営業利益率を、高い自己資本率で補つて営業利益率を確保している）はずであるが、実際そうである（図III-3）。

また大規模企業の自己資本率は、1975年ごろ明瞭な傾向変化を示し、その結果自己資本率格差（大規模－小規模）も同様の傾向変化を示す。これは1960年代、いわゆる高度成長期の借入金による資本蓄積と、その結果の自己資本充実である。ただし20世紀末、小規模企業の自己資本率は、大規模と同程度の上昇傾向に転じる。これは、自己資本率の低すぎる小規模企業の廃業によると推測される。その結果、この頃自己資本率格差の推移にも傾向変化が観察される。

(4) 資本利益率格差と経済成長率の相関

資本利益率格差と資本主義的経済発展（資本蓄積）の関係を見よう。後者の代理変数として経済成長率（GDPの対前年度変化率）、総固定資本形成の対前年度変化率、総固定資本形成のGDPに占める割合を取り上げる。営業利益率格差と経済成長率は、ほぼ反対方向に変動しているが（図III-4）、実際、資本利益率格差と資本蓄積関係諸変数

図III-2 資本利益率格差の推移（全産業、全規模）

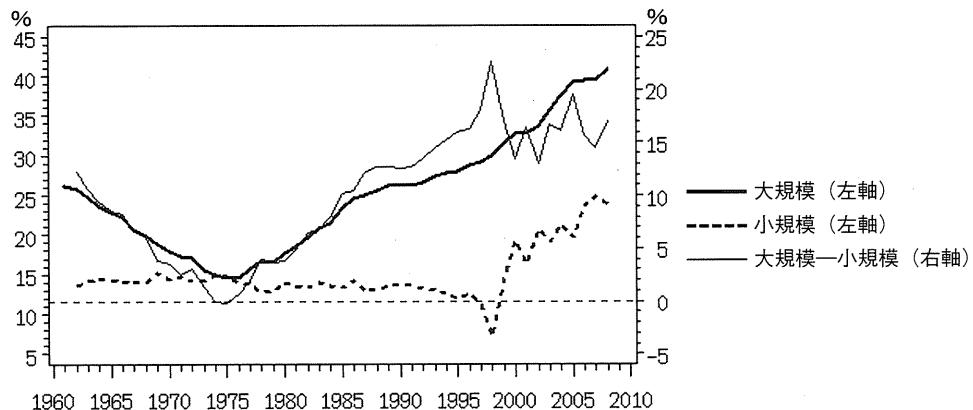


の負の相関は強く（表III-1），図による印象を確かめることができる。

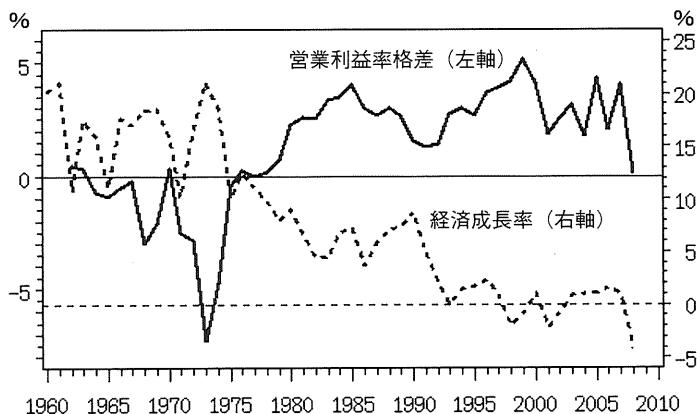
資本主義的経済発展が急速な時期は，資本利益率格差（大規模－小規模）は小さい。即ち小規模

企業にとって，大規模との格差が縮小する（逆は逆）。この観察された事実は，私たちの既成観念を補強する。ただし21世紀になると，それまでの数十年間の逆行関係に変化が起ったように見える。

図III-3 自己資本率格差の推移（全産業）



図III-4 営業利益率格差と経済成長率の推移



表III-1 資本利益率格差と経済成長率の相関

ピアソン相関係数／有意確率under H0: Rho = 0／観測値数 = 47

	営業利益率	税引き前 当期純利益率	自己資本 営業利益率
経済成長率	- 0.78685 <.0001	- 0.69205 <.0001	- 0.75804 <.0001
総固定資本形成	- 0.67081	- 0.57259	- 0.75502
対前年度変化率	<.0001	<.0001	<.0001
総固定資本形成 /GDP	- 0.70337 <.0001	- 0.60640 <.0001	- 0.66085 <.0001

IV 結び

当初の設問に即して、主な観察結果をまとめる。

(1) 長期に亘る不況下、負荷は特に個人営業、小規模企業に掛かっている（I章）。他方、全規模での資本利益率は全期間では傾向的に低下しているが、その格差（大規模－小規模）は傾向的に上昇している。自己資本営業利益率格差（大規模－小規模）は、ほとんどの年度で負であるが、その原因は大規模企業の自己資本率の小規模企業に比しての高さである（II章）。

(2) 資本蓄積率が高いときは、資本利益率格差（大規模－小規模）は小さい（逆は逆、II章）。これは経済全体の発展が好調のときは規模別格差が縮小するということであり、既成観念にとって自然な感じである。ただし近年このパターンは変化しつつあるように見える。

(3) 本稿で扱った変数の推移、相互関係だけでも1990年代後半から21世紀初頭に傾向変化が見られ、経済の深部で構造変化が起ったことが推測される。これをもたらした主な産業、原因の追跡、期間の設定を変えた観察などが、差し当たりの課題であろう。

注

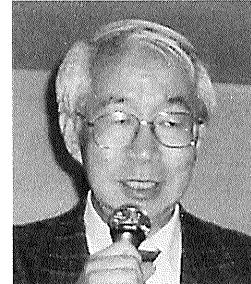
- 1) 本稿は2010年度基礎研大会での報告を洗練したものである。また拙稿「戦後日本の利潤率格差」『立命館経済学』第56巻5・6号（2008年3月）を基礎にしている。
- 2) 最も大きな利害の衝突は賃金労働対資本であろうが、それはそれとして資本間競争の結果に注目する。
- 3) <http://www.stat.go.jp/data/jigyou/2006/kakuhouyouyaku/youyaku.htm>
- 4) <http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>
- 5) 「平成18年事業所・企業統計調査」I概況 I-2 産業別（1）産業大分類別の概況。
- 6) 資本利益率（=利益／資本）が経済学の伝統的な重要な概念「利潤率」と異なる最重要点は、財務状況（負債／資産）を反映することである。資本利益率は利潤率より現実との距離は近く、利潤率とは別の意義があると考えられる。
- 7) 大きな論点は、資本準備金を算入するかどうか、減価償却費をどの程度算入するかどうかである。
- 8) 「法人企業統計」の資本金規模による分類は、次表のようである。このうちクラス1-3を小規模、クラス7を大規模とした。これは、大橋英五『経営分析』（大月書店、2005年）に倣った。

クラス	資本金規模	
1	200万円未満	
2	200万円以上	500万円未満
3	500万円以上	1000万円未満
4	1000万円以上	5000万円未満
5	5000万円以上	1億円未満
6	1億円以上	10億円未満
7	10億円以上	

(さとう まさと 関西大学)

安保体制のなかの 非核「神戸方式」

核兵器積載艦艇の入港を拒否する非核「神戸方式」。国是とされる非核三原則を実行する神戸市の行政措置が始まって35年—米軍艦の寄港が皆無になった。米軍再編・基地強化の流れのなかでなぜ可能になったかを解明する。



KAJIMOTO Shushi
梶本 修史

I 日米軍事同盟を支える 「核密約」問題

今年は、現行安保条約が結ばれて50年目の節目です。戦後、アメリカは日本を世界戦略のための一大軍事拠点とするために、日本がアメリカその他と講和条約を結んだときに抱き合わせて安保条約（「旧安保条約」）が結ばされました（朝鮮戦争最中の51年9月8日調印、52年4月28日発効）。この条約は、アメリカが占領時代に日本各地に勝手につくった基地を引き続き使えるようにし、日本をアメリカの核戦争の計画にしばりつけ、日本への核兵器の持ち込みも、日本の基地からの戦闘作戦行動への出撃も勝手放題にさせるものでした。米軍の全面占領下の沖縄では54年から陸上基地への核兵器貯蔵が始まっています。日本本土へ核兵器が初めて持ち込まれるのは、朝鮮戦争の停戦から3か月後の53年10月、日本を訪れた核兵器積載の空母オースカニによってでした。同艦は、神戸港にも寄港しました。以降、核兵器積載空母が定期的に日本へ寄港し、「核の傘」を形作ることになるのです。

しかし、ビキニ水爆実験被災事件（54年）を契

機とする原水爆禁止運動と非核の世論の高まりに直面し、国民の目をごまかす方法をとらざるを得なくなります。58年～60年の安保条約改定交渉で新たに事前協議制が設けられ、米軍の核兵器持込みは事前協議の対象になるとされます。しかし、同時に、核兵器を積んだ艦船や航空機の立ち寄りは「事前協議の対象にしない」との密約が交わされます。核密約60年のあいだに、朝鮮戦争、台湾紛争、そしてベトナム戦争でアメリカは核兵器使用を企て、その多くの場合、日本が核兵器使用の出撃拠点として想定されました。日本が何度も、核戦争の瀬戸際に行きつく、ここに、核密約が、日本と日本国民にとって持つ、きわめて現実的な危険性があるのです。

民主党政権の下で、「密約調査」が行われましたが、「密約」について、日米間で「解釈の違い」があったとするだけで、「密約」を密約と認めず、「解釈の違い」を正すための交渉も行わないとされます。「密約」はそのまま維持されることになります。

この「核の傘」を維持する一方、米軍再編・強化の日米合意に基づいて、アメリカの世界戦略の前進基地、出撃・中継・補給拠点の役割が強められています。菅内閣は、「日米同盟の深化」を強調

しています。首相の諮問機関「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」は新防衛計画大綱への報告をまとめ、集団的自衛権の行使、武器輸出三原則の見直しを提案し、核兵器持ち込みについて、「米国の手を縛るべきでない」とする立場を表明しました。

米軍再編の日米合意（2005年10月）では、米軍基地の強化とともに、米軍による民間港の強制使用が可能になった有事法制を日米共同作戦計画の策定作業に「反映する」と明記し、民間港について「詳細な調査を実施」するとしています。米軍再編計画は、「日米協力において向上すべき活動」として「港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用」をあげています。そして、共同作戦計画の検討作業拡大のため「関連政府機関と緊密に調整」することと合わせて、「地方当局と緊密に調整」すると明記しており、地方自治体への働きかけが「日米共同作戦計画の策定作業」で重視されているのです。

Ⅱ 米軍が自由に使えない港 —非核「神戸方式」の意義—

日本中の港湾を自由きままに軍事利用したい米軍の企てを押しとどめているのが非核「神戸方式」です。神戸港で1975年以来実行されている、港湾管理者・神戸市による行政措置です。

(1) 終戦後の神戸港と米軍基地撤去の闘い

終戦後、神戸港と神戸市民の憩の場でもある六甲山頂は米軍によって全面占領されました。神戸港は、朝鮮戦争、ベトナム戦争で米軍（第七艦隊）の重要な補給・休養基地としての役割を担わされ、米軍艦がひんぱんに入港し、57年には年間311隻にも達していました（58年／118隻、59年／110隻、60年／130隻、60年～74年／432隻の米艦入港）。

米軍基地があることで、今の沖縄県、神奈川県などと同じように米軍、米兵と神戸市民とのトラ

ブルが多発しました。米軍は検疫フリーパスのため、外地の戦場から麻薬を持ち込まれ、武器と一緒に暴力団へ横流しされる事件も起こりました（神戸市には日本最大の暴力団本部が存在）。米兵による発砲事件、買春行為、市民への暴行事件なども頻繁に起こったのです。神戸市民と神戸港の労働者は、共同して米軍基地撤去の闘いに立ち上がります。米軍基地があることで、特にクリスマス時期には休暇をとる米兵が多数やって来て、泥酔した米兵が市民に迷惑をかけていました。61年12月24日のクリスマスイブに、「平和で静かなクリスマスを」とのスローガンを掲げて米軍基地撤去を要求する集会・デモが行われます。翌年からは米軍艦はクリスマスには入港しなくなり、この「クリスマス闘争」と呼ばれる集会は今日も続いています。71年、神戸市議会で日本共産党が3議席から10議席に躍進し、色合いの違いはありながら安保条約反対勢力（共産、社会、公明、民社）が多数を占めました。73年には、「一切の軍事基地と軍事使用に反対し、国際親善と協力で世界に開かれた神戸市を実現する」ことを公約に掲げた革新市政が誕生します。

この変遷の中で、52年、メリケン波止場、第1～5突堤が神戸市に返還され、69年には最後の第6突堤が「48時間前通告で米軍優先使用」という条件つきながら返還され、74年には米軍基地すべてが撤去され全面返還されました。六甲山頂の米軍通信基地も92年11月に全面撤去。これは、85年元旦から米軍基地前で初日の出迎えて行う「平和のための元旦のつどい」、米軍基地包囲の「人間の鎖」運動など粘り強い市民運動の結果でした。

(2) 非核「神戸方式」の誕生と効力

米軍基地撤去の直後、衝撃的なニュースが飛び込みます。元米海軍提督のラロック氏が、「日本の港に寄港する米艦隊は、積載している核兵器をおろさない」と米上院で証言したのです（74年10月）。このラロック証言は、核兵器持ち込み政策に大きな打撃を与えます。国際問題研究者の新原昭治さんが明らかにした米国務省内部文書（解禁文

特集 神戸の震災復興政策を問う

書）（76年1月15日付）収録の報告書『日本の外交政策の動向』は、核兵器持ち込み問題について次のように述べています。

「日本政府は現在、大衆向けには米国による核のトランジット（立ち寄り）を知っていないとの態度をとっており、われわれがその承認を要請したとすればそうした立ち寄りの承認を断るであろう。したがって、現行のトランジットの慣行が裏付けを伴って公然と暴露されたら、次のような結果が確実にもたらされるであろう。

（1）日本政府の崩壊 （2）米日防衛関係に最も強く反対の立場をとる野党指導者らへの信頼の高まり （3）米日安全保障協力を擁護してきた日本の関係者らへの信頼のそれ相応の喪失 （4）日本の基本的な価値基準を米国が尊重していないとする大衆の疑念」

つまり、「核兵器は持ち込まれていない」との虚構の説明が挫折しかかったことへの米政府の恐怖は、かくも深刻なものだったのです。

この事態に、宮崎辰雄神戸市長（当時）は神戸市会で、「私は、港湾管理者の立場として、この問題が正確に解明されない以上、この艦艇の入港に對しては拒否したいと考えております」（74年12月）と答弁しました。兵庫県原水協などが「神戸港に核兵器を積載できる米艦艇の入港を認めないと宣言すること」などを陳情し（75年2月28日），神戸市議会は全会一致で「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」（別掲）を採択しました（75年3月18日）。

港湾管理者の神戸市は、この決議に基づいて神

戸港に入港を希望する外国艦艇について、「核兵器を積んでいないという証明書」（非核証明書）の提出を義務づける措置をとることにしました。この行政措置を非核「神戸方式」と呼んでいます。

宮崎市長は、「入港したいという軍艦をこちらが見ても核を積んでいるかどうか判断がつかん。初めからもっていないというのもありますね。そこで疑いのあるものについては向こうの責任者から一札とろう、と。それを入れてもらったら、入港許可なり、どこへつけるかというバースの指定をやる。しかしそれを提出してもらえないければ入港をお断りする。そう決めたんです」（『エコノミスト』86年5月27日）とその意味を語っています。

（3）非核「神戸方式」の効力

非核「神戸方式」実施から35年経ちますが、入港した外国艦艇7カ国17隻はすべて非核証明書を提出しています。同時に、米艦船の入港はまったく途絶えます。戦後すぐから米軍基地が存在し続け、安保条約改定の60年から米軍基地が完全に撤去された74年までの間に432隻（神戸市の調査）の米艦が入港していたにもかかわらず非核「神戸方式」の実施とともにに入港しなくなった（できなくなった）ことは驚くべきことです。

しかも神戸港以外の一般港には同時期（75年～2009年）に米艦船は55港に729回も入港しているのです（外務省資料）。特に新ガイドライン改定が着手された96年以降の米艦船の入港は303回になります（新ガイドライン後、石狩、北金が沢、仙台、秋田、清水、酒田、金沢、和歌山下津、姫

核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議

神戸港は、その入港船舶数及び取扱い貨物量からみても、世界の代表的な国際商業貿易港である。利用するものにとっては使いやすい港、働く人にとっては働きやすい港として発展しつつある神戸港は、同時に市民に親しまれる平和な港でなければならない。この港に核兵器が持ち込まれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くないものがある。よって神戸市会は核兵器を搭載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。以上、決議する。

1975年3月18日 神戸市会

路、岩国、高松、高知宿毛湾、境港、下関、門司、佐伯、宮の浦、石垣などに初入港)。

米艦船が非核「神戸方式」を実施する神戸港に入港できないのは、アメリカがNCND (neither confirm nor deny) 政策を執っているため、「核兵器を積んでいない」(核兵器の存在を否定する) 証明書が出せない、だから入港手続きができないからです。

この非核「神戸方式」は、海外でも大きな注目を集め、ニュージーランドでは核兵器積載艦艇拒否の非核法が制定されました(87年)。国連NGO ミレニアム・フォーラムは、その「最終宣言」の「政府に対して」の提言で、「非核地帯のネットワークを、核保有国の領土以外のすべての地域にまで拡大する。これは、艦船が核兵器を積載していないことを証明しないならば入港を拒否するという沿岸部の措置によって補強されるべきである」としました(2000年5月)。

(4) 非核「神戸方式」の法的根拠

核兵器の持ち込みを拒否する非核「神戸方式」は、一切の戦力放棄を規定した日本国憲法に合致したものです。核兵器が配備されていた沖縄の本土復帰に際して、非核三原則(核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず)が提起され、国会決議にもなり、「国是」とされました(71年11月24日／衆院本会議)。そして、この「持ち込ませず」は「貯蔵、配備、一時通過も含まれる」とはっきり規定された(71年5月12日／衆院内閣委員会)。

一般に港湾管理は、地方自治体の自治事務とされています(地方自治法)。港湾に寄港する艦船の手続きの権限は自治体にあるのです。国家統括下にあった戦前の港湾が侵略戦争の出撃地となつた反省から、戦後はすべての港湾が自治体管理とされたのです。

港湾法は、「この法律で『港湾管理者』とは…地方公共団体をいう」(2条1項)と明確にし、「港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること」(12条1項2号)、「水域施設の使用に関し必要な規制を行うこと」(同4号2), 「港

湾区域内における入港船又は出港船から入港届け又は出港届を受理すること」(同5号2), 「前項五号の二に規定する入港届又は出港届に関し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの条例で定める」(12条2項)など手続き内容を規定しています。

港湾法に基づいて、「神戸市港湾施設条例」が制定されています(54年)。同条例では、「港湾施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない」(3条)とし、「市長は…次の…場合においては、許可又は承認を与えてはならない。…(3) その使用内容が港湾環境を悪化させるおそれがあるとき。(4) その使用内容が公の秩序をみだすおそれがあるとき」(5条)としています。核兵器持ち込みは、「港湾環境を悪化させるおそれがある」「公の秩序をみだすおそれがある」にあたります。そして、神戸市は、「市長は…使用に係る危険を防止し、秩序を維持し、または環境を保全するために必要な条件を付し、及びこれを変更することができる」(6条)ことから、「非核証明」(核兵器を積んでいないという証明)という「必要な条件を付し」たのです。また、「市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し取扱い貨物、…その他港湾施設の使用に関する事項について関係書類の提出を求めることができる」(36条)ことから「関係書類」(=非核証明書)の提出を求めているのです。

このように神戸市が実施している非核「神戸方式」は、自治体にしかない港湾管理権に基づいて、港湾法、市条例を具体化して実施されているのです。中曾根首相(当時)も国会答弁で、「それは地方自治体の本旨に基づいて神戸の市長及び市議会がとつておる一つのやり方あります、それはそれとして我々はよく理解できるところであります」「自治体は自治体の固有の自立権がございますから、法律の範囲内において行うことについては我々もできるだけ協力するのが筋であろうと思います」(84年3月17日／参院予算委員会)と明確に述べています。

(5) 強烈な非核「神戸方式」つぶしの動きと対抗

日米軍事同盟の自由な発動に制約を加えている非核「神戸方式」への攻撃、圧力は、すさまじく、米駐日大使、総領事、海軍長官、第七艦隊司令、米艦々長など米政府・米軍関係者が直接乗り出して、非核「神戸方式」の放棄を迫り、神戸港への米軍艦寄港の受け入れを迫っています。

有事法制が整備され「特定公共施設利用法」(04年6月制定)などで国が自治体権限を抑制する権限(「指示」「代執行」)を持つ動きもあります。

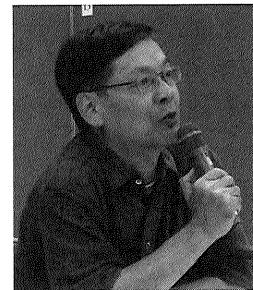
他方、非核「神戸方式」は、米軍艦のみを入港禁止の対象にしたものではなく(「反米」でない)、国民のコンセンサスである「核兵器反対」を実行しているものです。日本の国是とされる非核三原則を、その通りに実行しているに過ぎません。日

本国憲法の重要な柱の一つ、地方自治の力を強化する意義をもっています。神戸市・神戸港という一地方自治体の措置が、世界最大最強の軍事大国で、国連や世界の世論を無視しても単独行動を強行してきたアメリカに対して、制約となるほどの力をもっているのです。核兵器廃絶の流れが世界の大勢となり、核兵器のない世界をめざす国連、諸国政府と自治体・市民社会の共同が大きく前進して、「核の傘」から離脱し、非核の日本をめざす要求が強まっている中で、非核「神戸方式」を全国に広げ、憲法9条と非核三原則を基本にすえた平和外交に転換することが強く求められているのです。

(かじもと しゅうし 原水爆禁止兵庫県協議会)

阪神・淡路大震災の復興を問う —市民生活の貧困化と市民経済の衰退—

阪神・淡路大震災の復興政策は、多国籍企業のためのインフラ整備や、災害をビジネスチャンスとした大規模開発が重視された。だが被災者は自立・自助を強いため、都市中間層の没落と貧困化が進んだ。この背景に、関東大震災での福田徳三が主張した「人間復興」の思想と政策が活かされなかったことがある。だが被災地では、ボランティアやNPOなど「人間復興」への新しい市民活動が展開されており、この芽を発展させることが求められている。



IKEDA Kiyoshi
池田 清

I はじめに

阪神・淡路大震災（以下、大震災と呼ぶ）が勃発した1995年という年は、日本における戦後近代の終焉を告げるものであった。大震災は、産業革命以来、近代化と経済成長の象徴であった日本の大都市が、いかに脆弱で危険であるかを示した。戦後近代は、「成長主義・競争主義こそ人々の生活を豊かにする」という理念によって推進されてきた。それは、官僚主導体制とも言うべき、官僚と族議員が業界や大企業の利益を優先するシステムで、重化学産業を基軸とした「大量生産・消費・廃棄」の経済システムを形成した。だが官僚主導の「護送船団方式」は、経済のグローバル化の進行のもとで効力を失い、1995年に日本経済団体連合会は、『新時代の「日本の経営』』を打ち出し、今日の非正規雇用の拡大や派遣労働の道を切りひらいた。94年の「東京協和信用組合」、「安全信用組合」、97年の「山一証券」と「北海道拓殖銀行」など絶対に倒産しないといわれた金融機関が倒産、廃業に追い込まれた。

またこの年は、オウム真理教による「地下鉄サリン事件」や「米兵による沖縄の少女暴行事件と

それに対する県民の抗議行動」が繰り広げられた。グローバル経済化と新自由主義は、ワーキングプアや生活保護率の増加、地方の衰退にみられるように「多国籍企業中心の経済成長では、人々の生活や地域経済はよくならない」という現実を生み出した。にもかかわらず大震災の復興政策は、「創造的復興」といわれるよう成長優先主義であった。ここに被災地市民の貧困化と市民経済の衰退の一因がある。以下で検証しよう。

II 「創造的復興」 —災害資本主義—

(1) 災害資本主義

兵庫県や神戸市の復興計画は、震災前の状態を回復することよりも、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」であった。兵庫県によれば、復興にあたって重要なことは、「単に1月17日以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から都市を再生する『創造的復興』を成し遂げることである」。そのため、「『兵庫2001年計画』の総合的点検において示された『21世紀初頭の新たな兵庫の創造についての基本的な考え方』と『被災地域

の長期ビジョン』のうえにたって、「関西国際空港開港、大阪湾ベイエリア整備、明石海峡大橋建設等により、世界都市関西の形成が期待されるなか、阪神・淡路の文化的特性を活かし、新しい都市文明の形成をめざす」ものであった。つまり「創造的復興」は、経済のグローバル化のもとで多国籍企業の国際競争力強化のための「世界都市」を実現すべく、「都市を再生し創造する」ことを目的とするものであった。神戸空港や15メートルの大水深バース、医療産業都市、新長田駅前再開発など、一部の多国籍業のためのインフラ整備や災害をビジネスチャンスとした大規模開発が重視された。だが中小零細企業や自営業、そしてサラリーマン層などは自立・自助を強いられ、事实上、営業や生活再建の公的補償がなされなかったため都市中間層の没落と貧困層の増大がすすんだ。つまり大震災の「創造的復興」は、大災害など社会の危機を奇貨として「都市の構造改革」を進める「災害資本主義」¹⁾であった。

III 市民生活の貧困基準

現在、都市と地域は、戦後未曾有の大不況のも

とで生活の貧困化と地域経済の衰退がすすんでいる。特に神戸市は、阪神・淡路大震災とその後の「復興災害」によって貧困化と衰退が著しい。

本稿における貧困基準は、以下のように試算した。日本における「最低生活費」の貧困基準は、生活保護が利用されている。生活保護による日常生活は、生活扶助費と住宅扶助費、教育扶助費によって支えられている。それゆえ、ここでは、生活保護1世帯あたりの平均的「最低生活費」を、平均的な生活扶助費と住宅扶助費、教育扶助費の合計として試算した。ただし高齢者などの介護扶助費は、2000年の介護保険法実施以前は、生活扶助の中に含まれていたため、2002年、2007年の生活保護基準に加えることとする。2007年の生活保護世帯の生活費収入が、2002年に比べ減少しているのは、この間に生活扶助費の老齢加算や母子加算が廃止ないし減額されたことによっている。

ここで注意すべきは、生活保護の基準は、そのままで勤労世帯や自営業世帯、年金世帯などの収入をはかる基準としては使えないことである。勤労世帯などは、所得税・住民税、社会保険料、住宅費（固定資産税や家賃など）、さらに働き所得を得るための必要経費が考慮されなければならず一定の収入補正が必要となる。そのため、表1の

表1 神戸市民一世帯当たり最低生活費推計（生活保護世帯生活費収入を基準に）

	年	1世帯当たり 最低生活費	収入補正による試算
生活保護世帯生活費収入（A）	1997年	164万円	
	2002年	186万円	
	2007年	175万円	
雇用者・自営業・家族 従業者世帯最低生活費収入（B）	1997年	230万円	(A) × 1.4 (収入補正)
	2002年	260万円	(A) × 1.4 (収入補正)
	2007年	245万円	(A) × 1.4 (収入補正)
無業者世帯最低生活費収入（C）	1997年	197万円	(A) × 1.2 (収入補正)
	2002年	223万円	(A) × 1.2 (収入補正)
	2007年	210万円	(A) × 1.2 (収入補正)

資料：神戸市「神戸市統計書」各年版、総務省「就業構造基本調査」より作成

注：雇用者とは、会社、団体、官公庁、個人商店などに雇われている者。自営業者とは、個人経営の商店主、工場主、開業医、弁護士など自分で事業を営んでいる者。家族従業者とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。無業者とは、ふだん仕事をしていない者で、主に年金・恩給、雇用保険受給者や失業者、生活保護受給者などである。

ように勤労世帯や自営業世帯の最低生活費収入は、生活保護生活費収入を1.4倍して計算する方法を採用した。また年金・恩給世帯の最低生活費収入も、所得税・住民税、社会保険料、住宅費（固定資産税や家賃など）を考慮すべきことから、生活保護生活費収入を1.2倍して計算した。以上、1.4倍や1.2倍して収入を試算する方法は、貧困研究でよく利用されている。

雇用者、自営業者、無業者などの世帯所得は、総務省の「就業構造基本調査」によった。ただし「就業構造基本調査」における収入階層は、100万円ごとに調査されており、ここでの試算はそれぞれの収入階層内部での均等分布を仮定している。「就業構造基本調査」は、5年に一度、約40万世帯、100万人以上を調査する精度の高いものである。ここで用いたのは1997年、2002年、2007年の調査結果である。

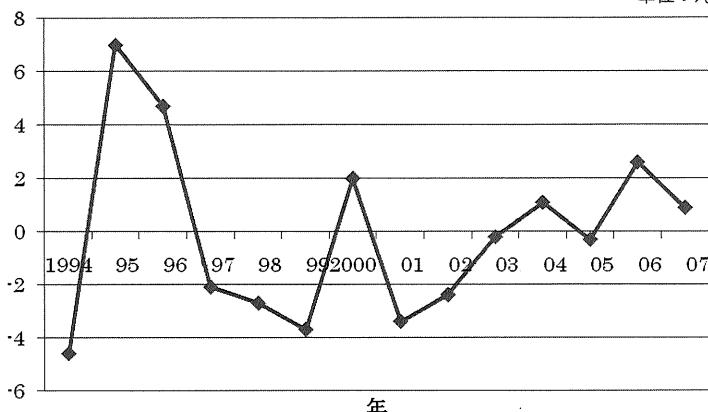
IV 貧困世帯の増加

神戸市の名目経済成長率は、図1のように1994年度は大震災の被害の影響でマイナス4.6%にまで落ち込むが、95年、96年は復興特需で7.0%，4.7%の成長を達成している。だが97年にはマイナス基調となり、2004年度からは全国的な輸出主導型経済成長の影響でプラス傾向にある。だがこの間、一貫して神戸市の貧困世帯は増加している。

表2のように神戸市民の貧困世帯率は、表1の最低生活費をもとに試算すれば、1997年度18.9%，2002年度28.8%，2007年度27.1%に達している。雇用者の貧困世帯率は、1997年の9.5%，2002年16.3%，2007年の14.1%で、自営業・家族従業者は、同年の12.5%から26.3%，25.5%である。さらに無業者世帯も、同年の43.8%，50.2%，46.9%にまで達している。これは、年金収入に依存する

図1 神戸市の経済成長率（名目）

単位：%



資料：神戸市「神戸市統計書」各年版より作成

表2 神戸市民の貧困世帯推計

単位：千

	総世帯数 (A)			貧困世帯数 (B)			貧困世帯率 (B/A)		
	1997年	2002年	2007年	1997年	2002年	2007年	1997年	2002年	2007年
雇用者	346	363	362	33	59	51	9.5%	16.3%	14.1%
自営業	56	57	51	7	15	13	12.5%	26.3%	25.5%
無業者	144	221	241	63	111	113	43.8%	50.2%	46.9%
合計	546	642	654	103	185	177	18.9%	28.8%	27.1%

資料：総務省「就業構造基本調査」各年版、神戸市民一世帯当たり最低生活費推計（生活保護世帯生活費収入を基準に）

表3 神戸市における正規雇用と非正規雇用

単位：千

	雇用者総数 (A)	正規雇用者 (B)	(B) / (A)	非正規雇用者 (C)	(C) / (A)
1997年	602	445	73.90%	157	26.10%
2002年	609	408	67.00%	201	33.00%
2007年	658	419	63.70%	239	36.30%

資料：総務省「就業構造基本調査」各年版より作成

表4 神戸市の製造業

		1993年	1995年	2007年
神戸市	事業所数	4,200	3,308	2,139
	従業者数	105,159	88,207	72,248
長田区	事業所数	1,534	1,107	566
	従業者数	18,883	13,645	7,866
須磨区	事業所数	397	202	111
	従業者数	4,200	2,238	1,208

資料：神戸市「神戸市統計書」各年版。

注：従業員4人以上の事業所を対象

表5 団体数の区別増減状況

	商店街		小売市場		合計			
	1993	2008	1993	2008	1993	2008	増減	%
	A	B	A	B	A	B	A-B	B/A
東灘区	9	10	18	6	27	16	-11	59%
灘区	34	22	14	6	48	28	-20	58%
中央区	85	74	9	8	94	82	-12	87%
兵庫区	34	30	15	10	49	40	-9	82%
北区	15	13	5	2	20	15	-5	75%
長田区	32	23	14	7	46	30	-16	65%
須磨区	22	22	12	7	34	29	-5	85%
垂水区	21	23	14	8	35	31	-4	89%
西区	7	6	3	1	10	7	-3	70%
合計	259	223	104	55	363	278	-85	77%

資料：神戸市・神戸商工会議所『神戸市商店街・小売市場概況調査結果』2008年12月。2008年2月から9月の調査で、市内の商店街223、小売市場55団体、計278団体の代表者にアンケート用紙を配り、聞き取りも行い、234団体(回収率84.2%)が回答)

高齢世帯や生活保護世帯、そして失業世帯の増加による。このような貧困世帯は、2008年秋のリーマンショック後の世界的大不況、とりわけ被災地神戸市の深刻な状況を考慮すればより増大しているであろう。

以上の貧困化の背景には、第1に正規雇用がこの間大幅に減少し、かわりに非正規雇用が10%以上増加したためで非正規雇用の約7割が女性である（表3）。

第2に、製造業や市場、商店街の衰退がある。

表4のように、神戸市全体で、製造業の事業所は大震災前の1993年の4,200から2,139まで半減している。従業者数も7割にまで落ち込んでいる。特に長田区、須磨区の従業者数の減少幅が大きい。また表5のように、商店街もこの間36カ所、市場も49カ所も消失している。

第3に、生活保護世帯や失業世帯、そして年金収入に依存する高齢世帯の増加がある。

神戸市の生活保護率は、97年の14.9パーセントから26.4パーセントに、特に長田区、兵庫区などイン

ナーシティの激震地が増加している。さらに高齢化率も急速に高まり、高齢単身世帯も95年の35,502人から2005年の70,110人と倍近くに増加している。

V 都市中間層の没落

一般に年収600～1500万円の所得階層は都市中間層と呼ばれる。だが表6のように、都市中間層は、1997年の37.9%から2007年の27.4%にまで減少し、かわりに300万円未満の貧困世帯が27.5%から38.1%にまで上昇している。神戸市は、全国の中間層の割合（表7）よりも減少し、貧困層は増加している。

このような市民生活と地域経済の衰退により、市税収入は低下し震災前のレベルにまで到達していない。特に個人住民税、法人市民税の減少が著

しい（表8）。

以上、市民生活と地域経済の衰退の背景に、グローバル経済化と政府の政策だけでなく復興政策の問題があったことは否定できない。復興政策は、第1に、被災者の自立・自助、自己責任が強調され、住宅や自営業・零細企業の店舗・事務所などの再建のための「公的補償」が軽視され、被災者の暮らしの再建が困難となったこと。第2に、仮設住宅や災害公営住宅の郊外建設と都市計画の強行決定、自営業・中小零細企業の事実上「無策」のため、人口減少、小売、店舗、地場産業の衰退により市税が大幅に減少したこと、第3に、復興政策は、「創造的復興」を推進したが、復興と直接関係のない大型プロジェクトに資源の多くを投じたため多額の借金の増加によって財政危機が激化し、第4に、借金財政の再建のために、市民サービスや職員の削減、行政の民営化などによって市民生活の質や活力の低下と市民経済の衰退、そし

表6 神戸市民の所得階層別世帯数と割合

	総世帯数（千）	300万円未満世帯（千）	300～600万円未満世帯（千）	600～1500万円未満世帯（千）	1500万円以上世帯（千）
1997年	546	150（27.5%）	164（30.0%）	207（37.9%）	25（4.6%）
2002年	642	246（38.3%）	194（30.2%）	188（29.3%）	14（2.2%）
2007年	656	250（38.1%）	206（31.4%）	180（27.4%）	20（3.0%）

資料：総務省「就業構造基本調査」各年版より作成

表7 全国の所得階層別世帯数と割合

	総世帯数（千）	300万円未満世帯（千）	300～600万円未満世帯（千）	600～1500万円未満世帯（千）	1500万円以上世帯（千）
1997年	45,686	11,873（26.0%）	14,679（32.1%）	17,198（37.6%）	1,936（4.2%）
2002年	48,527	15,671（32.3%）	15,853（32.7%）	15,471（31.9%）	1,532（3.2%）
2007年	50,585	17,358（34.3%）	16,833（33.3%）	14,925（29.5%）	1,469（2.9%）

資料：総務省「就業構造基本調査」各年版より作成

表8 市税の推移

単位：億円

	個人市民税	法人市民税	固定資産税	その他	市税合計
1993年	1,029	328	1,115	479	2,951
1997年	947	317	1,192	473	2,929
2002年	789	207	1,207	439	2,642
2007年	934	311	1,104	410	2,759
2009年	954	221	1,117	404	2,696

資料：神戸市「神戸市統計書」各年版より作成

注：2007年以降の個人市民税の増加は、減税措置の廃止と税源移譲による。

て政治や行政に対する信頼性の喪失という悪循環に陥っている。

VI 復興の教訓

大震災の教訓として、関東大震災での福田徳三の「人間復興」が生かされなかつことを挙げなければならない。大正デモクラシーの旗手の一人でもあった経済学者福田徳三は、後藤新平の関東大震災の首都復興計画が、都市の容器たる道路・公園など「物本位」の「タウン・ブランディング」であり、本体たり実質たる経済復興を欠いた形式復興であると批判した。大切なのは容器の中身である複雑な経済網の再建、すなわち「人本位の人間復興」の「エコノミック・ブランディング」であった。

福田によれば「人間の復興」とは、大災によって破壊せられた生存の機会の復興、すなわち生活、営業、及労働機会の復興を意味する。道路や建物は、この営生の機会を維持する道具立てに過ぎない。それらを復興しても、本体たり実質たる営生の機会が復興され、人々が新たな人生を創造することができなければ何にもならないのである。

関東大震災では、大火災により多くの住宅、事務所、店舗、工場などが焼失した。それゆえ福田は、経済復興のためには、政府が火災保険会社を官営にすることで、災害直後に雇用主と小口契約者たる市民に火災保険金支払いをして、営生の機会をつくるべきであると主張する。東京市内焼失戸数（315,000戸）全部が、火災保険がかけられていたと仮定して、全国の1件当たりの平均保険金高3,283円（現在の1,500万円から2,000万円に相当）を乗ずれば約10億円（現在の約5兆円程度）となり、この施策により商工失業者を減少させ経済生活を軌道に乗せることができる²⁾。

一方、真の創造的復興における創造性とは、新しいアイデアル（理想）を創り、理想に向かって

世界を創りかえることである³⁾。その理想とは、個人や社会、そして国家が、過去の失敗や経験から深く学び教訓を引き出し考え抜かれたものである。たとえば、関東大震災の福田徳三の「人間復興」思想や、戦争に対する反省と被爆体験から生まれた日本国憲法は創造的成果物であろう。

つまり創造性とは自由や批判的精神による学習過程である。大震災後、市民は憲法を被災者の生命と暮らしを守るために活かすべく、ボランティアやNPO活動、そして被災者の生活再建などの新しい法律を創造するうえで大きな役割を果たした。

たとえば大震災は、ボランティア元年といわれたように、全国から百万人を超える人々がボランティアに駆けつけ、それを契機にNPO法（1998年）が創造された。また被災者をはじめ市民や専門家などは、被災者の救済と生活の再建を目標とする「人間復興」を掲げ、市民運動や世論を背景に議員立法による生活再建支援法（1998年）など、日本の近代災害史のなかで特筆すべき法を創造している。真の「創造的復興」とは、「人間復興」を創造するものでなければならない。

「人間復興」の思想と政策は、「近代都市計画の父」の一人とされるP.ゲデスのいう「仕事と場所とをもった民衆の向上と、民衆を伴なった仕事と場所の向上との相互作用」により、「われわれの生活と進歩」⁴⁾をもたらし、被災地の再生につながるのである。

注

- 1) Naomi Klein, *The Shock Doctrine : The Rise of Disaster Capitalism*, Metropolitan Books, 2007.
- 2) 福田徳三『復興経済の原理及若干問題』同文館, 1924年。
- 3) 野中郁次郎・竹内弘高『知識創造企業』東洋経済新報社, 1995年, 11-12頁。
- 4) P.ゲデス『進化する都市』西村一朗訳, 鹿島出版会, 1982年。
(いけだ きよし 所員 神戸松蔭女子学院大学)

大震災15年と復興の備え —「災害復興制度」の確立は急務—

阪神・淡路大震災（大震災）から15年10か月もの時間が経っているにもかかわらず、なぜ復興の課題が語られ、復興の取り組みを継続しなければならないのか。それは、災害復興のあり方を定めた法制度がないからである。だから、時には迷走し時間がかかるのである。

国の制度として「災害復興制度」を確立することは、大震災の教訓を生かすことであるが、この分野の研究と実践は極めて脆弱である。いま考えている「災害復興制度」の骨格を提起しておくことにする。



DEGUCHI Toshikazu
出口 俊一

I 神・淡路大震災から 15年10か月

2010年10月17日、阪神・淡路大震災（大震災）から15年10か月（5752日）が経った。5700日余りの大震災の復興過程から何を学ぶのか、また日本の復興の備えはどのようなところまで到達し、何が課題として残っているのであろうか（次頁の「生活・住宅再建支援制度創設の経緯」を参照）。

15年10か月経ったいまもまだ大震災は終わっていない。仮設住宅解消までの5年間、被災者の孤獨死は233人、復興公営住宅入居開始から10年間の孤獨死は630人、合わせて863人を数えている。このような中で復興公営住宅での家賃滞納を理由に強制退去させられる事例が急増、2009年4月からはこの事態に追い打ちをかけるような神戸市営住宅の家賃減免改悪、その上今後、神戸市では復興公営住宅（借上住宅）からの「住み替え」と称する追い出しが計画されている（2010年6月）。

また数年来の小泉構造改革路線と世界金融危機が複合的に中小零細商工業者や「自力再建被災者」を襲い、震災借入金や二重ローンなどが重くのしかかっている。一方この間、多発する豪雨、台風、

豪雪、地震が日本列島を襲い、さまざまな自然災害による被災者の生活支援、再建・復興は一層大きな全国的課題になってきている。

II 被災者生活再建支援法 (支援法) の制定と2度の 改正とその効果

ゼロからスタートした個人補償は、1995年1月の大震災以来14年近く経った2007年11月、被災者生活再建支援法（支援法）の2度目の改正により住宅再建に300万円支給が可能になった。阪神の被災地のみならず自然災害の被災地と被災者の切実で真剣な声が、同年夏の参議院選挙の結果、与野党逆転し膠着していた複雑な国会情勢を動かし、画期的な前進をもたらした。

① 300万円を限度とする住宅本体への支給（渡しきりによる手続きの簡素化）、②年齢や年収要件を撤廃し、一律支給、③同年の4災害に限っての適応など長年の懸案事項が解決し、実現した。2010年7月までの支援金の支給は、30都道府県・1万7972世帯・235億1867万2千円に達している。2007年3月に発生した能登半島地震の被災地・

輪島市では、すぐに効果が出た。同市の仮設住宅入居者のうち、当初は78世帯が復興公営住宅を希望していたが、遡及適用の結果、29世帯が自力再建に変更し、元の地域に戻ることができた。

石川県では最大で、国の支援金300万円+県・市の支援金100万円+県の助成金200万円+義援金170万円=770万円支給され、再建費用の半分程度を賄うことが可能になったためである。兵庫県の資料によると通常、復興公営住宅の建設費用は、土地代（1000万円）を含めると2700万円必要であるが、支援法から300万円支給されることにより、被災者も当該自治体も双方が「よかった」と思えることになったわけである。つまり、復興公営住宅より費用が少なくてすみ、費用対効果が絶大であったということである。

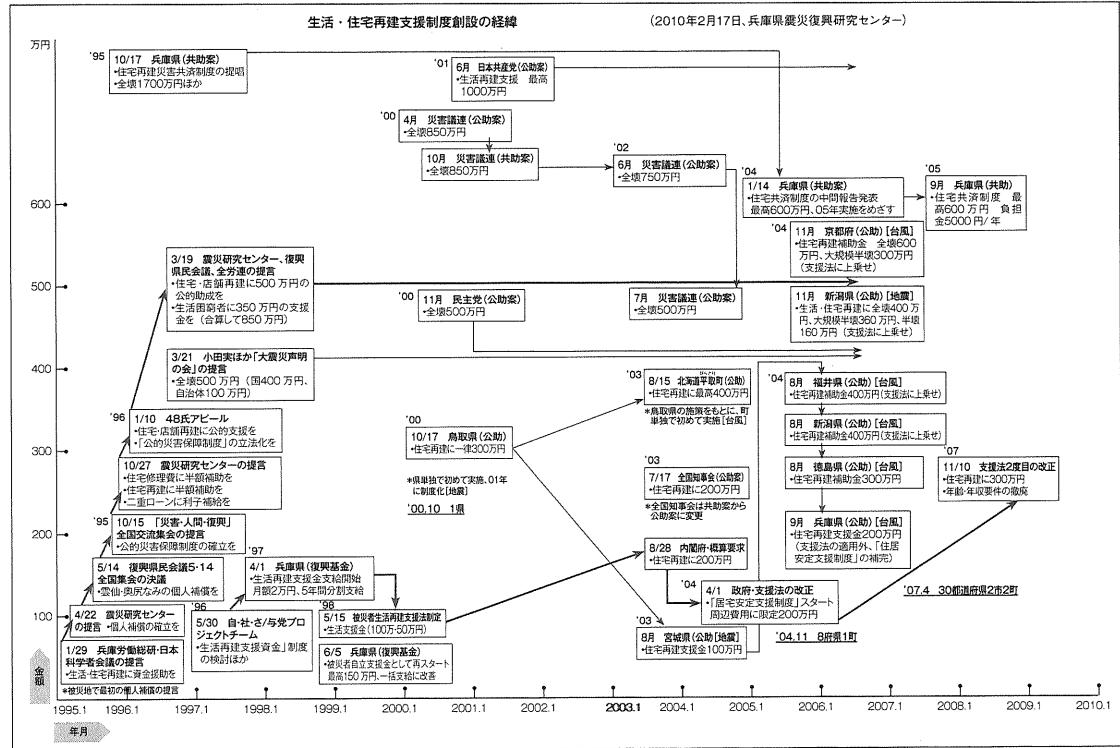
なお、被災者生活・住宅再建支援制度の「上乗せ」「横出し」は2000年10月の鳥取県を皮切りに30都道府県2市2町にまで広がっている。そして、去る8月31日、政令が改正され、「2世帯以上」の住宅全壊被害（ただし、人口5万人未満の市町村）

に適用するところまで到達した。課題がすべて解決したわけではないが、一歩前進した。

III 支援法などの改正の課題と方向

支援法の2度目の改正によって、被災者支援策は大きく前進した。3度目の改正は、2007年から4年後の見直し（2011年）に基づくものとなる。2010年7月16日、全国知事会も要望をまとめ、来年の通常国会での法改正をめざすことを決めている。

支援法には、住宅被害のない被災重傷者・障害者への生活再建支援などは謳われておらず、同法は被災者支援の「オールマイティー」の法律ではない。従って、3度目の改正に向けて、支援法の改正だけに止めず、総合的な「災害復興制度」確立と一体的に議論をすすめていくことが求められている。



そこで当面、被災者生活再建支援法と災害弔慰金の支給等に関する法律を同時に改正することを追求していくことが必要である。具体的には、以下の通りである。

■災害弔慰金の支給等に関する法律（所管は、厚生省→厚生労働省〔議員立法〕、1973年9月制定、37年経過）の改正の課題

- 「災害援護資金」の限度額350万円の貸付（利子3%，5年据置で10年償還）利子3%を撤廃し、同資金を給付にすること。
- 「見舞金」の500万円（世帯主の死亡見舞金）と250万円は維持し、災害障害見舞金の支給対象の障害基準を緩和すること。
- 年収要件を撤廃すること。
- 全壊・大規模半壊などの被害認定と支援策を連動させることを切り離し、再建の態様（建て直しとか補修など）毎に支援するように見直すこと。
- 同法の所管を、支援法とセットで執行していくように内閣府に移管する。

■被災者生活再建支援法（所管は、国土庁→内閣府〔議員立法〕、1998年5月、12年経過）の改正の課題

- 住宅の全壊が10世帯以上の市町村が対象となっているが、9世帯以下を除外する根拠はなく、矛盾も起きているので1世帯から対象とすること。なお、この項目は、政令事項であって、2010年8月、「2世帯以上」まで改正された。
- 半壊、一部損壊世帯も対象とすること。
- 住宅のみならず、店舗・工場なども対象とすること。
- 「長期避難世帯」の認定基準を緩和すること。
- 金額の上限を、かつて（2000年4月）超党派の自然災害議連が合意した850万円を目標とすること。これは、住宅再建費用を1700万円（単価・17万円／m²×平均面積・100 m²、旧建設省の試算）とみてその半分を公的に支援するという考え方である。

○全壊・大規模半壊などの被害認定と支援策を連動させることを切り離し、再建の態様（建て直しとか補修など）毎に支援するように見直すこと。

なお、阪神・淡路大震災の被災者には2度の改正の遡及適用はなされておらず、かなりの程度の格差が生じており、是正することが必要である。16年近くが経過しているが、被災者は多額の借金返済を余儀なくされている。現行支援法との格差については、何らかの特例措置を講じて救済することが必要となっている。

以上の当面の課題を解決していくだけでもかなりの労力を注がなければならないが、当面のことだけに終われば、大震災の教訓を生かすことにはならない。そこで、「災害復興制度」確立の必要性が浮かび上がってくるのである。

IV 「災害復興制度」とは何か

大震災から15年10か月もの時間が経っているにもかかわらず、なぜ復興の課題が語られ、復興の取り組みを継続しなければならないのか。それは、災害復興のあり方を定めた法制度がないからである。だから、時には迷走し時間がかかるのである。

大震災から10年経った2005年頃から「災害復興制度」を確立する必要性が語られ始め、以来6年近くが経った。筆者が所属している兵庫県震災復興研究センターや関西学院大学災害復興制度研究所などの研究はすすみ、災害復興基本法（案）が発表され、かなり具体的なイメージを共有できる段階まできている（兵庫県震災復興研究センター編『大震災15年と復興の備え』、クリエイツかもがわ、2010年4月参照）。

しかし、先ごろスタートした菅直人第2次内閣においても「防災相」と「環境相」を兼務させる程度の位置づけであることに見られるように政党と政治家の関心はいまひとつ低く、また災害復興支援の運動をしている団体などにも説明などのア

クセスを試みるが、制度要求への関係者の関心を喚起するまでには至っていない。筆者の考えてい る制度のアウトラインは、以下の通りである。

1. 必要性と現行法

被災者生活・住宅再建支援制度の「上乗せ」「横出し」は、30都道府県2市2町まで広がっている。

- ・ 2000年10月：1県（鳥取県）
- ・ 2004年11月：8府県 1町
- ・ 2007年 4月：30都道府県2市2町

そこで、被災者・国民や国・自治体にとって、継ぎ接ぎだらけではなく、わかりやすく使い勝手のいい復興施策の明示を法制度の中で整理しておくことが必要である。現在、行政府や立法府でこの問題を検討しているということは、寡聞にして聞かない。

○灾害対策関係法律（『平成22年版 防災白書』平成22年7月、内閣府）

55本+7本（『防災白書』の中では抜けている法律⇒下記の⑥⑦⑧⑨⑬⑭⑯）=62本

○『災害時・被災者支援業務の手引き（案）』（平成17年3月、内閣府／社会安全研究所）

○『被災者支援に関する各種制度の概要』（平成21年10月、内閣府）

○『「資料 現行の被災者支援策一覧」（兵庫県震災復興研究センター編『世界と日本の災害復興ガイド』所収、2009年1月）

2. 構成

「災害復興制度」とは、下記の（1）～（5）の各種制度の総称とする。「（1）災害復興基本法」と「（5）被災者支援の財源に関する法律」は仮称である。なお、災害対策基本法（1961年11月、内閣府、消防庁）の抜本改正も同時に検討する。現行の災害対策基本法体系と新・災害復興基本法体系の2本立てでいくこととする。

（1）災害復興基本法

①理念を明示する災害復興基本法（案）が、すでに提案されている（兵庫県震災復興研究セ

ンター編『大震災15年と復興の備え』所収、2010年4月）。

（2）生活・住宅再建に関わる法律

②災害救助法（厚生省→厚生労働省、1947年10月、63年経過）の改正

○厚生労働省による「災害救助事務取扱要領」（同省作成のマニュアル）などを通じての脱法的運用を改めるとともに、現行法の徹底活用を図る。

○避難所……最近の「福祉避難所」などは本法に位置づける。

○応急仮設住宅……400万円程度（建設費+解体・撤去費）。民有地にも建設可能にする。

○住宅の応急修理……半壊又は半焼の住家に現在、50万円以内となっているが、極めて使い勝手が悪い。

○生業資金の給与……弔慰金法の制定を口実に、適用を棚上げ。不作為の違法行為を糺す。

③災害弔慰金の支給等に関する法律（厚生省→厚生労働省〔議員立法〕、1973年9月、37年経過）の改正

○災害援護資金……限度額350万円の貸付（利子3%，5年据置で10年償還）→利子3%を撤廃する。

○見舞金……500万円（世帯主の死亡見舞金）、250万円→維持する。

④被災者生活再建支援法（国土庁→内閣府〔議員立法〕、1998年5月、12年経過）の三度目の改正

○生活再建支援金……100万円（1998年5月）

○居住安定支援制度…200万円（2004年3月）

○住宅再建に「見舞金」…300万円（2007年11月）

■③と④を統合する。③の年齢、収入要件撤廃が実現したので、支給対象（半壊世帯、1世帯以上）や支給金額を改正しなければならない。所管は、内閣府とする。

(3) 公営住宅や労働・社会保障に関する法律

- ⑤公営住宅法（建設省→国土交通省、1951年7月）
 - 公営住宅……2700万円（兵庫県発表の建設費）
- ⑥労働基準法（労働省→厚生労働省、1947年4月）
- ⑦雇用保険法（労働省→厚生労働省、1974年12月）
- ⑧生活保護法（厚生省→厚生労働省、1950年5月）
- ⑨社会福祉事業法（厚生省→厚生労働省、1951年3月）
- ⑤～⑨も必要に応じて改正する。

(4) 住宅・まちづくり等々に関する法律

- ⑩罹災都市借地借家臨時処理法（法務省、1946年8月、64年経過）→現行法
- 本法は、第2次世界大戦直後に制定された法律である。本法の改正の課題についても、同時に検討する。2010年10月、日弁連が「意見書」を発表した。
- ⑪被災市街地復興特別措置法（建設省→国土交通省、1995年2月、15年経過）
- ⑫建築基準法（建設省→国土交通省、1950年5月）
- ⑬都市区画整理法（建設省→国土交通省、1954年5月）
- ⑭都市計画法（建設省→国土交通省、1968年6月）
- ⑮都市再開発法（建設省→国土交通省、1969年6月）
- 以上の法の改正の課題についても、同時に検討する。

(5) 被災者支援の財源に関する法律

- ⑯災害復興支援交付金特別措置法（案）〔広島修道大学教授・豊田利久氏の案〕などが、すでに提起されている。

■財源問題に絞る。

V おわりに

本稿は、9月11日～12日に神戸で開かれた「基礎経済科学研究所第33回研究大会」での報告を整理したものである。最後に、研究大会での筆者の報告への質問に関して、記しておくことにする。

被災者の支援策、つまり個人補償制度の確立を求めるこの16年近くのプロセスの中で筆者は、政策の内容に関して、年齢や所得制限を撤廃し「一律性」「迅速性」が必要であることを主張し続けてきた。支援法の2度目の改正ではこの面での画期となり、大きく前進した。

報告の中で「一律に支給すれば、金持ちにも支給することはある。それでもいいのではないか」と発言したことに関連して以下のようないいが、社会科学的に、『階級的観点』から考えると、検討が必要ではないか」と。

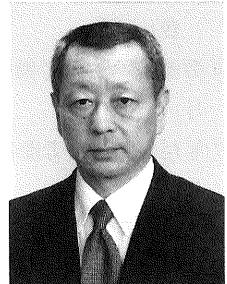
筆者はこれまで、この問題で「被災者・国民」の立場に立って、また日本国憲法や国際人権規約の精神・基調や文言から考えてはきたが「階級的観点」で政策を考えたことはなかった。質問者の「階級的観点」は、つまり「労働者階級の立場に立って」ということになるのだと考えられるが、それが社会科学的とは考えられない。

権利の主体は、自然人である一人ひとりの国民である。労働者階級も中産階級も資本家階級もすべて包含されている。「社会科学的に検討すれば問題があるが、国への要求は構わない」との論理は、腑に落ちない。質問には大いに触発されたが、「階級」とか「階級的」「階級闘争」などの言葉や概念からはなれて考えることも必要ではないだろうか。

（でぐち としかず

兵庫県震災復興研究センター事務局長）

損保産業における「私的時間」の 実証分析と「労働時間概念」



MATSUURA Akira
松浦 章

損保産業における労働時間管理の特徴は、「私的時間」制度の創設と「みなし労働時間制」の広がりである。本稿では、これら二つの労働時間制度のうち、損保A社での「私的時間」制度の運用実態と労働者の行動を実証分析する。

I はじめに

今日、労働者の三分の一を占めるに至った非正規労働者の増大が大きな社会問題となっている¹⁾。非正規労働者の雇用不安と低賃金の解決が急務であることは論をまたない。それでは、非正規労働者が正規雇用になれば問題は解決するかというと、事はそう単純ではない。非正規雇用化の裏側では、正規労働者の長時間労働やサービス残業が蔓延しているからである。実際、サービス残業に対する社会的な批判は高まっている。だが、労働時間管理制度に関して労災等の裁判から個別事例が浮かび上がることはあっても、企業や産業レベルにおけるその実態が実証的に示されることはほとんどない。その結果、その事実の確認に基づいて、原因、対策を論ずることを困難とさせている。本稿では、損保大手A社の公判資料から同社の労働時間管理を実証し、その背景と論点を整理する。

損害保険産業における労働時間管理の特徴の一つは、就業時間中の談笑、喫煙などを労働時間から除外するための「私的時間」、「休憩時間」制度の創設であり、もう一つは、「企画業務型裁量労働制」などの「みなし労働時間」制度の広がりであ

る。前者の対象は女性が大半を占める一般職であり、後者の対象は男性を中心の総合職であることから、正規労働者の労働時間管理の「二極分化」ともいえる現象をあらわしている。

本稿は、大手損害保険会社で現在採用されているこれら二つの労働時間制度のうち、損保A社における「私的時間」制度の運用の実態、その労働者の行動を分析対象とする。第2節では、日本で「労働時間概念」が問題となった背景を日本経済団体連合会と損保業界の動きや主張から考える。第3節では、労働時間問題の今日的論点を見る。第4節では、損保A社の「私的時間」制度を実証分析する。

分析の結果、上位職位の労働者、すなわち職責が重い労働者ほど「私的時間」を多く入力していることが示された。また職種別では、相対的に席を立ちにくいと考えられる損害調査担当者で「私的時間」が多いという結果が得られた。この事実から、「私的時間」制度は、労働者自身の自己規制による労働時間の調整弁の役割を果たしていると推定された。

Ⅱ 新たな「労働時間概念」の背景

「私的時間」制度や「みなし労働時間」制度導入の背景には、これまでの「労働時間概念」を捨て去ろうとする財界・大企業の要望があると考えられる。日本経団連（2005）は、「現行労働基準法の労働時間規制の考え方は、現在のホワイトカラーの就業実態とは必ずしも合致していない。ホワイトカラーに対し一律に工場労働をモデルとした労働時間規制を行うことは適切とは言えない」と述べている。「ホワイトカラーは『考えること』が一つの重要な仕事であり、職場にいる時間だけ仕事をしているわけではない」、「逆に、オフィスにいても、いつも仕事をしているとは限らない」というのがその主な理由である。

こうした主張が相次いで出されてきた背景として、非正規労働者の増加と歩調を合わせて正規労働者の長時間労働がますます激化してきたこと、そこで否応なく何らかの対処方策が求められてきたことがあげられる。

2004年頃から損保業界に集中的に行われた労働基準監督署の立ち入り検査では、各社とも不払い残業料の遅延支払いは言うに及ばず、「36条協定」違反残業の根絶、適切な労働時間管理システムの構築などの厳しい指摘、指導をうけた。その結果として導入されたのが、2005年以降創設された「私的時間」、「休憩時間」制度であり、「企画業務型裁量労働制」などの「みなし労働時間」制度である。

損保A社の場合、発端は、2004年5月、労働基準監督署がA社に立ち入り検査に入ったことがある。同社は、この時期立ち入り検査をうけた損保各社のなかでも特に厳しい指摘を受け、15ヶ月遅って不払い残業料の支払いを命ぜられた。各々のパソコンの稼動時間を基準として算出した残業時間と、実際支払っていた残業料を照合させられ、15ヶ月間の差額が800万円にのぼった労働者もあ

らわれた。

さらに同社は、今後の適正な時間管理のために、新たなシステムの導入を求められた。労働基準局「基準²⁾」は、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき、始業・終業時刻の確認及び記録の原則的方法として、「タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること」をあげている（「ICカード等」にはパソコン入力も含まれるとしている）。同社はこの指導に基づき、2005年9月、客観的データに基づく労働時間管理として各々のパソコンのON/OFFデータをそのまま始業・終業時刻として反映させる方式を導入した³⁾。ところが、A社は、この時間管理システムに新たな制度を付加した。「パソコンが起動しているからといって、当然に就労しているとは限らない。休憩時間以外にも私用による離席など不就労時間については当然控除されるべきである」と、「私的時間」という制度を作り、それを「自主申告」で従業員に入力させて、各々の労働時間からカットするという手法を導入したのである。

それでは「私的時間」とはいったい何か。同社の解説書によれば、「日々生じる休憩・職場離脱等で、個別時間としては相対的に短時間な場合」と規定され、喫煙、談笑、化粧などの例が挙げられている⁴⁾。また、この「私的時間」は、総合職に1日60分、一般職に20分、あらかじめ各自のパソコンに初期設定されている。この初期設定時間は、労働者が毎日実態に応じて自己申告で修正入力し、適正に申告されているかどうかは管理職が日々管理することになっている。

「私的時間」、「休憩時間」制度は、現在、先発のA社をはじめとして損保大手3社に導入されている。いずれも、客観的データに基づく労働時間管理として、各々のパソコンのON/OFFデータをそのまま始業・終業時刻に反映させる方式を採用している会社である。これらの制度は、労働基準局の立ち入り調査によってサービス残業が摘発された後導入されたものであり、現在の大企業の労働時間管理を一定方向づけるものと言える。

Ⅲ 労働時間問題の今日的論点

労働時間問題の今日的な論点を見ておきたい。

森岡（2010）は、30代、40代のフルタイムの男性労働者の週平均労働時間が、ほぼ週50時間であること、そのうち4～5人に一人は週60時間以上働いていることを問題視している。「週60時間以上働くということは、週休2日とすれば、毎日4時間以上の残業をしていることになる」（236頁）と過労死を危惧し、超長時間労働に従事させている企業の責任を追及する。さらに、「今日のホワイトカラーの労働時間が長いのは、サービス残業の横行によるところが大きい。サービス残業は、残業に対する賃金不払いと割増賃金の不払いの二重の違法行為であり、被害金額と被害人数から見れば日本における最大の企業犯罪であり、コンプライアンス違反である」（237頁）と指摘する。

八代（1999）は、「労働者の地位が向上した現代社会では、個人がどのような働き方を選ぶかは、原則としてその自由裁量に委ねるべきであろう」（137頁）と主張する。「労働時間に関しては、主として集団的なブルーカラーを想定した工場法時代からの細かい規制がいぜん残っており、賃金を労働時間と厳密に結びつける規制は、個人の自律的な働き方を必要とするホワイトカラー労働の現状には見合わないものとなっている」（108頁）、職場での働き方の改革は、定型的な業務を派遣やパート労働者に委ね、正規社員は高度な判断を必要とする業務にシフトしていくことであり、米国のように、ホワイトカラー全般を、原則として労働時間規制の対象外とすることが必要だと言うのである。

労働時間をめぐる今日の議論の中心は、ホワイトカラー労働者の労働時間規制は時代にそぐわない、自由裁量とすべきだと主張の是非をめぐつてのものであろう。それは同時に現行「労働時間概念」を「是」とするか「非」とするかの問題でもある。すなわち、これまでの「労働時間概念」

を踏まえたうえで、労働のルールを確立し長時間労働・サービス残業を規制するのか、それとも従来の「労働時間概念」を根本から覆し、労働時間を労働者の自由裁量に委ねるのかということである。

労働基準法上の「労働時間概念」は、労基法32条、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間にについて40時間を超えて、労働させてはならない」の「労働させ（てはならない）」の解釈問題として論議されてきた。石橋（2000）は、この「労働させ」る時間に関する行政解釈やその後形成される通説は、労働者が「使用者の指揮命令下に置かれた時間」と解釈していると述べている。その理論的特徴は、手待ち時間のように現実に作業に従事していない時間であっても、労働するために使用者の明示または黙示の指揮監督下にある以上労働時間と解するというものである。近年の判例も含めて考えた場合、仮眠時間・手待ち時間・作業服の着脱時間などを労働時間と見る考え方ほぼ定着しているようである。職務に準じたもの、あるいは職務に不可欠なものと考えられるからである⁵⁾。

このような現行の「労働時間概念」に照らせば、本稿で扱う損保A社の「私的時間」、すなわち就業時間中の談笑、喫煙などの時間は、「使用者の指揮命令下」にあるばかりか業務を円滑にするためのものとして、職務に準じた、あるいは職務に不可欠の「労働時間」であると考えられる。

八代（1999）の、ホワイトカラー労働者の場合は自主的・自律的に働くのだから労働時間規制を行うべきではない、との主張や、日本経団連の「オフィスにいても、いつも仕事をしているとは限らない」という考え方は、当然のことながら現行の「労働時間概念」を否定するものにほかならない。八代氏も日本経団連も現在の長時間労働やサービス残業の存在を大きな問題だとは考えていない。むしろ「労働者の地位の向上」、「個人の自律的な働き方」の賜であると言うのである。

しかし、「労働者の地位が向上し、自主的・自律的に働いている」という前提是正しいのであろうか。さらにこのことを前提として創設された諸制

度は、はたして「働き方の改革」につながっているのであろうか。

この点で、現実に損保で導入されている「私的時間」制度の実証分析は、現在議論されている諸制度が労働条件の「改善」につながるのかそれとも「悪化」となるのかの一つのメルクマールになると考えられる。

IV 損保A社「私的時間」制度の実証分析

(1) 「私的時間」制度の運用実態とデータ

先般「労働時間」をめぐる裁判が損保の職場で行われた。この裁判は、損保A社の自動車損害サービスセンターで働いていた女性労働者X氏が、上司（同センターY所長）の職務上の指揮監督権限を濫用した「パワー・ハラスメント」行為により、「うつ状態」に追い込まれ休業を余儀なくされたとして、その実行者である上司と会社を相手取り2006年6月訴えを起こしたものである⁶⁾。

同裁判の特徴は、上司の「パワー・ハラスメント」行為の不法行為責任（民法709条）と会社の

使用者責任（民法715条）のみならず、A社の労働時間管理にも違法性があるとし、同社自身の不法行為責任（Y氏との共同不法行為）をも問うたことにある。ここで争点となったA社の労働時間管理が、本稿で取り上げる「私的時間」制度である。

「私的時間」の入力が現実にどのようになされているのか、損保A社のデータを用いて分析する。A社は、従業員約9千人の大手損害保険会社である。使用するデータは、公判資料として開示されたものであり、表1のとおり、A社の従業員のうち「私的時間」の主な対象となる「一般職A（上位職位）」922人、「一般職B（下位職位）」1,681人、合計2,603人の「私的時間」である⁷⁾。職種は、各種損害保険契約の引き受けや申込書のチェックを行う「内務事務」、代理店担当の営業社員をサポートする「営業事務」、自動車事故や傷害事故の損害調査・保険金支払いを行う「損害調査」の三つに分類される。

以下では、新たな労働時間管理システムがスタートした2005年9月から2006年1月の間に、同社の一般職2,603人が実際に入力した「私的時間」を用いる。主な指標は、「私的時間」の1ヶ月ごとの合計を稼働日数で除した、1日平均の「私的時間」である。

表1 対象となる従業員の属性

	内務事務	営業事務	損害調査	合計
全体 人数 (%)	636 (24.5)	1,284 (49.3)	683 (26.2)	2,603 (100.0)
上位職位A 人数 (%)	344 (37.3)	401 (43.5)	177 (19.2)	922 (100.0)
下位職位B 人数 (%)	292 (17.4)	883 (52.5)	506 (30.1)	1,681 (100.0)

表2 「私的時間」分類表 (%)

1日平均私的時間	2005年 9月	2005年 10月	2005年 11月	2005年 12月	2006年 1月	合計
0分	6.1	7.3	7.9	8.0	8.6	7.6
0分超～20分未満	52.8	38.3	37.2	36.8	35.4	40.1
20分（初期設定）	19.7	32.2	34.4	34.3	38.2	31.8
20分超	21.4	22.2	20.4	20.9	17.9	20.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
（人数）	(2,561)	(2,571)	(2,579)	(2,587)	(2,592)	(12,890)

5ヶ月間の実人数は2,603人であるが、当該月に休職などで勤務実績がない労働者は除外しているため、各月の合計は2,603人に満たない。

表2では、2,603人全員の月ごとの「1日平均私的時間」を0分、0分～20分未満、20分の初期設定、20分超の4段階に分類した。特徴的なのは、平均20.0分、すなわち1ヶ月のうち1日さえも初期設定を変更しなかった可能性が高い労働者が多数存在していることである。5ヶ月間を平均すれば、31.8%の労働者が初期設定の20分を1日も変更しなかった計算になる。平均20.0分以外の労働者についても、その「私的時間」を一日単位で検証すれば、初期設定のままの日数はかなりの割合になるであろうことが想定される⁸⁾。

(2) 「私的時間」の実証分析

それでは、入力された「私的時間」を労働者の属性によって検証してみよう。

第一は、職位による差である。2,603人の労働者を職位Aと職位Bに分類し、その特徴を示したのが表3である。Aが上位職位、Bが下位職位であるが、「私的時間」20分超の割合を見ると、職位Aの労働者が24.2%と、職位Bの18.5%よりも多いことがわかる。職責が重い労働者ほど、就業時間中の「不就労時間」が多いという結果である。

第二は職種による相違である。

表4は、内務事務、営業事務、損害調査の三つの職種に分類したものである。三つの職種を比較

すると、損害調査の労働者が最も多く「私的時間」を入力している。20分超の割合が、内務事務19.1%，営業事務17.1%に対して、損害調査は28.3%と高い。

損害調査というのは、自動車事故などの損害調査・保険金支払いを行うセクションである。契約者から事故の報告が入ると、担当者は事故内容を詳細に聴取して相手側の保険会社と過失割合等の折衝を行い、保険金を支払う。契約者、被害者、相手保険会社、そして修理工場等との電話での折衝が1日中間断なく続く職場である。相対的に席を立ちにくいと考えられるこの損害調査の職場で最も「不就労時間」が多いという不自然な結果が出ているのである。

これらの結果をふまえると、忙しい人ほど「私的時間」を多く入力しているのではないかという仮説が導かれる。この仮説を検証するために、入力された「私的時間」を被説明変数として、最小自乗法を用いた推定を行った。説明変数についての記述統計量は表5に示した。プラスの効果が予想されるのは、職責上、より忙しいと思料される上位職位Aダミー、相対的に席を立ちにくいと考えられる損害調査ダミーである。また中途採用者に比べて定期採用者のほうが企業への忠誠度が高いと考えると、4月1日入社ダミーは正の効果が予

表3 職位別「私的時間」分類表(%)

職位	1日平均私的時間	2005年9月	2005年10月	2005年11月	2005年12月	2006年1月	合計(%)
A (上位)	0分	5.3	6.1	7.1	6.5	7.7	6.5
	0分超20分未満	47.9	37.4	36.3	35.8	32.5	38.0
	20分(初期設定)	22.2	31.3	32.7	32.0	38.2	31.3
	20分超	24.6	25.2	24.0	25.6	21.6	24.2
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
B (下位)	(人数)	(919)	(920)	(921)	(921)	(918)	(4,599)
	0分	6.6	7.9	8.4	8.8	9.0	8.2
	0分超20分未満	55.5	38.8	37.7	37.3	37.0	41.2
	20分(初期設定)	18.3	32.8	35.4	35.6	38.2	32.1
	20分超	19.5	20.5	18.5	18.3	15.8	18.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(人数)	(1,642)	(1,651)	(1,658)	(1,666)	(1,674)	(8,291)

表4 職種別「私的時間」分類表 (%)

職位	1日平均私的時間	2005年 9月	2005年 10月	2005年 11月	2005年 12月	2006年 1月	合計 (%)
内務 事務	0分	5.6	7.3	7.9	7.9	7.7	7.3
	0分超20分未満	53.5	38.8	38.5	40.5	37.3	41.7
	20分(初期設定)	20.9	33.8	35.7	31.6	37.3	31.9
	20分超	20.1	20.1	17.9	19.9	17.7	19.1
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(人数)	(628)	(627)	(631)	(632)	(633)	(3,151)
営業 事務	0分	7.3	8.3	9.3	9.4	10.3	8.9
	0分超20分未満	56.2	40.3	38.4	38.7	36.7	42
	20分(初期設定)	19.4	31.8	34.5	35	38.9	31.9
	20分超	17.1	19.6	17.9	16.9	14.1	17.1
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(人数)	(1,268)	(1,274)	(1,274)	(1,278)	(1,281)	(6,375)
損害 調査	0分	4.4	5.2	5.5	5.3	6.0	5.3
	0分超20分未満	45.7	34.1	33.7	29.7	31.1	34.8
	20分(初期設定)	19.2	31.6	33.2	35.6	37.8	31.5
	20分超	30.7	29	27.6	29.4	25.1	28.3
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(人数)	(665)	(670)	(674)	(677)	(678)	(3,364)

表5 記述統計量(平均値)

	全体	職位A	職位B	損害調査	営業事務	内務事務
1日平均私的時間(分)	16.6	17.3	16.2	18.5	15.7	16.4
職位Aダミー	0.354	—	—	0.259	0.312	0.541
損害調査ダミー	0.262	0.192	0.301	—	—	—
4/1入社ダミー	0.701	0.790	0.653	0.687	0.679	0.763
平均勤続年数(年)	11.9	23.3	5.7	9.8	10.7	16.6
勤続年数ダミー5年未満	0.441	0.000	0.682	0.543	0.477	0.258
5年以上10年未満	0.090	0.014	0.131	0.073	0.100	0.086
10年以上15年未満	0.149	0.184	0.129	0.146	0.151	0.146
15年以上20年未満	0.091	0.201	0.031	0.066	0.091	0.118
20年以上25年未満	0.086	0.217	0.014	0.060	0.077	0.134
25年以上30年未満	0.066	0.178	0.005	0.048	0.058	0.101
30年以上	0.078	0.206	0.007	0.063	0.046	0.157
人数(人)	2,603	922	1,681	683	1,284	636

(注) 一日平均私的時間の最大値は80.0、最小値は0、標準偏差は8.9である。また勤続年数の最大値は41、最小値は0、標準偏差は10.6である。

想される。同様に勤続年数についても正の効果が予想される。

推定結果は、表6のとおりである。まず、サンプル全体での推定結果から、上位職位Aダミー、損害調査ダミーは1%水準で有意に正の効果を持ち、勤続年数は5%水準で有意な負の効果を持つことがわかった。すなわち、上位職位、損害調査担当者ほど「私的時間」を多く入力しており、逆に、勤続年数が長い労働者ほど入力時間が短くなる傾向が見られたのである。

次に、サンプルを上位職位Aに限定した場合にも同様の傾向があるが、下位職位に限定すると、勤続年数は有意な効果を持たなくなる。上位職位のように勤続年数の長い者がいる場合には、勤続年数は有意で負の効果を持つものの、全体的に勤続年数が短い下位職位グループでは効果がないと考えられる。

同様に、サンプルを職種別で推定すると、損害調査、内務事務では上位職位Aダミーで正の、勤続年数で負の有意な効果を有するが、営業内務ではどちらも非有意となった。なお4月1日入社ダミーは、いずれの推定においても非有意であった。

Vまとめ

分析の結果は、職責が重い立場にある上位職位Aの労働者や、損害調査という相対的に忙しい業務に携わる労働者ほど「私的時間」を多く入力しているという実態を明らかにしている。これは、会社からの圧力や残業規制、労働者の自己規制によってこうした入力行動がなされていることを示唆するものである。すなわち、残業が多くなれば、その内容を厳しく問われ、もっと効率よく働くよう指導されることがあげられる。それでも残業が減らない場合には、能力がないとのレッテルを貼られるため、労働者は自ら多めの「私的時間」を入力し見せかけの残業時間を少なくするのであろう。残業量の多寡までをも評価の対象とする成果主義賃金の導入が、従来以上に労働者に自己規制を強いていると考えられる。

さらに、20分という初期設定を変更していない労働者が多数存在し、かつその人数は、制度導入後日が経つにつれ増加傾向にあることもわかった。これらの実態は、自主的に、かつ適正に「私的時間」の入力を行うという制度導入の趣旨が必ずし

表6 推定結果（被説明変数は入力された「私的時間」）

	全体	職位 A	職位 B	損害調査	営業事務	内務事務
定数項	15.3876*** (39.59)	18.3603*** (14.74)	15.2071*** (34.78)	18.7108*** (27.49)	14.8790*** (29.42)	15.8027*** (17.25)
職位 A ダミー	2.4728*** (4.10)	—	—	3.2089** (2.53)	1.4356 (1.57)	3.0458*** (2.92)
4/1入社 ダミー	0.5783 (1.52)	0.4677 (0.63)	0.5972 (1.36)	0.6504 (0.90)	0.2664 (0.49)	0.8711 (1.06)
勤続年数 ダミー	-0.0658** (-2.42)	-0.0765* (-1.85)	-0.0547 (-1.50)	-0.1567*** (-2.84)	0.0157 (0.36)	-0.1013** (-2.20)
損害調査 ダミー	2.6697*** (6.78)	1.8209** (2.38)	3.0205*** (6.63)	—	—	—
R ²	0.0245	0.0104	0.0288	0.0135	0.0087	0.0169
Prob > F	0.000	0.022	0.000	0.0265	0.0108	0.013
サンプル数	2,603	922	1,681	683	1,284	636

() 内はt値。***, **, *はそれぞれ1%, 5%, 10%で有意であることを示す。

も生かされていないことをも示している。

結論として、「私的時間」制度は、労働基準局の求める「適正な時間管理システム」として機能しておらず、長時間労働やサービス残業の解消につながるどころか、その流れに逆行するものと言わざるをえない。また、「私的時間」制度の現状は、ホワイトカラー労働者の地位が向上した現代社会では個人がどのような働き方を選ぶかは原則としてその自由裁量に委ねるべきだという、現行「労働時間概念」を覆そうとする意見についても、明快にこれを否定したと言えるであろう。「私的時間」制度が労働者の自主的・自律的な労働をすすめるものではなく、逆に労働者に「自己規制」を強いるものであることが明らかになったからである。

「私的時間」制度の導入は、結果として労働時間の延長につながるものであり、マルクスが「絶対的剩余価値」の生産と名づけた、労働時間の延長でより大きい剩余労働を手に入れるやり方にはかならない。しかし、「私的時間」はそれにとどまるものではない。単なる労働時間の延長のように見える残業料不払いの側面と同時に、「労働時間管理」を労働者に徹底させ効率化を図るというもう一つの大きな目的がある。要は、時間内にさっさと仕事をやりあげなさい、会社は余分な賃金（残業料）は支払いませんよ、ということなのである。「みなし労働時間制」も同様である。表面上は実際働いた労働時間の一部しか支払わないことで、際限のない労働時間の延長をもたらすものであるが、根底にはホワイトカラー労働者にたいして「生産性」をいかに向上させるかという大命題が存在している。

マルクスが、資本は一方で労働時間の延長を最大限図りながら、他方であらゆる手段をつくして労働強化を行い「相対的剩余価値」の生産に努めると論じたまさにその手法と言えよう⁹⁾。

注

- 1) 厚生労働省2010年版「労働経済の分析（労働経済白書）」は、2010年1～3月期の非正規雇用者が33.7%であると示している。

あるとし、所得の引き上げや雇用の安定のためには、非正規雇用を正規雇用に転換するのが重要だと提言している。

- 2) 2001年4月6日、労働基準局は「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」と題する通達を出した。この「基準」に基づく労働基準監督署の立ち入り検査と労働現場のたたかいとが相俟って、今日の変化がもたらされたと言える。厚労省労働基準監督署監修（2001）参照。
- 3) 各々のパソコンの一部システムに労働時間管理機能が組み込まれている。出社時そのシステムの立ち上げと同時に始業時間が記録され、退社時シャットダウンすれば終業時間が記録される。立ち寄りや外出などで実態との乖離が生じれば修正する。
- 4) ①休憩のための時間—喫煙、喫茶、休息、新聞雑誌閲覧、談笑等 ②私用（含む外出）のための時間—私的郵便物の投函、私的預貯金の預入引出、私的電話、インターネット私的閲覧、私的来客面談、着替え、化粧等（同社「勤怠システムQアンドA」より）。
- 5) 最高裁の判決では、2000年3月9日に出された三菱重工業長崎造船所事件が明快である。これは作業服・安全保護具の着脱について争われたものであるが、労基法上の労働時間を「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」と定義し、作業服・安全保護具の着脱、準備行為等の周辺的時間は労働時間であると認定したのである。
- 6) 本裁判は、2008年3月31日、原告の健康回復と職場復帰が可能となる条件での和解が成立。同年5月1日、職場復帰が実現した。
- 7) このデータは、同裁判において「私的時間」制度運用の違法性の有無を明らかにするための証拠資料として損保A社から開示された。調査期間は制度発足の2005年9月から、原告が休業を余儀なくされた2006年1月までの5ヶ月間である。
- 8) 例えば1か月の稼働日数を20日間として、19日間を20分の初期設定のままとし1日だけ30分に変更した場合平均20.5分となり、この労働者は31.8%の中には含まれない。
- 9) マルクス『資本論』第1巻第13章第3節、新日本新書版第3分冊、708-709頁。「労働者にたいして、同じ時間内における労働支出の増加、労働力の緊張の增大、労働時間の気孔充填のいっそうの濃密化すなわち労働の凝縮を、短縮された労働日の以内でのみ達成されうる程度にまで強制するにいたるやいなや、事情は一変する。与えられた時間内へのより大量の労働のこの圧縮は、いまや、それがあるがままのものとして、すなわちより大きい労働分量として、計算される。『外延的大きさ』としての労働時間の尺度とならんで、いまや、労働時間の密度の尺度が現れる。」

参考文献

- [1] 石橋洋 (2000) 「労基法上の労働時間の概念と判断基準」『講座21世紀の労働法5 賃金と労働時間』有斐閣, pp.203 - 225。
- [2] 小越洋之助 (2006) 『終身雇用と年功賃金の転換』ミネルヴァ書房。
- [3] 熊沢誠 (2006) 『若者が働くとき』ミネルヴァ書房。
- [4] 厚生労働省 (2010) 『労働経済白書』ぎょうせい。
- [5] 厚労省労働基準監督署監修 (2001) 『HOW TO 労働時間マネジメント』労働調査会。
- [6] 島田陽一 (2003) 「ホワイトカラーの労働時間のありかた」『日本労働研究雑誌』No.519。
- [7] 下山房雄・大須賀哲夫 (1998) 『労働時間短縮—その構造と理論—』御茶の水書房。
- [8] 日本経団連 (2005) 「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」。
- [9] 日経連 (1995) 「新時代の『日本の経営』—挑戦すべき方向とその具体策—」。
- [10] 野村正實 (2007) 『日本の雇用慣行—全体像構築の試み—』ミネルヴァ書房。
- [11] マルクス 『資本論』第1巻, 新日本新書版第3分冊。
- [12] 森岡孝二 (2005) 『働きすぎの時代』岩波新書。
- [13] 森岡孝二 (2010) 『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店。
- [14] 八代尚宏 (1999) 『雇用改革の時代』中公新書。
- [15] 八代尚宏 (2008) 「雇用と人材活用のありかたとワーク・ライフ・バランス」山口一男・樋口美雄編『論争日本のワーク・ライフ・バランス』(日本経済新聞出版社) 所収。

(まつうら あきら 所員 兵庫県立大学)

労働組合運動の新たな発展のために

編集局注：「労働組合運動の新たな発展のために」とのテーマで去る7月31日に開かれた現代資本主義研究会では、近年の労働組合運動に関して非常に活発な議論が行われました。以下、「小特集」として、当日司会を務められた中村浩爾氏による解題（「はじめに」）とコメント、報告者の寺間誠治氏の論文、コメントーターの中鳩聰氏の論文を掲載いたします。

はじめに—開催趣旨と二つの報告の概略—

雇用条件の不安定な非正規労働者が増え、正規労働者さえ身が安泰ではないという状況にもかかわらず、労働組合の組織率は依然として低下を続け、非正規労働者の組織化にも十分成功していない。そのような現状を開拓するためには、不足しがちな組織論を活発化させることが必要ではないかという開催趣旨の下に、報告と討論が行われた。

寺間誠治氏は、全労連の組織局長（当時）の立場で、全労連が2000年以来、組織化方針を打ち出し、全労連オルグ12名を全国に配置し、2008年には、（1）教育学習活動の強化、（2）地域組織の運動と体制の強化、（3）非正規労働者の組織化対策、という方針を立てるに至り、現在、組織拡大5ヵ年計画最終年度であること、そして、結果としてローカルユニオンが、152組合11,338人（2010年7月）に達していることを明らかにした。また、オルグの養成については、アメリカの運動や組織論が参考になることも示した。

これに対して、大西広氏は、地域ユニオン重視は全労連の専売特許ではなく連合もやっている、また、地域ユニオンは、「過渡的組織形態＝労働者の学校」であると規定し、地域ユニオン重視だけでは組織拡大運動をしているとは言えないと、批判的な姿勢をとり、自説を裏付けるために、京建労伏見や生協労連の例を挙げた。

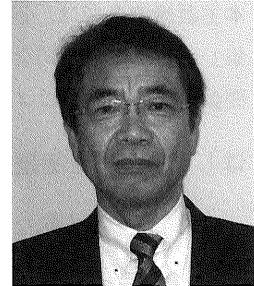
中鳩聰氏は、若い組織者としての新鮮な感覚を生かして、映像や図表を活用して運動の実情やそこで得られた組織化マニュアルを示した。

30名参加の下、活発な議論が行われたが、多くの参加者に発言を求めたため、また、大西氏の「ナショナルセンターの統一は近い」という刺激的な「予測」に議論が集中したためもあって、主要争点とは少しづれたところで議論が行われた感がある。次々号掲載予定の大西報告によって、主要争点に関する議論の不十分さが補われることを期待する。

（中村浩爾）

ローカルユニオンと 非正規労働者の組織化 —新しい労働運動と労働組合改革の方向—

リーマンショック以降の「派遣切り」に対する闘いを通じて、非正規労働者の結集が飛躍的に進んできた。本稿では、こうした新しい労働運動を担うローカルユニオンの分析を通じて、わが国労働組合の改革の方向について考えてみる。



TERAMA Seiji
寺間 誠治

I はじめに

全労連・連合の結成という労働戦線再編から、昨年20年の節目の年を迎えた。この間、わが国労働運動は全体として、企業内主義からの脱皮がはかれず、十分な社会的影響力の発揮も出来ずに今日に至っているといえる。

とりわけ、本工・正社員で構成する企業別組合は、製造大企業において偽装請負が相次いで発覚したなかでも、これと闘わないばかりか「雇用の調整弁」として非正規労働者を犠牲にしてきた。時代のキーワードとなった「偽装」は、偽装請負だけでなく、単純業務なのに労働者派遣法の専門26業務を装った偽装派遣や、実態は雇用関係なのに個人請負や委託契約とする偽装雇用も広がっている。偽装雇用をめぐっては労働組合法の適用を排除するものとして、現在、ビクター¹⁾、INAXの労働者、音楽家²⁾などが「労働者性」をめぐって法廷闘争で争いたたかいは、いずれも最高裁段階に入っている。

一方、新自由主義段階における労働市場の変化を背景に、個人加盟のローカルユニオンが台頭し、

リーマンショックを契機とした「派遣切り」に対する闘いを通じて、非正規労働者の結集が飛躍的に進んだ。その結果、ローカルユニオンは全労連結成の1989年に約1000名だったのが2008年末から急増、1年間で4000名以上が新たにユニオンに入りすでに1万人を超す組織となっている³⁾。

本稿では、こうした新しい労働運動を担うローカルユニオンの分析を通じて、わが国労働組合の改革の方向について考えてみた。

II 「派遣切り」と ローカルユニオン

全労連は結成以来、労働組合の社会的影響力の拡大を重視してきたが、非正規労働者の本格的な組織化に力を入れ出したのは2000年7月の第19回大会からである。地域における個人加盟組織としてのローカルユニオン強化の方針を打ち出したのは2002年7月の第20回大会であり、さらに同年11月の第1回ローカルユニオン全国交流集会において、①ローカルユニオンをめぐる組織上の位置づけ、②ローカルユニオン活動の全国的交流とローカルユニオン活動の促進を確認した。

2004年には12名の全労連オルグを地方ブロックに配置、同時に全国8ブロックで「オルグ養成講座」を開催し、『21世紀の新組織化戦略～労働組合オルガナイザー養成マニュアル』(ハリー・ケルバー)などを活用しながら、オルガナイザーの性格と行動様式を学ぶ本格的なオルグ育成に力を入れてきた。

2006年の第22回大会では「組織拡大強化・中期計画」を決定。そこではローカルユニオンの位置づけをさらに明確にし、①労働共済、②常設労働相談所、③ローカルユニオン確立を「3点セット」と位置づけ目的意識的にローカルユニオンの確立を追求することとした。2008年には、組織拡大特別会計を設置し組合員1人あたり5円の会費を引き上げ、ローカルユニオンを含む地域組織の強化と非正規労働者の組織化対策に充当することを決定した。

全労連のローカルユニオンは、これらの方針などによって確立と定着の段階を経て、強化・拡大

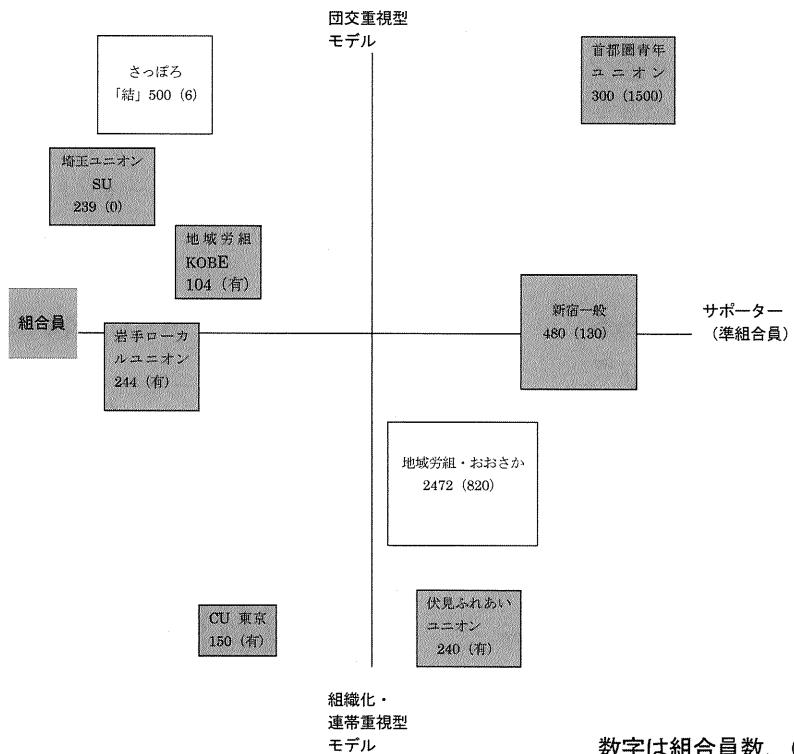
の段階に入り、組合員数は00年1,923人であったのが、02年3,020人、05年4,678人、08年5,965人へと増加、09年には1万人を突破し、現在152ユニオン組合員数11,338人となっている(2010年6月)。

ローカルユニオンには労働相談からの加入者が多いが、地域組織の常設労働相談所への相談件数は、全国統計を取り始めた98年3,300件だったのが、02年1万件を超え、2009年には29,057件となっている。組織化オルグと位置づけた専任労働相談員も98年の18人から09年には235人となっている。このようなローカルユニオンの前進は、大量宣伝による社会的プレゼンスの強化、労働相談センターの全国的確立、組合員の相互扶助のための労働共済制度の充実など、地道で継続した取り組みが功を奏したものといえる。

さらに、この間の飛躍的前進には以下の背景がある。

第1に、製造業派遣の急増と労働力流動化、賃金・労働条件決定システムの変化である。日経連

図1 全労連・ローカルユニオンの類型



数字は組合員数、() 冊数 - タ数

「新時代の日本的経営」(95年)以降、非正規労働者が徐々に増加してきたが、04年の派遣法改正によって製造業への人材派遣が急増したことがある。

自動車、電機・精密機器産業を中心に、北海道や沖縄、青森などから中部をはじめとした工業地帯にたくさんの青年労働者が派遣・臨時工として就労した。労働力の流動化とともに、労使の二面関係ではなくて派遣労働のように派遣元、派遣先という三面関係の労働条件決定の仕組みが出来、企業や職種に関わらず誰でもどこでも個人で加入できるユニオンの組織形態が、権利や労働条件を守るに相応しい形態として、多くの非正規労働者に受け入れられるものとなった。

第2に、製造大企業の「偽装請負」に対する社会的批判や、違法な「派遣切り」に対したたかわない企業別組合のセクト性、閉鎖性に対する厳しい批判が出てきた。ローカルユニオンや地域労働運動は、新自由主義的な規制緩和路線に対し真正面から対決してたたかったが、大企業の企業別組合は労使一体・協調主義的な対応を取り続けたのだ。

西谷敏は、「昨年来の『派遣切り』の嵐のなかで浮き彫りになったのは、企業別組合の動きのにぶさである。非正規労働者の乱暴な解雇に対して、企業別組合はほとんど目立った抵抗もみせず、世論から強い批判を受ける結果となった。企業別組合の存在意義が改めて問われる事態になったので

ある」(『月刊全労連』2009年12月号)と、指摘している。

さらに、多くのメディアはローカルユニオンのたたかいに共感を示した。長崎ソニーの指名解雇や大分キヤノンの「派遣切り」では、団交の模様を地元テレビや新聞が好意的に報道し、長崎ソニーの団交では「きょう団体交渉があります」と、テレビ局が朝のニュースでテロップを流したため、それを見て県労連事務所を訪れユニオンに加入する青年もいた。

第3に、ローカルユニオンの自主的で多様な魅力と青年労働者の意識変化がある。

京都の伏見ふれあいユニオンは地区労の協力をえながら、龍谷大学などの教職員組合と共に就職ガイダンスを行っている。印刷会社に勤める労働者、公務員、教員、デザイナー、税理士、大工などのメンバーが、学生さんに就職後の職種・職場や労働組合の状況などについて説明している。ユニオンに「学割」組合費があることを紹介し、その場で組合員化することもある。ふれあいユニオンは、餅つき大会や農家支援ボランティアなどの活動を行い、年一回の平和祭りでは3千人の参加者を組織するなど地域で大きな影響力を發揮している。

青年労働者がローカルユニオンへ加入する最初の手がかりはインターネットが多い。青年らは、全労連のホームページを見て企業の偽装や違法を

図2 組合員数と組合数

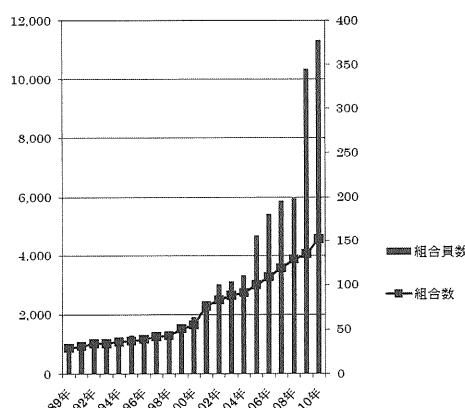
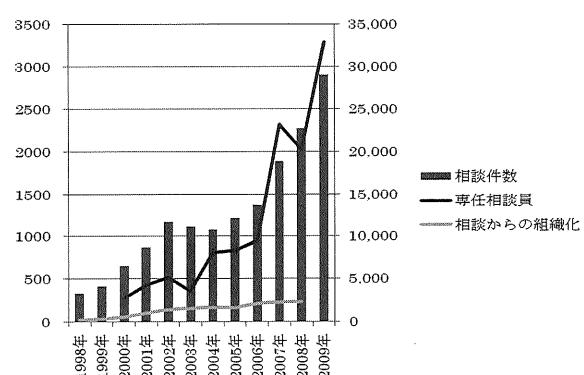


図3 相談件数、専任相談員数と組織化数



見抜き県労連や労働相談所を訪れている。自身を社会関係の中で分析し、ユニオンへの偏見は少ない。ユニオンに入って団交に参加するという実践先行の真剣勝負を通して労働法的な知識を得ている。

III ローカルユニオンと 産別組織

全労連は、ローカルユニオンを「産業・業種やどのような雇用形態に関わらず個人加盟でき、地域横断的に労働者の切実な要求実現のためにつくれる労働組合」と規定し、その役割として、①職場・地域に存在する「1人ぼっち」の労働者をなくし、要求を実現すること、②労働組合としての学習・教育活動を強め地域運動の担い手を育成すること、③地域のすべての未組織労働者をはじめ、派遣・請負、臨時・パート等の非正規雇用の組織化とりわけ青年・女性を組織することと位置づけてきた。ローカルユニオンは、その役割を着実に果たしてきたと言える。

全労連のローカルユニオンにはさまざまなパターンがあるが、大きく次の3つに分類することが出来る⁴⁾。

第1に、労働委員会に届出し資格証明を得た「法内組合」モデルで、使用者との団体交渉を重視している。新宿一般や岩手ローカルユニオン、長崎一般労組などがこのモデルと言える。首都圏青年ユニオンも「ユニオンに入って団交しよう」というスローガンで団交重視型で多くの成果を上げている。

第2に、組織化モデルである。話し相手がないない「居場所」もない、そういう青年たちに対して話し合いの場を設け、緩やかな集まりで連帯を重視する。労働共済などを通じて実利実益も伴うモデルで、京都・伏見ふれあいユニオン⁵⁾や東京地評が組織したコミュニティ・ユニオン東京（CU東京）などで、これらは組織化を前面に打ち出した緩やかな組織となっている。

第3に、この両方を重視する複合型モデルである。札幌ローカルユニオン「結」⁶⁾、地域労組おおさか、ユニオン「KOBE」、熊本ユニオンなどであって、この組織形態が最も多い。

全労連ローカルユニオンの1組合当たりの平均組合員数は76.7人で、労働共済加入者の割合は45.5%である。ローカルユニオンには、公務員、教員、外部の学者・弁護士など本工・正社員がサポートとして組織と運動を支えていることも多く、サポート・準組合員の割合は12.2%となっている。

前進してきたローカルユニオンだが、今後の発展に向けてさらに多くの課題がある。

第1に、大企業非正規労働者のさらなる結集を図ることである。この分野はまさに階級的労働運動における「戦略的陥没地帯」となっている。引き続き非正規の青年労働者が増加している中で、低賃金・無権利状態の改善が急務であるにもかかわらず、本工・正社員がユニオンショップ協定によって全員が組織化されているのに対し、同じ職場で働いている非正規労働者は未組織のまま放置されている。これらの労働者を個人加盟ユニオンに結集することが必要だ。第2に、組織を拡大してきたとはいえ全国で1万人余ということではローカルユニオンはまだ「点」に過ぎない。産業別、職場別の結集軸を確立する目標が必要である。第3に、全国ネットワーク化を図る必要がある。各地に存在するローカルユニオンのヨコの交流は2年に一回開かれる全労連の全国交流集会しかない。今後、ネットワーク化を通じて伝統的労働運動の枠や因習にとらわれない自立的で自覚的な組織としての、強さをさらに発展させるような展望が求められる。

ところで、ローカルユニオンに対しては一部単産からの根強い批判が存在している。それは、たとえば次のような文章に表れている。

「『いまや未組織労働者の組織化は、ローカルユニオンが中心だ』という議論が出てきているが、これは早まった議論だと私は思う」（労働総研クオータリー』No.76-77、2010年1月）。「『地域が組織

表1 組合員数と組合数

専任相談員数、相談件数と相談からの組織化数

年	組合員数	組合数
89年	1,008	29
90年	1,028	31
92年	1,070	34
93年	1,114	34
94年	1,153	36
95年	1,303	37
96年	1,321	39
97年	1,416	42
98年	1,434	43
99年	1,636	51
00年	1,923	55
01年	2,449	76
02年	3,020	83
03年	3,128	88
04年	3,318	91
05年	4,678	100
06年	5,418	109
07年	5,877	119
08年	5,965	129
09年	10,355	135
10年	11,338	152

年	専任相談員数	相談件数	相談からの組織化数
1998	18	3,300	
1999	32	4,100	
2000	60	6,505	271
2001	104	8,709	426
2002	150	11,727	511
2003	167	11,115	349
2004	176	10,772	813
2005	168	12,116	828
2006	218	13,682	934
2007	234	18,829	2,326
2008	235	22,719	2,015
2009	—	29,057	3,294

152組合 11338人 (2010.7現在)

表2 労働組合への加入状況別労働者割合

(単位: %)

区分	計	企業内の労働組合がある	加入している ²⁾		加入資格があるが加入していない	加入資格がない	企業内の労働組合がない	平成16年労働組合へ加入している
			加入している ²⁾	加入資格があるが加入していない				
計	100.0	39.9	31.0	2.2	6.6	58.5	41.8	
<就業形態>								
一般労働者	100.0	39.9	32.4	2.0	5.5	59.1	44.8	
パートタイム労働者	100.0	41.5	23.6	2.9	15.0	54.3	8.5	
契約労働者	100.0	37.5	18.3	6.0	13.1	54.5	6.0	
<役職>								
課長クラス以上	100.0	32.0	6.4	1.3	24.3	67.9	13.3	
係長クラス	100.0	48.1	43.4	2.6	2.1	51.4	44.8	
役職なし	100.0	39.4	32.9	2.3	4.1	58.4	46.4	
<勤続年数>								
1年未満	100.0	19.2	12.8	1.4	5.1	75.3	33.7	
1~5年未満	100.0	29.3	21.6	2.8	4.9	68.6	29.3	
5~10年未満	100.0	36.5	29.6	2.5	4.3	61.2	38.0	
10~20年未満	100.0	46.8	39.4	2.0	5.4	52.3	47.1	
20年以上	100.0	51.3	36.4	1.8	13.2	48.5	52.8	
平成16年計	100.0	...	41.8	3) 58.2	...			

注: 1) 表頭計には「不明」が含まれる。

2) 平成16年は労働組合に「加入している」。

なお、労働組合への加入状況について平成16年は「加入している」、「加入していない」の2者択一である。

3) 平成16年は「加入していない」の数値である。

4) 就業形態の内訳については、第14表注5) を参照のこと。

化の焦点になっている』ことはそのとおりであるが、…対応する組織があるならば、後者（単産＝筆者注）が基本になるべきだ」（金属労働研究』No.100, 09年8月）。

このような議論は、地方と単産を対立的にとらえる誤解から生じている。

そもそも全労連は、単産と地方組織で構成されており両者は対等平等の関係であって、単産の意向を抜きにして「未組織の組織化はローカルユニオンを中心」にするなどという方針提起はありえない。組織化についても、単産・地方組織がともに前進を図られるよう意識的な努力が行われておる、したがって、ローカルユニオンを「中心」とする方針もなければ、他方、主張されているような「後者」が基本になるべきとの方針も当然ない。

全労連の全国的な組織状況を見ると、すべての都道府県に組織が確立していない単産が多くある中で、地方組織はまさに地を這う努力を行いながら、単産組織の確立に向けた努力を重ねている。地方組織に結集する組合の多くは全労連加盟単産の下部組織であり、両者は互いに協力し合いながら組織確立の共同作業を推進しているのである。ローカルユニオンにおいては産業別に一定の組合員に達した場合、単産として自立させたり単産の組合員への移行を促しているところが多い。ただ、当然のことながら、組合所属に関する最終的選択は個々の組合員の意思にかかるており、単産絶対論の立場には立っていない。

ところで、一般的に「産業別組織」と言った場合、同一産業の労働者が職種を超えて横断的に団結している組合のイメージが強い。企業の外側に労働組合があり、個人加入によって組合員は直接ナショナルセンターに所属し、横断的に結集した同一産業の労働者が産業別労働協約を締結しているヨーロッパ型の姿である。

しかし、わが国の産別組織は、企業別組合のヨコ並び・勢揃いによって構成されており、国際的な常識とは相当かけ離れている。産業別使用者団体が形成され、産別協約を締結している単産は圧倒的に少数であって、中立系単産では、全国港湾、

音楽家ユニオン、連合系では海員組合、UIゼンセンのNCCU、全労連でいうと建交労（生コン、首都圏ブラック）等があるに過ぎない。これらの単産以外では産別使用者団体との労働協約は存在しない。

全労連加盟の建交労の関西生コンや首都圏ブラックは、産業・業種別使用者団体の形成を意識的に追求し、ナショナルセンターを超えた集団交渉を通じて労使協定を締結するに至っている。しかし、わが国単産が全体としてこのような組織改革の手立てを講じてきたかというと、残念ながら極めて不十分であると言わざるを得ない。産別の指導部は、産業別の労働協約が締結出来るような組織の在り方をめざし戦略的構想力を持つ必要がある。

民間単産では、映演労連の組織改革が進んでいる。映演労連は以前、映演総連と名乗っていたが、1995年の全労連加盟にあたって産別の結集力を強めることとし、総連ではなく労連として産別指導力を強化して加盟した。それは、わが国同様の企業別組織形態をとっていた韓国が産別単一化への組織改革を進めていることから学んだもので、映演労連の春闘では、産別労働協約を各社と締結することによって真の産別組織への脱皮を意識的にはかっている。

さらに、公務においても労使関係制度改革の論議がなされており、公務員労働者と政府・自治体との間での労働協約締結が射程距離に入った。160万人もの官公労働組合（国公労連8万5千、国公総連11万、全教10万、日教組28万、自治労連18万、自治労86万の計162万人）の労働協約締結権に関わる関連法案の提出が予定されており、わが国の産別全体が大きく変わる可能性も出てきている。

IV 労働組合改革の理念と個人の尊厳

ところで、「一企業一企業別組合、一産業一産業別組合、一国一ナショナルセンター」という世界

労連方式の価値観は、現代でも絶対的原則だろうか。

国際的に見ればヨーロッパでもアメリカでも複数労働組合が一般的である。造船・鉄鋼や電機、食品産業、トヨタなどの大企業で、全労連の地方組織に加盟する新たな組織も結成されている。ローカルユニオンや青年ユニオンではサポート・準組合員として、企業の正社員や公務員労働者などが二重加盟して組織的・財政的支援を行っている⁷⁾。わが国のナショナルセンターは全労連・連合という複数組織である。これらの実態も踏まえ、企業内に企業別組合を組織することを至上の価値観とするのではなく、地方組織のイニシアティブ發揮によってローカルユニオンを含めた大規模な組織化が必要な時代に入ったのではないだろうか。

全労連は、根強くある単産・単組の企業内主義への批判を一貫して行ってきた。第22回大会（06年7月）で決定した「全労連組織拡大強化・中期計画」では、「新しい労働組合運動のあり方を求めて～企業主義の克服」として、「日本の労働組合運動が、全国的に大規模な運動に発展しきれないできた最大の要因は、『企業内主義』的な弱点にあると指摘されてきた。いまや職場や企業内だけでは解決できない課題が山積してきている。個別企業における要求闘争と結合して、制度・政策闘争に職場からとりくみ、地域・産別統一行動への結集と運動づくり、ナショナルセンター規模での統一闘争へ発展させる活動を系統的・意識的に追求する」としている。

企業内主義が、労働組合の地域的連帯と社会的運動の発展を妨げていることは明白である。当然のことながら、企業内主義批判は、企業別組合そのものを批判しているのではなく組織形態から発生する「企業内」で隣の中に閉じこもりがちな考え方の克服を求めているのである。しかし、労働者に企業内主義の弱点を説教してもその克服が図れるものではない。労働組合幹部が自ら組織改革を積極的に提起することによって企業内意識の客観的基盤を克服することが必要である。そのためには理念、組織論が重要となる。

まず第1に、「すべての労働者を視野に地域から社会的労働運動の推進を」「未組織の組織化で日本労働運動の改革」をスローガンにした新たな運動理念の確立が必要だと考える。

「派遣村の取り組みがたんなる労働者（失業者）救援に留まつてはならない。とりわけ、労働組合が取り組む場合はそうである…」（『労働者と権利』279号2009年4月）などと言う単産幹部の論文があった。労働組合による社会的な取り組みに対するこのような無理解は、企業別組合に根強い組合主義から発生する。企業による違法な「派遣切り」によって住宅から追放され、寒風吹きすさぶ中で明日の生命さえおぼつかない労働者が目の前で「救済」を求め、労働組合と民間団体、ボランティアが共同して相互扶助の取り組みを展開している時、「職場を基礎に」という原則を盾に運動に理解を示しえない思想は、労働組合への社会的信頼を低下させるものと言わざるを得ない。

私は、80年代後半からアメリカ西海岸を中心にSEIU（国際サービス従業員組合）が“Justice for Janitors”（ビル清掃労働者に正義を）のスローガンで、ビルメンや清掃員、学校警備員、ヘルパーなど最も弱い立場にある労働者の経済的な不正義を地域に訴え、市民や教会の協力と支持を得ながら社会運動ユニオニズムを推進していることから多くを学んだ。全労連が、地域から社会的労働運動を展開する方針を提起したのは、職場に閉じこもり続ける企業内思想をいかに克服するか、アメリカの新しい労働運動から、重要な教訓を学びとったからである。

青年労働者の正義感に依拠し「自立と連帯」を前面に打ち出した労働運動、先進的オルグの育成とそれを通じた組織化と企業別組合の改革も求められる課題である。

第2に、労働組合改革の組織論として、産別個人加盟ユニオン結成による企業別組合の改革をはかることである。

私は、産別組織が横断的機能を強化し産別個人加盟ユニオンをつくることが企業内主義を克服するためにも、効果的だと考える。映演労連は、個

人加盟の産別ユニオンとしてのフリーユニオンを作っている。マッスルミュージカルの青年たちはフリーユニオンに入って闘い、映演労連の組織そのものを強化してきた。金融労連は昨年、金融ユニオンを立ち上げ5つの組合を統一した。民放労連には個人加盟の放送スタッフユニオンの歴史がある。出版労連は出版ネット。全農協労連は昨年、農協農業一般労組を立ち上げた。航空連ではスカイネットをつくって、航空連加盟の企業内組合との間に緊張関係をつくりながら、組織を発展させている。国公労連は、全労連オルグを専従に国公一般をつくって霞ヶ関の組織化に一定の役割を果たしてきた。自治労連は、早くから東京の公務・公共一般を中心に、指定管理者制度の中で官民の垣根が低くなつたなかで、全国的な組織化に力を注いでいる。

個人加盟の産業別ユニオンとローカルユニオンという二ルートからの接近によって、企業内意識の改革を図る方向は、産別組織を活性化させ社会的影響力を拡大していく点で有効といえる。

もちろん、労働組合の改革は以上のような組織論だけで実現するのではない。単産合同の課題もあるし、そのためには、全労連というナショナルセンター自体の指導性の強化も不可欠である。

ところで、厚生労働省の「2009年労使コミュニケーション調査」(2010.9)によると、労働組合を「必要」と考えている労働者の割合は54.5%で、前回(04年)の63.0%から8.5ポイント低下している。

『現代日本人の意識構造』(5年に1回のアンケート調査、NHK放送文化研究所2010年2月)では、「憲法上の権利はどれか?」という問い合わせに対して、「団結権は憲法上の権利」と答えたのは1973年39.4%あったのが、2008年では21.8%に低下している。「労働条件に強い不満が出たときどうする」では、「労組をつくる」と答えたのは73年31.5%だったのが、08年18.2%にまで低下している。これと労働組合組織率の推移を比較してみると、73年33.1%、08年18.1%となっており、折れ線グラフにすると両者は重なつて区分けがつかない推移

になる。

労働法や権利に関する基本的知識が必要であり労働者教育の強化が求められている⁸⁾。権利学習が労働組合の拡大・強化につながることは、先の数字からも明らかである。

多くの企業別組合がこだわり続けている、組合員個人の意思を抜きにしたユニオンショップ協定による組織化など企業と協調した団結強制の仕組みの克服なしに、労働組合の改革はありえない。

たとえ道のりは遠くとも、労働組合が「恐竜への道」から抜け出るためには、派遣切りの闘いで明らかになつたようなすべての労働者を視野に入れた連帯感あふれる闘いが必要である。さらに青年労働者の大規模な組織化による再活性化など、これらの取り組みの積み重ねによってしかあらたな発展の展望を切り開くことは出来ないだろう。

私は、キヤノン、パナソニック、NEC、トヨタ、日産などわが国を代表する多国籍企業と真正面から闘い、多くの犠牲を払いながらも新しい労働運動の担い手となった青年労働者たちに心から敬意を表する。青年らのたたかいは、まさにイエーリングが「権利=法の目標は平和であり、そのための手段は闘争である。…権利は不断の行動である。自己の権利が蹂躪されるならば、その権利の目的物が侵されるだけではなく己れの人格までも脅かされるのである。権利のために闘うことは自身のみならず国家・社会に対する義務である」とした「権利のための闘争」⁹⁾なのだと思う。

労働運動再生のためには、一人ひとりの「個人の尊厳」¹⁰⁾を根底にすえ、個人による真の自己決定を基礎にした再出発こそ必要であり、それは憲法13条¹¹⁾の考え方でもあると言える。

注

- 1) 契約が請負や委任・準委任であるということは、決してそれが労基法上の「労働者」ではないとの推定を働かせるものではないのである。しかも、そのことは、労組法上の「労働者」については一層強くあてはまる。なぜなら、労基法上の「労働者」性判断にあたっては、使用従属関係や指揮命令関係の有無がなお重要な役割を果たさざるをえず、そこでは、労働に従事することを約する雇用(623条)、仕事の完成を約する請負

- (623条), そして法律行為をすることを委託する委任(643条)および法律以外の事務を委託する準委任(656条)との相互の相違がなお意識されざるをえないが、労組法上の労働者については、使用従属関係や指揮命令関係の存否は直接的には重要な意味をもたないからである（ビクター事件，西谷敏鑑定意見書2010.2）
- 2) 二期会合唱団のオペラ歌手・八重樫節子は、年間230日新国立劇場で就労し、年収300万円だったが、劇場側が組合活動を嫌悪して契約打ち切った。ユニオンに対し団交拒否。都労委に不当労働行為救済を申立て、都・中労委とも認定したが東京地・高裁は中労委命令を覆した
- 3) 「ローカルユニオンは、08年秋以降の不況の深刻化、派遣切り・非正規切りが広がるなか、解雇された労働者、非正規労働者たちの受け皿として積極的に活動し、相談から組織化を進め、08年から09年に大きく飛躍することとなった」「09年6月の第5回ローカルユニオン全国交流集会の問題提起は、ローカルユニオン運動の到達点を『雇止め、解雇、偽装請負を告発し、労働者を激励する存在として地域の労働運動に影響力を發揮し、』『地方・地域組織の運動の発展を背景にローカルユニオンは新たな飛躍の時期を迎えている』としている」（「全労連における組織拡大とローカルユニオン」『日本労働年鑑』大原社会問題研究所2010.6.25）
- 4) なお、浅見和彦（専修大学）は全労連の7ローカルユニオンについて労働相談・争議支援か共済活動・生活支援かで2つの軸をつくり、協力組合員重視か一般組合員中心かでもう一方の軸とした「4つの象限」で類型化している（「ローカルユニオンの現状と課題」『現代社会の構想と分析』第8号2010.7.30）
- 5) 馬場隆雄「地域ユニオンの新しい試みをさぐる」『京都自治研究』（2008.6）
- 6) 「なぜ、北海道で労働組合の加盟者が急増しているか」『POSSE』（vol.7 2010.7.10）
- 7) 「個人加盟ユニオンは、様々な社会的な力によって支えられている。そこでいう「社会」とは、地域社会であり、社会的世論であり、市民社会からの支援である。それは個人のイニシアチブで行われているところに特徴がある。一例として、1200人もの会員を結集している「青年ユニオンを支える会」の存在が挙げられる。組合財政の困難を、＜社会＞の力でサポートする仕組みである。会員には戦後民主主義運動の活動家が多く含まれていることが特徴であって、ユニオンの重要な社会的基盤を見出すことが出来る」（東洋志「日本における新しい労働運動」『現代労働問題分析』2010.4.5）
- 8) 労働組合役員ですらも労働法の基本的知識に欠ける状態が報告されている。組合員教育の前に、まずは組合幹部の教育が喫緊の課題であろう。…労働組合は企業の枠を超えて、また、正規非正規の区別を超えて、組織化されていない労働者に対する労働法教育に積極的に取り組むことが課題となる（荒木尚志「法教育と労働法」『ジャーリスト』2010.7.15）
- 9) イエーリング『権利のための闘争』1891.7.1
- 10) 「日本国憲法は…、『個人の尊厳』『人間の尊厳』と同義、13条）を根底にすえて、一方で国民の自由権（集会・結社・表現、思想・信条等の自由）を保障し、他方で生存権と社会保障の権利（25条）をはじめ、労働権および労働条件の権利（27条）、団結権・団体行動権（28条）などの社会権を保障している。こうした点からみて、憲法の保障するこれらの社会権は、人間本来の尊厳性に由来し、市場原理を規制して労働者の『人間の尊厳』に値する生活と自由を確保する基本的人権に属している。貴重な世界共通の歴史的成果であるこれらの権利とその価値理念を擁護し、その発展を促進することは、今日のもっとも重要な課題というべきであろう」（片岡昇『団結権の課題と展望』2003.10.10）
- 11) 13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

※本稿は、現代資本主義研究会（2010年7月31日）の報告をもとに、抜本的に補筆した。
(てらま せいじ 所員 全労連・政策総合局長)

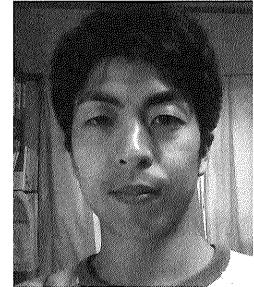
SPECIAL EDITION

小特集

労働組合運動の新たな発展のために

「オルグ派遣」の可能性と 「要求の統一化」の意義

「就職すれば違法に当たる」現状を開拓するための二つの基本的アプローチと、それに基づいた青年部の活動紹介。そして2年間でみえてきた可能性である「オルグ派遣」とその課題。最後に、「要求の統一化」と「共感」を紡ぎ出し続けるための「うまくいった事例共有」の重要性を提案する。



NAKAJIMA Akira
中嶌 聰

I 為す術なし

「救えなかったんですよ。」今年の9月の終り頃、一日の抗議宣伝を終えて宣伝カーで帰っているときだった。車の中で話し始めたメンバーたちの話題は、自然とこれまで経験してきたブラック会社の話題になっていた。冒頭の言葉はメンバーのSさん（30代男性）の言葉だ。

彼曰く、最初の会社は出社がAM9時、退社はAM2時。これが延々2年間続いたのだそうだ。給与はよかったですものの、身体を壊す危険性を感じ自ら辞めることになる。次の職場はスカートの制服を来ている女性従業員に対して、店舗前ではしごに登って二階の窓を拭けと指図する社長だったらしい。その後もブラック会社を点々として、直近の職場が、青年部に加入する理由となるパワハラ職場だった。彼はこの職場で労働組合に加入し5人で分会を立ち上げ闘った。しかし、残業代を払わせることはできましたがパワハラを認めさせることができず、そうこうしているうちに一人また一人と、組合員が職場を辞めた。いや、辞めさせられたというほうが適切だろうか。今新しく私達の組合に入りなおし、現在も争議中である。この職場

では原因不明とされながら亡くなった職場の同僚がいた。彼は「絶対過労死だったと思う」と言う。そんな経験を話し終え最後につぶやいたのだ。

II 就職すれば違法に当たる

「私の事例って特殊ですよね？」年間約3000件の相談を受けている大阪労働相談センターを通して相談に応じたとき、ほとんどの当事者がこのように質問してくる。私は少し悲しい顔をしながら伝えることしている。「そう思いたい気持ちはわかります。でも実際は、就職すれば違法にあたる世の中です。今回の事例が特殊というわけではありません」と。

就職すると必ずと言っていいほど違法・無法な労働環境が広がっている。このように就職すれば違法に当たる世の中で、「ブラック会社に入らないように気をつける」というスローガンは現実的ではない。いや、それも大事だろう。しかし今もっと大事なことは別にあるのではないか。

違法・無法なブラック会社は増加傾向であることは間違いない。それは、大阪労働局の毎年行っている統計から見てもわかる。「大阪労働局における

る平成21年度個別労働紛争解決援助制度運用状況」によると、平成20年度における大阪府下での労働相談数増加率は前年比9.2%と、約1割増だ。総数は11万7927件で、約6割が労働者からの相談である。大阪府下にある事業社数は平成18年度で42万8247事業所、従業者数が445万505人である。同じ会社から、同じ労働者からの相談もカウントされるだろうから一概には言えないが、事業所数、従業員数から考えると労働相談数のなんたる多さか。事業所数や労働者数は劇的に変わるものではないので、このペースで毎年相談があるということは、それだけブラック会社が蔓延し、なおかつ増加していることを示している。

では、なぜこのようにブラック会社が蔓延し増加しているのか？反貧困ネットワークの代表の一人である湯浅誠氏が指摘する「貧困スパイアル」が最もシンプルな説明をしているように思う。「貧困スパイアル」とは、ある一社が不当な労働条件を押し付け不正なコスト削減を行うことで、他社も追随せざるを得なくなるという連鎖のことを示す。

具体例を挙げてみよう。2009年12月、激安スーパーとして大阪では名を馳せているスーパー玉出の社長と担当社労士が書類送検された。労基署のは正指導に応じず残業代を支払わなかったからだ。しかしそれだけではない。2007年に働いていた47歳の女性パート社員が亡くなったのは過労死と認定されているのだ。彼女は月147時間の残業をさせられており、彼女以外の他の従業員も平均120時間の残業をしていたが、残業代は1円も払われていなかつた。つまり、1人分の給与しか払わずに約2人分働かせて計算になる。このような違法なコストカットを行うことで格安の商品が棚にならぶスーパーが地域に出店してきたり、周囲のお店は不当な価格競争にさらされる。玉出が出店してきた地域では商品開発やコスト見直しでは追いつかず労働条件を不利益に変更した会社もあったと考えられる。正社員で雇っていたのをパートに、社会保険に加入させていたところが未加入に、残業代を払っていたところが未払いになってしまったのではないだろうか。このような背景によ

ってますます不当な労働条件が一般化し貧困が増大していく。これが貧困スパイアルである。

このような情勢で必要なことは、会社が不当な労働条件を押し付けてきたときの対処の仕方を知ることではないか。もっと言えば、会社が不当な労働条件を押し付けることができないようにするための術ではないだろうか。

III 2つのアプローチ

貧困スパイアルを止めるためには、資本主義の構造を逆手にとることが重要である。

アメリカの映画監督として有名なマイケル・ムーアは「ザ・コーポレーション」という映画の中で、企業がなぜ法律無視を繰り返すのかという問い合わせに対してズバリと答えている。「法律を守るよりも、法律を守らない方（そのことによって告発されて払わされることになる費用も含めて）が安くつくからさ。」この言葉は、コストが低く利益があるならなんでも良い、とする資本主義そのものの本質をついた言葉である。一方で、この言葉には最大のヒントが隠されている。つまり、法律を守らせるには、法律を守ったほうが安くつくよう仕向ければいいのだ。そのためには、大きくは二つのアプローチがあると思われる。

(1) “空気”をつくる

1つ目のアプローチは、外部からのアプローチであり、社会全体に「法律すら守らないような会社はダメだろう」という“空気”をつくることである。今の日本では、法律を守っている会社の方が珍しいという“空気”がある。そのような“空気”では、どの会社も法律を守ろうとしない。もっと言えば、「法律を守って法律にのっとったコストなんか払っていたら損するだけだ」と考えている経営者の方が多いのではないか。「赤信号みんなで渡れば怖くない」といった状態である。そして、「正直者が馬鹿を見る」のが今の日本の経済だと私たちちは思はれているのではないか。このような

現状の“空気”を変える必要がある。

まず第一に、おかしい企業にはおかしいと言うことだ。そもそも、法律に反しているにもかかわらず誰も文句を言わなければ経営者は是正しようとは思わない。だから、法律を守らずに不当な労働条件を押し付けてくる経営者にはとことん反撃をしていくことが重要だ。不当な労働条件を押し付けると、後で何倍にもなって労力を取られると思わせる必要がある。

また、そうやって立ち上がっている人たちの動きを社会全体に広げていく必要がある。企業が文句を言われても、内々に話を終わらせることができるなら、その企業の評判は落ちない。するとそれほどコストがかからなくなってしまう。しかし一方で、反撃され、さらに世間にその悪事を広げられるとなれば、困ったことになる。悪徳企業だと分かれば、新卒者は採用募集への応募を控えるだろう。転職者も評判の悪い会社にわざわざ入社したいとは思わない。こういった循環が生まれれば、その企業にとって欲しい人材を雇うための採用コストは増大することになる。まわりまわって、「あんまり悪いことをしない方が結局コストはかかるない」となるようにしたい。そのためにも、できるだけ反撃の取り組みを社会全体に発信していく工夫が必要である。

また、闘っている人がいる、という情報は、同じような境遇の人が泣き寝入りではなく闘っている姿を見て、「だったら私も」と考える人を広げる効果もある。そうやって闘う連鎖を誘発させる工夫も必要だ。

そして最大の外部からの圧力は、適切な法律をつくることに加え、罰則を強化することだ。飲酒運転は罰金を大幅に上げることで減少した。これは、「飲酒して車で運転して帰って捕まって何十万も払わせられるくらいなら、車に乗ったときは飲まないかタクシーで帰るようにしよう」という心理が働いたからだ。

ただし、法律がどれだけ罰則付きで強化されたとしても、法律が存在するだけでは意味がない。先程の玉出の例にあるように、残業代未払いが重

大な法律違反であるにも関わらず、サービス残業がこれだけ広がっていることを見てもわかる。つまり、私達が現場において、労働条件が違法でないかを点検し、守られていない場合には告発すること、そして企業がその違法な労働条件を繰り返さないために「対案」を作り出すことが肝心だ。そのためには次のようなアプローチも考えなければならない。

(2) 内部から「対案」を提案する

外部の“空気”を盛り上げることは、会社の内部において「ちゃんとしよう」と考えている人たちが動きやすくなることにつながる。例えば、ニュースである企業の残業代未払いが告発され、罰金まで支払わされた挙句に企業名が公表されたとする。その際、企業内に「残業代はしっかり払われてしかるべきで、労働時間自体もさらに短くしないと、みんな倒れてしまう」と考えている社員がいたとしよう。このような場合、ニュースをきっかけとして残業時間のことを職場で話しやすくなる。うまくいけばこれを機に残業を見直すプロジェクトを提案できる可能性もある。そこまでいかなくても、例えば職場の会議において、より残業が増えることになるような決定が下される際に、反対までは言えなくても、首をかしげてみることができるようになるかもしれない。メンバーの中の数人でも会議の決定に首をかしげるような仕草があれば、その会議の雰囲気もまた、変わるのではないか。

もちろん、職場内で労働組合をつくることが最善の策である。とはいって、一足飛びにそこに行き着くのは難しい。まずは、このような地道な行動によって、外部でつくられた“空気”を社内の意思決定に反映させることが重要だ。

もう一つ、内部の役割は「対案を考えること」だと思う。「残業代を減らしましょう」となると、どうやって仕事を減らすのか。このような問題を解決するための“対案”が現場では必要になる。その“対案”を作り提案・実践する主体者が内部にいなければ、どれだけ外部から訴えかけても良

い結果には結びつかないだろう。

このような2つのアプローチを基本方針として、私たち青年部は今現在運動を進めている。少し私たちの実践を紹介したい。

IV 青年部の実践

(1) 外部からのアプローチについて

地域労組おおさか青年部は、大阪府下20地域にある地域労組をつなぐネットワーク組織「地域労組おおさか」に所属する組合員のうち、青年（39歳以下）を対象とした専門部である。地域労組とは、職場に労働組合がない、もしくは職場の労働組合に頼ることができない場合に、一人でも加入できる労働組合である。地域労組おおさかは、現在2300人を超える組合になっている。

地域労組に加入する労働者は、多くの場合一人で相談に来る。しかも大半が解雇されてからやってくる。だから闘争のほとんどは不当解雇 + α の労働問題が課題となる。そういうニーズから出発して、青年部は2年前に交流メインだった団体から方針を変え、「闘う青年部」として旗揚げした。まず“空気”を作るために大事な、法律を守らない会社に徹底して反撃することができるような組織にした。そのことで、メンバー間の“空気”は「法律無視の会社は叩かれて当然」となっているし、闘おうとする青年がくれば、すでに闘った経験をもつ「先輩」たちが全面的にバックアップをする。そんな状況に2年でなってきた。

ただ争議をするだけでなく、“空気”をつくるために積極的に外部にアピールをしている。青年の労働相談の8割以上がインターネットを通してという特徴を踏まえ、インターネットを中心に広報を展開している。その一つはBlogである。ここではあまり文章を書く事はせず、できるだけ写真をUPするようにしている。たとえば、最近の更新では、大手回転寿司チェーン店くら寿司に対して抗議宣伝をした時の写真を6, 7枚掲載しているが、これらを広く公表することで、違法・無法な会社

はこうなるということを印象づけるようにしている。

さらに、抗議宣伝がビラを手渡しできる範囲、マイクの音量が届く範囲にとどめておくことは勿体無いと、メンバーの一人がインターネットを通して抗議宣伝を生放送したらどうかとアイデアを出し、生放送を実施したところ、思った以上の反応になった。1万人のアクセス、約2万のコメントが付いたのだ。これだけの反応を街頭でのビラ配りで引き出すには何日もかかるのではないか。またネットでは匿名性もあって率直な意見が流れる。その意見は私たちを批判する内容もあるが、それはそれで勉強になる。何よりも、インターネットの生放送が話題を呼び、2ちゃんねるに書き込まれるなど広がればしめたもの。会社側は広がれば広がるほどコストがかかる。このように、私たちは違法・無法な職場の顛末を社会に伝えることによって“空気”をつくりだそうとしている。

また、今年1月には自分たちの考えを広めやすくするために、「正しくキレよう」とよびかけていく。これは、不当な労働条件に対して「泣き寝入りでも、キレるでもなく、民主主義の作法にのっとってキレよう」という私たちの基本姿勢である。

(2) 内部からのアプローチに向けて

また、内部からのアプローチについても可能性が広がってきてている。基本的に争議をした場合職場に戻るケースは少ない。しかし私は、戻れなかったからダメだとは思わない。むしろ、労働組合を座学で勉強しただけでも、単に組合に入っただけでもなく、闘って権利を勝ち取った経験者として次の職場に入っていくことに可能性を感じる。これは、良く言えば一昔前のオルグ派遣だということができる。ただ、名実ともにオルグ派遣にするためにはトレーニングの体制が欠かせない。地域労組おおさか青年部では約1年間で30人のメンバーが加入し争議を経験し次の職場に移っている。地域労組おおさか全体では200人を超えるだろう。そう考えると、毎年、200の職場に労働組合の経験者を派遣できる可能性を、地域労組は秘めていることになる。労働組合経験者を派遣する、つまり

り一昔前で言うところの「オルグ派遣」が位置づけられるならば、内部からのアプローチを作っていくためには見逃せない可能性である。

V オルグ派遣の厚い壁

オルグ派遣には課題が多い。その中でも、年々上昇を続けている非正規比率と非正規が加入できない労働組合の壁という、個人の力ではどうしようもない問題が横たわっている。

日本の労働組合は従来、正社員を中心とした企業別労働組合が本流となっていた。非正規比率がそれほど高くなかった時代はそれでもよかったのかもしれない。しかし、非正規比率が総労働者数の3割を超えた今、これは大きな壁となっている。

例えば、青年部で労働組合を経験した組合員が次の職場に就いたとき、一般的に3割の確率で非正規での就業になる。すると、就職先に労働組合があったとしても雇用形態が非正規であれば3割の確率で組合に加入できることになる。これまで労働組合を知らないところから、自ら立ち上がって経験し労働組合の良さを知った彼らは、結局自分たちは排除されている存在であるということを再度認識せざるを得なくなるのだ。

VI 「非正規の組織化」はなんのため？

ここで、非正規の組織化とは何のために行うのかを、今一度考えたいと思う。今年9月に大阪で行われた役員セミナーで知った事例を紹介したい。

福祉保育労から参加していた、20代の男性の報告だった。男性は、「福祉の現場は正社員でも5年でやめる職場だと言われている。理由は仕事がきついこともさることながら結婚してやっていくだけの賃金ではないからだ。でも僕たちは非正規労働者と正規労働者の待遇が違うことはおかしいことを正面から問題にしてどうにか一時金の額

を同じ基準で出すようにとりつけた。おかげで自分たち正社員はただでさえ安いのに、昇給は2年間とまってしまったんですが」と苦笑いしていた。

発言は続く。「でもお陰さまで、非正規も正規も分け隔てなく、自分たちの労働条件が悪いのは国の助成金が減らされていること、保育行政が悪いからだ、だから、保育行政を変えるための運動が必要なんだ、と共感でき、違和感なく一致団結して取り組むことができている」とのことだった。そして、非正規も正規も関係なく月一回20名弱で会議をしているということだった。

私はこの報告を聞いたときに恥ずかしながら初めて非正規の組織化の本当の意味、目的に気付かされた。

VII ポイントは均等待遇による「要求の統一化」

福祉保育労の実践から学ぶことは、非正規の組織化とは哀れみの心から同情によって行われるものではなく、問題の本質に立ち向かうために、要求を統一化することによって問題の本質にみんなが一致団結して取り組んでいくために必要であるということだ。

たとえ一時的に正社員労働者の労働条件が下がることになろうが、非正規を組織化し、均等待遇を実現することが優先されるべきなのだと思う。均等待遇が図られなければ、労労対立が必ず起り、労労対立が起きれば運動が分断され本質的な要求を獲得するための数にならず、勢力が弱く結局いつまでたっても本質的な要求を達成することができないからだ。

マルクスはこの点について「労働組合。その過去、現在、未来」にて下記のように記している。「労働者がもつ唯一の社会的な力は、その数の力であるが、数の力は不団結によって挫かれる。労働者たちの不団結は、彼ら自身の間の不可避的な競争によって生み出され、持続される」（宮前忠夫編・訳・著『新訳・新解説マルクスとエンゲルス

の労働組合論』共同企画ヴォーロ、2007年、240頁)。この指摘を私なりに書き直すと、「非正規を組織化して、低い条件だとしても均等待遇を勝ちとて、労労対立を乗り越える物理的条件を整えなければ、必ず労労対立は起きる」ということであろう。この不団結の大原則をわかった上でそれを乗り越えられるかどうかが、最大の問題である。

「労働組合は要求によって団結する」という言葉は、使い古された、しかし今を貫く大事な原則なのだと思う。私達がもし、一致しない要求、ある特定の労働者にしか受け入れらない要求、そしてある特定の要求とぶつかりあうような要求を掲げてしまっていたとしたら、それは労労対立という資本主義の掟に自らはまりこんでいくことに他ならない。

しかし、逆に、「要求による団結」を勝ち取るために「物理的条件」を整えることに尽力することができれば、必ず労働者は団結できる。その要求がその時々の情勢に合わせて真に共感できるメッセージ(共感はこれから時代のキーワードだと思う。あくまで「正しいかどうか」ではなく、「共感できるかどうか」として打ち出すことができれば、労働組合ほど資本主義の仕組みを逆手にとった団体行動を行使できる団体は他にはないのだから。

今その不団結を生み出している最大の要員は、非正規と正規社員との差別的待遇だと私は考えている。なぜなら、非正規労働者は正社員労働者とほとんど同じような働き方をしているにも関わらずひどい場合は年収が半分といったこともある。そうなれば、いくら本質的な問題が経営者との搾取率の関係だったとしても、年収にして2倍もらっている正社員の労働組合が非正規労働者に、「搾取率を減らさせよう！」と訴えても、非正規労働者には共感を呼ばない。正社員の給与を上げるという要求と、非正規を正社員化するという要求は、原資の問題から、要求が対立しているからだ。彼らにとって正社員の給与が上がることは嬉しいことでもなんでもなく、単に自分たちが正社員化するためのチャンスが奪われたことにしかならない。

つまり均等待遇でないことが、要求を統一化で

きなくさせる物理的条件である。均等待遇を実施し物理的条件を整えた上で、要求を統一化し、そのことによってやっと一致団結し、問題の本質に向けて取り組むことができる。その時には分裂されていた勢力が統一化され、「数は力」になっていくだろう。

VIII 「要求の統一化」のために

とはいっても、要求の統一化は言うは易し、行うは難しだ。例えば「サービス残業をどうにかしたい」という「わかりやすい問題」でも、要求は少なくとも二つにわかれる。「残業をそもそもなくして早く帰りたい」という人と「残業はいいんだけどお金が欲しい」という人。こんなわかりやすい問題でも解決策は二つある。他にも職場においていろいろな問題が起きている中で何を優先し、どの問題をどう解決するのかということを一致させることは至難の業だ。それに、今の日本の状況を考えると一つの企業内の賃金分配率だけでこの問題を扱うことは不適当だろう。これまで勝ち取ってきた企業内組合員対象の「福利厚生」を、全労働者対象の「社会保障」へ転化することを視野に入れて要求を紡ぎ出す必要がある。例えば年収600万円の収入がなければ安心して子育てできないような社会を前提とした上で、600万円を目指して賃上げを掲げて闘い続けるのか、それとも400万円でも生活できるような社会保障が充実した社会を目指すのか(例えば私立大学に子供2人が通えば1000万円弱必要になるが、学費無償化が達成されれば生涯年収が1000万円低くても同等の生活を送れる計算になる)、である。全労連が今年提起した「福祉国家」構想はその大きな指針となりうる。

要求の統一化を加速化させるためには、このような点を踏まえることと同時に、全国的な「うまくいった事例の共有」が有効になる。

「非正規を正社員化したら自分たちの給与が上がらなくなってしまう生活が困るじゃないか」という正社員の言葉があって要求の統一化ができないでいる

現場があるとしたら、「こうこうこういう説明をして要求をこのように変更したら同じような意見がでたときに場がうまくまとまつたよ」と言えるような情報共有の仕組みがあれば、「要求の統一化」の精度を上げるために一助になるのではないかと思う。

IX 最後に

労働組合の歴史とは、資本主義による不可避的な不団結の歴史から一つ一つ団結の歴史に変えていくことだと思う。そのためのこれからの中のキーワードは「均等待遇による要求の統一化」と「共感」だと思う。どれだけ難題なテーマだろうと、私たちは全国規模のネットワークをもっている。全労働者の叡智と経験を集約し還元する仕組みがあれば必ず道は拓ける。不可能だと思われている課題は、日本中を探せばどこかの組合の誰かが実はあっさり突破している可能性があるので。問題は、そういった実践の数々の中でも「共感」を大事に、「要求の統一化」を果たせた実践をいかに効率的・効果的に拾いあげ全体に還元できるか。ここが今後の焦点になるのではないだろうか。

(地域労組おおさか青年部・書記長
なかじま あきら)

寺間報告についてのコメント

寺間報告の概略は、既に「はじめに」で述べた通りである。ここでは、私の観点から見て、興味深く且つ重要なと思われる諸点、すなわち、(1)労働者性 (2) 人間の尊厳 (3) 権利のための闘争 (4) 労働法教育 (5) オーガナイザー養成マニュアル (6) 労働者協同組合、の中から (4) 以外の5点についてのみコメントする。

(1) 労働者性

働いている人に「労働者性」が認められるかどうかが現在、重大な争点になっている。労働基準法が適用されるかどうかの分かれ道であり、労働者にとっては死活問題である。裁判闘争や解釈論の中で、いわば実践的に解決されていくであろうが、それと同時に、ローマ法やフランス法で用いられてきた「人の法」・「物の法」・「訴訟の法」という法体系を再評価すること、さらには、法体系を再編成することにつながる可能性を秘めた、理論的にも重要な問題である。

(2) 人間の尊厳

「人間の尊厳 (=個人の尊厳)」は、ローカルユニオンなど、個人を尊重した運動の再構築の思想的根拠とされているが、個人の尊厳と人間の尊厳を同一視した場合には問題が生じる。世間でも学界でも一般的には同一視されているが、「人間の尊厳」という語を用いていない日本国憲法の下では、私は区別すべきと考える。仮に同一視できるとしても、たとえば、生命倫理の分野などでは、人間の尊厳の中で絶対的な部分と相対的な部分とを区別する必要が生じていることを看過すべきではない。また、「個人を尊重する」ためには、無条件的に個人を認める「個人の尊厳」の方が適合的と言える。なぜなら、「人間の尊厳」には、尊重されるべき人間に区別や限界を設ける危険が内在しているからである。

(3) 「権利のための闘争」(イエーリング)の援用

甲山事件の被告が、この書に励まされたと述懐していたことにも見られるように、この書には、現代人をも励ます大きな力がある。労働者の権利闘争にも有効であろう。

しかし、「権利のための闘争」が、19世紀に主張され、その権利が「国家によって付与された」ものであり、その実行が「国家共同体に対する義務」であったことを想起する時、援用の仕方には慎重さが必要だと思われる。

イエーリングが、「権利のための闘争」に重点を置いていたことは確かであるが、そこには「法のための闘争」の側面もあり、後者の側面(つまり、家長たちの法としての「市民法」が社会的弱者のための「社会法」、ないし各種の「行政法」によって修正されていく、という側面)を重視した上で、援用しなければならないということである。

寺間氏は、「連帯の絆に包まれた個人は、他人への攻撃(不正)を自己のものとして行動」すると言う。この命題の「連帯の絆」は、イエーリングの言う「国家共同体」と同じではない。そのことを明確化し、その内容を明らかにすれば、より一層説得力が増すと思われる(村上惇一『「権利のための闘争』を読む』岩波書店、291頁、参照。)

(4) オーガナイザー養成マニュアル

(ハリー・ケルパー)

- ①第一印象が大切
- ②信頼される人間
- ③正しい判断力
- ④労働者を関与させる
- ⑤労働者の話をじっくり聞く
- ⑥約束を守る
- ⑦自分で勉強する
- ⑧気丈さ
- ⑨豊かな力量と想像力
- ⑩きちょうめんな記録係
- ⑪高度に組織的な人間。

このマニュアルはいかにも、アメリカ的プラグマティズムという感じでわかりやすく、示唆もある。しかし、常識的なものがほとんどである。また、当然、これをそのまま日本に持ってくること

はできない。むしろ、オルグを重視し、その養成のためのマニュアルまで作成しているという、その精神・姿勢こそが学ぶべき点であろう。

(5) 「労働者協同組合」

「協同労働法」要綱案が超党派で成立が目指さ

れているが、「労働者性」を認めていないなど、問題点がある。寺間氏は、イタリアで現地調査も行い、「労働者性」を担保した協同労働の法制化を提案している（月刊「全労連」2010年10月号、No. 165）。ローカルユニオンの組織化が、このような視野の中で行われていることに注目したい。

中嶋論文へのコメント

中嶋氏の研究会当日のコメントは、「はじめに」で簡単に述べたように、労働現場での経験から、労働者や組織者が採るべき方策をまとめたものであったが、原稿化された段階ではそれが更に深められ、示唆に富るものになっている。

(1) 「貧困スパイラル」を止めるための方策

氏は、貧困スパイラルを止めるための方策を考えるために、「外部からのアプローチ」と「内部からのアプローチ」の二つのアプローチの必要を説く。前者は、要するに、社会の中に違法な営業をする会社はダメだという「空気」を作り出し、会社にも違法営業では却って損をすると思わせるようにするということである。後者は、その「空気」と呼応する「空気」を社内にも作り出すということである。このように、「外部からのアプローチ」として、規制強化を強調する点は、妥当であるが、罰則の強化が正しい道かどうかは検討が必要だと思われる。労働組合争議の経験者が、元の職場に戻らず他の職場に移ることを否定的に捉えず、「オルグ派遣」と位置づけるという氏の発想は、いわば「外部」と「内部」との循環をイメージすることであり、ユニークであるのみならず、現実性がある。

(2) 「要求の統一化」の鍵としての「共感」

非正規の組織化は「憐れみの心」や「同情」によってではなく、要求の統一化によって行われるべきだという主張は、新しいものではないが、運動の裏付けがあるが故に説得性がある。また、正しさではなく、「共感」こそが必要だと言うことと合わせて見れば、アダム・スミスの共感原理を想起させるものであり、スミスの現代的意義を考える上でも興味深い。また、ある財界人が、市場における勝者が「憐れみの心」を持つ必要性を説いていたが、それを労働者の立場で批判していると言うこともできる。

(3) 「福祉国家」構想への期待

要求の統一化にとって、全労連が提起している「福祉国家」構想が有用である、と期待感を表明しているが、「福祉国家」論が現代の日本においても有効かどうかは、議論の分かれるところであり、この部分は飛躍しすぎているように思われる。むしろ、「不可能だと思われている課題は、日本中を探せばどこかの組合の誰かが実はあっさり突破している可能性がある」、そして、問題は、それを全体に還元することだと「最後に」でまとめている点にこそ、運動への確信とともに、単なる経験主義を超えた洞察力が感じられる。

（中村浩爾 所員 元大阪経済法科大学）

第33回研究大会 並行セッション報告

2010年度の研究大会では、本号の特集部分に収録しました共通セッションに加えて、8つの並行セッションも同時に開催されました。以下、これらの報告を掲載いたします。(編集局)

分科会I - A 08経済危機とマルクス経済学

I - A分科会は「08経済危機とマルクス経済学」とのテーマで開催され、現在編集中の出版プロジェクト『世界経済危機とマルクス経済学』の最終版の調整を目的として活発に議論された。執筆者からは5人の参加に留ましたが、3人の編集者がそれぞれが担当する部において考えるべき基本論点を提示し、議論の調整にとって重要な機会となった。まず簡単に各報告者の報告を要約すると次のようになる。

松本朗報告「08経済危機分析の論点」

08恐慌には①管理通貨制下の物価上昇のない恐慌という古典的特徴と②バブル経済がその前段にあったという特徴があった。前者は独占資本の台頭と利潤率低下による投資減・消費減という需要減が恐慌を招いたことを意味する。また、バブル経済は金融資本の自流化→産業資本への寄生、癪着からの離脱、金融資産の拡大による過剰貨幣資本の発生によって生じた。アメリカは危機でもドル体制は続く。それが世界経済を支え、また管理通貨制が先進国経済の財政赤字の累増を許す構造ともなっている。

北野正一報告「08経済危機対策への論点」

民主党が当初に掲げたスローガン（モノからヒトへ、脱官僚主導、対等な日米関係）は同意できるが、実際には企業の生産・投資の誘導策=有効需要政策としてのケインズ政策であった。しかし、ケインズ政策は資本家の利潤要求態度に手をつけないままの政策であり、たとえば雇用調整給付金も利益の出ている企業への補助金として国民の疑問を招いた。この克服が必要。そのためには企業論が重要で、企業内の決定への関与をどう具体化するかが課題。マルクス経済学は構造的理解や長期動態論で優れているが、政策論では所有変革しか言えず具体化が進んでいない。この具体化が何より緊急に必要だ（全体集会報告「なぜ雇用責任を問えるか」を参照）。

大西広報告「08経済危機と近代経済学批判」

危機の原因は「需要不足」ではなく、むしろ貯蓄過少=需要過多にあった。したがって需要の経済学としてのケインズ経済学への根本的批判が必要である。ケインズは資本と労働の階級問題を曖昧にし、資本家の問題を問わないままに「景気」の問題に人々の関心を向けたが、真の問題は構造転換にある。これは新古典派の理論にこそ近い。これは政策論にも言って、ケインズ主義の実際的帰結としての財政赤字こそが新自由主義をもたらした。福祉国家も実は資本家の利益のために階級宥和をめざすものにすぎなかった。現在の民主党も同じであり、同罪に問われないよう我々は気をつけねばならない。

分科会での議論は極めて活発で、たとえば次のような論点が出された。

- ①現在求められている転換は、共産主義への道なのかそうではないもっとショートタームなものなのかな
- ②危機の直接的原因が需要不足であったことは全員が一致したが、その需要不足の原因としてのバブル経済→バブル崩壊の原因にまでさかのぼって説明をすべきかどうか
- ③ケインズ主義とは何か。軍事的ケインズ主義は悪いが、福祉的ケインズ主義はそれと区別して評価で

きるものか否か

一書としてまとめるには、第Ⅰ部分析編、第Ⅱ部理論編と第Ⅲ部政策編とが少なくとも矛盾しないようにならなければならないが、第Ⅱ部、第Ⅲ部は調整可能を感じた。なぜなら、たとえ第Ⅱ部が提起する政策の根本的意義を主張したとしても、その遂行は部分的でもありうるからである。ただ、第Ⅰ部の分析と第Ⅱ部の理論的解釈との間の調整は双方がそれぞれの守備範囲を明確にして「譲歩」する必要があるかも知れないと感じた。欠席の執筆者にもここでの検討結果を報告し、原稿執筆を督促することになった。

(文責 大西広)

分科会I・B 市民社会と平和

この分科会では3本の報告があり、まず、分科会のコーディネーターでもある増田和夫さんが「市民社会と帝国」と題して報告を行った。増田さんは、分科会の基礎概念である「市民社会」について、取り上げられ方、ヘゲモニー、生政治、そして帝国との関わりで、文献整理を行いながら、論点を紹介した。

次に、藤田隆正さんが「市民・市民社会（都市）・グローバル市民社会とは何か—羽仁五郎『都市』の再検討を通して—」と題して報告を行った。藤田さんは、まず「人および市民の権利宣言」と訳すべきものを、略して「フランス人権宣言」と訳したのは誤訳であったと断する。つぎに、日本における市民社会概念の研究史を整理し、天野正子の「生活者としての市民」と、マルクス『ドイツ・イデオロギー』および『フランスにおける内乱』などに依拠した平田清明の「人間が相互に交通する社会」（『市民社会と社会主義』岩波書店）とを、表を使って対照させた。そして平田の歴史・具体論として、羽仁五郎『都市』（岩波新書）の再評価を提唱する。

最後に藤田明史さんが「社会科学としての平和学を求めて—『暴力』概念の歴史性について—」と題して報告を行った。藤田さんは、エンゲルス『反デューリング論』から、「暴力」概念の理論的基礎を析出し、ヨハン・ガルトゥングの平和学研究に依拠しながら、「暴力の三つの形態」を紹介した。ガルトゥングは、しばしば来日し、京都での連続講座が岩波ブックレット『平和を創る発想術』として出版されているが、藤田さんは、彼の平和概念を駆使し、「暴力の一般理論」を試みようとする。

参加者は研究大会初日、午前の分科会ということもあって、報告者3名を含め5名という、こじんまりしたものであったが、討論は、大変活発に行われた。

藤田隆正さんによる羽仁再評価については、都市の発展段階論の古典といわれるルイス・マンフォード『歴史の都市 明日の都市』が引き合いにだされた。持続可能・創造都市をめざす21世紀の都市論においても、マンフォードが参照されているが、序文において「西洋文明に限る」と限定が附され、アジアが対象外におかれている。だからこそ、羽仁の有名なテーゼ、「日本には自治都市がない。自律した市民がいなければないから」が大いに議論された。

藤田さんが誤訳と断する「フランス人権宣言」の日本語訳については、参加者から「男性および男性市民の権利宣言」と訳す方が、より正確であること、さらにジェンダー問題は、このように「市民」を「男性」に限定していた「フランス人権宣言」そのものに内在するもの、という議論が出された。これは、「市民とは誰のことなのか」という問い合わせがなされ、「市民社会と家族・女性」というテーマで、フランス革命当時から異議申し立てされてきたところである。「グローバル市民社会」に関する質問には、藤田さんは、市民活動が国民国家を枠を超えて展開するようになれば可能であると述べた。

藤田明史さんには、ガルトゥング平和学と「暴力の三つの形態」の関連について質問がだされ、藤田さ

んは直接的暴力、構造的暴力、そして文化的暴力を説明し、平和とは、暴力をへらし、暴力に抵抗する力を作り出すことであると述べた。これは、暴力の背後にある紛争を転換することから可能になる、つまり「紛争転換：Transcend」による平和の創造、である。ガルトゥングが代表を務めるNGO Transcendは、まさにそれに由来することであること、対テロ戦争や9.11は、文化的暴力を背景にしており、Transcendが平和学の基礎であることが紹介された。

3本の報告は、いずれも20世紀末の米ソ冷戦体制解体とその後のグローバリゼーションの展開、そして2001年9.11と「対テロのグローバルな戦争」という新たな事態に切り込んでいくものである。さらに、こうした新たな事態を通して生まれくる21世紀の新世界は、どのようになるのであろうか、その原理、機構、主体を解明しようとする壮大な報告であった。

最後に分科会のまとめにかえて、本分科会のテーマ「市民社会と平和」に関わって、21世紀の世界、グローバル・ガバナンス論として、総括的な問題提起をしているメアリー・カルドー『グローバル市民社会論—戦争へのひとつの回答—』（山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳、法政大学出版局、2007年）を紹介しておきたい。ご存知のように、カルドーは、80年代にヨーロッパ核軍縮運動（END）創設に参画、また東ヨーロッパの人権問題に携わるヘルシンキ市民評議会の創設も主導し、現在はロンドン政治経済学院（LSE）のグローバル・ガバナンス研究センター所長を務めるなど、「市民社会と社会運動」とに理論的にも実践的にも深く関わっている。

彼女によれば、市民社会の概念は、1970年代から80年代にかけて発展したジェンダー、環境、平和、人権などの新しい社会運動とリンクして、「再発見」された。それは、自律、参加、自治といったより「急進的な民主主義」への希求と、「グローバルな意識」、つまり共通の人間性という意識が高まる前ぶれであった。そしてこの動きは、情報革命と連動していた。さらに、これらの希望を表現した市民社会という概念は、ラテンアメリカと東欧でも同時に「再発見」された。まさに20世紀末の冷戦体制解体と重なり合う、21世紀に向けた新しい社会の始まりを予知させるものである。

彼女は、市民社会概念の歴史的比較検討を試み、整理している（202－3頁）。その一部、起点と21世紀の展望は、次のようなものである。

	17－8世紀	21世紀
政治的権威の形態	初期の近代国家	グローバル・ガバナンス
権利の類型	市民的	グローバル化
グローバルなレベルでの正当な強制形態	戦争	国際法の執行
市民社会の定義	国家と重なる	自律的な結社・制度

さらに1970年代末からの、「グローバル市民社会」を目指す社会運動について、そのアクターの類型化を試みている（116－7頁）。その一部、「旧い」ならびに「新しい」社会運動と、21世紀の展望は、次頁上のようなものである。

このような市民社会概念の歴史的展開、そして20世紀末から始まる「グローバル市民社会」への運動について、カルドーの整理をも参考にしながら、私たち自身による解説が求められている。その際、次の二点が留意されるべきである。その1。フランス革命当時から提起されていたように、女性の視点、ジェンダー問題を導入した展開である。例えば、J. アン・ティックナー『国際関係論とジェンダー—安全保障のフェミニズムの見方—』（進藤久美子・進藤榮一訳、岩波書店、2005年）が大いに参照されよう。その2。日本の場合は、戦前の日本資本主義論争にも示されているように、ヨーロッパと異なるアジア社会、という媒介の解説が求められてこよう。

	「旧い」社会運動	「新しい」社会運動	「新しい」反資本主義運動
年代	1970年代以前	1970－80年代	1990年代後半以降
問題群	再配分 雇用・福祉 反植民地主義	人権 平和 女性 環境 第三世界の連帯	グローバル化犠牲者との連帯 グローバルな制度の廃止・改革
社会的構成	労働者 知識人	学生 新しい情報階級 社会福祉関係者	学生、労働者、農場労働者
組織形態	垂直的 階層的	緩慢 水平的連携	NGO 社会運動 草の根ネットワーク
行動形態	請願 示威行動 ストライキ ロビング	メディアの利用 直接行動	並行サミット 直接行動 メディアの利用 インターネットによる動員
資金	会費	個人の支援者 コンサートなどイベント	個人の支援者 教会 民間財団
権力との関係	国家権力の奪取	国家／社会関係の変更	国家 国際制度 脱国家的企業との対決

(文責 後藤宣代)

分科会 I · C 安保改定50年

中村の開催趣旨説明および「安保改定50年」にあたっての憲法学の議論状況の紹介—「法体系二元論」（憲法体系と安保体系の二元的構造を捉えた理論）の現代的意義についての言及などで始まった。

第Ⅰ部「安保と核問題」では、梶本修史氏（原水爆禁止兵庫県協議会）が、「安保体制のなかの『非核神戸方式』」と題して、特別報告を行った。長年に亘る原水協での活動経験に裏打ちされた重厚なもので、真の神戸方式とは如何なるものかを、参加者一同、目から鱗が落ちる思いで聞いた。憲法や条例に法的根拠があるものの、市長の態度に左右される弱点もあり、運動の力がなければ、維持し得ないのである。

第Ⅱ部「安保と教育」では、(1) 北川健次（島小学校教諭）「新学習指導要領の変遷と教育現場」、(2) 田中幸世（大阪経済法科大学アジア研究所客員研究員）「草の根保守主義の醸成—『つくる会』系教科書」、(3) 原田收（都立特別支援学校教員）「日の丸・君が代強制が意味するもの」、の3つの報告が行われた。

北川氏は、新学習指導要領の背景、新学習指導要領の内容の危険性、を自己の教育現場での体験にも触れながら論じた。背景としては、「新自由主義」、「海外で戦争する国」づくり、市場原理、効率化、自己責任論などを挙げた。内容の危険性としては、①「国を愛する心」などの「徳目」や「規範意識」を目標に入れたこと ②学力評価の仕方 ③道徳教育の強調 ④子どもたちへのいっそうの負担増（教師も同様）を挙げ、⑤教科に関して、PISA型学力への傾斜（国語）、国土と歴史に対する理解と愛情の育成＝ナショナリズム（社会）、君が代の歌唱指導（音楽）、などの問題点を指摘した。

田中氏は、時間が極度に削られたため、構想の紹介に止ましたが、レジュメによれば、草の根保守主義がどのように醸成されているのか、という問題意識から、ポピュリズムと偏狭なナショナリズムの結合にその原因を、そして、教育による次世代への浸透にその狙いを見いだし、典型として横浜市を取り上げている。

原田氏は、いわゆる「予防訴訟」の原告であり、実情を伝えたいという思いに満ちた報告を行った。日の丸・君が代の問題は、アジアとの関係をつくっていく上で避けて通れない問題であり、その強制には、①思想・良心・信教の自由の侵害、②教育の自由の侵害、の二つの側面があることを指摘した。そして、

「10・23通達」の内容、特徴、影響を明らかにし、日の丸・君が代に関する訴訟群を紹介した。「予防訴訟」、「処分取消訴訟」、「強制解雇撤回裁判」、「嘱託採用拒否撤回裁判」などである。証言記録によって示された、原告らの損害・苦痛・苦悩は心の痛むものであるが、「①多くの裁判が提起されているのは、都側の攻撃がそれだけ全面的であることの証左であり、②原告の数が多く、旭川学テ事件、家永教科書訴訟に次ぐ第三の歴史的教育裁判である」という原田氏の見方は納得の行くものであった。

なお、会場の都合とはいえ、直前に知らされた開始時間の変更は、30分の時間短縮を余儀なくさせ、報告や討論の時間を短縮せざるを得なかったのが残念である。
(文責 中村浩爾)

分科会I・D 自治体論

中田作成先生の「神戸市会のあり方についての調査と提言」の報告は、以下の3点であった。1.市民の神戸市会に対する請願・陳情（1995－2009年）で、請願の採択率11.2%，陳情は5.7%にすぎない。またこれらの数値は、市議会には単年度しか保存されていないなど問題点が指摘された。2. 請願・陳情の多寡は、年度によって異なり、神戸空港の住民投票運動が繰り広げられた1998年度が一番多くなっている。3. だが請願・陳情に対する意見表明は共産党、新社会党などは出されているが、他の会派は総じて少なく、また各委員会で十分な審議がなされない、など市議会が市民の代表機関としての役割を十分に果たしていない、ということであった。

東條健司先生の「神戸市と兵庫県による派遣職員の外郭団体への出向問題」の報告は、以下の3点であった。1. 「ミナト神戸を守る会」は、合計20もの住民訴訟を提起し、多くが勝利していること、2. 市議会の議決を経ずして職員・旅行券を支出した問題、3. 最高裁は、神戸市が外郭団体に派遣した職員の人件費として補助金を支出したことは違法としたこと、

1980－90年代、高度経済成長とバブル期に増加した第3セクターの問題がこういう形で明らかとなった。

奥村弘先生の「被災史保全から見た被災地の歴史像－歴史資料ネットワークの15年」の報告は、以下の3点であった。1. 地域歴史遺産とは、その地域の記憶をその地域において次の世代に引き継ぐ、地域にとってかけがえのないもの、それゆえ地域歴史遺産は単に「ある」のではなく「なる」もの、地域の文化の継承とともに価値を増していく存在である、2. 地域文化は地域社会の再生に必須で、そのためには地域文化関係者の共同した持続的・組織的活動が必要、3. 豊かな地域歴史文化なくして災害文化の形成はない、ということであった。

以上、「自治体論」では、あらたな市民自治の動きとして、請願・陳情や住民訴訟、そして地域の歴史文化の重要性があらためて確認された。
(文責 池田清)

分科会II・A 現代技術と人間発達—新しい技術論をめざして—

基礎研の40周年記念プロジェクトの一環としての出版事業の一つに、技術と人間発達に関わる出版プロジェクトがある。このテーマは、基礎研ではこれまで未踏の領域とみられるが、考えるほど手ごわい代物と痛感している。現代社会に深く根を下ろし、自然との物質代謝における橋渡し役を担う技術、しかも、これほどめまぐるしく変化し、多岐にわたり光と影を投げかけているものは見当たらないほどの難物である。

当分科会での報告者3人は、この出版プロジェクトの編集担当でもあるが、基本視点をどこにすえ、ど

のように切り込むかについて、なかなか擦り合わせする機会が持てず、攻めあぐねていた。そこで、まずは3人の最新の研究成果を持ち寄り、フロアの意見にも耳を傾けつつ擦り合わせを図ろうとして企画したのが、今回の分科会である。

第1報告「『型』の技術・文化と人間発達」(十名直喜)は、日本社会に広くみられる「型」の思想と理論に光をあて人間発達の視点から捉え直すことを通して、技術とともにづくり、人間発達のあり方について原点に立ち返り考察したものである。

第2報告「人間発達の技術論」(野口宏)は、固有価値論の視点から新しい技術論を提示し、技術のあり方とその特質、現代的な諸問題に果敢に切り込んだものである。

第3報告「経営技術と人間発達の関係」(山西万三)は、技術や技能を方法と捉え、人間発達に関わる教育学・経済学・経営学の多様な視点をふまえ、経営における管理・運営技術にアプローチしたものである。

各報告をめぐって、まず報告者間で相互にコメントがなされた。十名報告に対しては、「型」理論は思想的にも深く広いものがあるゆえ、技術論と結びつけて論じるのは面白いが難しい点もあるのではないか。デザインの視点も入れて、技術と芸術として論じることはできないか。野口報告に対して、固有価値論の独自な視点から人間発達の技術論を展開するのはユニークな試みであるが、それだけで捉えきれるかどうか。「型」論同様に固有価値論も、労働価値論との関係も含め深遠な論争史をふまえ総括した上で論じることが必要ではないか。山西報告に対しては、個人と集団の関係をみる際に「集団」をどのように捉えるのか、例えば協業や分業など社会的生産などどのような関係にあるのか。また、教育学、経済学、経営学など多様な分野からのアプローチが提示されているが、それらをどのように統合するのか。

フロアからも、小学校教師、舞台監督、(絵画に造詣の深い)鉄鋼技術者OBなどから貴重な指摘や論点が出された。型の継承は誰なのか、「型」と創造性の関係、医療などに見る高度技術と熟練・倫理の関係、学校教育と経営・ものづくりの関係等々。

3報告に共通するトーンとして、技術と人間発達をめぐる現代的な諸問題を捉えるためには、技術を狭義に限定することなく、より広義な融合的視点から捉えようとしている点がみられる。

その一つが、技術をどう定義するかについてである。労働手段体系説と意識的適用説を軸にして戦後論争がなされてきたが、両者を相対化し、それぞれが持つ狭い視点を超えて、むしろ融合させる視点から捉えようという試みである。二つは、技術を労働手段(の体系)に限定することなく、労働対象や消費手段などを含むより広義なものとして捉えようという試みである。

この分科会での議論をふまえて、出版プロジェクト(仮題『現代技術と人間発達—新しい技術論をめざして—』)の趣意書と構成を早急にまとめ、関係者の方々に執筆・協力のお願いをしたいと考えている。

(文責 十名直喜)

分科会Ⅱ・B ソ連型社会の崩壊20周年を考える

現在の閉塞状況打破の展望が問われる今、旧ソ連をどう見、教訓化できるか? 紙幅制約のため、報告の要点と討議の論点を整理する。

- (1) 大西広の国家資本主義:道具に対する熟練により生産者が自立できた封建制下のギルド社会から、工業化段階において市場で資本が機械を武器に労働者を疎外・支配したのが資本主義。ソ連とは労働と資源配分を国家が指揮する国家資本主義だ。資本主義が機械による生産力引上げの限界に達すると、一般的労働能力を身に付け自立した労働者が生産力を担う社会主義へ転換する。

- (2) 田中宏の国家社会主義：工業化段階におけるソ連の生産様式は資本主義のそれとは異なり、例えば労働は解雇されず、工場における慢性的な資材不足を配分する熟練労働者層が存在した。資源分配も計画当局と工場での私的networkの二重権力だった。新技術を生みだし導入できない硬直性のために崩壊した。市場性を持つ技能層が官僚層の管理運営権と労働者の日々の権力を奪って私的資産階級を形成したが、政治依存的で市場形成はまだ未達成だ。
- (3) 藤岡惇の国家産業主義：前二者の視点は工業化であるが、都市化による自然・コミュニティ乖離の視点からは、国家資本主義・国家社会主義というよりも、国家産業主義といえる。先発国で両面が高度化し行過ぎた今、自然・コミュニティへの回帰、そして平和を組んだ展望が問われており、社会主义とはこれをいう。
- (4) 芦田文夫のコメント：(1)「ソ連型社会」を批判的に見る系譜学的な4つの論点。①「国家資本主義」「国家社会主義」「非資本主義・非社会主義」をめぐる2つの理論軸、労働と生産手段の所有・管理と疎外、商品・市場経済。②市場の普遍化を前提として、経済諸主体（所有・経営・労働・生活）の自立性と効率性の視点。③近代「国家」主権の枠組みを超える、外に対してもグローバル化、内に対しては知識労働化の視角。④自然・環境と共同体の視点。(2) 展望。上述の21世紀的な人類的課題の諸モメントを、どう構造的に組み立てていくか。それを通して、「市場経済」を普遍的な基礎に置き、主体の「自由と平等、民主主義」の発展を基軸にした、未来社会への方向性がどのように陣地戦的に積み上げられていくか。「20世紀型社会主义」のあり方の批判的教訓と「21世紀型」社会主义の展望を重ね合わせて、それぞれ（「ソ連型社会」、中国など）の現状と将来を見ていく。

以下の論点が出され、討議した。

Q：資本主義の現到達点が產出しうるモメントは何か、マルクスの限界（従ってソ連の失敗）は何か？
討議：Feasible – socialism論の接近が役立つ。コートンの「ポスト大企業の世界」が示すモメント群、そこでの企業・労働・市場の在り方は？ ハイエクの設計主義批判と自生的秩序形成における產出、改革の仕方とは？

Q：1970年代までの日本は国家資本主義と呼べるのでは、行革での教訓は？

Q：階級性を生む家族・財産・国家の制約をどう打破できるのかなど、障害克服の視点からの接近を。

Q：ソ連がNEPを廃して全体計画を強行して国家主義に陥った原因と克服策は？ アメリカの独立宣言には、人権と共に、ジェファーソンなどがインディアンの共同体の良さを学んだ共同性の精神が含まれている。ガンジーは3万のコミュニティによる分権と小さな政府（軍事力さえない）を主張したが、それを実現できなかった。その原因是、またなぜMarx主義と異なり非暴力・不服従や分権の発想が生まれたのか？

Q：伝統的な共同体が残存する場合、その解体・再形成か、活用か、後者では内在的改革をどう進めるのか？

Q：ソ連での前期の急成長、後期の停滞のメカニズムと教訓化。外延的拡張は出来たが、内包的発展（scrap & build）で困難に陥る→企業での自立性と効率性の追求を保障すべき。（文責 北野正一）

分科会Ⅱ・C 働きがい社会の創造

当セッションでは、基礎研創立40周年記念出版として大阪第三学科の取り組みに参加している執筆者二人が報告した。

まず、高田好章が「派遣労働者と派遣会社の実態をみる」を報告した。2007年出版の『格差社会の構造』では派遣労働者の問題を取り上げたが、今回はその労働者を派遣している側の人材派遣会社を中心に論じる。労働者派遣法が1999年改正で原則業種自由化になり、また2004年からは製造現場への派遣を行うことが出来るようになった。その間に人材派遣会社が急増し、2008年には7兆円産業と言われるまでになった。その参入障壁は低く、製造業派遣が急増し、クリスタル、グッドウイル、フルキャストなどが日雇い派遣と製造現場派遣で大きな利益をもたらした。人材派遣業界は製造現場解禁を契機に大きく成長したのである。しかし、そもそも職業安定法で禁止されている労働者供給業の例外的な措置として出来た労働者派遣法には、その違法性を現すように偽装請負、違法派遣などの違法行為があとを立たず、クリスタル、グッドウイル、フルキャストが業務停止の処分を受け、業界から撤退、日雇い派遣からの撤退、倒産への道筋をたどった。結局、わずか5年余りの狂想曲であった。人材ビジネス擁護論からは、人材派遣は労働者のキャリア形成を支援しているとの説がある。しかし、はたしてワンルームマンションほどの広さの人材派遣会社が労働者を教育できるのか、疑問である。労働者は仕事を求めて人材派遣会社に来るのであり、まさに仕事紹介業である。実際、人材派遣会社は有料職業紹介業を兼業している場合が多い。人件費を固定費から流動費へとの呼び声で、非正規雇用が広がっていった。その一面を担ったのが人材派遣である。会計では人件費は利益に対してマイナス項目である。例えば、労務費が削減されれば利益が上昇し、銀行の評価が上がり、借入金利が下がり、借入が容易となる。しかし、人件費は利益を生み出す元である。利益にマイナス項目ではない。企業は人で出来ている。それを使い捨てにしていい企業にはならない。人を有效地に使い、能力を上げていくことは結局企業の利益に結びつき、国民経済にとっても有益なことである。

つづいて、小野満さんが「世界市場における競争と中小企業の雇用」を報告した。海外直接投資は1985年のプラザ合意以後、多国籍企業として急増し、その後一時の停滞のち2008年には過去最高を更新した。このような多国籍企業としての海外拠点の増加は「国内産業の空洞化」をもたらし、海外生産品が逆輸入され、国内の中小零細企業が打撃をうけた。逆輸入品の氾濫による市場縮小だけでなく、中小零細企業にとっては大企業による旧来の下請け企業利用システムの解体を意味した。ITCの発展は製造技術の海外移転を容易にし、日本の労働者と海外の労働者との賃金や労働条件の競争を激化させた。このような中で、労働法制の緩和と期を一にして、企業の就業人員が減少し、人材派遣の増加とともに、非正規労働者が拡大している。経済活動における中小企業の量的地位が低下していることは、これまであったような個々の階層、個々の業種、個々の企業における没落と言えるものではなく、生産性の低い産業が破壊され、そこから流出した労働者がより劣悪な賃金と労働条件で雇用される。

追記：高田は上記と同じテーマで10月24日に経済理論学会で報告した。経済理論学会で所属を「基礎経済科学研究所」名で報告した所員は初めてだと思う（労働者研究者である為）。30分の報告ということで、相当内容を削った報告となった。感想を二題。実際の製造ラインや職場の状況を報告したこと、驚きの声があったが、基礎研では当たり前のことで、逆にその反応にびっくり。会社を定年後大学院に入られた人の報告があったが、いずれも理論問題に挑戦されていて、もっと職場のことを語ってほしいと思った。しかし、退職後は出来なかったことをやりたい、という気持ちも良く分かる。

（文責 高田好章）

分科会Ⅱ・D 現代の労働問題

本分科会は、2009年春に基礎研・自由大学院のゼミとして発足した「労働学科」の企画として開催された。

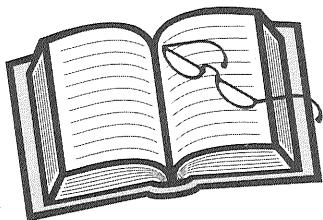
まず、第1に、京都ユニオンの笠井弘子氏より「『同一価値労働同一賃金』に関する様々な理解に関して共通認識への試みー」についてご報告いただいた。同一価値労働同一賃金原則とは、異なる職務であってもその価値が同一であれば、同一の賃金が支払われるべきであるとする、ILO100号条約にも掲げられている男女間の賃金差別を是正するための手法であり、近年の我が国における男女賃金裁判での勝訴判決を背景として、広く社会的にも認知されてきた。しかし、同原則に対してはその意義をめぐって誤認や混乱がみられ、労働運動側の内部からも批判や否定の意見が出されることも多い。たとえば、マルクス経済学を基礎とする一部の理論家・運動家からは、マルクスの『資本論』では労働や職種そのものは「価値」を持たない、同一価値労働同一賃金は企業に同一の附加価値をもたらす仕事に同一の賃金を支払うという意味である、等々と批判されている。笠井氏は、同一価値労働同一賃金の「価値」とマルクスのいう「価値」とは無関係であること、また後者については、同原則を批判する理論家・運動家の解釈が財界・使用者団体の主張するそれと同義であり、従来の裁判闘争で用いられてきた手法・成果を一切無視した誤認・すり替えであると反批判された。

次に、第2として、コーディネータの中野が「官製ワーキングプアの現状と労働・社会運動の課題」について報告を行った。近年、公務部門で働く臨時・非常勤職員数が増加しており、労働組合の調査でおよそ60万人（27.6%）と推定されている。公務部門の非正規については、業務が恒常に存在するにも関わらず、雇用に期限を付けて昇進・昇給のない再任用（民間でいう雇用契約の反復更新）が繰り返されていること、むしろ任用期限を濫用して無秩序な非正規切り・不当な雇止めが横行するなどの問題があり、これに公務の民営化・民間委託化が加わることで、労働条件のダンピングが急速に進行している。そこで今後の課題として、雇用に期限を付けるような任用形態を廃止して常勤職員との均等待遇を図るべきこと、民間委託との関係では公契約条例の制定によって不当な底辺への競争を阻止する必要があることなどを指摘した。

後の討論では、同一価値労働同一賃金については、許容できる格差の根拠はどういったものがあるのか、その合意形成はいかにして行う必要があるか、賃金は格差論と水準論の二方面作戦で捉える必要があるのではないか、賃金の分配は「必要に応じた分配」と「貢献に応じた分配」があり、この必要と貢献を社会の構造変化や歴史との関わりでどのように組み合わせるかが重要である、といった論点が提示された。また、官製ワーキングプアについては、当事者から公務の現場での生々しい実態について意見が出された。とくに衝撃的だったのは、ある学校で非常勤をしている教員が、生活を支えるためにスーパーマーケットでアルバイトをしていた際、それをみた生徒から「生徒はアルバイト禁止だけど教師はバイトをしていいのか」といった質問が出されたという話であった。

本分科会を通じて、労働・社会問題の中でも主流となりつつある上記の諸問題について、何が課題となっているのかが明らかにされ、また参加者間での情報共有もはかることができた。基礎研「労働学科」では、引き続きこれらの諸問題について議論をし、各々の課題の解決に向けて多様な観点から問題提起を行っていきたい。

(文責 中野裕史)



ヘーゲル 『論理学講義 1831年』 について

MAKINO Hiroyoshi
牧野 広義

I 『ヘーゲル大全集』と 『ヘーゲル講義録選集』

現在、新しい『ヘーゲル大全集』がドイツ学術研究協会連携、ライン・ヴェストファーレン学術協会の編集で、フェリックス・マイナー出版社から順次刊行されている。またこれとは別に『ヘーゲル講義録選集』が同じフェリックス・マイナー出版社から順次刊行されている。まずこの事情を簡単に紹介しておきたい。

従来の『ヘーゲル全集』は、ヘーゲルが死亡した次の年（1832年）から刊行された「故人の友人の会」編集の版が最初のものであり、後のグロッカナー版や、今日よく読まれているズーアカンプ版などもこれを基礎にしている。それらは、ヘーゲルが執筆した草稿類、ヘーゲル自身が出版した著作、およびヘーゲルの講義についての学生のノートを編集したものからなっている。ヘーゲル自身が出版した著作は、『精神の現象学』、『大論理学』全三巻、『哲学的諸学のエンチュクロペディ要綱』（第一版、第二版、第三版）、『法の哲学要綱』のみである。ヘーゲルの著作としてよく読まれてきた『歴史哲学』、『美学』全三巻、『宗教哲学』全三巻、『哲学史』全三巻はいずれも学生のノートから編集された講義録である。

しかも『エンチュクロペディ要綱』と『法の哲学要綱』は講義用の簡潔な教科書であり、講義で説明を加えることを前提として出版されたものである。そのため各パラグラフの叙述は短く、それだけでは難解である。そこで「故人の友人の会」は、『エンチュクロペディ要綱』の場合は、『論理学』（『小論理学』と呼ばれる）、『自然哲学』、『精神哲学』の三巻に分け、各種の学生のノートから『要綱』の各パラグラフに関連する部分を抜粋し、それを「補遺」として編集した。このことによって『小論理学』などは読みやすいものとなった。『法の哲学・要綱』にも同様の仕方で「補遺」が付けられた。

しかし、この編集には重大な問題がある。

第一に、「補遺」としてつけられた部分はあくまでも学生のノートから編集されたものである。しかも『小論理学』を編集したヘニングは、学生のノートが不十分な場合には「必要と思われる解説を自分の記憶から取り出してそれを完全なものにすることを躊躇しなかった」（『小論理学』上、松村一人訳、岩波文庫、10頁）とまで言っている。このようにして編集された「補遺」は、ヘーゲル自身が執筆した本文とは文献批判上、十分に区別されなければならない。

第二に、「補遺」は長年にわたるヘーゲルの講義活動についての学生のノートからの抜粋である。

そのため、講義の年代の区別はまったく無視されている。また、もとの各種のノートをばらばらにして編集したために、ヘーゲルの講義内容が断片的に収録された。

以上の点で、ヘーゲル研究者の間では「補遺」の扱いは慎重を要すると言わされてきた。しかし「補遺」には具体例も多く、分かりやすいために、難解な本文の論理的意味を読み解くよりも、むしろ「補遺」の言葉でヘーゲルを理解する傾向もあった。

以上のような問題点があったために、新しい『ヘーゲル大全集』では次のような方針がとられた。すなわち、『ヘーゲル大全集』では、ヘーゲルの初期草稿については、その執筆年代などの文献学的研究の成果を生かし、ヘーゲル自身が出版した著作も批判的な校訂を経て、これらをまず収録する。そしてヘーゲルの講義についての学生のノートは、当面は『ヘーゲル大全集』とは別に『ヘーゲル講義録選集』として、学生のノートを各年代ごとに文献学的な検討を経て編集・出版し、それをさらに検討を加えた上で『ヘーゲル大全集』に収録するということである。

ヘーゲルの論理学講義に関しては、これまで『ヘーゲル講義録選集第11巻、論理学と形而上学講義、ハイデルベルク大学、1817年、F.A.ゴート筆記』K.グロイ編、1992年、と『ヘーゲル講義録選集第10巻、論理学講義、ベルリン大学、1831年、カール・ヘーゲル筆記』ウド・ラーマイル編、2001年、が出版されている。私は現在、上田浩氏、伊藤信也氏と共に、後者の『ヘーゲル論理学講義1831年』を翻訳していることもあり、小論ではこの講義録をとりあげて紹介したいと思う。

Ⅱ 『ヘーゲル論理学講義 1831年』について

ヘーゲルはニュルンベルクのギムナジウム校長時代に『大論理学』(1812-16年)を出版したが、ハイデルベルク大学に移って『エンチュクロペディ要綱』第一版(1817年)を出版し、その「論理

学』を教科書として1817年に「論理学と形而上学」という題目の講義を行った。その後、ヘーゲルは1818秋年にベルリン大学に移り、1819年以来毎年「論理学と形而上学」という講義を行った。その間に『エンチュクロペディ要綱』第二版(1827年)、第三版(1830年)の出版を行い、1831年の夏学期に「論理学」という題目の講義を行った。それは、ベルリン大学での論理学講義としては13回目になる。彼は1831年11月14日にコレラで死亡したため、これがヘーゲルの最後の論理学講義となった。その講義録が、『ヘーゲル論理学講義1831年』である。その筆記者は、ヘーゲルの長男であるカール・ヘーゲルである。

ハイデルベルク大学での論理学講義については、上記のゴートの筆記録があるが、ベルリン時代のヘーゲルの論理学の筆記録は、学生の手稿としても一学期分のまとまった形では、カール・ヘーゲルの筆記録以外には伝えられていない。上記のように、ヘーゲルの死後、「故人の友人の会」が編集した『ヘーゲル著作集』の第6巻として『小論理学』が出版された。この編集にあたってヘニングは、彼自身の筆記録やミシェレ、ホター、ガイアの筆記録の一部を抜粋して、それらを該当するパラグラフに「補遺」として収録した。しかしそのもとになった筆記録は、今日、完全な仕方では伝わっていない。1831年の論理学講義の筆記録としては、シュテルンのものも残されているが、それはきわめて断片的なものである。したがって、カール・ヘーゲルの筆記録はヘーゲルのベルリン時代の論理学講義について、一学期分をほぼ完全な形で知ることのできる唯一の筆記録である。

ヘーゲルはこの「論理学」講義を1831年夏学期の4月下旬に開始し、毎週月曜から金曜まで12時から13時まで行い、1831年8月26日に終了した。その時期は、彼が『大論理学』第一部「有論」を改訂して第二版として出版すべく、その執筆に取り組んでいた時期とも重なる。ヘーゲルは『エンチュクロペディ要綱』第三版(1830年)の完成後に、『大論理学』「有論」の改訂に取り組み、その第二版を彼の死の直前によく完成した(第二

版「序文」の日付は、1831年11月7日である)。それは彼の死後、1832年に出版された。1831年の講義録は、この『大論理学』『有論』の改訂ともかかわって、それが講義に反映されたものとしても興味深いものである。

本講義録の筆記者であるカール・ヘーゲル(1813-1901)は、1830年秋にベルリン大学に入學し、1830/31年冬学期にヘーゲルの「世界史の哲学」を受講して講義録を作成した。続いて1831年の夏学期にはヘーゲルの「論理学」と「宗教哲学」とを受講した。カール・ヘーゲルが「論理学」講義を受講したのは17歳から18歳になる時期であったが、この講義録を見ても、大変熱心に取り組んだことが分かる。ドイツのルール大学、ヘーゲル・アルヒーフに保管されているカール・ヘーゲルのオリジナル手稿を見ると、略号も使用しているが、全体としてきちんと書かれた筆記録に仕上がっていることが分かる。彼は後に歴史学者として活躍するが、若い日の講義ノートからもその学問的才能と努力の跡を知ることができる。

III 本講義録の特徴

本講義録には、ヘーゲルの講義を再現したいいくつかの特徴がある。

第一に、ヘーゲルは、『小論理学』を教科書にしているとはいえ、各パラグラフごとに区切ってそれに逐一説明をつけるという講義はしていない。むしろヘーゲルは、学生がすでに教科書を読んでいることを前提として、教科書のパラグラフの区分にはこだわらないで、連続した講義を行っている。そのため、ヘーゲルの講義における議論の流れがよく分かるようになっている。

第二に、講義用の教科書である『小論理学』に比べて、論理学講義では「序論」と第一部「有論」の比率が大きく、第二部「本質論」と第三部「概念論」の比率が相対的に小さくなっている。「序論」や「有論」が大きくなったのは、最初の部分を詳しく丁寧に講義しようというヘーゲルの意図によるものとは思われる。しかし同時に「序論」

が特に長いのは、次のような理由が考えられる。すなわち、ここでヘーゲルが主張する「客觀的思想」について解説するとともに、近代哲学の流れを「客觀性に対する思想の三つの態度」としてまとめている。ヘーゲルはそれを、1. 「旧形而上学」(デカルト、ライプニッツら)、2. 「経験論 (ロック、ヒュームら) と批判哲学 (カント)」、3. 「直接知」(ヤコービら) ととらえ、それらを詳しく紹介するとともに、ヘーゲルの評価を加えている。ヘーゲルは、ここで問題となる「思考と存在との対立」とその「統一」が、「私たちの時代の関心が取り組んでいる、哲学の大問題」であると言い、それに対するヘーゲル自身の立場を明瞭に打ち出そうとするのである。

しかも同じ「序論」で論じられる「客觀性に対する思想の三つの態度」と「論理的なものの三側面」との関連も重要である。1. 「旧形而上学」の悟性的思考や分析的方法は、「論理的なもの」の第一の「抽象的あるいは悟性的側面」に対応する。また2. 「経験論と批判哲学」のうち特に批判哲学の「弁証論」とりわけ「アンチノミー」は、「論理的なもの」の第二の「弁証法的側面あるいは否定的理性的側面」に対応する。それに対して3. 「直接知」をヘーゲルは「第一の態度」への復帰と見て、これを乗り越えて、「論理的なもの」の第三の「思弁的側面あるいは肯定的理性的側面」を提示する。この第三の側面は、「論理的なもの」の前二者を統一し総合するヘーゲルの独自の論理として示される。こうして、近代哲学史とヘーゲル弁証法との関係も明らかになるのである。

「序論」が以上のようにして大きくなったことに比べて、本論とりわけ「本質論」や「概念論」は簡潔な叙述となっている。しかし重要なカテゴリーの説明はきちんと行われている。そのため、ヘーゲルのカテゴリー論の要点がよく分かるものとなっている。読者は、『小論理学』とともに『大論理学』も参照しながら、分量もその中間である本講義録を読むことによって、『小論理学』のより詳しい説明と、『大論理学』の要点をおさえることができるであろう。もっとも、これらのテキストの

内容上の異同とその意味については、今後いつそう研究しなければならない。

第三の特徴は、本書が講義録であるがゆえに、難解なカテゴリーについての具体例や具体的な説明、さらに哲学史上の例が数多くあげられていることである。この点が本講義録の最大のメリットであると言えるであろう。そのいくつかを見てみよう。

「有論」では、「定有」において「それ自体 (an sich)」と「それに即して (an ihm)」との区別が分かりやすく論じられる。ヘーゲルでは「即自 (an sich)」(潜在的) と「対自 (für sich)」(顕在的) という概念は有名であるが、「それ自体 (an sich)」と「それに即して (an ihm)」との関連も重要である。本講義録では、「それ自体」は「規定 (Bestimmung)」に対応し、「それに即して」は「対他有 (Sein für Anderes)」に対応することが説明される。このことから、カントが言った「物自体」も、他のものとの関係において「物に即して」とらえられるのであり、「物自体」は不可知だという議論は成り立たないことになる。

またヘーゲルは、有限と無限とが対立する「悪無限」と、それを乗り越えた「真無限」とを区別した。しかし「真無限」の理解は容易ではない。ヘーゲル論理学の他のテキストではその具体例がない。それに対して本講義録では、「無限性の実例」として、「生命」、「私」、「精神」などがあげられている。このことから、ヘーゲルの「真無限」は、「生命」などのように「他のものの中にありながら自分のもとにとどまる」(有限の中で無限である) という「概念」の論理と結びつけて理解する必要があることも分かるのである。

「本質論」では、「小論理学」と同様に、「矛盾」のカテゴリーを独自の項目として立てていない。しかしそれは「矛盾」を軽視したからではない。すでに「同一性」の個所で、「欲求」は「矛盾」であって「すべての活動は矛盾です」と語られている。「矛盾」が独自に登場しないのは、矛盾があらゆる運動と関係するからであるとも言える。

また、ヘーゲルが「必然性」を「条件・事柄・

活動」という契機からとらえたことは有名であるが、本講義録では、ローマ帝国の歴史の例があげられ、一定の「条件」のもとで「事柄」を「活動」させる主体としてカエサルという英雄の例もあげられる。

「概念論」では、その直前にヘーゲルの「概念」の意味が説明される。ヘーゲルによれば、通常「概念」と言われる「人間」や「青色」という言葉は本来の「概念」ではない。ヘーゲルの概念とは、自己同一性を保ちながら自己を区別し発展させる「主体」の論理を示すものである。ヘーゲルは、「概念」をキリスト教の神の「三位一体」を例にあげて説明している。「概念」の契機である「普遍性」・「特殊性」・「個別性」も、概念の「自己同一性」・「区別と規定性」・「諸契機の統一性」の契機を示すものである。それに対して、例えば「すべての人間」・「ドイツ人」・「ヘーゲル」という「普遍」・「特殊」・「個別」を考えるとしても、それはまったく抽象化された形式論理学的な概念にすぎない。しかしながら本講義録では、ヘーゲルは形式論理学や分析的方法を決して軽視していないことも分かる。形式論理学や分析的方法は弁証法にとって重要な前提である。ヘーゲルが批判するのは、形式論理学や分析的方法だけにとどまることや、「生命」や「精神」や「国家」などを機械論的にとらえることに対してである。

IV 本講義録の理論的意義

本講義録がどのような理論的意義をもっているかは、今後の検討課題である。しかし、私たちが翻訳を進めながら感じたその意義について、簡単に触れておきたい。

第一に、ヘーゲルの「論理学」が「形而上学」であり、また「カテゴリー批判の体系」であることがよく理解できる。ヘーゲルが「序論」で議論したように、ヘーゲル論理学は、近代哲学の「大問題」である「思考と存在」の対立と統一をいかにとらえるかを本格的に議論したものである。しかも、近代哲学における「客觀性に対する思想の

「三つの態度」を検討すると、「思考と存在」の問題は論理的諸カテゴリーの問題に帰着する。すなわち、「旧形而上学」の思考が悟性的思考にすぎなかつたために「独断論」に陥った困難、経験論が厳密な「普遍性」や「必然性」をとらええないことからくる「懷疑論」の問題、カントの批判哲学が残した不可知な「物自体」や理論理性の「アントノミー」、実践理性が現実の行為と切り離された「當為」にすぎない問題、判断力における有機体の主観的把握の問題点、直接知が残した直接性と媒介性との相互関係の把握の欠如、これらは論理的カテゴリーの解明によって解決できるとされる。つまり、哲学において使用される論理的諸カテゴリーを批判的に検討して、低次の諸カテゴリーが含む矛盾を明らかにし、これをより高次の諸カテゴリーによって解決する「カテゴリー体系」こそが、「思考と存在」の対立と統一にかかる大問題を解決できる。これがヘーゲルの主張である。

しかも、思考によって概念的に把握されたカテゴリーは、存在の本質をその構造において把握する。その意味では「カテゴリー体系」としての「論理学」は、存在を思考によって把握する「形而上学」でもある。その意味で「客觀的思想」を明らかにし、「事柄である思想」を論じる「論理学」は「形而上学と一致する」。そこからヘーゲルは「論理学」を「神の形而上学的規定」だと言い、「世界の創造以前における神の永遠の本質の叙述」であるという『大論理学』第一版以来の主張を繰り返している。

この議論はもちろん明確な観念論である。しかし、「思想と存在」との関係の問題は後にエンゲルスも『フォイエルバッハ論』(1888年)で論じた「哲学的根本問題」である。「カテゴリー」と現実との関係を唯物論の立場からどうとらえるかを考えるにあたっても、ヘーゲルの議論は十分に踏まえる必要があると思われる。

第二に、ヘーゲル哲学には、「真実なものを単に実体としてだけでなく、同様に主体として把握し表現すること」(『精神現象学』「序文」)という根本思想がある。従来のヘーゲル哲学の研究では、

この思想を『精神現象学』の中から明らかにする研究は多く行われているが、ヘーゲル論理学に即して明らかにする研究はあまり行われていない。ところが、本講義録の「理念」では、「理念は本質的に主体です。実体は、真実なものに成るために、主体として把握されなければなりません」と語られている。これはまさに『精神現象学』「序文」の思想そのものである。ヘーゲルは「本質論」における「実体性の相関」の中で、スピノザを批判しながら、「しかし実体のこのような規定から主体へと移行しなければなりません。主体において人間は自由になります」と述べている。ここでまず「実体」から「主体」への思想が語られている。しかしそれだけではなく、ヘーゲル論理学の最終章となる「理念」において、上で見た「実体」から「主体」へという根本思想が論じられるのである。それは、ヘーゲル論理学の全体が、先の「有論」の「真無限」の論理なども踏まえながら、「実体」から「主体」への論理としてとらえられ、しかも「本質論」の「実体」の関係から「概念論」の「主体」の論理へと発展するだけでなく、「概念論」の全体が「主体」の論理構造の解明と、「客觀性」ともかかわる「主体」の発展として理解できるのである。とりわけ「理念」は「生命」や「認識」における理論と実践としての「主体」の論理の解明となっている。本講義録はこのような「主体」の論理の解明として、ヘーゲル論理学を理解する方向を示しているように思われる。

ヘーゲルが論じた「主体」は、先に見た神(父・子・精靈)の「三位一体」でも説明されるように、人間には限定されない。その意味では、マルクスはいち早くヘーゲルの「主体」の論理を「資本」の論理の解明のために活用した。『資本論』第一巻の「資本の一般的定式」の中で、資本の原価値と剩余価値との関係について、突然「父なる神としての自己を、子なる神としての自己から区別する」(S.169)という言葉が出てくる。これは、マルクスがヘーゲルの「三位一体」の議論を踏まえていることを読者に示すものであろう。そしてマルクスは、「資本」が「主体」となって人間(労

働者)を支配している社会から、いかにして人間が「主体」となる社会に転換できるかを探求したのである。

なお近年、ヘーゲル論理学は「主体」の論理は論じたが、「相互主体性」の論理は論じなかったという、ハーバーマスや彼に影響を受けた研究者からの批判がある。しかしヘーゲルの立場からすれば、「主体」の問題はけっして「相互主体性」の関係主義には還元できない。むしろ「主体」の論理を明らかにしてこそ、「主体」が相互に形成する「相互承認」関係などを論じることができる。その意味でも「主体」の論理をおろそかにすることはできないであろう。

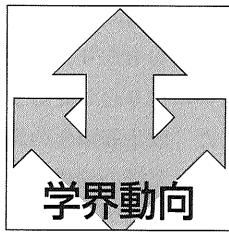
第三は、自由の論理である。近年の研究では、ヘーゲル哲学はしばしば「自由の哲学」であると言われる。そのさい、イエーナ期以降の『精神哲学』や『法の哲学』などが取り上げられることが多い。しかしヘーゲル論理学に即した「自由の哲学」の解明はあまり多くない。それに対して、本講義録はヘーゲル論理学こそが「自由」の論理を提示し、ヘーゲル哲学が「自由の哲学」として成立する論理的根拠を示していると言える。

ヘーゲルは「序論」の中で、「思考において私は自由です」と述べて、思考と自由とを結びつけている。また「自由とはもちろん権威とは反対のも

のであり、信じるということは私にかかる問題です」として「信仰の自由」も述べている。そして「本質論」における「必然性」から「概念論」における「自由」への移行は重要な論点を含んでいる。ヘーゲルは、古代人たちが自分たちの運命に直面しどき、運命を必然性として受け入れることは「きわめて高い自由」であると言いながら、続けてそれは「抽象的な自由」であり、「不十分なもの」です」と言う。そして自由とは、「他ものの中にありながら自分のもとにとどまること」であるとされ、「必然性を思考すること」が「自由にすること (Befreiung解放)」だとされる。それは必然性を思考することによって自らの「目的」を立て、必然的な現実の中で自由を実現することである。そしてこの「自由」の論理が本格的に展開されるのが、上で見た「主体」の論理でもある「概念論」である。とりわけ、労働をモデルにした「目的論」や、精神の論理である「認識」において理論と実践の両面において「自由」が論じられるのである。

以上で論じた論点以外にも、本講義録から多くの論点を取り出すことができるであろう。ヘーゲル論理学の理解のために本講義録を大いに役立てる必要があると思われる。

(まきの ひろよし 所員 阪南大学)



経済理論学会第58回大会観戦記

井貝 浩

10月23・24の両日、千里山に拡がる関西大学のキャンパスにおいて開催された経済理論学会第58回大会の観戦記を報告します。

初日の午前中は、今大会の共通論題である「社会経済システムの変革と政治経済学の課題」について活発な討議が行われた第1分科会に参加しました。最初の報告者である北野正一氏は、内需主導による地方経済の自立化を目指すために、食糧自給率の抜本的な向上と集落営農における共同の取り組みを発展させることにより、農林牧漁業の生態系産業を確立することが重要であると述べられました。また討論の中で、集落単位に生態系の多元的価値を活かした事例として、兵庫県加西市の玉野地区や宮崎県の高千穂地区の牛の放牧などが紹介されました。

休憩中に出席者が増えた中で、東洋志氏の報告が始まりました。氏は成長経済の行き詰まりを資本主義の限界と捉え、成長経済・大量生産大量消費体制を変革するためには、市場に対立する人間の論理である計画こそが重要であると述べられました。

両氏の報告を踏まえて、いつものように刺激的大西広氏の報告がありました。先ず、アメリカの経済危機の原因が需要不足ではなく過少貯蓄にあり、不要な需要創出こそが経済危機を深刻化させたと述べられ、需要創出のみに関心を向けるケインズ経済学に対する批判を展開されました。そのうえで、ゼロ成長化した日本やアメリカ社会にマッチした需要喚起型でない構造政策の転換こそが必要であると結ばれました。討論では、大西氏が指摘されたケインズ経済学および公共投資や福祉国家の有効性、新古典派の評価をめぐり活発な議論が交わされました。

午後は友人と資本論研究の分科会に参加しました。報告者は大村泉氏と早坂啓造氏と大谷禎之介氏です。大村氏と早坂氏の両名は新MEGA編集作業を踏まえて、資本論第2巻第2部第2編および第3篇をめぐるエンゲルスの編集方針の問題点について報告されました。大谷氏からはmonied capitalの概念について詳細な報告がなされました。

その後James Heintz氏による特別講演が会場を移して行われました。実は会場が最近オープンした新館であったために、4階で結ばれていることを知らずに一度1階に降りてしまうという経験もしましたが、新館からの眺望がすばらしく、窓外に広がる樹木に癒されながら報告を聞くことができました。

翌日は、自宅が近いこともあり朝早くから参加しました。午前中は角田修一氏が司会を務められた第20分科会に出席しました。コメントーターの若森章孝氏（大会事務局長）からレギュラシオン学派を超えて若者に齊藤学として人気があると紹介があった齊藤日出治氏の報告が最初にありました。次に一橋大学の院生である秋山道宏氏からカテゴリーの人格化という概念の提起があり、武井博之氏からは変革主体の形成についての問題提起がありました。

午後に入り、いよいよ3名による共通論題の報告が多くの参加者の注視のもとで始まりました。最初に登壇された長島誠一氏は、環境危機という現代的貧困を克服するためにエコロジカル社会主義を提起されました。エコロジー問題を資本主義の枠内で解決することが本当に可能であるのかどうか、長期的にはマルクス経済学はエコロジーを基底においた新しい社会主義を掲げなければならないと述べられました。

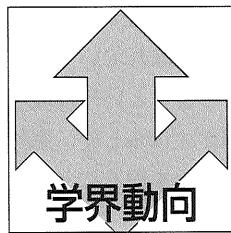
次に、小幡道昭氏が新たな資本主義の勃興と原理論の課題と題して報告されました。氏は、資本主義は異なる時期にいくつかの地点で群発するとする多重起源説に立ち、冷戦構造は帝国主義段階の一つの大きな構造体の完成態であり、グローバリズムとネオリベラリズムの拮抗は、この構造体の交替を反映するものであったと指摘されました。

最後の報告者である森岡真史氏は、社会主義思想の源流を生存権派と労働義務派に分類したうえで、労働義務が社会規範となった社会主義体制の限界性について述べられました。共通論題である『社会経済システムの変革』に対して、会場から社会民主主義をどう考えるのかという質問が出され、

未来社会論としての長期的な展望に踏み込んだ議論が期待されましたが、時間の制約もあり、報告者がそれぞれの問題提起を互いに摺り合わせるまでには至りませんでした。また「政治経済学の課題」に関して、実質賃金の低下と恐慌の関係に関する質問があり、私も興味があったのですが、これも時間の制約に阻害されてしまいました。

そして最後に、八木紀一郎代表幹事から謝辞があり、参加者全員の拍手で迎えられた森岡孝二大会実行委員長とその下で2日間奮闘した中野裕史氏にもようやく安堵の笑みが浮かびました。本当にご苦労さまでした。

(いかい ひろし 所員)



経済教育学会第26回全国大会： 「厳しい状況のもとで経済をどう学ぶか」

中谷武雄

経済教育学会の第26回全国大会（2010年度）は9月25-26日の両日にわたり、京都橘大学で開催された。（昨年の大会については、当時の大会準備委員長、現学会会長の岩田年浩氏による報告が、本誌第121号に掲載されている。）

京都橘大学現代ビジネス学部には（学会設立以来の）会員が3名いるが、何回か報告があったのみで、活発な活動主体ではなかった。現代ビジネス学部では発足以来、中学・社会、高校・公民の教員免許が取得可能であった。京都橘大学に2007年度に児童教育学科が開設され、小学校・幼稚園教諭の免許状が取得可能となり、今年第1期生を送り出すとともに、人間発達学部となつた。教員養成部門が充実してきたこともあって、社会科教育を中心としたスタッフからも協力をいただいて、実行委員会を結成し、筆者が実行委員長となつて準備を進めた。

今回の大会テーマを「厳しい状況のもとで経済

をどう学ぶか」と設定し、初日の全体シンポジウム「今日の厳しい状況のもとで働く意味・意義をどうとらえるか」では、基調講演「格差社会における労働と教育を考える」（碓井敏正現代ビジネス学部長）と3つの実践報告（松崎康裕：大阪府立門真なみはや高等学校）「アルバイトの調査から見える高校生の姿」、杉浦真理：立命館宇治高等学校）「高校生の可能性を引き出し「経済と暮らしをつなぐ授業」を創って」、岡本哲弥：京都橘大学現代ビジネス学部+学生3名「产学連携による清水焼の新商品開発とその意義」にもとづくパネルディスカッションを行なった。深刻な厳しい格差社会や高校生のアルバイト実体について、現状の認識を新たにするとともに、高校と大学をつなぐ試みや、学生が学外協力者とともに新商品開発に取り組む報告もあり、学び、交流し合う意義が確認できた。

2日目は、中学・高等学校・大学での経済教育

の実践や、教員養成問題、環境や地域連携、キャリア教育などの9のテーマに分かれて分科会を開催した。分科会会場は、午前に4、午後：1に5、午後：2に4、に分かれて行い、合わせて36本の報告となった。「アジア・太平洋地域の経済教育」(1) (2) (3) では、フィリピン：2本、韓国：3本の報告もあった。(経済知識に関わる)共通テストの経験も蓄積が進み、国際交流も着実に前進してきている。

参加者は(受付名簿で)124名で、昨年より減ったが、全体会、分科会での報告もキャンセルもなく順調に進み、それぞれで熱心な議論が展開され、充実した大会であったと実行委員会では判断している。現下の経済情勢の厳しさ、就職問題、(社会・経済)教育の関心の高まりが、大会を盛り上げる要因であったといえよう。各報告もよく準備されていて、討論も充実していた。

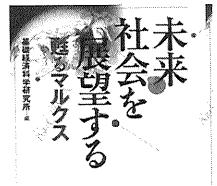
最近はどこの学会でもよく聞く話であるが、学員の高齢化が進み、会員減や活動水準の低下が問題となってきている。経済教育学会もこうした流れと無縁ではないが、会則変更も含めて組織活性化を図る作業が始まった。学会30周年事業の開始も確認されて、今後とも学会活動は発展していくであろう。

今回は幸いにも京都橋大学から、学外学会助成の交付を受けることができ、資料印刷などにも便宜をえた。『予稿集』も大学の印刷室の全面協力を得て、製本まですべてをお願いし、発表予定者全員分を掲載し、前もって大会前に会員に届くことができた。現在は学会を大学で開催するにも、会場費や光熱費を徴収されるケースが一般化しつつあるが、大学からの支援は破格と評価していいだろう。

(なかたに たけお 所員 京都橋大学)

書評

基礎経済科学研究所編

『未来社会を展望する—甦るマルクス—』

大月書店 2010年9月 税込価格 2,940円

大月書店

I 本書の意義

一昨年世界は、米国のサブプライム・ローン問題に端を発した金融危機という試練に直面し、いまだにその影響から脱せずにいる。この状況は、人々に金融資本主義の欠陥と危うさを知らしめることとなった。労働者も資本家もマネーゲームの末路がどのようなものになるのかを身をもって経験し、金融資本主義のからくりを多かれ少なかれ学びとった。

日本では、小泉改革による負の遺産を引きずり不安定雇用、ワーキングプア、失業問題などをかかえ改善の兆しすら見えずにいる。そして、ついに長年政権の座をほしいままにしてきた自民党が破れ、民主党政権が誕生した。このことで人々は、自分たちの意志によって、政権を変えることが可能である事を学んだに違いない。

人々は、社会からさまざまなことを学び吸収していく、手痛い目にあった後には二度と同じ目にあわないように社会を改善しようとするし、うまくいって期待通りの結果を得られればさらに大きな成果を求めて奮闘する。その都度、考えを改め思考パターンを変化させていく。人間は、歴史のなかで進化し発達していく存在なのである。

本書は、そのような人間の可能性に着眼し、資本主義社会の次に目指すべき社会を人間発達論からアプローチしていることに大きな意義がある。

II 本書の構成

本書は三部構成になっており、第I部「未来社会と人間発達」では次の三章から構成されている。

第1章「アソーシエイトした諸個人の生成と発展」では、マルクスの提起した新社会（アソシエーション）発展の過程と人間諸個人の発達との関係をマルクスの著書を解釈しながら説明している。いわば、資本主義社会から共産主義社会へ移行するにあたり、人間はどのような発達過程を経るのかのエッセンスが盛り込まれている。

第2章「未来社会の条件としての普遍的人間の形成」では、「資本論」第一巻第四篇の注目すべき意味合いを説いている。すなわち、マルクスが描く未来社会像を実現するための人間像、階級なき社会が作られるべき必然的な

過程を「資本論」第一巻第十一章から第十三章の技術発展の歴史をたどる叙述の中から読み取っている。さらに現代社会から見た考察も含まれている。

第3章「世界市場のなかでの人間の発達」では、最高に発展した資本主義としての世界市場のなかで、新しい未来社会の萌芽がどのように生まれ開花していくのかを人間の発達という観点から説明している。また、グローバル化した現代資本主義の発展を否定するのではなく、資本主義のなかに人間がつくりだした成果を見いだし、未来社会への道程としての役割を見いだしている。

* *

第II部「未来社会と非営利共同セクター」は次の四章から構成されている。

第4章「マルクスと生産共同組合」では、協同組合、特に生産協同組合が未来社会の重要な構成要素であり、それが未来社会にどのように関わっていくかを資本主義的生産様式である株式会社との対比を通して説明している。

第5章「未来社会と人間発達のための民間非営利組織」では、未来社会を展望するにあたり、民間非営利組織がどのような役割を担っているのかを説明している。スペインのモンドラゴン共同組合の成功例に注目するとともに世界に広がる民間非営利組織の状況を概観し、そこでの「労働の共同化」を通して人間発達のための条件、すなわち「自分の労働が、自由意思（自発的なもの）にもとづくもの」を獲得しうる可能性を示唆している。

第6章「企業形態論から見た共同組合と株式会社」では、ともすれば協同組合と株式会社は相容れない両極をなすものとして捉えられがちであるが、実はその進化の過程においてさまざまな共通点が存在し、互いにその形態の間で循環していることを説明している。そのことは、未来社会の企業形態を考察するうえで「協同組合か株式会社か」という二者択一的な議論ではなく、それぞれの形態を同一のプラットホームとしてとらえる必要があると説いている。

第7章「中国における自主連合労働経済制度の実験」では、中国の江蘇省での国有企業改革において「自主連合労働経済制度」という新たな理論を適応した実践面での成功例をとおして、中国社会主义における企業形態の理

想的な方向性を提起している。それは、未来社会にあるべき企業形態へのヒントを与えていく。

* * *

第Ⅲ部「未来社会と株式会社」は次の三章から構成されている。

第8章「マルクス株式会社論における人格性の陶冶」では、マルクスの株式会社における分析に関して「資本論」の内容をかみくだいて解説している。株式会社では「所有と機能の分離」が、完成された私的所有の形であり、一方では株主として、他方では労働者が経営者として他の労働者の搾取、敵対的自主管理をおこなうという形態をなし、「株式会社」という同一場面において、生産性の欠如した人格性と人格性の欠如した社会的生産とが相互批判をおこないながら、結局、分裂的に具体化している資本のシステムを自己批判している」と説明している。それらのことから「資本の最高の発展形態としての株式会社は、同時に、人格性の陶冶の最高の形態である」と結論付けている。

第9章「市場をつうじた社会主義と『株式会社』の役割」では、長期的な社会主義の目標に接近するための資本主義からの次の一步という短期の視点から、市場経済のなかで株式会社をはじめとする企業形態の導かれるべき方向性を説明している。特に「市場社会主義論」の主導者であるJ・ローマーらの諸説を手掛かりにして未来社会における「株式会社」の位置付けを考察している。さらに「企業形態論」と「人間発達論」とのつながりについて、今後さらに考察されるべき観点として提起している。

第10章「未来社会論における株式会社の現状と可能性」では、現代における「株式会社」が、いかに社会的な企業として存在しているのか、社会化的度合いがどれほど進んでいるのかを具体例をあげて説明している。また、人間発達の観点から、労働者が自ら経営できるだけの高度な能力を持ちつつあることを指摘している。それらを踏まえて「株式会社としての企業の行動様式の中にはすでに社会主義的な要素が加わっているし、株式会社を集團的所有に基づく社会的所有への移行形態であると考えるならば、ここに未来社会における株式会社の可能性がある」と考察している。

* * *

終章「『能力に応じて働く』原理実現のための『共産主義的人間』の問題について」では、未来社会（ここでは共産主義社会を意識している）で必要とされる人間像を検討するための材料を提供している。人間発達論として、過去から現在にいたる求められる人間像の遷移を概観し、その中から次の段階に人間がどのように発達していくのかを考察している。

III 本書の特徴

本書に貫かれている特徴は、資本主義の次に目指すべき未来社会を、人間の発達という観点から、マルクス主義をよりどころとして考察しているところにある。それにあたっては、現在の資本主義で最高の企業形態である「株式会社」における所有と機能の関係、経済的主体（労働者、企業、消費者）とのさまざまな関係を分析することを有効な手段としている。

未来社会を担うべき人間とはどのようなものでなければならないのか、果たしてそのような人間が出現するのか、現体制の中にどのような人間を育成する萌芽が存在するのか。人間を扱ううえではさまざまな疑問がわいてくる。本書は、それらの疑問に対して、空想や憶測ではなく現実に存在する具体的な事象をもとに、読者が解を得るための導きとしての役割を果たしている。

特に第10章は、実際に株式会社の内部で活躍している著者の分析であり、同じく株式会社の中で働いている評者が、株式会社の社会化やその中の人の行動パターンが未来社会の萌芽ではないかと断片的に感じていたところを見事に体系化しており、個人的には胸のつかえがとれた思いである。

また第7章「中国における自主連合労働経済制度の実験」は、実践面からの理論構築として大変興味深い。市場経済導入以降さまざまな問題に直面している中国において、そもそもすれば資本主義へゆり戻されるのではないかという懸念さえ聞かれるなかで、社会主義を堅持するために国家政策の問題点を明確にし、自助努力によりそれを克服しようという志ある有識者がいるということは評者にとっても心強い限りである。

さらに終章は長期的な目標としての共産主義的人間像についての問題提起である。まだまだ未解明な部分が多いため、議論するには早すぎると敬遠されがちな問題を、あえて提起された大胆さとチャレンジ精神には大きな拍手を送りたい。

IV 本書への問題提起

全編をとおして人間の発達について着眼し未来社会を展望しようという誠実さがくみ取れる著作である。ただ一点腑に落ちないのは第4章の「あとがき」で、この章で明らかになったこととして唐突にソ連・東欧に現存した社会主義、レーニン、スターリンによって構築された社会主義の評価が何の根拠も示されずに否定的に結論されていることである。しかも感情的な語句さえ見られることから、研究論文としての品格を保っている本書のなかでは非常に違和感がある。少なくとも、このような結論にいたった根拠を明確に述べる必要がある。いづれに

しても、この章で明らかにしたかったことはもっと未来思考の結論であったはずであると評者は考える。

啓蒙を目的とするさまざまな媒体において、評者がかねがね懸念していることがある。それは、マルクスの書物を教条的に取り扱ってはいけないと言いつつも結論は教条的であったり、実践を評価するときに理論構築された時代背景と実践されたそれとの時間的・空間的違いを省みず同じ次元で比較・評価し結論付けたりしている書物や言論に出くわすことがあるということである。理論は実践によって証明され、実践における幾多の失敗によって理論は完成度を高めていくということを忘れてはならない。理論の大局を見ず、重箱の隅を突つくがごとの言葉遊びで実践を評価することは誤りをもたらす。また、理論が構築された時代と、実践にうつされたそれとの時間軸の違いは、想像以上にそれぞれで異なる結果をもたらすことがある。これは今日、自然科学の世界では常識であるが、社会科学の世界でも同じことがいえる。そういう観点から、過去から現在に至るまでの社会主义運動の実践の一片をマルクスの書物の字句と異なるからといって、安易に排除するようなことをしてはいけない。レーニン、スターリンをはじめとする幾万人もの社会主义運動の実践家は我々により高い理論の構築と実践を行

うための生きた経験的資料を提供してくれている。彼らの幾多の失敗は、我々の未来への贈り物である。先人の失敗なしには、我々はより完成度の高い未来社会を展望することはできないということも忘れないでおこう。

V 最後に

マルクス主義の神髄は、発展する学説にあると評者は考えている。マルクスの時代の理論的な結論と現代社会で導き出された結論が異なることを恐れてはいけない。結論が異なるということは理論発展の兆しを含んでいるということでもある。マルクスが望んでいたのは、彼らの著作の一言一句を実践することではなく、現代に生きる我々自身がマルクスの学説を現代的に発展・再構築し、実践せしめることである。そういう意味で本書は『『未来社会』は現在から構想され、論じられなければならない』という信念のもと、未来社会を論じるにあたっていちばん身近ではあるが、いちばん厄介で難しい「人間の発達」に関する研究をとおして過去のマルクスの視点を現代社会の視点に科学的根拠に基づき発展させようという意気込みが全編に感じられ非常に共感を覚えるものである。

(松田義孝)

書評

重田澄男著

『再論 資本主義の発見 ——マルクスと宇野弘蔵——』

桜井書店 2010年7月 税込価格3,990円

重田
澄男

再論
資本主義
の
発見

マルクスと宇野弘蔵

西久保

マイケル・ムーアの最新作『キャピタリズム——マネーは躍る——』(原題："CAPITALISM : A Love Story")には、タイトルに端的に「資本主義 Capitalism」とある。本書「あとがき」にもあるように、「資本主義」は「完全に日常化したポピュラーな言葉」になった。ひところの「自由主義対社会主義」が、80年代末から90年代はじめにかけての「自由主義」の「勝利」以来、「資本主義」が大手を振って使われるようになった。その「資本主義」がはたして人類が選ぶベストの社会体制であるかどうかはもちろん別の話だ。本書は現状を分析するわけでも対案を示すわけでもない。著者が半世紀かけてマルクス研究を総括・集成した書き下ろしは、「資本主義」用語の確定に集約される。

本書は「第1部 マルクスの資本主義認識」(5章)および「第2部 宇野弘蔵氏の資本主義認識」(6章)の2部構成をとっている。第1部の各章は初期マルクスから『資本論』までの「資本主義」概念の詳細(「初期マルクス」、「唯物史観の確立」、「ブルジョア的生産様式」、「資本制的生産様式」、「マルクスの資本主義範疇」), 第2部は宇野の唯物史観と原理論の批判的検討(「宇野弘蔵氏の唯物史観理解」、「資本主義範疇の認識」、「原理論的資本主義」、「原理論の構築とその特質」、「純粹化傾向の「逆転」」、「現代資本主義と資本主義範疇」)にそれぞれ割かれている。各章の「梗概」は基本的内容の概略理解に有用である。著者の執筆意図は、「マルクスと宇野弘蔵氏との理論的対比によって、資本主義認識の方法とその概念内容の

特徴を明らかにしようとしている」（「はしがき」8頁）ところにある。

本書は、『資本主義の発見——市民社会と初期マルクス——』（御茶の水書房、1983年；改訂版：1992年）、『資本主義とは何か』（青木書店、1998年）、『資本主義を見つけたのは誰か』（桜井書店、2002年）、さらに『マルクスの資本主義』（桜井書店、2006年）につづく「資本主義」5部作をなし、著者の「研究活動の総括」（278頁）である。

第1作では「資本主義」の淵源を探求し、第2作では視野を現代まで広げ、第3作では国際的受容を、第4作ではマルクスによる資本主義概念発見をそれぞれ再確認した。第5作の本書は国際的受容をすべて第3作に委ね、マルクスによる資本主義概念の発見を総括し、宇野弘蔵の資本主義概念と経済学方法論の批判を再展開している。第4作で著者は「本書によって、資本主義用語にかんするわたしの研究は、出発点としての《原点》に立ち返り、円環は閉じることになった」（第4作、246頁）と書いた。著者の研究の「原点」に戻って書き下ろした「総括」が本書となる。

評者は第3作と第4作に書評する機会があった（経済理論学会第50回大会（岐阜経済大学）第9分科会：書評分科会報告、2002年10月19日、および本誌第115号、2007年12月20日発行。いずれも評者のブログに再掲している。第3作については<http://d.hatena.ne.jp/akamac/20070308/1173338502>、第4作については<http://d.hatena.ne.jp/akamac/20071226/1198662030>参照）。第3作は、「資本主義」概念の社会思想史的密度を格段に濃くし、「資本主義」なる言葉が現実の歴史の歩みとは逆に「社会主義」なる言葉のあとに生まれたことや「資本主義」概念と用語についてマルクス以前と以後とでどのように異なるのかを明示した。この第3作によってマルクスや社会思想史における「資本主義」概念発見はほぼ確定した。さらに第4作は、資本主義の発見者マルクスによる資本主義概念を再確認し、「資本主義」概念が19世紀になってつくられたという学界の共通認識に大きく貢献したことと高く評価したのだった。

本書は、「資本主義」概念が「市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*」（以下A）→「市民的生産様式 *bürgerliche Produktionsweise*」（以下B）→「資本家的生産様式 *kapitalistische Produktionsweise*」（以下C）として確定される経緯をふまえて、用語転換の契機とプロセスの理解についてさらに深めた議論を展開している。資本主義範疇の表現としてAへの違和感の契機とその正確な表現としてのCを採用するにいたるプロセスの理解がそれである。著者は、『1861-63年草稿』と『資本論』での資本主義用語使用例を再精査し——第4作における「ブ

ルジョア的生産／資本制生産」・「ブルジョア的生産様式／資本制生産様式」・「ブルジョア社会／資本制社会」・「資本主義」というマルクスの資本主義用語の点検・確定——、「（マルクスは）近代社会の経済的基礎ならびにその経済関係の包括的形態を示すものとしての生産や生産様式にかんするかぎりは、ほぼ完全に「資本制」的といいう用語でもって表現すべきであると確定した時点においても、なお、近代社会そのものの概括的表現にかんしては、生産や生産様式についての表現用語としては一体化しないで、「ブルジョア（市民）社会」という用語を必要としていた」（131頁）と整理する。つまり、著者は、第4作までのA→B→Cという用語変遷をさらにA（B）とCとが併存した理由と最終的にCに結晶化する論理構造で補強するのである。「資本主義」概念の文献学探求の成果にくわえてその内容と特質があらためて明確になつたことになる。

本書のいまひとつの力点は宇野弘蔵批判である。宇野の経済学体系は労働力商品化論を基礎にしている。著者の最初の著作は『マルクス経済学方法論』（有斐閣、1975年）であり、「資本主義」4部作においても宇野経済学批判（と市民社会論批判）を含んでいた。本書では「宇野弘蔵氏の資本主義認識」として、マルクスの資本主義認識といかに異なるかを対照させることで批判の俎上に載せる。宇野理論の唯物史観と純粹資本主義論を中心に、宇野理論が「マルクス自身の理論形成史にもとづきながら、マルクスの資本主義認識の基本的方法」（217頁）を示していないとする。なるほど宇野理論においては初期マルクス論や理論形成史への関心は強くない。それゆえ「資本主義概念とそれを示す表現用語による資本主義範疇の確定と厳密化ということの画期的意義を理解することによってはじめて、『資本論』における資本主義範疇のもつ独自的意義を理解することができる」（177頁）とする著者の批判の意味は重い。

著者はすでに前4作において「資本主義」概念につきマルクスだけでなくマルクス以前（マルクスとは直接には没交渉）とマルクス以後（同時代人を含む、著作等を通じてマルクスと関係）についても包括的な検証を終えていた。資本主義の資本主義たるゆえんを資本主義範疇のA（B）からCへの転生という表現用語の変遷から徹底解剖したことは本書のもつ特徴である。しかし、同時に前作で著者自身「円環は閉じることになった」と表明したように、「資本主義」発見の歴史についてはあらためて「総括」したものであって、補強・補説はあれ、新しい論点はない。

評者は著者によるマルクスの「資本主義」発見のオリジナリティを高く評価している。ただ、前4作までの「資本主義」発見の躍動感は確實に希薄になった。平板にな

ったといつていいかもしれない。著者はそのことを自覚し、紙数の約半分を宇野批判に振り向けることになったのではないかと思う。マルクスは『資本論』のサブタイトルに「経済学批判のために」を冠した。マルクスが逡巡しつつ研ぎあげた「資本主義」観は当時の経済学や社会思想との格闘なしにはなかったはずだ。マルクスと批判的対象とが同時に描かれとしたら、資本主義がつづく

かぎり流布される「自由、平等、所有そしてベンサム」の世界を批判する座標軸を設定したのではなかろうか。あえて現代資本主義論を志向せずとも思想や概念のもつ現代性を確認できたのではなかろうか。もっともこれは著者のわれわれに課した宿題でもある。

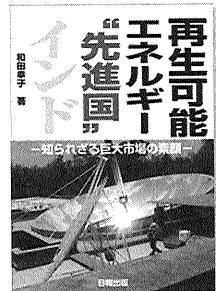
(赤間道夫 所員 愛媛大学)

書評

和田幸子著

『再生可能エネルギー “先進国” インド』

日報出版 2010年5月 税込価格2,300円



急速に成長している国としてインドが注目を浴びている。ごく最近では、デリーメンバイン産業大動脈構想に関連して、マネサークル、チャンゴダール、ダヘジ、シェンドラ、ラバサヒルシティなどで環境を重視したスマートコミュニティの構想が発表され、日本の大企業の多くが受注戦に参入しようとしている。2010年10月12日にNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が主催した「グリーンイノベーション・フォーラムin Tokyo」には、インド政府の計画委員会委員（エネルギー担当）のB. K. チャトルヴェディ氏が招かれてインドでの取り組みを報告した。

だが、インドが1970年代から戦略的かつ地道にすすめてきた再生可能エネルギー推進のための政策や取り組み、その現状についてはあまり知られていない。和田幸子著『再生可能エネルギー先進国インド』（以下、本書）は、著者が20年以上もインドとかかわって調査・研究してきた成果を集大成したものである。今後、インドと日本の間の再生エネルギー分野やスマートグリッド、スマートシティでの協力関係が強化されるとすれば、まず、ぜひ知っておきたい貴重な情報を提供するだけではなく、日本における再生エネルギーの利用推進や社会経済の発展のあり方を考える上でも多くの示唆を与えてくれる書物である。

●インドは「再生可能エネルギー先進国」と評価

本書の構成は、次のようになっている。

序 章 インドは再生可能エネルギー“先進国”である

- 第1章 「伝統文化」と「新しいインド」の風貌
- 第3章 再生可能エネルギー利用の実例から
- 第4章 インド経済の発展と再生可能エネルギー利用
- 第5章 「インド型発展」と再生可能エネルギー政策確立まで
- 第6章 再生可能エネルギー政策の展開
- 第7章 代替エネルギーへの期待と日本のかかわり

本書の最大の特徴は、この本のタイトルにも述べられているように、インドが太陽光・熱や風力、バイオマス、小型水力などを利用した再生可能エネルギーの利用と普及の面で世界的な先進国であると評価し、その実情を紹介していることである。そのおもな内容は次の通りである。

インドでは、再生可能エネルギー資源の利用拡大をめざすために、「新・再生可能エネルギー省」（MNRE）という独立した省庁を設けており、バイオマス、太陽光、熱などの再生可能エネルギー技術の研究開発に力を入れている。同時に、パンチャヤットとよばれる住民の自治組織を基盤にして、住民参加のもとで農村における再生可能エネルギーの普及に力を入れている。

こんにちインドの一次エネルギー供給の資源別分類を見ると、第一は石炭・ビート（41%）となっているものの、第二位は再生可能エネルギー・廃棄物（27%）となっており、第三位が石油（24%）、以下、第五位がガス（5%）、第六位が小水力（2%）、第七位が原子力（1%）となっている。これは、日本の第一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの比率が大規模水力を含めて、

わずか5%にすぎないのとは大きな違いである。インドが再生可能エネルギー先進国だという評価はけっして誇張ではないだろう。

●再生可能エネルギー利用の具体的な実例を紹介

第3章は、インドにおける再生可能エネルギー利用の具体的な実例を紹介している。そこで特徴は牛糞燃料などの伝統的な再生可能エネルギーをベースにしつつ、現代的な技術を適切に導入しながら、インドの実情にあった推進策をとっていることである。

牛糞燃料というのは、その名の通り、牛糞に麦わらを混ぜて放置し、強力な太陽光にさらして殺菌・燃料化したもので、インドでは家庭用の燃料として現在でも広く使われている。これも再生可能エネルギーではあるが、生産性が低く、牛糞を燃焼させる際に有毒ガスが発生するなど、そのままでは現代的に使いにくいものである。そのため、現代のインドでは、様々な技術開発がおこなわれている。本書では、次のような実例を紹介している。

従来の牛糞燃料を効率的に燃焼させ、かつ有毒なガスの発生をおさせた改良型かまどが開発され、国家プロジェクトとして普及がすすめられている。これにより、とくに女性の健康障害（有毒ガス被害、眼科障害、上気道疾患）の克服に成果をあげている。

牛糞だけでなく人間の排泄物も含めて多様なバイオマス資源をエネルギー化するコミュニティ単位でのバイオガスセンターが設置されている。これは、村落の衛生状態の改善にも寄与している。バイオガスタンクの骨格は地元で取れる竹で編んでいて、地域の素材と人材を使った建設やメンテナンスが可能である。

さらにトウモロコシのキビ殻、麦わら、稲藁、木屑、菜種や唐辛子の殻、竹、ココナツ、ブッシュ、バガスなど地域に多数存在する木質系のバイオマス資源を効率的に蒸し焼きしてガス化して発電に使う木質系ガス化発電装置も開発されている。この装置では、石油に比べて4分の1の費用でガス化ができるという。

また、アメリカなどで開発されたバイオエタノールが、とうもろこしなど食用の植物を利用するため大きな問題になってきたため、インドでは、毒性があり食料にはならないジャトロファをバイオディーゼル燃料（BDF）とする取り組みがすすめられている。ジャトロファを栽培する農民へのインド州立銀行とベンチャー企業との協調融資がすすめられている。

バイオマス資源の利用とならんで注目に値するのは、村落単位での小規模な太陽光発電の推進である。国全体の発電容量は120MWとなっている。その利用事例としては、家庭の照明用太陽光発電が51万基、ソーラーランタン76万基、ソーラー街灯8万基、太陽光発電ポンプが

7247基ある。

太陽光は発電だけでなく、熱の利用がすすめられている。ソーラークッカーが65万7000基、ソーラー湯沸かしシステムとして312万m²もの面積の集光機が使われている。

風力発電についても、インドでは90年代からその利用がはじまり、急速に発電容量を伸ばし、現在は10,891MWもの発電設備をもち、世界第5位の風力発電大国となっている。またスズロンという風力発電装置を製造するインド国産メーカーが急成長しており、こんにちでは世界第21カ国に進出する多国籍企業となっている。

著者は、「『インドらしいインドはどこにあるのか？』と問い合わせられれば、迷わず『それはどこへ行っても再生可能な新エネルギー技術を中心とした生活が直実に生き生きと根ざしつつある国である』と答えることができるであろう」と書いている。

●エネルギー先進国にいたる歴史的・社会的背景

インドがこのような「再生可能エネルギー先進国」となっているのはなぜか？ 当然そうした疑問が湧いてくる。これにたいして本書では第5章を中心に回答していく。

インドでは、独立後、ネルーの指導のもと「社会主义型社会」建設の理想にもえて、膨大な人口をかかえる農村、農業の灌漑設備の拡充やエネルギー供給のため大型ダムの建設をすすめた。水力発電自体は再生可能エネルギーであるが、ダムの規模が大きくなると、広大な土地の自然破壊や居住権を奪われる住民の反対運動に直面した。

他方、インドは非同盟運動のリーダーとして、経済政策でも資源ナショナリズムや輸入代替政策などを実行するが、経済的な発展を図ることができず、1980年代にはIMF（国際通貨基金）からの借入による財政再建を受け入れざるをえなくなった。そのため、IMFからは規制緩和や市場開放を迫られることになり、輸入代替政策は放棄せざるをえなくなった。

このなかで、国内経済的な危機脱出のため、将来的に枯渇が予想され、価格も不安定な石油に変わって、再生エネルギーの利用をすすめる政策がはじまったのである。そのため、1982年に「非従来型エネルギー庁が設置された。

90年代に入ってラオ政権は、IMF、世界銀行の融資を受けて規制緩和、民営化、輸入自由化をさらに全面的にすすめ、外資のもとでIT産業の急成長を果たすが、他方で農村地域の相対的貧困化が進行した。このなかでインド政府は、貧困問題解決のため、小規模分散型の発電（太陽光、太陽熱、風力、小型水力、バイオガス、バイオ

マス）を積極的に利用する政策をとった。1992年には「非従来型エネルギー庁」を「新・再生可能エネルギー省」へと再編強化した。

同時に、貧困問題の解決は政府や行政主導の支援だけでは解決できず、住民たち自身の「村づくり」「町づくり」が不可欠ということから、1992年の憲法改正によって「パンチャヤット」制度が法制化された。パンチャヤットは伝統的なインドの自治制度であり、これを各自治体の基本的に組織として正式に位置付けるものであった。このパンチャヤットの任務の一つとして、自然エネルギーを基本とした農村のエネルギー計画の推進がすすめられている。

●新たな発展モデル

以上述べてきたように、インドの再生可能エネルギー推進政策は、もともとは新自由主義的な市場開放や規制緩和を受け入れざるをえない状況のもとで、緊縮財政のなかでのコスト低減や貧富の格差縮小などのためのやむにやまれぬ生き残り策として出発した感がある。だが、今日、気候変動による深刻な環境破壊やリーマンショックに見られる金融不安などにより、これまでのGDP成長を至上目的とした経済成長モデルのあり方が問われるなかで、インドの再生可能エネルギー推進政策は、新たな社会の発展モデルを示唆するものとなっているようである。

著者は、今日の世界の趨勢について、「今世界が向かうべき方向性も徐々に変化し、”先進国”の生活スタイルも、”贅よりもエコ”に大きな関心をもたれるようになった」「今日の地球環境の条件は、全世界に経済発展の方向性の見直しを求めており、アメリカのビッグスリーよりも小型の”エコカー”がブームになり、世界的な関心が、太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーの効率的な利用に大きく傾いている」と述べ、「インドの農村で暮らす7億人は、地球環境を汚すことなく、他人の権限を侵すことなく、自立的に生きるために、再生可能エネルギー資源の利用方法を最大限発展させている。再生可能エネルギーの利用をさらに広め、さらに効果的な利用法を開拓するならば、インドのみならず我が国の限界集落にも人々は戻り、緑豊かな山河に囲まれた明るい集落が復活するのではないかと期待したくなるのである」と述べている。

●相互に学びあうことが必要

冒頭でも述べたように、現在、インドにおけるスマートグリッドやスマートシティの推進や温室効果ガス削減

のためのCDM（クリーン開発メカニズム）として、日印間の協力関係強化が取りざたされているが、その大部分は、日本からインドへの技術協力という一方方向の議論である。だが、インドではすでに、地域資源を利用し、地域に伝統的な資源と適性技術をうまく組み合わせていることや、パンチャヤットなどの仕組みも活用して住民の自治的活動を生かしながら再生可能エネルギーを生み出し活用する持続可能な仕組みがつくられている。これらを踏まえた技術移転でなければ成功しないし、インド自身のサステナブルな経済発展に貢献することはできないだろう。

他方、日本国内を振り返ってみても、全国いたるところに紙、家畜糞尿、食品廃棄物、建設廃材、黒液、下水汚泥、生ゴミ等などの廃棄物系のバイオマスや、稲わら、麦わら、穀殼、林地残材（間伐材・被害木など）、資源作物、飼料作物、でんぶん系作物等の未利用バイオマスが山積している。しかし、それらの多くが有効利用されず、お金をかけて産業廃棄物として処分されている。これらの問題を解決する上で、適正技術との組み合わせや社会的なものの循環の仕組みづくりなどの点で、インドから示唆を得ることも多いのではないかと感じた。

今一つは、スマートグリッドなど、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー系統の普及へ向けた実証試験が日本でもはじまっているが、日本では優れた既存の電力グリッドシステムが強固にあるため、既存の電力会社の抵抗も強く、その実現は非常に難しい。その点でいえば、インドのような途上国の方が実現可能性は高いと見ることもできる。むしろ、インドのような国で再生可能性エネルギーを中心としたスマートグリッドやスマートシティの実証モデルを構築し、しかるのちに、その経験を日本に逆輸入する方が現実的かもしれない。

3つ目は、新自由主義経済がすすみ、伝統的な輸出代替え戦略が有効でなくなっているなかで、地域資源であるバイオマスバスをうまく利用しながら、石油に依存しない再生可能エネルギーを政策的に普及してきた柔軟かつしたたかな戦略である。現在日本政府は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を検討しており、これによって関税が撤廃されれば、日本農業が壊滅的な打撃を受けるという議論が活発に行われている。だが、いつまでも関税障壁が守れるかがきわめて疑問であり、むしろ関税が撤廃されたなかで、日本の農業を強化していく政策を真剣に議論すべき時期に来ているのではないかと考える。そのなかで、インドのしたたかな経験から多くの示唆が得られるのではないかと感じた。

（松田文雄 所員）

阪本将英著

『環境問題のニュースが面白いほどわかる本』

中経出版 2008年11月 税込価格1,575円

環境問題のニュース

が面白いほどわかる本

阪本将英

すべての環境問題は経済の問題だった

・石油の埋蔵量は、何といいまでのまで減少する?
・原発は、CO₂排出量をマイナス貢献を残す?
・人口増加で、資源に土木設備に何が問題になる?
・ハイブリッド車は、何を買っている?
・地球化は、CO₂を9割以上にしない国はどれくらい?
お金?の視点から考えれば
環境問題は解決できる

中経出版

環境問題が叫ばれるようになって久しい。しかしその内容は、かつての四大公害病のような地域的なものから、異常気象や温暖化、海面上昇などといったグローバルなものへと変化してきている。そしてそのような環境問題に対処するための国際会議が1997年に京都で開催されて以降、ますます各種報道機関等で取り上げられることが多くなってきており、本誌前号に収録された基礎研の春季研究集会でも、環境問題について様々な議論や提案がなされた。もちろんこのような個々の議論から環境問題について学ぶこともできるが、一概に環境問題に関する議論と言っても、工学的な省エネ製品の開発に関するものから法制度的な国際ルール作りの話まで、実に様々な視点からのものがある。そのような多様な中から、経済学からはこの問題に対しどのようなアプローチをしているか、それを取り出して初心者向けに簡単に紹介し解説しているのが本書だ。

* * *

本書は全部で6章から成っているが、その前半では、経済学が環境問題に対してどのような分析をしているのかが説明されている。まずははじめに、環境問題はなぜ起きるのかという一番の疑問に対して、それは人間の経済活動の結果として生じていることが明らかにされる。人間は資源を用いて商品を生産し、それを市場で交換して消費し、さらに不要物を自然界に廃棄するという経済活動を日々行なっているわけであるが、このような循環の入口（資源を用いた生産）と出口（廃棄）の過程で環境問題が起こっているというわけだ。産業革命以前の人間の経済活動の規模が小さかった時代は、人間の経済活動の循環がまだ生態系の一部に溶け込んでいたものの、19世紀以後の急激に増大した生産力のもとでは、人間の経済活動の循環が地球の生態系の容量をはるかに超えてしまい、環境問題が一気に顕在化してしまった（第1節）。

なぜこのように地球の生態系の容量をはるかに超えてしまうまでに人間の経済活動が暴力的に活発化してしまったのか？それは、自然環境はそこにあって当然のものとみなされ、資源や廃棄といったものが市場メカニズムの中で価格づけされてこなかったからであり（市場の失敗）、それらを価格づけすること（外部不経済の内部化）が必要であるとされている（第2節）。

では、環境を過剰に利用した結果環境問題が発生しているのなら、最適な水準というものはあるのだろうか？この問題に現代の経済学は、限界費用曲線と限界便益曲線の交点を均衡点として、この水準が最適であると解答する（第3節）。しかし当然ながらこの時、前節で論じられたように、資源や廃棄のコストも価格づけされて「費用」の中に内部化されていかなければならない。その際には、世代間の公平ということも加味して費用を算出する必要がある（第4節、以上第1章）。

ところで先に資源を用いた生産活動が問題をひき起こしていると指摘されたが、この部分についての具体的な説明が第2章である。人間の生産活動に使われる資源の代表は石油などの化石燃料であるが、これにはその有限性、燃焼による環境負荷、偏在といった極めて大きな問題があり、技術革新によるエネルギー効率の増大や再生可能エネルギーへの転換が喫緊の課題となっている（第1節）。特に中国・インド・ブラジル・ロシア（BRICs）といった急激に経済活動が拡大している国は、同時に（現在の先進国の多くとは異なって）人口も非常に多いという意味では、将来これまで以上に爆発的に化石燃料の使用が拡大する危険性があるから、事は深刻だ（第2節）。このような再生可能エネルギーへの転換を、現代の経済学は税金・補助金によって推進するという解決法を提示している（第3節）。しかし20世紀の各国政府は、再生可能エネルギーへの転換ではなく、原子力発電所への転換という政策を推進してきた。これは一見良さそうにも見えるが（各國政府はそう宣伝してきた）、事故や廃棄物処理などといった計算に参入されていないコストが非常に高く、実は経済学的に見ても非合理的な政策である（第4節）。現在日本をはじめとする先進国の原発の多くが老朽化してきていることを考えれば、太陽光発電など他の発電方法に転換するチャンスがやってきているといえよう。

以上みてきたような環境問題が大問題となってきたのは、この約200年間の資本主義社会において、人間の経済活動の規模と範囲が拡大してきたためである。この二つの面についての分析が、第3章だ。まず人間の経済活動の規模が拡大した主な原因は、人口の急激な増大である。1950年から2000年までのわずか50年の間に、世界人口は倍以上にふくれ上がった。それによってその分人

間の経済活動がより暴力的に増大してしまったわけだが、特に食糧を求めての土地の破壊と砂漠化が途上国では深刻な問題となっている（第1節）。ではなぜこのような人口爆発が起こってしまったのか？これに対する経済学の解答の一つとして、子どもをもつ効用と不効用の分析がある。それによると、発展途上の段階では「均衡点」が多産の状態にあるからで、経済発展とともに少子化になることが示唆されている（第2節）。また経済活動の範囲の拡大による問題は、まさにグローバリゼーションの影響としてよく議論されるものである。グローバリゼーションにはもちろん良い面もあるが、環境効率やフードマイレージといった点からは、環境負荷の極めて高いシステムでもある（第3節）。食糧問題に関しては、バイオ燃料についても近年話題になった。しかしこれは本当に環境にやさしいのか疑問である点に加えて、結果としてひき起こされた食糧価格の高騰が途上国の貧困層に深刻な影響を与えている点からも、いかがわしいものであることが指摘されている（第4節）。

そして第4章以降の後半では、我々現代に生きる者が環境問題に対してどのような役割を果たすべきのかが議論されている。先に第1章で、資源や廃棄など市場で価格づけされないものを価格づけ（内部化）する必要が強調されたが、ではそれによって価格に現われてきてしまうコストを誰が負担するのか？

第4章では、（特に生産の場面における）社会における3つの経済主体である政府・企業・個人のそれぞれの役割について論じられる。まず政府には、立法、課税、補助金の3つの役割があり、日本でも70年代以降環境問題対策としてこれらの政策がなされてきた（第2節）。一方企業もその社会的責任として、コストは高くなり競争には不利になるが、環境対策に力を入れるようになってきた。そしてそのような企業の社会的責任を重視する社会の風潮が現在では高まってきており、かつては「環境では食えない」と言われてきたのが、今では「環境対策をやらないと食えない」とも言われるよう変化してきた（第3節）。しかし3つの経済主体の中で最も力を持っているのは個人であるといえるかもしれない。個人は有権者として政府に、消費者としては企業に、大きな影響力を持っている。だがバラバラでは影響力は微小なものにとどまらざるを得ないため、組織化して環境NPOなどとして、政府と企業の環境への取り組みを推進することが重要である（第4節）。

このような生産の場面（経済活動の入り口）における環境への取り組み以外にも、廃棄の場面（経済活動の出口）における取り組みも重要である。このゴミ・リサイクル問題を説明しているのが、第5章だ。このような廃棄の場面での取り組みとしては、リデュース、リユース、リサイクルの3つが大切である（第1節）。しかし資本主

義社会においてこれらが実行されるためには、これらの便益>費用となっていなければならぬ。そのためには政府が役割を果たすことが必要にもなってくる（第2節）。そして理想としては、ゼロエミッションとなることが望ましい（第3節）。

最後に、未来への展望が語られて本書のしめくくりとされている（第6章）。未来への国際的取り組みとしては、京都会議（COP3）や2009年のCOP15、そして2010年11月30日から2週間にわたって開かれたCOP16が記憶に新しいが、それらの場ではCO₂の削減について（特に先進国と途上国との間で）極めて激しい議論がなされており、いずれも難航している。だがこのままでは人間自身が生き残れないことも事実であり、そのためにはネットワーク型市民社会を構築し、地球の生態系の中で人間が生きていくことが求められているとしめくくられている。

* * *

本書では、人間の経済活動をその循環の視点から見ると、人間の（効用の最大化という）行動規範によって導かれている経済活動が、地球の生態系という循環システムと齟齬をきたすようになってきた（もしくはその枠を大きく突き破ってしまった）ことによって、環境問題が引き起こされていることが指摘されている。その分析手法は現代的な限界効用分析であるが、人間の経済活動をその循環から見るという視点は、ケネーやマルクスが採用していた視点でもある。ケネーは自然の秩序に沿った経済循環はどういうものであるかを考察し、それゆえに「フィジオクラート」「重農学派」と訳されることが多いが、元は「自然の秩序を主唱する者」という意味であると呼ばれる。マルクスは外的なる自然（「土地自然」とも呼ばれる）だけでなく、人間の内的なる自然（「人間自然」とも呼ばれる、肉体的・精神的健康）の本来的な秩序にも沿った経済循環を考えていた。このような経済学の伝統は、経済学が経済学となる以前からの西洋思想の伝統を引き継いだものであったが、19世紀後半の「限界革命」によって経済学の表舞台から「沈められて」しまい、限界効用分析に取って替わられた。しかし、マルクス経済学以外においても、20世紀後半にP.スラッファによっても「再興」され、近年はそれらの分析視点からの環境問題へのアプローチも少なからず試みられている。現代経済学の限界効用分析の力は、その分厚い議論の積み重ねをもとにしても、本書でも政府の役割として論じられているような政策論に簡単に直結できるという利点にあるが、それとは異なる視点からの分析からはどのようなことがわかるのか？現代の経済学と同じ政策的帰結が示唆されるのか否か？個人的には気になるところである。

（森本壮亮 所員 京都大学大学院）

森嶋文庫紹介

池上惇・荒木一彰・増田和夫

I 森嶋文庫の発足

ご紹介します森嶋文庫は、文化政策・まちづくり大学校（通称：市民大学院）のなかに併置されている、故森嶋通夫先生の蔵書・講義カード・遺稿類を中心とした、「学術知の継承発展」のシステムとしての研究室型の図書館となっています。



森嶋通夫先生は大阪府生まれで、京都大学経済学部を卒業後、京都大学と大阪大学を勤めて、1967年にイギリスの大学に移られました。LSE（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）名誉教授・

元LSE Sir John Hicks Professor、大阪大学名誉教授であります。

2010年の9月17日に、入管で審査を受けていた故森嶋通夫先生の蔵書（約2500冊）が、成徳学舎（四条烏丸下がる室町高辻）に搬入されてきました。ダンボールにして50箱程度、これを10月1日の「森嶋文庫びらき」の日までに、なんとか閲覧できるレベルにまで整理する作業が、突貫工事で行われました。

これらの書籍は、イギリスから寄贈されるということで、入管では「商品」としての扱いを受けるらしいのです。そのために、どの程度の資産であるかという目録が、英国の古書店によって作成されなければならなかったという事情がありました。森嶋瑤子さんは、今回の森嶋文庫の発足のた

めに、わざわざイギリスのご自宅から駆け付けていただきました。

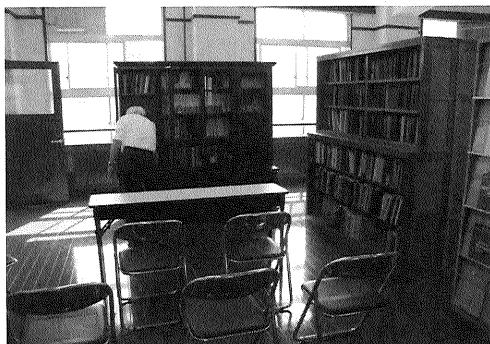
森嶋文庫に合わせて、池上の自宅にある大きな二つの本棚をそのまま寄贈させていただきました。本棚の一方には、森嶋先生の著作を中心として配架し、もう一方の本棚には、経済学関連の英書と和書、経済学以外の学問分野ということを基準に大まかな分類を行いました。

これからこの文庫をどのように整理していくのかが大きな課題となっています。文庫世話人や賛同者のお願いをこれから行なっていくので、ぜひご協力いただきたいと思います。

森嶋瑤子さんには、10月1日（金）午後3時に成徳学舎の文庫開きにご出席、ご挨拶をいただきました。瑤子先生によれば、森嶋先生という人物は「日本に根ざした研究人」としての自覚と誇りをもって国際交流を推進し、また、学術的良心を守り抜かれ、同じ表現・内容の講義を絶対にしなかったそうです。このような講演記録も森嶋文庫に保存されています。

この伝統をしっかりと継承していくことが、当文庫の大きな目的のひとつとなります。先生の御手





稿・原稿を生かして、森嶋学の深みと厚みを、学術界、市民社会の共通の資産としてゆきたいと考えています。

森嶋先生の蔵書の核心は、全集をはじめとするご著書の全体像が提示できることであります。英文が多く、古典的な木製の本棚に並べてみると、その質と量に驚かされます。

洋書は、経済学と社会学の古典、研究書が多く、パレートの大作が特に目に付きます。和書は、日本の倫理思想、中国の道教など、儒教、儒学に関する研究書が多くあります。先生にとっては、数理経済学は入り口の一つに過ぎず、高田保馬社会学の伝統を継承しながら、独自の人的資本論や、株式会社経営論、日本経済の現実を踏まえた深い社会経済学的研究を志向されたように感じられました。

今現在、入口から正面の大きな本棚には森嶋先生のご著作が置かれています。右手の大きな木製の経済学の古典と現代がおさめられています。それと背をあわせた本棚には東西の社会学文献、あと、いくつかの書棚には日本歴史、日本地理、教育学文献などがあります。端的に言えば、古典文献の再生が森嶋文庫の特色であり、厚味のある伝統と革新を肌で感じができるでしょう。

Ⅱ 知識基盤型文庫としての意義

森嶋文庫の意義は、文庫それ自体のものだけでなく、独自の研究室として発展していくという役割があるということです。

「学術知の継承発展」のシステムとしての研究

室を再生するには、実績を挙げられた知識人の文庫を開き、教授の人脈ではなくて、学術知の魅力によって結集した研究教育人のネットワークを構築する必要があります。それは、教授の在籍された大学院にある必要はなく、後継を目指すものが場を見つけ、資金を集め、智慧や労力を持ち寄って、知識結いを実行するほかはないのです。

森嶋文庫の発足に当たり、先生の残された知的資産を集積し、さらに、共同研究の成果を年々付け加え、創造的な発展を目指すこと、そのために、全力を尽くすことが求められているのです。現在、若手を中心とした「森嶋学研究会」が毎週金曜日、成徳学舎にて行われております。今後、森嶋文庫だけでなく、日本の学芸を代表する各位の文庫が続々と誕生し、新たな世代による創造的な成果への熱意が生み出されることを期待します。

これまで行われた「森嶋学研究会」の概要は以下のとおりです。まず、テキストは今年、岩波現代文庫から出版された『なぜ日本は没落するか』を選びました。森嶋先生ならではの、日本の「成功」から「没落」への論理展開を真っ先に押さえおきたかったからです。

第一回目にはなんと、奥村宏先生が研究会に参加されました。奥村先生によれば、森嶋先生の「なぜ日本は成功したか」から「没落するか」への転換の論理がきわめて重要であり、日本が成功した中に没落の要因があるという見方が自分と一致しているとおっしゃっていました。つまり「日本を成功させた会社法人主義が内部から（例えば内部告発、非正規社員の増加などで）壊れ始めている」と。

第3回目まで瑠子先生もご参加くださいって、「森嶋学をなぜ学ぶのか?」という問題について深めました。瑠子先生のおかげで、森嶋先生との興味深いエピソードを直に聞くことができました。

森嶋先生は、マルクスの土台・上部構造論を、人間こそが土台である捉えなおし、さらに高田保馬の人口史観をもって日本の将来を的確に予想しております。日本が成功した背景には、日本人の精神に影響した「日本型儒教」があるとみて、そ

れを「中国型儒教」へと転換せずに、戦後安易にアメリカ型個人主義だけを輸入してしまい、日本人の精神が荒廃したと考察しています。

では、没落した日本が採るべき道は何か。それは東北アジア共同体です。奥村先生も森嶋先生の「アジア共同体」論に共感していましたが、この道には歴史的・民族的・経済的な障害があり、容易に実現できるものではありません。しかし、それをしない限り、日本はアジアの中で孤立し、没落すると森嶋先生は予言しています。

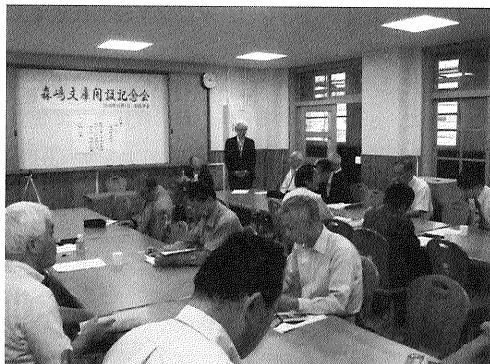
この研究会では、経済学や社会学、歴史学、教育学などの社会科学領域における学際的総合研究を目的としています。論理的でかつ実際的な「東北アジア共同体」論がいかに確立できるかが当面の課題です。

最新の研究成果に関しては、森嶋文庫HP
<http://econ.sub.jp/wordpress/>
 および池上惇ブログ

<http://kotoba.ruskincollege.org/>
 に随時アップデートしていく予定です。

これまでの活動記録は、国際文化政策研究教育学会の機関誌特別号として公開される予定です。この号に、文庫目録を掲載し、森嶋学の源泉となった思想や、歴史・記録・実践活動などを解明して、「日本思想史における森嶋通夫」の位置づけを試みようと考えております。

今後、従来の森嶋研究者だけでなく、これから経済学や経済論を学び、現場を踏まえた社会科学の研究を志す学生や若手研究者、ODらを結集して、「浪人塾」をつくっていきます。坂本竜馬の



海援隊ではないが浪人こそが次の時代の学術や教育を担えるのです。というのは、彼らには、既成の体制はない、新たなものを体得して研究し考究する機会や、そこで、形成される潜在能力があるからです。これを市民大学院の共同研究コミュニティとして発足させ、「浪人塾」で学んだことを素材とした論文を一人ひとりが執筆し、修士論文相当の水準に高めていきたいと考えています。

III 市民大学院と森嶋文庫

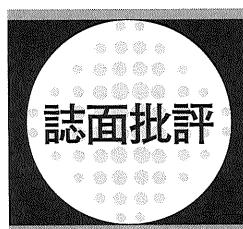
2011年4月に正式開校する市民大学院における文庫活動は、学術人が生涯をかけて蓄積された書籍や資料などの遺産を「学術文化財」として、市民の学習や「文化による‘まちづくり’」に活かそうという発想から生まれました。その第1号が森嶋文庫です。その意味で、森嶋文庫は市民大学院のモデル事業でもあります。すでに述べましたように、森嶋文庫は普遍的な知識基盤の宝庫ですので、個性的な創造的研究の典型事例となっていくでしょう。

これから、多くの学術人、経済人、行政人が、この大学院で多様な科目を講義され、研究成果をご出版になると思われます。そのお一人お一人が文庫を形成されておれば、その蓄積を、各地の「文庫開設」につなげることが出来ます。

これらの文庫が「塾」の知識基盤となり、人と人を繋ぐ交流の共通資本となれば素晴らしいことです。京都なら「町屋」がそれに相応しいかもしれません。この塾で、伝統の手仕事、お茶やお花、音曲が響き、路地や街路に「静かな賑わい」がもたらされるでしょう。

これは、ことによると「文化による‘まちづくり’」の真髄であり、ここから、創造的自立を目指す人材が誕生し、学術、芸術、発見・発明の波が始動し始めます。市民大学院のこの可能性をご理解いただき、関係各位の皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(いけがみ じゅん 所員,
 あらき かずあき 所友, ますだ かずお 所員)



「鹿児島から現代の貧困と環境を問う」 —『経済科学通信』No.123を読んで—

「鹿児島から現代の貧困と環境を問う」という前号の特集は、3月13日に鹿児島国際大学で開催された2010年春季交流集会報告にもとづくもので、この試みは地域から、一国レベル、さらには、国際レベルといった、ミクロからマクロにかけての（その逆もしかり）社会経済システム、さらには環境システムの課題について問うためのものであると理解している。ただし、批評の中身については、評者が執筆者の理解不足により、読者に誤解を与えること、的外れなものになつたりしているかもしれない。その点をお断りしたうえで、3名の執筆者の内容に言及していく。

はじめに、森岡孝二氏の「『強欲資本主義の時代とその終焉』を著して」について述べる。森岡氏は、自著の議論にもとづき、現代資本主義を、グローバリゼーション、情報通信技術革命、消費社会の成熟などと軌を一にして新自由主義の政策イデオロギーが猛威を揮い、金融と雇用の規制緩和が進み、株主本位・株主重視の企業経営が強まった1980年代以降の資本主義として取り出し、それを強欲資本主義として規定している。この規定により、現代資本主義の全体像と多面性を分析するための理論的枠組みを提供している。この分析枠組みにしたがうと、強欲資本主義は、1980年代に始まり2008年の金融危機の到来をもって終焉を迎えると同時に、資本主義は新しい時代（ポスト新自由主義時代）に入ったとみることができる。

強欲資本主義が終焉を迎えるなかで、森岡氏は、新しい経済社会を模索していくために、以下の点が重要になると指摘している。第一に、政府の役割と市場の役割をうまく組み合わせることで、民間企業の創意性やイノベーションを妨げることなく市場と企業を社会的・合理的に規制することに習熟すること。第二に、現代のコーポレーションの典型である巨大株式会社をシステムティックに改革していくこと、そのための条件として、企業評価のための情報開示が必要不可欠となる。第三に、「人間らしく働くため」の雇用改革として、サービス残業解消型のワークシェアリングの導入を提倡している。第四に、格差と貧困の改善を通じたワーキングプアの解消の課題として、貧困者に対する税の負担軽減措置や社会保障の給付の改善といったものをあげている。

森岡氏の議論は、現代資本主義の様相やポスト新自由主義の方向性を考えるうえで示唆に富んでいる。しかし一方で、氏が出されたいいくつかの提言を実行していくことが並大抵のことではなく、そのためには、社会全体の意識改革とそれにもとづく制度改革が不可欠であると率直に感じた。身近なところでは、ワークシェアリングの導入が難しいと同様に、育休制度をもっている企業でさえ、実際は男性社員の育休の取得が非常に難しいことを考えると、まずは国が率先して、社会全体の質を高めるような法制度を規定し、それが個別の主体に反映できる仕組みをつくっていくことが、今後の社会経済に求められるのではと思う。

次に、天羽浩一氏の「『子どもの権利』から『子どもの貧困』を見る」は、「子どもの貧困」を、「子どもの権利」というキーワードから説き明かすというものである。天羽氏は、「子どもの貧困」は、子どもが親や家族、世帯の所有物ではなく、人格と人権を有した存在であるとの認識の広がりによって初めて社会化できたと指摘している。

この認識の広がりは、子どもの貧困の再発見につながるのであるが、現在の子どもの貧困は、かつての先進国の子どもの歴史（南の国々の子どもたちの「絶対的貧困」）を再現したものではなく、それとは形質の違う新たな貧困（経済的貧困による発生する複合的困難：虐待、いじめ、ひきこもりなど）を社会に提示することになった、とみている。さらに、子どもの貧困は、単に個人や家族という領域の病理問題という自己責任に帰結させるのではなく、社会的不公正によって、子どもの人間としての権利（子どもが大切に育てられていない、必要な存在として扱われていないなど）が侵害された状態であると考察している。

1990年代以降、貧困が自己責任論の枠組みで扱われるのと同様に、子どもの貧困も親の自己責任として使われてきたことに氏は警笛を鳴らしている。子どもの貧困は、親の貧困、さらには親をとりまく社会環境の貧困によって規定されていること、また、子どもの養育の原点は社会的な養育責任であり、社会的な養育を受けることが子どもの権利であると結んでいる。

最近、子どもの虐待をめぐる新聞やニュースをみると、親の暴力が目立つ一方で、ニグレクトを扱うもの

も増えてきた。評者は、ニグレクトされている子どもは、家にいても満足に食事も与えられないし、家庭に温かみを感じないといったことで、家を出していく子どもたちが増えていけば、やがて彼らがストリートチルドレン化しないだろうかという危惧さえもっている。このような事態に陥らないためにも、天羽氏のいう「子どもの権利」の確立が早急に求められる、とつくづく感じた。

最後に、八尾信光氏の『グリーン・ニューディールの可能性—太陽光の有効利用を進め雇用を拡大しよう』について取り上げる。八尾氏は、はじめに、2008年のリーマン・ショック以降の景気後退や少子高齢化に伴う諸問題に対する、グリーン・ニューディール政策やシルバー・ニューディール政策の意義を説いている。しかしながら、氏の進める太陽光の有効利用が、これらの政策とどう関わってくるのか具体的に示されていなかったので、この点が示されていたら、議論の重要性がもっと読者に伝わったのではないかと率直に感じた。

ところで、八尾氏は、エネルギー需要の将来見通しについて、先進国水準に近づいた国から成長率を鈍化させていくこと、さらに、世界経済の実質的規模から、現在の数倍を超えて拡大していく可能性は小さいと予測している。そうすると、焦点となるのは、将来的に、一次エネルギーの消費が減っていくにしても、化石燃料が大量に使用されている現状は変わりないことから、環境にどれだけの悪影響を及ぼすのかということであり、その回避のために自然エネルギーへの転換が求められるという

ことになる。

これに対して、八尾氏は、化石燃料に代わるエネルギー源として、太陽光エネルギーの利用の可能性について述べている。太陽光発電の普及と高性能化、(風も波も太陽光に由来とする視点から)風力発電等の有効利用によって、国レベルでは石油やガスといった輸入代金の節約に、家庭や企業レベルにおいては電気代や燃料代を節約できることから、国民経済全体にとっての経済的ゆとりを生みだす。さらに、太陽光産業の振興は建設業やソーラー関連産業、電気工事等の仕事を創り出すことから公共事業の削減で打撃を受けている地方の経済を元気づけ、雇用の創出さらにはシルバー関連産業の振興に寄与すると結んでいる。八尾氏には、別の機会にでも、その可能性を現実のものとするために、太陽光エネルギーの包括的利用のためのシステムについて、また、それをどのように雇用促進や産業の育成に結びつけていくのかといったことについて論じていただければと思う。

以上の議論は、社会経済システムが内部から崩壊の危機に向かっていること、それから環境システムの破壊から人間の生存基盤が危機に瀕しているという課題についての問題提起であると評者は感じた。今後、我々は、地球の扶養能力を制約条件として、いかに持続可能な社会を構築していくのかという非常に困難な課題に取り組んでいかなくてはならない。

(阪本将英 所員 専修大学)

編集後記

▼今号のテーマである「雇用再生と神戸の震災復興」は、2010年9月に兵庫県新長田勤労市民センターで行われた第33回研究大会の報告本文を中心として特集を組んでおります。本大会は兵庫県立大学の全面バックアップを受け、最良の環境で大会を行うことができました。第1日目は「雇用再生のために企業に求められること」と題し、松浦章氏、佐藤真人氏、北野正一氏、高野剛氏にご報告をいただきました。4氏がそれぞれ立場・研究方法を異なる大変ユニークな共通セッションとなりました。同セッションを通して、雇用責任は労働者保護という観点からも当然問われるべきであるが、企業あるいは日本経済全体の健全な発展のために必要であるという結論が、実態分析のみならず経済理論的な考察からも得られたのではないかと思います。また、第2日目は「神戸の復興と神戸空港問題」として、池田清氏、高田富三氏、出口俊一氏にご報告をいただきました。神戸が今どのような

状態にあるのかが、詳細な統計データや政策の変遷の分析によって具体化され、明らかとなりました。「熱」のある報告と討論であった点も印象的でした。

▼2011年の3月19日と20日には、春季研究交流集会が東京の専修大学神田キャンパスにて開催されます。共通セッションは①「人間発達論の諸課題」と②「労働組合運動強化の課題」と決定されました。①はJSPS「アジア教育研究拠点事業」日中人間発達の経済学共同研究事業国内会議との共催となっており、多様な学問分野の方々からの報告が行われます。また、②については労働組合運動の最前線にいる組合活動家に加え、労働組合運動を第一として分析されてきた研究者の方々からもご報告いただく予定です。どちらの共通セッションも、基礎研が担うべき研究領域であるとも言えます。ふるってご参集ください。

(中野裕史)

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送または電子メールでお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。
- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。筆者校正時に、その旨とご希望部数をご連絡ください。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート5000円、研究動向・書評2000円

経済科学通信 第124号 2010年12月25日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄

副編集局長 角田 修一 藤岡 悅

編集局員 大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史

森本 壮亮 佐々木雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

印刷所 モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

時代はまるで資本論

——貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編

一五二〇円

「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴァイバル。新しい「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

クレジット・クランチ 金融崩壊

——われわれはどこへ向かっているのか?

グレアム・ターナー著／姑蘇曉／渡辺雅男訳

一四一五円

新自由主義者たちの資本の自由な移動、高賃金から低賃金への生産のシフトが総賃金＝総需要を減少させ過剰な信用供与をもたらさずにはいられない構造を明確にした好著。

階級政治!——日本の政治的危機はいかにして生まれたか

渡辺雅男著 二五二〇円

市民社会と福祉国家

——現代を読み解く社会科学の方法

渡辺雅男著 三〇四五円

国際平和と「日本の道」

——東アジア共同体と憲法九条

望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 一五二〇円

経済統計学

——基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四五円

金融危機のレギュレーション理論

——日本経済の課題(仮題)

二〇一年一月刊行予定

宇仁宏幸・山田銳夫・磯谷明徳・植村博恭著 三三六〇円

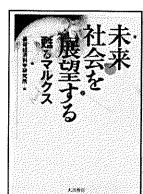
近刊

未来社会を展望する

甦るマルクス

基礎経済科学研究所編

執筆者(○)大西広／大谷禎之介／松尾匡／神山義治／小松善雄／荒木一彰／増田和夫／富沢賢治／的場信樹／李炳炎／有井行夫／芦田文夫／高田好章
マルクスが資本主義の根本批判を通じて展望した未来社会像(自由人の連合)を21世紀未来社会論として展開する意欲的労作。46判・2800円



・グラムシ『獄中ノート』研究

思想と学問の新地平を求めて

鈴木富久著
(桃山学院大学教授)

『獄中ノート』の多様な論題を細密に検討するなかで、そこに潜む深遠なグラムシ思想の論理の一貫性とその内的体系性を解明する。A5判・4800円

●リーマンショック後の現状を検証する

改訂新版 岐路に立つ日本経済

北村洋基著
(慶應義塾大学教授)

リーマンショック後の世界大不況のもとでの日本經濟の危機的状況とその打開策を提起する最新の日本経済論。大学のテキストに最適。A5判・2600円

職業教育と商業高校

●商業教育の歴史と現状を検証する

番場博之著
(駒澤大学教授)

新制高等学校における商業科の変遷と商業教育の変容
産業構造・就業構造の変容とともにあって岐路に立つ
商業教育と商業高校の歴史と現状を検証し、今後の
職業教育のありかたを探る。46判・3400円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前

TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878

図書出版

昭和堂

郵便振替 01060-5-9347 * 定価は税5%込価格

http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/

税別価格 東京都文京区本郷2-11-9 電話 03(3813)4651(代表)

大月書店

メールマガジン配信中(登録はHPから)
http://www.otsukishoten.co.jp/

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 価格税別表示

長島誠一「著」

社会科学入門 現代の社会システムと アンシエーション

現代社会を、現代経済を、より深く、より原理的に理解するための入門講義。

有井行夫「著」

マルクスはいかに考えたか 資本の現象学

批判的社會認識におけるマルクスの方法をラディカルにとらえかえし、20世紀マルクス主義のマルクス理解を問う。キーワードは、実証主義批判としての唯物論。

重田澄男「著」

再論 資本主義の発見 マルクスと宇野弘哉

「資本主義」はマルクスによって「発見」された。いかにしてか。マルクスの「資本主義」と宇野弘哉の「資本主義」、どこが違うのか。そして現代資本主義とは。

森岡孝二「著」

強欲資本主義の時代とその終焉

「強欲資本主義」と化した現代資本主義の〈現代性〉と〈多面性〉を労働と消費の視点から明らかにし、ポスト新自由主義の新しい経済社会を探求する。

四六判上製・2700円

テス・リッジ（イギリス・バース大学）「著」

四六判上製・3200円

子どもの貧困と社会的排除

中村好季・松田洋介「訳」／渡辺雅男「監訳」

長島誠一「著」

エコロジカル・マルクス経済学

福田泰雄「著」

コーギー・ホーリー・グロー・バリゼーションと 地域主権

A5判上製・3400円

A5判上製・3200円

季刊 経済理論 第47巻第4号 (2011年1月) 特集○カレツキ経済学の現代的評価

経済理論学会「編」

B5判並製・2000円

特集にあたって

カレツキアン・モデルの新しい展開

——ストック・フロー・コンシステント・モデル 大野 隆／西 洋
カレツキアン・モデルにおける短期・中期・長期 佐々木啓明
カレツキとマルクス 「カレツキの政治経済学」再論
栗田康之
山本英司

池田 毅